

第5次

高畠町地域福祉計画・高畠町地域福祉活動計画

令和6（2024）年3月

高畠町・社会福祉法人高畠町社会福祉協議会

ごあいさつ

だれもが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、お互いにつながり、支え合うことが大切です。しかしながら、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行や価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境はより複雑になっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域のつながりも希薄になっています。



第5次計画では、実行性のある計画を目指し、町民の方々と一緒に地区の強みや弱みを話し合う「地域づくりワークショップ」を6地区で開催しました。多くの方々に参加いただき、地域課題の解決策を共に考え、地域福祉は地域づくりであり、地域の活性化につながることを再認識する場となりました。

本計画では、多くの方々の声を反映し地域福祉の力を高めていくため、「つながる」「つなげる」をキーワードに、どこに相談してもちゃんとつながる相談窓口やその後の継続的な支援体制といった包括的・重層的な視点、防災力向上のため自助から公助までがつながることでの安全・安心なしくみづくり、そして地域の課題を関係機関が共有してつながることでの地域全体で支え合い助け合うしくみづくりを重点項目として掲げるとともに、施策として目標に向けた取組内容を示し、それぞれの役割を明確に表しています。

みんなに『気づく』ことで、誰一人取り残されることなく支援につなげることが出来ます。みんなが『つながる』ことでお互いを理解し、信頼関係が築かれ、安心なしくみをつくることができます。そして、みんなが『支え合う』ことで、どんな課題や困りごとがあったとしても、地域の中で解決に導く持続可能な体制をつくることができます。この基本理念の実現を目指して、『笑顔にあふれるまち』をみなさんでつくっていきましょう。

最後に、本計画策定にあたりご尽力をいただきました推進委員のみなさまはじめ、関わっていただきました多くの関係機関と関係者のみなさまに心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

高畠町長 高梨 忠博

ごあいさつ

今日、様々な社会情勢の変化を背景に、福祉ニーズは多様化し、制度のはざまの問題や複雑で複合的な問題など、これまでの公的な福祉サービスだけでは対応しにくいケースが増えています。高齢化や人口減少が急速に進み、地域・家庭・職場など人々の生活領域における互助の基盤が弱まっている中で、人と人とのつながりの希薄化がますます助長されているように思います。一方、頻発する自然災害によって、避難行動時の声掛けや安否確認、避難生活における助けあいなど、これまで培ってきた地域コミュニティによるつながりの重要性が改めて認識され、日頃からの住民同士の関わり合いの大切さがクローズアップされています。



住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らし続けていくことは、誰もが望んでいることです。住みやすい地域をつくるには、行政のみならず、地域住民や地域の福祉関係者、サービス事業所や民間企業、関係機関など地域を構成する様々な主体が有機的につながり、協働しながら、福祉課題の解決に向けたしくみや体制の構築に取り組む必要があります。国が提唱した「地域共生社会の実現」では、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながりながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく包括的な支援体制の構築に努めるよう求めています。

このような状況を踏まえて策定された第5次高島町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、「気づき つながり 支え合う 笑顔にあふれる まち」を基本理念に、住民一人ひとりが地域の生活課題に気づき、自分たちの問題として捉え、その課題の解決を図るためのつながりづくりや支え合いの輪の構築、支援のしくみづくり、社会参加の促進など、包括的な支援体制を地域と一緒に作り上げ、実践するための計画となっています。地域のあらゆる方々の参画を得ながら、基本理念の具現化に向けて高島町の地域福祉をこれまで以上に推し進めてまいりますので、町民の皆さま及び地域福祉に関わる多くの皆さまの更なるご理解と活動へのご参加をお願いいたします。

結びに、本計画策定にお力添えをいただきました高島町福祉のまちづくり推進委員会委員長の立教大学コミュニティ福祉学部西田恵子教授を始め、推進委員の皆さま、まちづくりワークショップへの参加や町民アンケートにご回答いただいた皆さまなど、策定にあたって参加・ご協力いただきました全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月 社会福祉法人高島町社会福祉協議会

会長 神保 一雄

ごあいさつ

第5次高畠町地域福祉計画・高畠町地域福祉活動計画が策定されました。おめでとうございます。

この度の計画は第4次高畠町地域福祉計画・高畠町地域福祉活動計画を継承しながら、いくつかの新しい基軸を打ち出すものになりました。その背景には、高畠町においても日本の多くの市町村と同様に人口の縮小と高齢化が一層進んでいること、世界を席捲した新型コロナウイルスの感染拡大が町民の生活に多くの影響を与えたこと、これまでほとんどなかった自然災害が高畠町でも起きるようになったこと、系統的に取り組んできた福祉の実践から提起されるようになった政策の動き、などがあげられます。また、町民の皆さまにご協力いただいたアンケート調査では、安心して暮らしていく上で問題になっていることや今後への不安や心配ごとなどが、従前よりも高まる傾向にあることが把握されています。自然豊かで歴史文化にあふれ、人と人の気遣いを大切にする高畠町が、福祉のまちとして今後さらに魅力的で豊かであるように、時代の大きな移り変わりの波をとらえながら、計画は構想されました。



地域福祉計画は福祉の各分野の共通事項を定めるということで各福祉関連計画の上位計画であると法律で位置づけられていますが、法律に拠るだけでなく、地域福祉を進めていく上で欠かせない「広義の福祉」を広げていくための総合的な社会福祉の計画であり、各分野と横断的に取り組んでいく御旗だということです。それは「福祉」の領域を越えて保健、医療、教育、文化、産業等、他領域との連携を積極的にとらえるものでもあります。第5次計画では、「狭義の福祉」（福祉関連法制度に定められたもの）にとどまらないアプローチを大切にしています。もちろん社会福祉の基本は「狭義の福祉」の確実な遂行ですから、「狭義」と「広義」の両方を追求していく必要があります。このような視座を第5次計画の策定過程では大切にしていました。

複眼的な視点をもった5次計画で特に重要なところは、高畠町域の福祉を進めていくには6つの地区の福祉を進めていくことが必須だと考えている点です。日常生活圏域の福祉的な要素にあらためて着目し、それぞれの地区の住民の方々が自分たちの望む福祉的環境を工夫しながら創りあげ、動かしていくことが期待されています。実際、2023年の夏から秋にかけて、高畠・二井宿・屋代・亀岡・和田・糠野目の各地区で開催した地域づくりワークショップでは、どの地区も生活経験に基づいた問題の指摘や地域づくりのプログラムの提案がなされ、素晴らしい場になっていました。先走るようですが私は各地区の福祉のまちづくり計画ができると思っています。

最後に、計画策定に常に変らず全力をあげて関わり積極的にご発言くださった福祉のまちづくり推進委員会の委員の皆さま、そしてアンケート調査・インタビュー調査・ワークショップにご協力くださった皆様さまに、尊敬の気持とともにお礼を申し上げます。この計画態勢がなければこの計画は将来に必要な内容を備えることができなかつたことでしょう。この計画が確実に動いていくことを楽しみにしています。

令和6（2024）年3月 高畠町福祉のまちづくり推進委員会 委員長
立教大学 コミュニティ福祉学部

教授 西田 恵子

【目次】

第1部 総論	1
第1章 計画の趣旨	3
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
3 社会福祉法上の位置づけ	5
4 地域福祉計画に新たに盛り込むべき事項	8
第2章 計画の概要	9
1 計画の位置づけ	9
2 計画の期間	10
3 地域福祉を進めるうえでの地域の範囲	10
第3章 計画の策定方法	11
1 地域福祉課題・特性把握の視点及び手法	11
2 計画の策定体制	11
第4章 計画の基本理念	13
1 計画の基本理念	13
2 基本理念実現のための基本目標	14
3 計画施策の体系図	16
第5章 基本理念の実現促進に向けた重点プロジェクト	18
重点プロジェクト 1 ～みんなに『気づく』こと～	19
1 設定の背景と目指す姿	19
2 取組の展開	20
重点プロジェクト 2 ～みんなが『つながる』こと～	21
1 設定の背景と目指す姿	21
2 取組の展開	21
重点プロジェクト 3 ～みんなが『支え合う』こと～	23
1 設定の背景と目指す姿	23
2 取組の展開	23
第6章 計画の推進	26
1 計画の推進体制	26
2 計画の評価	26
第2部 各論	27
第1章 気づきとつながりのきっかけづくり	29
1 人と人とのふれあいの場づくり	29
2 困りごとの気づきにつながるあいさつと声がけの推進	30
3 見守り体制の充実	31

4	孤立しない・させないためのしくみづくり.....	32
5	みんなに伝える・伝わる福祉情報の発信.....	33
第2章	みんながつながり・つなげる支え合いの推進.....	34
1	お互いさまの関係づくり.....	34
2	みんなが持っている力を発揮できる環境づくり.....	35
3	多様なボランティア育成や NPO の支援.....	36
4	多様性・多機能性のある居場所づくり.....	37
5	地域の課題をみんなで解決するための学びの場づくり.....	38
第3章	困りごとを受け止めみんなで助け合う体制づくり.....	39
1	何でも受け止める相談体制の推進.....	39
2	関係機関とつながり支える体制づくり.....	40
3	困っている人に寄り添う継続的な支援のしくみづくり.....	41
4	地域で支え合うしくみづくり.....	42
第4章	いきいきと暮らせるところとからだの健康づくり.....	43
1	心と体の健康を保つための取組の推進.....	43
2	悩みを抱える人を支えるしくみづくり.....	44
3	S O S に気づくための学びの場づくり.....	45
4	みずから積極的に活動に参加する意識の醸成.....	46
5	生涯学習・生涯スポーツの充実.....	47
第5章	福祉のまちづくりを担う次代の人材の育成.....	48
1	地域ぐるみでの子育ての推進.....	48
2	子育て支援の充実.....	49
3	世代を超えた地域の人との交流の推進.....	50
4	家庭・地域・地区公民館・学校と連携した福祉活動の推進.....	51
5	若者がみずから参画しやすいしくみづくり.....	52
第6章	みんなが安心して暮らせる環境づくり.....	53
1	防災の意識を高める取組の推進.....	53
2	日頃から顔の見える地域の関係づくりの推進.....	54
3	住宅や公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進.....	55
4	犯罪予防と被害防止の取組の推進.....	56
第7章	一人ひとりが大切にされる環境づくり.....	57
1	障がいを知り差別をなくすための取組の推進.....	57
2	高齢者・障がい者・児童の虐待防止の推進.....	58
3	みんなの権利を守る取組の推進.....	59
4	多様性を理解するための取組の推進.....	60
第8章	基本計画における指標.....	61
1	基本理念実現のための基本目標.....	61

第3部 地区の現況・課題等..... 65

第1章	とりまとめ項目について.....	67
-----	------------------	----

1 地区の現況	67
2 地区の課題・できること・つながれること（地域づくり座談会〔ワークショップ〕から）	67
3 地区別の町民アンケート結果〔抜粋〕（地域づくり座談会〔ワークショップ〕資料）	67
4 地区公民館ヒアリング結果による現況・課題等	68
第2章 高畠地区の現況・課題等	69
1 地区の現況	69
2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）	70
3 地区別の町民アンケート結果〔抜粋〕	71
4 地区公民館ヒアリング結果	76
5 地域活動の状況	77
第3章 二井宿地区の現況・課題等	78
1 地区の現況	78
2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）	79
3 地区別の町民アンケート結果〔抜粋〕	80
4 地区公民館ヒアリング結果	85
5 地域活動の状況	85
第4章 屋代地区の現況・課題等	86
1 地区の現況	86
2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）	87
3 地区別の町民アンケート結果〔抜粋〕	88
4 地区公民館ヒアリング結果	93
5 地域活動の状況	93
第5章 亀岡地区の現況・課題等	94
1 地区の現況	94
2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）	95
3 地区別の町民アンケート結果〔抜粋〕	96
4 地区公民館ヒアリング結果	101
5 地域活動の状況	101
第6章 和田地区の現況・課題等	102
1 地区の現況	102
2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）	103
3 地区別の町民アンケート結果〔抜粋〕	104
4 地区公民館ヒアリング結果	109
5 地域活動の状況	110
第7章 糠野目地区の現況・課題等	111
1 地区の現況	111
2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）	112
3 地区別の町民アンケート結果〔抜粋〕	114
4 地区公民館ヒアリング結果	119
5 地域活動の状況	119

データ編.....	121
1 高島町の人口の動向	123
2 住民アンケート調査結果（抜粋）	129
3 住民アンケート調査結果の講評.....	163
4 各種団体アンケート調査結果（抜粋）	165
5 庁内関係課等ヒアリング結果.....	173
参考資料.....	179
1 策定経過	181
2 高島町福祉のまちづくり推進委員会設置規則	183
3 策定協力者名簿（敬称略、順不同）	184
4 委員メッセージ.....	185

第1部 総論

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」は高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉といった従来の「行政の枠組み」を超えた“地域の視点”からの効果的な取組、公私協働による地域一体的な取組を具体的に進めていくための計画です。

これまで本町は、平成17（2005）年3月に第1次、平成21（2009）年3月に第2次高島町地域福祉計画を、小委員会を持つ地域福祉計画策定委員会を立ち上げ、「次世代育成支援行動計画」や「障がい者プラン」などの関連する計画を有機的に連携させながら策定してきました。

第3次高島町地域福祉計画は、平成26（2014）年3月に、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を共通の理念のもと地域の実情に実効性のある内容で一体的に策定し、町民及び事業者、社会福祉協議会、行政などとの連携・協働をより強固にした計画としました。

第4次高島町地域福祉計画は、各福祉計画の上位計画として位置づけ、自助・互助・共助・公助を明記し、それぞれが役割分担しながら手を携えて地域福祉の推進に取り組む計画としました。

こうした取組を進めるなか、近年、少子高齢化、核家族化がさらに進むことによって、“支えあう力”が弱まり、“困りごと”を抱えてしまったときに支援につながるきっかけが少なくなってきました。また、一人ひとりの抱える“困りごと”は複雑化しており、全てを行政サービスで対応することが難しくなってきました。

また、3年にもわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との関わりが希薄になり、地域の互助のしくみが弱まり、簡素化されてきました。

こうした状況のもと、第4次高島町地域福祉計画の計画期間が令和5年度で終了することに合わせ、改めて高島町の福祉分野における統一的なビジョン・目標、そして分野別個別計画との施策調整を図りながら、地域内の様々な“社会資源”を連携させ、多様化する生活課題やニーズを発見し、行政や町民、関係機関等がそれぞれの役割を担いながら、地域全体での支え合いや助け合いを進めるための計画が求められています。

そのため、新たに「第5次高島町地域福祉計画・高島町地域福祉活動計画」を策定し、社会福祉法に定められている目的や国・県の動向、高島町の状況等を的確に把握し、「つながる」「つなげる」をキーワードに、住民にとって身近に感じられる地域福祉をわかりやすく伝える計画とすることを目的に策定するものです。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、町が主体となって地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画であり、地域福祉活動計画は、住民参加のもとに、社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域コミュニティによる主体的な活動、行動のあり方を定める計画です。

両計画は地域福祉の推進を目指すものであり、住民の参加を得ながら地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念、地域住民の参加による福祉活動やそれに対する支援策などを位置づける必要があります。

本計画においては、地域福祉の推進を全町的に進めていくために、高畠町社会福祉協議会と協同で改訂し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に作成するものとします。

地域福祉とは・・・地域づくり

「福祉」という漢字は、「福」も「祉」も、どちらも「幸福」や「しあわせ」を意味します。

「福祉」は英語にすると、「welfare(ウエルフェア)」という言葉になるそうです。

この「welfare(ウエルフェア)」という言葉は、「well=よく」という言葉と、「fare=生きる」という言葉が合わさってできた言葉で、「よりよく生きる」という意味となるそうです。

人それぞれ「しあわせ」の価値観は異なります。ほかの人の「しあわせ」を自分の価値観で決めるのではなく、相手の声に耳を傾け、寄り添い、認めることが、相手に対する「ふくし=しあわせ」につながっていきます。

だれもが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らしていくために
隣近所、地域住民、地域の団体、ボランティア、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、
行政などがつながって、様々な活動が重なり合い、おぎない合って

お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら
支え合い、つながりあう社会を実現しようとするものです。

① だんの・ふつうの ② らしの ③ あわせ

3 社会福祉法上の位置づけ

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議のうえ、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられました。

また、上記法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第一百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として運営されており、事業の企画・実施、福祉活動への住民参加のための支援、普及・宣伝などの役割が求められています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 地域福祉計画に新たに盛り込むべき事項

新たに策定する地域福祉計画では、以下の各事項を盛り込むことが求められています。

本計画ではその趣旨を汲み取り、本町の現状に照らし合わせ、可能な限り計画に盛り込むこととします。

(1) 重層的支援体制整備事業

社会福祉法改正（令和3年4月施行）により、重層的支援体制整備事業（新事業）が創設されました。支援体制を整備するために、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、3つの支援を一体的に実施することが求められています。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。（※以下、略。）

(2) 成年後見制度利用促進

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定（令和4年3月25日）により、市町村においても成年後見制度に関する計画の見直しが求められています。成年後見制度に関する計画は、地域福祉計画改訂時に内包し、一体的に推進する自治体もあります。

また、第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要では、成年後見制度の利用促進に向けて優先して取り組む事項として、①任意後見制度の利用促進、②担い手の確保・育成等の推進、③市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、④地方公共団体による行政計画等の策定、⑤都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進、が示されています。

(3) 生活困窮者支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後、生活困窮者に対する自立に向けた支援がますます重要になっています。

生活困窮者に対する自立の支援は、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの多様な状況に応じた支援が必要です。

(4) ひきこもり支援

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の閣議決定（令和3年6月18日）により、各市町村においては、令和4年度から内容を拡充するひきこもり支援推進事業を積極的に活用し、相談窓口の設置や官民が連携した支援体制の構築について推進することが求められています。

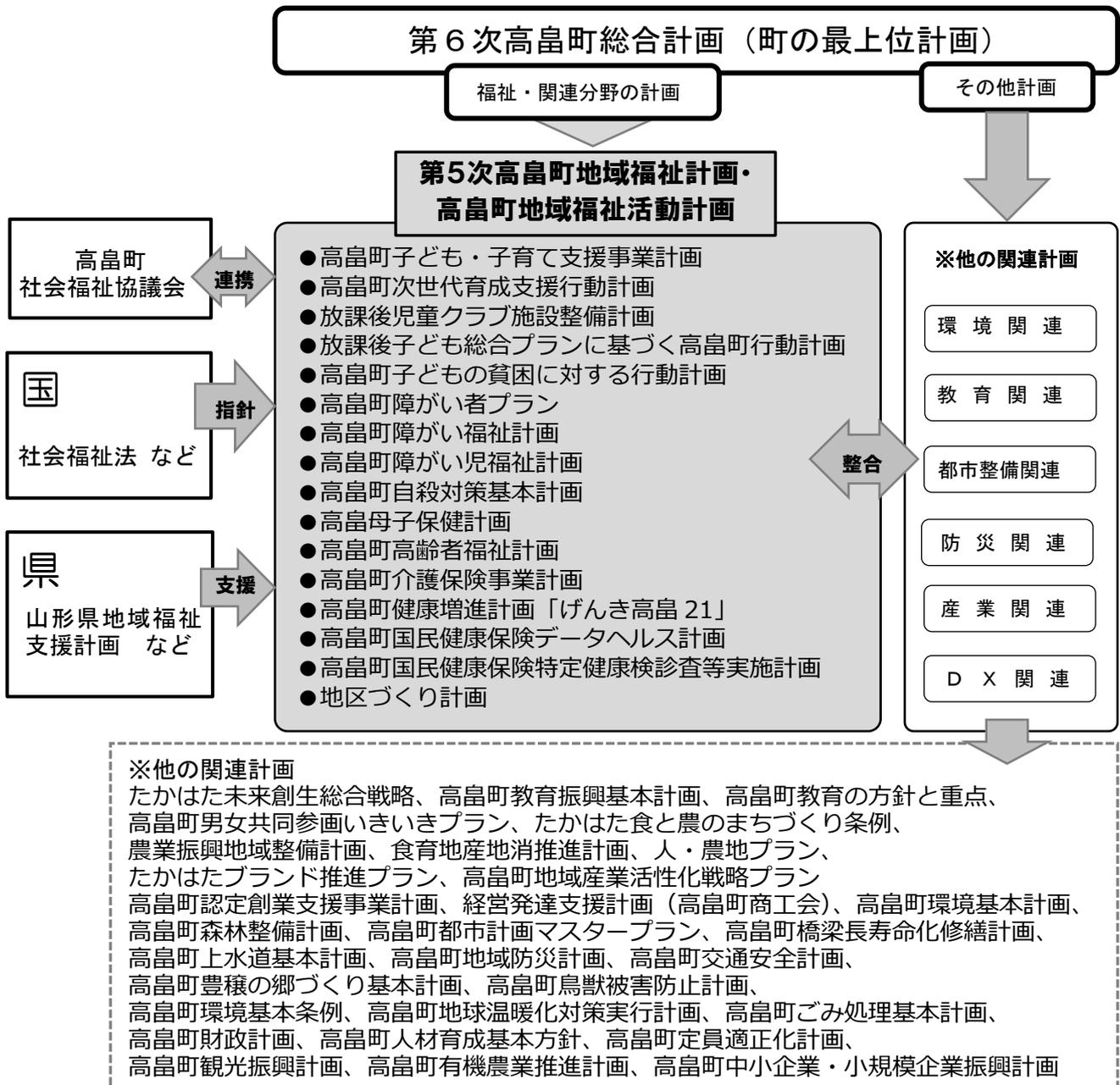
第2章 計画の概要

1 計画の位置づけ

地域福祉計画は「第6次高畠町総合計画」を福祉分野から推進するための計画です。

また、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられるとともに、「高畠町高齢者福祉計画・高畠町介護保険事業計画（第9期）」、「第4期高畠町障がい者プラン」、「高畠町健康増進計画（第2次げんき高畠21）」、「第2期高畠町子ども・子育て支援事業計画（高畠町次世代育成支援行動計画・放課後子ども総合プランに基づく高畠町行動計画・高畠町子どもの貧困に対する行動計画）」、「第2次高畠町自殺対策計画」、「高畠町地域づくり計画」、「高畠町空き家等対策計画」などの関連する計画と高畠町地域防災計画等との整合性を図られたものとしてします。

本計画と国、県、本町の関連計画等との関係



2 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5か年とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化、制度改正など必要に応じて見直し、「高畠町総合計画」との整合性を図ります。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画						
評価	評価					
次期計画準備		第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画				
		評価	評価	評価	評価	評価
					次期計画準備	

3 地域福祉を進めるうえでの地域の範囲

本町には高畠・二井宿・屋代・亀岡・和田・糠野目の6地区があります。それぞれに歴史があり、生活に密着した社会資源や人と人とのつながり、あるいは対応が求められている課題があります。

地区に備わっていること、また足りないことが日頃の生活に直接影響を与えます。例えば人との会話、必要なものの入手、外出の移動手段、安全につながる行動などです。これらは住んでいる一人ひとりの「ふくし」の状態に表れます。これまでも高畠町の各地区では日常生活が普通にありました。その中にはあたりまえの行動として高齢者や子どもの見守りや声かけなどがなされ、お互いを支えてきました。一方で個人や家族や近隣では解決が困難な問題には専門的・組織的な対応が求められ、地区にある社会資源ではまかなえないことがあります。これらは地区を越えて町全域での対応が必要です。

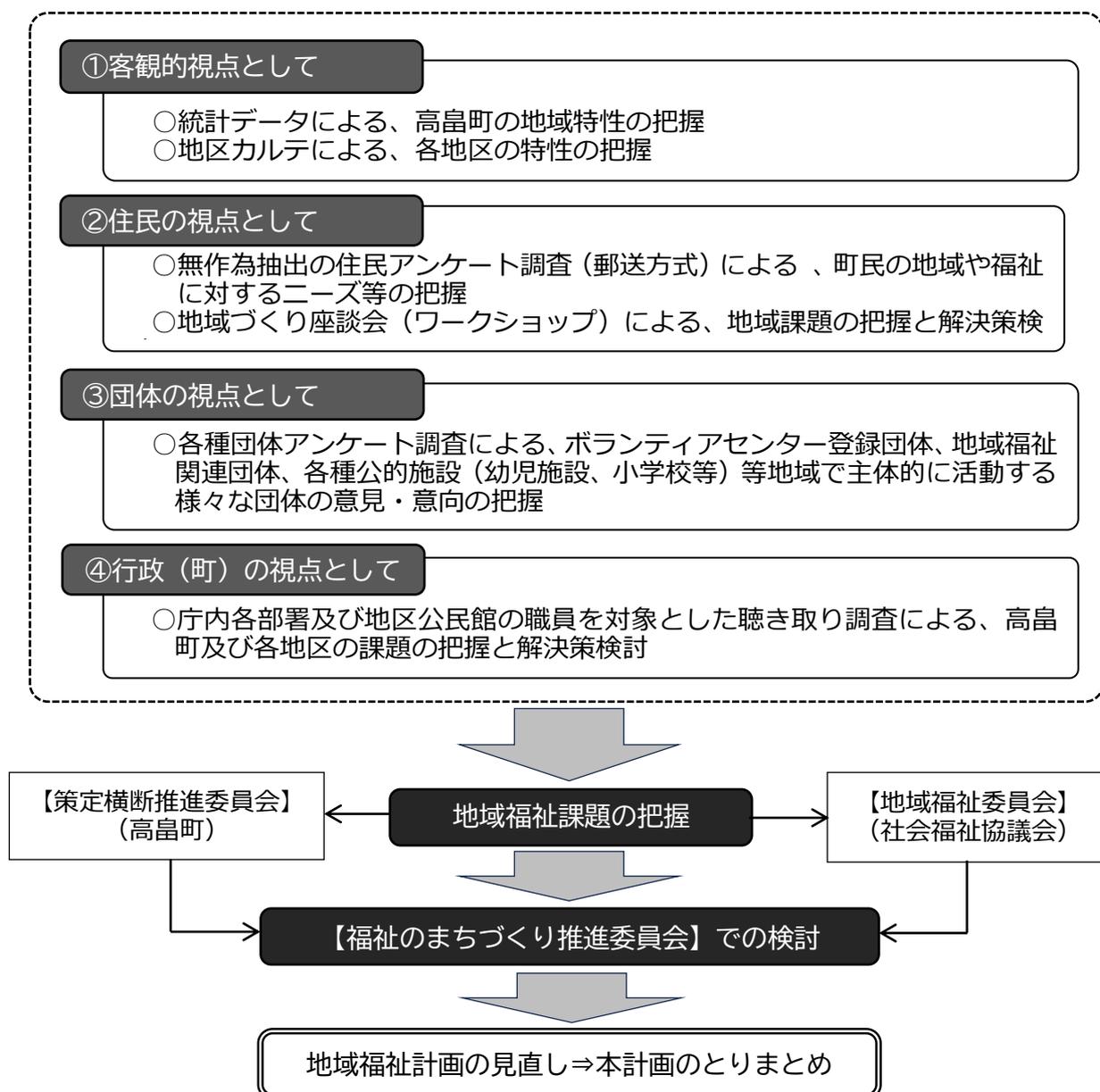
本計画は第4次計画と同様に高畠町の福祉の推進を町域と地区の連結を基盤として重層的に描き、取組みます。

第3章 計画の策定方法

1 地域福祉課題・特性把握の視点及び手法

自助・互助・共助・公助の連携を大切にした福祉のしくみづくりを行う地域福祉計画の見直しにあたり、4次計画のこれまでの進行管理と評価をふまえながら、地域住民等の意見・意向を十分に把握し、課題や取り組みの可能性を明らかにするため、各種調査とワークショップを実施しました。

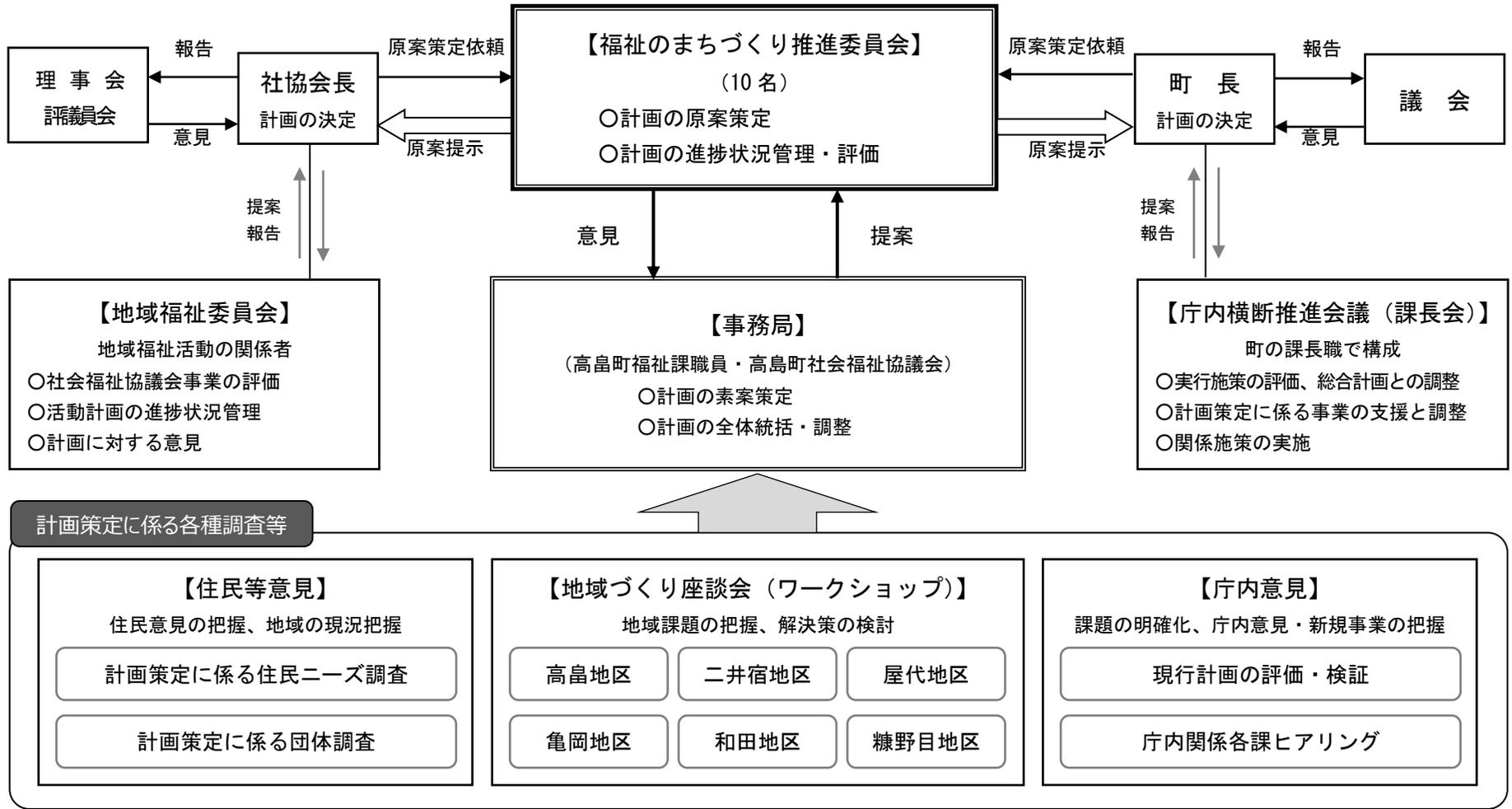
それと併せ、庁内各部署へのヒアリングを実施し、全庁的な視点での課題の明確化と共有を図りました。



2 計画の策定体制

以下の策定体制に基づき、高畠町地域福祉計画・高畠町地域福祉活動計画を策定しました。

【策定体制図】



第4章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

高畠町のまちづくりにおける最上位計画である「第6次高畠町総合計画（平成31年度～令和10年度）」においては、『ゆきかう「またね∞」 あふれる「うふふ∞」』が将来像として掲げられています。

この将来像には、『たくさんの「またね」がゆきかい、活気に満ち、しあわせを実感している人であふれている。そんな高畠町をみんなで一緒につくりあげていく。』という思いが込められています。

「第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、町で暮らす人・働く人・訪れている人・ふるさとの人・町に関わりのあるだれもが安心できる環境のもと、心豊かに暮らし、一人ひとりが健やかで、まわりの人を気にかけて、あいさつをかわし声をかけあい、ゆるやかにつながりながら支え合い、年を重ねても自分らしくいきいきと暮らし、地域で子どもを大切に育て、そして、みんなで居心地のよい未来を目指したまちづくりを進めている。そのような高畠町の実現に向けた地域福祉の増進を基本理念の内容とします。

「第5次高畠町地域福祉計画・地域福祉活動計画」はこの基本理念を次の言葉で表し、掲げ、高畠町における地域福祉の力を高めていきます。

気づき つながり 支え合う 笑顔にあふれる まち

2 基本理念実現のための基本目標

本計画の基本理念『気づき つながり 支え合う 笑顔にあふれる まち』の実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げます。

基本目標1 気づきとつながりのきっかけづくり

ともに生活する地域の中で、互いを思いやりつながりを持ち続けるために、あいさつと声かけを積極的に進める意識を高めることで、だれも孤立しない生活環境づくりを進めます。そのために、地域の住民が日頃からふれあうことができる場の充実に努め、併せて見守りが自然とできている、安心な環境づくりを進めます。

基本目標2 みんながつながり・つなげる支え合いの推進

一人ひとりが互いを思いやり、自らができることを協力し合って地域を維持するという意識の醸成を図るとともに、それを実現するためのボランティアやボランティアグループ、市民活動組織の育成と支援に努めます。その過程には専門機関・団体等が伴走する体制を確保します。

また、地域の様々な問題を解決し課題を克服するためのしくみと居場所づくりの推進と充実に努め、住みよい環境づくりを進めます。

基本目標3 困りごとを受け止めみんなで助け合う体制づくり

困りごとは誰にも生まれる可能性のあるものです。困りごとを自分の力で解決しようと努めるとき、いつでもどんなことでも相談できる場や窓口が地域にある体制を確保します。相談された側は困っている人に寄り添いながらも抱え込まず、多面的な視点をもって問題の解決策を関係機関・団体と連携して講じます。状況に応じた継続的な支援体制をつくります。

基本目標4 いきいきと暮らせるところとからだの健康づくり

悩みを抱える人がためらうことなく SOS を発信し、声を上げることのできるしくみと環境を整えます。併せてそれを受け止める住民の意識と対応する力の醸成を図ります。

また、ところとからだの健康であり続ける環境づくりのために、地域活動の機会や選択肢を増やし、社会参加に積極的になる意識の醸成を図ります。

基本目標5 福祉のまちづくりを担う次代の人材の育成

誰もが安心してくらする福祉のまちには福祉を支える幅広い層の人々が欠かせません。見守りやちょっとしたお手伝い、あるいは職業として携わるなど、支え方は多様にあります。世代を超えた交流などにより、人を思うやさしい心を育み、自分のいる場所で必要な行動がとれる力量づくりを図ります。

また、日常生活圏域での交流をはかるため、参加しやすい地区の活動の拡充や開発を進めます。参加者の声を大切にしながら、領域を越えた連携による地域福祉プログラムを蓄積します。若い世代の参加を促進します。

基本目標6 みんなが安心して暮らせる環境づくり

水害など災害が起きたときに子どもから高齢者まですべての住民の生命が守られるとともに、二次被害が生じないなど災害の拡大を防止する地域づくりを強化します。被災で心身に負担を負い生活に困った場合の相談が総合的にできる体制の整備を併せて図ります。また、犯罪の少ない本町の状況がこれからも続くよう、日頃から人と人がお互いを思いあい親しく交流する関係づくりを進めます。

また、住宅や公共施設をはじめあらゆる場でのバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進を図ります。

基本目標7 一人ひとりが大切にされる環境づくり

高齢者や障がい者、子どもなど、自分の意思や意見を尊重されにくい立場にある人の力を大切に、本人の福祉の最大の確保を目指した総合的な支援を進めます。

また、虐待防止を徹底するとともに、認知症、精神疾患、知的障がい、機能低下などによって自己判断能力に課題がある人の財産を保護する取組の推進に努めます。

住民一人ひとりの権利を守り、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）と多様性（ダイバーシティ）を大切にすまちづくりを進めます。

※用語解説【社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）】

経済社会の構造変化が進む過程で、地域や職場、家庭での「つながり」が薄れる状況が進んでいます。日本国内はもとより世界的にも様々な問題が複合的に表れて人々を社会の周縁に追いやる「社会的排除」の危険性が増大しています。

この問題に対して住民一人ひとりが高畠町の大切なメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが不可欠だと考え、改善と解決を図ります。これらの一連の取組を「社会的包摂」といいます。

※用語解説【多様性（ダイバーシティ）】

年齢、疾病・障がい、性別、性的指向、心身機能、経済状況、就労状況、生活様式、宗教、民族、人種、経歴など人の社会的位置に関わる特徴や傾向は幅広くあります。これまでの社会は画一的なとらえ方をとることが多く、そのことによって社会参加を阻害され、抑圧を感じて生きづらさが増す人々は少なくありませんでした。「多様性の尊重」という価値観を共有することで、様々な配慮を行い、この問題の改善や解消を図ろうとしています。

3 計画施策の体系図

基本理念と基本目標の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

基本目標	施 策
1 気づきとつながりの きっかけづくり	(1)人と人とのふれあいの場づくり
	(2)困りごとの気づきにつながるあいさつと声かけの推進
	(3)見守り体制の充実
	(4)孤立しない・させないためのしくみづくり
	(5)みんなに伝える・伝わる福祉情報の発信
2 みんながつながり・ つなげる支え合いの推進	(1)お互いさまの関係づくり
	(2)みんなが持っている力を発揮できる環境づくり
	(3)多様なボランティア育成やNPOの支援
	(4)多様性・多機能性のある居場所づくり
	(5)地域の課題をみんなで解決するための学びの場づくり
3 困りごとを受け止め みんなで助け合う体制づくり	(1)何でも受け止める相談体制の推進
	(2)関係機関とつながり支える体制づくり
	(3)困っている人に寄り添う継続的な支援のしくみづくり
	(4)地域で支え合うしくみづくり
4 いきいきと暮らせる こころとからだの健康づくり	(1)心と体の健康を保つための取組の推進
	(2)悩みを抱える人を支えるしくみづくり
	(3)SOSに気づくための学びの場づくり
	(4)みずから積極的に活動に参加する意識の醸成
	(5)生涯学習・生涯スポーツの充実
5 福祉のまちづくりを担う 次代の人材の育成	(1)地域ぐるみでの子育ての推進
	(2)子育て支援の充実
	(3)世代を超えた地域の人との交流の推進
	(4)家庭・地域・地区公民館・学校と連携した福祉活動の推進
	(5)若者がみずから参画しやすいしくみづくり
6 みんなが安心して暮らせる 環境づくり	(1)防災の意識を高める取組の推進
	(2)日頃から顔の見える地域の関係づくりの推進
	(3)住宅や公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進
	(4)犯罪予防と被害防止の取組の推進
7 一人ひとりが大切にされる 環境づくり	(1)障がいを知り差別をなくすための取組の推進
	(2)高齢者・障がい者・児童の虐待防止の推進
	(3)みんなの権利を守る制度の推進
	(4)多様性を理解するための取組の推進

基本理念
 ・
 気づき
 つながり
 支え合う
 笑顔にあふれる
 まち



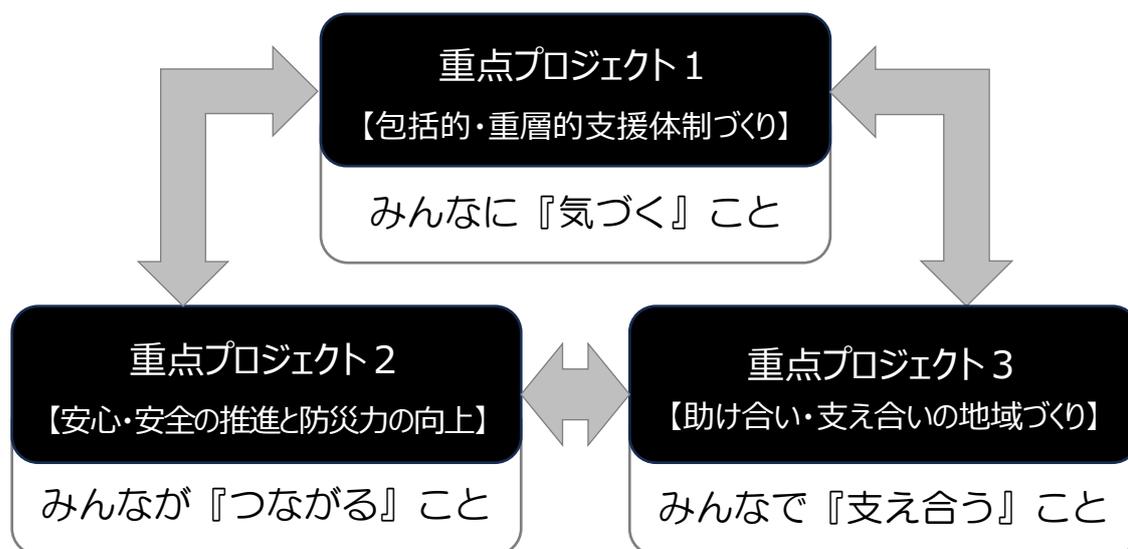
第5章 基本理念の実現促進に向けた重点プロジェクト

基本理念の実現を目指した7つの基本目標に基づく施策とその取組が効果的に推進できるよう、『気づく』『つながる』『支え合う』の3つの「重点プロジェクト」を設定します。

相互に連携を図りながら本計画の推進を先導します。また、この重点プロジェクトには、地域福祉計画に新たに盛り込むことが求められている、

- (1) 重層的支援体制整備事業 (2) 成年後見制度利用促進事業 (3) 生活困窮者支援事業
- (4) ひきこもり支援事業

への対応を含むものとしています。



～ドコマデモ キミノ トモダチ～

ひろすけ童話『泣いた赤鬼』では、赤鬼くんの悩みに青鬼くんが気づき、赤鬼くんは村人たちとつながることができました。でもそれは友達想いの青鬼くんの支えがあったから……。泣いた赤鬼くんはその想いを胸にいつまでも村人たちと仲良く暮らしたことでしょう。

基本理念のキーワードである3つの言葉は、正にひろすけ童話の精神です。みんなが思いやりの心を持ち支え合う社会の実現を物語と重ね合わせてみました。



重点プロジェクト 1 ～みんなに『気づく』こと～

【包括的・重層的支援体制づくり】

※高畠町重層的支援体制整備事業実施計画

1 設定の背景と目指す姿

【現状と課題】

近年、地域社会においては、少子・高齢化、人口減少、自然災害の多発、社会的孤立、ひきこもり、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など様々な社会背景の中、解決が困難な複雑な課題を抱えている世帯が多く見られるようになってきました。

また、地域のつながりが弱くなっている状況下で、「困った・助けて」が言えないことや、さらに相談する相手がないという理由から、必要な支援が届いていない人もいます。

そのような課題を解決するために地域住民のライフステージや属性によって多岐にわたる支援制度がありますが、積極的に情報を取得しなければ、支援制度を知らずに支援を受けられないことがあります。

高齢、障がい、子ども、生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では対応できない「制度のはざま」の課題も多く見られます。

※用語解説【8050問題】

「はちまる・ごうまる」問題と読み、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題のことで、80代の親が収入のない50代の子どもの生活を支え、行き詰まってしまっている世帯のことを指します。その背景として、長期高年齢化しているひきこもり状態にある人たちとその家族の孤立があるとされています。

【目指す姿】

- 属性や世代を問わず、福祉・介護・保健・医療・住まい・就労・教育など多様な課題を抱えた方に対し、関わる様々な立場の人と連携しながら伴走し、一体的に支援していく体制が構築されています。
- 「制度のはざま」で支援を受けられずに孤立してしまっていた地域住民にも、困りごとを解決するためのつながりを得て、支援の場づくりが進んでいます。
- 自宅でも職場や学校でもない「第三の居場所」として、誰もが居心地の良さを感じる場所づくりが進んでいます。
- 日常的なかかわりの中で困りごとを聞き出すことができる関係が生まれ、自然なアウトリーチ活動が取り組まれています。
- 対象を絞らないで広く情報を発信することにより、「知らない」人がいない情報共有がなされています。

※用語解説【アウトリーチ活動・アウトリーチ型支援】

アウトリーチとは、積極的に対象者の居場所に出向いて働きかけることであるとともに、対象者の把握だけにとどまらず、様々な形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けることをアウトリーチ型支援といいます。

2 取組の展開

【取組方針】

- 既存の制度ごとの事業を生かしつつ、重ね合わせ、つながり、支え合う、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援のしくみをつくりまします。
- 世代や属性を問わずに包括的に相談を受け止めまします。
- 社会とのつながりをつくるための支援を行います。
- 支援関係機関の役割分担の調整や、事業の中核を担う役割分担を進めまします。
- ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくり、本人への定着支援と受入先の支援を行います。
- 参加、交流、学びの機会を生み出すために人と人、活動と活動をつなぎコーディネートしまします。
- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備しまします。
- 関係機関とのネットワーク構築の中から潜在的な支援が必要な人に気づきまします。
- 支援が届いていない人に支援を届けまします。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○積極的なあいさつや声かけ ○地区事業や交流の場への参加 ○困った時は声を上げる意識の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会事業の充実 ○地域課題の情報収集 ○多様な交流の場づくり
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○見守り・声かけ運動の推進 ○相談窓口の周知 ○関係機関や地域との連携や調整 ○地域の多様な交流の場づくりへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り・声かけ運動の推進 ○相談窓口の充実と周知 ○関係機関や地域との連携や調整 ○地域の多様な交流の場づくりへの支援

【庁内関係課】

企画課.税務課.町民課.福祉課.健康子育て課.農林課.商工観光課.建設課.上下水道課.公立高島病院.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.郵便局.新聞配達.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.生活支援コーディネーター.ボランティア団体.基幹相談支援センター.サロン.茶の間.若者の居場所.NPO.病院.商店.企業.農家.スクールソーシャルワーカー.教育相談員.学校支援コーディネーター.子育て支援センター.ファミリーサポートセンター.子育てボランティア

【指標・目標】

指標・目標の内容	R6	R7	R8	R9	R10
包括的・重層的支援体制づくり		検討	推進		

重点プロジェクト 2 ～みんなが『つながる』こと～

【安心・安全の推進と防災力の向上】

1 設定の背景と目指す姿

【現状と課題】

近年は大規模な災害が全国各地で発生し、いつどこで起きてもおかしくありません。また、災害によって甚大な被害を受け、その復旧には多くの時間と労力を要します。

過去の災害の事例から見ると、「自力」又は「近所の人助け合い」により、倒壊した家屋から脱出することができたという教訓がありますが、障がいのある方や高齢者など、自力で避難が難しい方が避難するための準備（日頃の備え）や警戒レベルに対する認識が不足しています。

町民アンケートや地域づくりワークショップなどでも、災害時の不安な声が多くあげられています。

【目指す姿】

- 一人ひとりが避難するための準備を整えて防災意識を高め、さらに隣近所を気にかけていながら暮らす力を身に付けています。
- 自助・近助・互助・共助・公助の役割分担とつながりによる安心なしくみづくりが進められています。
- 障がいのある人や高齢者などの、自力で避難することが困難な人とその人の支援をする人が安全に避難できる体制が構築されています。
- 福祉の視点を取り入れた防災・減災のしくみづくりや、地域で助け合う体制が整えられています。
- みんなで助かるために、お互いを知り、理解し、認め合い、地域における多様な交流を深め、日頃からのつきあいの中で顔の見える信頼関係が築かれています。

2 取組の展開

【取組方針】

- 避難行動要支援者当事者はもちろん、全ての人が「自分の命は自分で守る」を目標とした防災意識の向上に努めます。
- 地域住民による主体的な見守り活動の促進と、自主防災会の充実を図ります。
- 福祉避難所の指定の推進と、開設・運営に向けた支援体制の充実を図ります。
- 一人ひとりに合わせた、実効性のある個別避難計画の策定を進めます。
- 防災意識の向上のための研修の場をつくります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○日常的なあいさつや、声かけ ○隣近所を気にかける ○防災意識を高める ○研修会に参加する ○避難訓練・防災訓練に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や自主防災会での研修 ○自治会や自主防災組織の充実 ○関係者との情報共有 ○避難訓練・防災訓練の実施
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災会組織の育成 ○防災意識の醸成の研修の場づくり ○福祉避難所の指定や開設、運営支援 ○実効性のある個別避難計画の策定推進 ○関係機関や地域との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合いマップづくりの促進 ○小地域見守りネットワークの構築

【庁内関係課】

総務課.企画課.町民課.福祉課.健康子育て課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.自主防災組織.消防団.防犯協会.幼児施設.小学校.中学校.高畠高校.老人福祉相談員.障がい者相談員.知的障がい者相談員.消防署.警察.介護・障がい者福祉施設.介護支援専門員.相談支援事業所.病院.警察.防災士

〔指標・目標〕

指標・目標の内容	R6	R7	R8	R9	R10
個別避難計画の策定推進	実施				
地域支え合いマップづくりの推進	実施				

重点プロジェクト 3 ～みんなで『支え合う』こと～

【助け合い・支え合いの地域づくり】

1 設定の背景と目指す姿

【現状と課題】

これまでは、だれもが自分の住み慣れた地域で自分らしく生活することが当たり前でしたが、少子高齢化等の急速な社会の変化によって、社会保障だけでは生活に支障が出る時代を迎えました。

地域活動を担う人の高齢化や自治会活動への参加者の減少により、福祉に関する取組を支える人員が不足し、担い手不足が深刻化しています。

また、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者世帯の増加などにより、地域住民と地域とのつながり方やかわり方が変化しており、あたらしい「縁」をつなぐ関係を構築できるしくみづくりが求められています。

【目指す姿】

- 地域住民が主体となって地域の課題や困りごとを抽出し、解決に導くことのできる持続可能な体制づくりが進んでいます。
- 地域住民同士のゆるやかなつながりの中で、福祉の担い手確保だけでなく、地域全体の支え合い意識の底上げがされています。
- 「地域づくり = 地域福祉の基盤づくり」の循環ができています。
- それぞれの生活の中で無理のない助け合いの在り方を考える、福祉への取組が進んでいます。
- これまでの地縁・血縁を基盤とした人間関係だけでなく、趣味・興味など様々なきっかけによるあたらしい「縁」がいたるところに生まれています。

2 取組の展開

【取組方針】

- 各地区公民館と協働した事業を展開します。
- 小さな拠点づくりと、その機能の在り方を常に考え、地域課題解決に向けた柔軟な場づくりに努めます。
- 定期的に「助け合い・支え合いの地域づくり会議」を実施します。
- 地域の課題やテーマごとの検討体制の構築と研修する場をつくりします。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い・支え合いの地域づくり会議への参加 ○積極的な活動参加 ○ボランティア活動への理解と協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の声を関係機関につなぐ ○自治会活動の充実 ○関係者との情報共有 ○地域で支え合う体制の検討
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○地区公民館との協働 ○地域・地区との情報交換や連携 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○生活支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区公民館との協働 ○地域・地区との情報交換や連携 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○生活支援コーディネーターによる生活支援体制整備の推進

【庁内関係課】

企画課.町民課.福祉課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.小学校.中学校.高畠高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.サロン.茶の間.若者の居場所.NPO.生活支援コーディネーター.ボランティア団体.高畠町国際交流協会.商店.企業

〔指標・目標〕

指標・目標の内容	R6	R7	R8	R9	R10
助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催					

基本理念の実現促進に向けた重点プロジェクト推進イメージ図

重点プロジェクト I
包括的・重層的支援体制づくり



1. 相談支援(断らない相談)

高齢・介護・障がい・子ども・子育て・困窮・健康・ひきこもり・制度のはざま問題などの対応
⇒どこに相談しても必要なところへつながる窓口

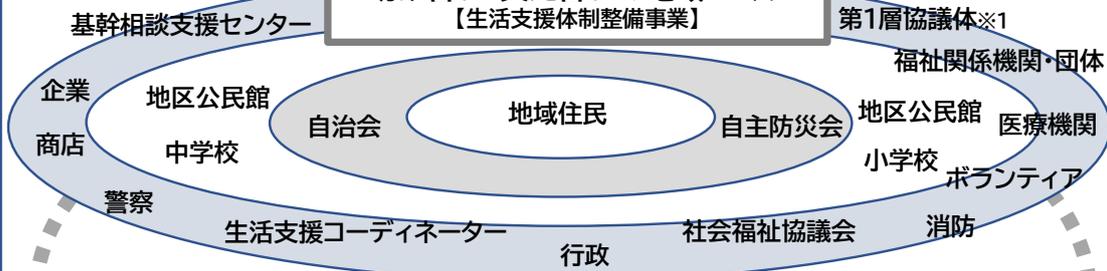
2. 多機関協働事業

様々な関係機関の役割分担と連携の調整、包括的・重層的支援体制推進の中核機能
⇒既存の制度で対応が困難な複雑・複合化した課題を整理し、適切な支援につなぎ、調整する
⇒支援会議や重層的支援会議によるプランの作成、支援の方向性の共有、新たな支援体制の開拓

3. アウトリーチを通じた継続的支援

社会や人との関わりがむずかしい人に対し、訪問などを通じつながり続ける伴走支援を実施

重点プロジェクト III
助け合い・支え合いの地域づくり
【生活支援体制整備事業】



4. 助け合い・支え合いの地域づくり会議

- 【地区単体会議】第2層協議体※2
高島・二井宿・屋代・亀岡・和田・糠野目
地区の福祉的課題の共有や対応の検討、新たな事業と活動等の話し合いの場・創造の場
⇒定期的な集まりと話し合い
- 【6地区全体会議】
情報交換・情報共有・学びの場
⇒年2回程度開催



5. 地域づくり支援

- 地域の福祉資源の創出
⇒既存の活動の見直しと基盤整備、他活動とのコラボレーション
- 多世代・多属性の交流の場
⇒誰もが集える交流の場、居場所づくり

6. 参加支援事業

- 社会とのつながりを回復する支援
⇒社会との関係性が希薄化した人の社会参加に向けた相談
⇒社会関係を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート
⇒本人のニーズと地域資源の調整・開発、本人のやりたいことや持っている力を発揮できる場づくり
⇒ゆるやかな就労支援
- 日常のちょっとした困りごとの支援
⇒制度の狭間のニーズへの手伝い

重点プロジェクト II
安心・安全の推進と防災力の向上

7. 地域の防災力向上支援

- 「自分の命は自分で守る」一人ひとりの防災意識向上の啓発
- 平常時からの見守り・つながりの関係づくり
- 自助・近助・互助・共助・公助の役割分担とつながりの構築
- 福祉避難所の指定の推進



※1. 2 第1層・2層協議体とは…
自分の住む地域のことをみんなで話し合う場。第1層協議体は町全体、第2層協議体は各地区ごとに設置。

気づき つながり 支え合う 笑顔にあふれる まち の実現

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

① 庁内横断推進会議（行政の課長会）

地域福祉活動の推進のために、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉などの福祉分野に限らず、関係各課が連携を図りながら、総合的に施策に取り組み、評価しながら計画を推進していきます。

② 社会福祉協議会地域福祉委員会（社会福祉協議会推進体制）

住民主体の地域福祉活動を推進する社会福祉協議会では、地域の福祉関係者で構成された地域福祉委員会において、具体的な施策や基盤整備を進めるうえでの方向性を検討し、地域福祉活動計画の推進を図っていきます。

③ 福祉のまちづくり推進委員会

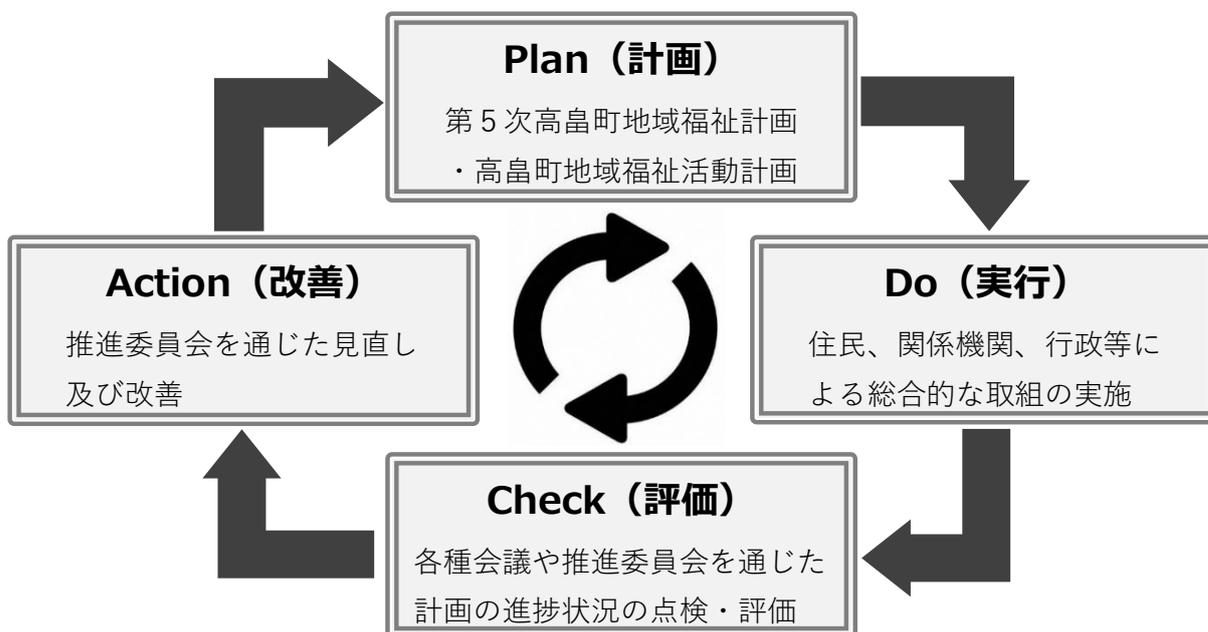
進捗状況の把握と評価を行い、計画の実効性、継続性、一貫性を確保するとともに、社会状況の変化や施策にて生じた問題をとらえて中間見直し等を行い、適切な推進を図ります。

④ 助け合い・支え合いの地域づくり会議

行政の関係課や社会福祉協議会、関係機関・団体、地域住民など関係者同士が情報を共有し横断的につながりながら、6地区において定期的に会議を開催し、よりよい地域づくり実現に向けた話し合いを進めていきます。

2 計画の評価

本計画の効果的な推進に向けて、庁内横断推進会議、社会福祉協議会地域福祉委員会、福祉のまちづくり推進委員会、及び助け合い・支え合いの地域づくり会議等において各施策の進捗状況を定期的にP D C Aサイクルによって定期的に点検・評価し、進行管理に努めます。



第2部 各論

地域福祉推進の方策

第1章 気づきとつながりのきっかけづくり

1 人と人とのふれあいの場づくり

【現状と課題】

令和4年12月に実施した「高島町地域福祉計画策定に係るニーズ調査」(※以下、「ニーズ調査」という。)では、「日常生活で困ったときの相談相手」として同居家族、友人・知人、血縁者が主な相談相手としてあげられています。

また、地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じている住民も多くなっている一方、自治会への加入率は少しずつ減少しており、その理由として、人間関係がわずらわしいため、と回答する人も多くなっています。隣近所や地区内の人と人とのふれあいが希薄となっていることがうかがえることから、地域に暮らすあらゆる世代の住民が、身近な地域でのつながりの大切さを実感できるよう、交流の機会や場づくりが必要です。また、積極的に活動を行う隣組や自治会の情報を広く周知し、自治公民館活動の育成支援、サロンの活性化などにより、ふれあいの場の拡充を進めることが必要となっています。

【目指す姿】

- 町内各地区で様々なふれあいの場や機会が提供されています。
- ふれあいの場を通し、お互いを知り、支え合える地域になっています。

【取組方針】

- 隣組や自治会のつながりの再構築と強化を推進します。
- 住民自らが主体となって取り組む地域づくりを推進します。
- 誰でも参加できるふれあいの場の拡充を進めます。
- 人と人がふれあう様々なきっかけや場を意識的に作ります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○支え合い・助け合いの意識を高める ○ふれあいサロンへの参加 ○地域づくり活動への参加 ○地域福祉活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣組や自治会の情報提供 ○ふれあいサロン活動の取組 ○ふれあいの場となる居場所づくりへの取組 ○地域活動の企画・開催
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○支え合い・助け合いの意識の醸成 ○積極的に活動を行う自治会の情報提供 ○高齢者と子どもが交流できる事業の開催 ○主体的に取り組む地域づくりへの積極的な支援 ○自治公民館活動の育成支援 ○ふれあいサロンの運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代交流の事業の実施 ○ふれあいサロン活動の継続支援 ○地域の誰もが参加できる多様なサロン運営へのはたらきかけ

【庁内関係課】

企画課.福祉課.健康子育て課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.サロン.茶の間.サード.若者の居場所.NPO.手をつなぐ育成会.放課後こども教室

※用語解説【サード】

子どもたちが学習や生活に必要な経験を楽しみ、一週間の生活リズムとなる場。

2 困りごとの気づきにつながるあいさつと声かけの推進

【現状と課題】

ニーズ調査によると、近所の人との付き合いの程度は、“道で会ったらあいさつをすること”や、“食べ物や野菜などをおすそわけしあうこと”等、ある程度親しく付き合っている人が多いことがわかります。

近年、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、直接触れ合う時間が大きく減少し、人間関係が疎遠になっています。互いに助け合う安心感のある地域であり続けるために、積極的なあいさつや声かけを行うことで日頃から顔の見える関係づくりをすすめ、地区内の困りごとが共有される環境づくりを強化することが求められています。

【目指す姿】

- 住民誰もがお互いに挨拶を交わし、声かけをしています。
- 気軽に声を掛け合える関係をつくり、周囲の人の変化に気づける地域になっています。

【取組方針】

- 積極的なあいさつや声かけ運動を推進します。
- 地区内の困りごとが共有される環境づくりを推進します。
- 支援が必要な人の気づきにつながる日頃からの活動に取り組みます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○積極的なあいさつや声かけ、気づかいに満ちた関係づくり ○座談会などへの参加と地域の困りごとの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落や隣組単位で積極的な声かけ活動の推進 ○地域活動で把握した課題の、関係機関との共有
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○見守り・声かけ運動の啓発・推進 ○困りごと相談窓口の充実 ○広報・啓発活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動の充実 ○気軽に声をかけあえる関係づくりの推進 ○地域支え合いマップづくりの促進 ○友愛訪問運動の推進 ○福祉教育に取り組む学校への支援

【庁内関係課】

福祉課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.郵便局.新聞配達.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員

3 見守り体制の充実

【現状と課題】

日常生活において、自分や家族の老後、健康や介護、冬季の雪対策、生活困窮などについての不安や悩みが多くなっていることがニーズ調査から読み取ることができます。

特に、少子高齢化に伴い、高齢者のみの世帯が多くなる中で、冬期間の雪対策と災害時の避難行動については大きな関心を持たれるようになっていきます。

そのため、地域内で支援する側の役割を担う人は、日頃から支援が必要な人に対して積極的に声をかける等、気にかけて生活しています。

その一方で、何か困りごとがあった際に行政とのつなぎ役となる民生委員・児童委員の活動内容について知っている住民の割合は6割程度にとどまっており、住民による地域福祉活動の活性化を進めるとともに、見守り体制を担う民生委員・児童委員や、相談員等の活発な活動や事業者・団体等の支援が必要となっています。

【目指す姿】

- 誰もが安心して暮らし続けることができる見守り体制が充実しています。
- 地域課題の共有や解決に向けて積極的に関わることのできる地域になっています。

【取組方針】

- 住民による地域福祉活動の活性化を支援・推進します。
- 見守り体制を担う民生委員・児童委員や、相談員等の活発な活動を支援します。
- 事業者や団体の見守り活動への参加を促進します。
- 支援が必要な人の見守りのしくみをつくりまします。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な人への、積極的な見守りや助け合い ○緊急時等における専門機関への相談、連絡 ○地域支え合いマップづくりへの参加 ○学集会への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な人の把握と日常的な見守り活動 ○民生委員・児童委員と自主防災会との連携強化と情報共有 ○集落での「地域支え合いマップ」の作成と更新 ○学集会への参加促進
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○地区公民館と地区住民の連携による、地区づくり計画の更新・充実 ○要支援者の把握と、身近な見守りのしくみづくりの支援 ○民生委員・児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の活動支援と研修の充実 ○見守りネットワークの構築 ○徘徊SOSネットワークの体制強化 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体の地域福祉活動の推進 ○小地域見守りネットワークの推進 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○学集会・座談会の開催

【庁内関係課】

企画課.総務課.福祉課.健康子育て課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.郵便局.新聞配達員.警察.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.生活支援コーディネーター

※用語解説【学集会】

「みんなで集まって学ぶ会」という意味の造語。身近な生活福祉課題を学び、福祉活動のきっかけをつくる事業。

4 孤立しない・させないためのしくみづくり

【現状と課題】

現在住んでいる場所に住み続けたいと思う住民は多く、その理由として人のつながり（友人や近所付き合いなど）や住環境の良さ、自然環境の豊かさが多く挙げられています。

除排雪のとき、災害が起きたとき、病気やケガのとき、外出・通院時の移動が困難なとき、買い物が困難なときなど、お互いに助け合いたいと思っている住民が多いものの、手助けできることと、手助けしてほしいことにずれがあり、マッチングが難しくなっています。

そのため、見守り活動を行う団体や事業者との連絡体制の拡充、生活支援の充実など、家族やコミュニティとほとんど接触がない“社会的孤立者”が増えることのないしくみづくりの強化が求められています。

【目指す姿】

- 誰もが家族やコミュニティと関わりを持ち、社会的に孤立しない環境となっています。
- 誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められる社会となっています。
- 誰もが何らかの役割を持って社会参加できるよう孤立しがちな人と社会とのつながりを進めます。

【取組方針】

- 積極的に支え合い活動に取り組んでいる地域の情報発信を行い、支え合いの良いしくみを広げます。
- 生活支援コーディネーターの活動や地域交流活動の充実に努めます。
- 誰もが何らかの役割をもって社会参加できるよう、孤立しがちな人と社会とのつながりをつくります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の茶の間やふれあいサロンへの参加 ○地域活動への自主的な参加 ○地域住民との積極的な交流 ○外出によるひきこもりの軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の茶の間やふれあいサロンの開催 ○地域活動の取組と参加促進 ○孤立防止のための居場所づくり
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○社会的孤立への支援の充実 ○見守り活動を行う事業者との連絡体制の拡充 ○積極的に支え合いに取り組んでいる地域の情報発信 ○地域交流活動への支援 ○認知症の理解促進と支援者の拡充 ○認知症サポーターの養成 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロン活動の継続支援 ○小地域見守りネットワークの推進 ○住民主体の地域福祉活動の推進 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催

【庁内関係課】

企画課.福祉課.健康子育て課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高畠高校.郵便局.新聞配達員.警察.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.サロン.茶の間.サード.若者の居場所.NPO

5 みんなに伝える・伝わる福祉情報の発信

【現状と課題】

福祉に関する情報は「広報たかはた」や自治会の回覧板、公民館だより、家族・友人・知人等から入手することができます。

しかし、情報化が進み、パーソナル・コンピューターやスマートフォンを活用した情報提供が増加する中、そういった媒体を扱うことができない高齢者等も多く、これまでの情報提供と収集の方法だけでは、全ての住民が等しく情報を得ることが難しくなっています。

そのため、福祉に関する情報を多くの人に効率的そして効果的に伝えるための新たな情報発信を進めるとともに、関連機関や団体等の福祉情報の提供支援も強化することが求められています。

【目指す姿】

- 住民が等しく福祉に関する必要な情報を受け取れる環境となっています。
- 全ての人が必要な情報を必要なときに入手できる社会となっています。

【取組方針】

- 効率的・効果的に福祉情報を提供します。
- 関連機関や団体等の福祉情報の提供支援を行います。
- 誰にでも伝わる情報バリアフリーを目指します。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
○福祉情報の主体的な収集	○福祉情報等の周知 ○福祉情報の入手先の紹介
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
○福祉情報発信の強化 ○情報格差への対応と情報バリアフリーの推進 ○ブッシュ型情報提供の研究	○福祉ニーズに基づく情報伝達ボランティアの育成 ○多様な情報ツールを活用した情報発信の強化

【庁内関係課】

企画課.総務課.福祉課.健康子育て課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.生活支援コーディネーター

第2章 みんながつながり・つなげる支え合いの推進

1 お互いさまの関係づくり

【現状と課題】

近所付き合いの程度について、ニーズ調査では半数以上の方が“親しく付き合っている”と回答していますが、その反面、“親しく付き合っていない”と回答する人も半数近くに上っており、これまでの調査に比べ親しく付き合っている人が大きく減少しています。

その背景として、近年は核家族化やライフスタイルの多様化などにより、地域と積極的に関わりを持たない人が多くなって、親しく付き合わなくてよいと考える人が増加していることがうかがえます。

親しく付き合う人の減少はお互いさまの関係が薄くなることにつながり、地域福祉の低下を招く要因のひとつになると考えられます。この問題を回避する取組が求められています。

【目指す姿】

- 誰もがお互いさまという考えを共有して近隣と交流し、コミュニティで生活しています。
- 誰もが地域のことや周囲の人に関心を持ち、共に支え、支えられる関係でいられる地域になっています。

【取組方針】

- 地域における支え合い学習機会の充実に努めます。
- 支え合い活動の担い手の発掘と育成に取り組みます。
- お互いに思いやり、支え合える意識の醸成を図ります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○「お互いさま」の気持ちにもとづく隣近所との助け合い ○地域支え合い活動や助け合い活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落や隣組単位での助け合いのしくみづくりと充実 ○地域支え合い活動の実施
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○住民の福祉意識の醸成 ○地域における支え合いに関する情報提供 ○地域支え合い活動の担い手の育成支援 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○学集会、座談会の開催 ○地域支え合いマップづくりの促進 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催

【庁内関係課】

福祉課.健康子育て課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.幼児施設.小学校.中学校.高畠高校.高畠町国際交流協会.茶の間.NPO.ボランティア団体.生活支援コーディネーター.商店.企業

2 みんなが持っている力を発揮できる環境づくり

【現状と課題】

多くの住民は、お互いに助け合うことの必要性を感じており、その助け合いの範囲として、隣近所（隣組）、集落や自治会などが適切であると考えています。

また、今後の地域活動への参加に前向きな人は7割近くを占めています。現在、「参加している活動」としては自治会、寄付や募金への協力、子ども会育成会、交通安全・防犯活動、趣味等サークル活動が多くなっています。

「参加したい活動」として、育児・子育てサークル活動、障がい者支援活動、健康づくり活動、青少年育成に関する活動、踊り、唄、昔語り、読み聞かせなどの提供、日常生活支援（話し相手、買い物、外出支援、送迎など）、除排雪支援、防災・減災活動、災害ボランティア活動、ひきこもり支援活動等、かなり多くの活動に対して住民の関心が高いことがうかがえます。

【目指す姿】

- 福祉を担う公的機関や団体等との連携により、住民が前向きに力を発揮しながら地域活動が展開されています。
- 一人ひとりが持つ個性や能力などの多様性が活かされ、誰もが社会に参画し、活躍できる環境になっています。

【取組方針】

- 一人ひとりが持つ個性や能力、魅力を引き出し活躍できる取組を推進します。
- 民生委員・児童委員や主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員等との連携を強化します。
- 地域のニーズと地域資源とのマッチングを図ります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への参加 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議への参加 ○新たな支え合い活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員や主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員との連携、協力 ○新たな支え合い活動の取組
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員や主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員の活動支援 ○各種相談員と集落内の関係団体との連携、協力関係の強化 ○地域のニーズと地域資源の洗い出し ○生活支援体制の整備 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○生活支援体制整備の推進 ○地域のニーズと地域資源の洗い出し ○会費、寄付金、共同募金への理解促進 ○新たな寄付文化の醸成

【庁内関係課】

福祉課.健康子育て課.町民課.商工観光課.農林課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.小学校.中学校.高畠高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.NPO.ボランティア団体.農家.青年会議所.商工会.商店.企業

3 多様なボランティア育成やNPOの支援

【現状と課題】

ニーズ調査によると、ボランティアなどの地域活動等への参加状況は約3割となっており、これまでの調査と比較すると減少傾向となっていることがうかがえます。

その理由として、気軽に参加できる活動や、忙しい中で時間的に負担の少ない活動、また人間関係が負担にならない活動を求める人が多くなっていることがあります。

こうした変化に柔軟に対応して、活動を推進するとともに、その一方でニーズの高いボランティア活動に住民が気軽に参加できるような環境やしくみづくりが求められています。

【目指す姿】

- 地域活動やボランティアへの関心が高まり、新たに活動に参加する人が増えています。
- それぞれの特性や役割を活かして協働しながら、地域課題の解決に向けて活動できる環境になっています。

【取組方針】

- 住民全体のボランティアへの関心を高め、参加者の増加を図ります。
- 若い世代や事業者のボランティア活動への参加を積極的に働きかけます。
- 多くの方が福祉に参加できる環境を作ります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○自己の経験や知識、特技を活かしたボランティア活動への参加 ○ボランティア養成講座や地域活動への積極的な参加 ○地域づくりを学ぶ研修会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で活動しているボランティア等との連携 ○地域のボランティア団体やNPOの情報提供や交流 ○地域づくりを学ぶ研修会等への参加促進
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動への支援 ○NPO 法人設立に関する情報の周知と支援 ○介護予防ボランティアの養成 ○事業者と連携した福祉活動のあり方の協議・検討 ○事業者に対する情報発信と地域活動への参加促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターの運営 ○ボランティアスクールの開催 ○ボランティア交流会の開催 ○ボランティア情報の発信 ○地域ニーズの掘り起こしと地域資源とのマッチング

【庁内関係課】

企画課.福祉課.健康子育て課.町民課.商工観光課.農林課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.小学校.中学校.高島高校.NPO.ボランティア団体.青年会議所.商工会.農家.商工会.商店.企業

4 多様性・多機能性のある居場所づくり

【現状と課題】

本町の各地区には、住民が主体になって運営される多くのサロンや茶の間が開設され、居場所としての役割を果たしています。また、各地区公民館は住民ニーズに対応し、それぞれ特色のある活動が展開されています。

しかし、コロナ禍の影響もあり、多世代が集まって活動に参加する機会は少なくなり、地域住民が一体となって取り組む運動会などを見直し、新たな活動を模索、実施している地区も見られます。

【目指す姿】

- 子どもや若者、障がいのある方も集まる、多様性に対応した多世代型の多機能な居場所づくりが進んでいます。
- 多様性を認め合い、自分らしく過ごせる居場所があります。

【取組方針】

- ニーズを分析して多様な住民の居場所づくりを推進し、交流を図ります。
- 地区公民館等との連携による居場所づくりへの支援を強化します。

※第1章4「孤立しない・させないためのしくみづくり」との連携

※第5章3「世代を超えた地域の人との交流の推進」との連携

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○居場所への積極的な参加 ○日頃から気軽に話せる仲間づくり ○外出によるひきこもりの軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、若者、子どもなど誰でも集まれる多様な居場所づくりとPR
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体の居場所づくりへの支援 ○子どもや若者等が集まる、それぞれに寄り添う居場所づくりの支援 ○自治公民館との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロン活動の継続支援 ○多様性のある居場所づくりの推進

【庁内関係課】

企画課.福祉課.健康子育て課.町民課.商工観光課.農林課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.サロン.茶の間.若者の居場所.サード.NPO.手をつなぐ育成会.高島町国際交流協会.商店.企業.生活支援コーディネーター

5 地域の課題をみんなで解決するための学びの場づくり

【現状と課題】

地域課題の解決のために、日頃から地域とつながり、地域の人たちの理解と協力を得ながら、地域の困りごとを相談できるような相談窓口が必要とされています。

また、まちづくりや地域の課題が常に話し合わせ、課題の共有と解決への取組が進められるような機会を提供し、住民自身が“じぶんごと”としてまちづくりと課題解決の方法を考えることが求められています。

【目指す姿】

- まちづくりや地域の課題が常に話し合わせ、課題の共有化と解決への取組が進められています。
- 一人ひとりが地域に関心を持ち、活動できる地域になっています。

【取組方針】

- 助け合い・支え合いの地域づくり会議を定期的開催し、常に住民のニーズを把握する態勢づくりに努めます。
- 地区づくり計画との連携に努めます。
- 地域の課題に気づき、解決のための活動につなげるきっかけづくりに取り組みます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い・支え合いの地域づくり会議への参加 ○地区づくり計画作成への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○課題解決のための自治会活動の推進 ○地区づくり計画作成への参加促進 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議への参加促進 ○社会福祉協議会との連携強化
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○地区づくり計画との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○学集会・座談会の開催 ○地域支え合いマップづくりの促進

【庁内関係課】

福祉課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.サロン.茶の間.若者の居場所.NPO.生活支援コーディネーター.ボランティア団体.高島町国際交流協会.商店.企業

第3章 困りごとを受け止めみんなで助け合う体制づくり

※高島町重層的支援体制整備事業実施計画

1 何でも受け止める相談体制の推進

【現状と課題】

これまで本町では、困っている人が相談しやすい体制づくりに向けて、ふれあい総合相談窓口の充実、生活困窮者自立支援事業への支援、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動支援、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員等の活動支援等を積極的に行ってきましたが、課題が複雑化し、一つの相談窓口での対応が難しくなっています。

そのため、まず相談を受け止め、関係機関と協働しながら適切な対応につなげる体制の充実を図ることが必要となっています。

【目指す姿】

- 属性や世代、悩みごとの分野を問わず、相談を受け止めて、みんなで助け合う体制が充実しています。
- 当事者意識を持って、どんなことも自分事と受け止め、制度や分野を超えての包括的な相談体制が確立される社会になっています。

【取組方針】

- それぞれの相談窓口の充実と情報の周知・啓発に努めます。
- 相談を受ける側のスキルアップと適切な支援先へつなぐ知識を身に付けます。
- ふれあい総合相談窓口が活用されるよう周知・啓発に努めます。
- 親身に相談に乗り、どのような相談も断らず、丸ごと受け止める体制をつくります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
○相談窓口の情報収集	○相談窓口の情報周知 ○困りごとを地域で受け止め関係機関につなぐ意識の醸成
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
○それぞれの相談窓口の充実 ○生活困窮者の相談と支援 ○民生委員・児童委員や主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員等のスキルアップのための支援 ○重層的支援体制整備事業の実施	○生活困窮者自立支援事業への取組 ○ふれあい総合相談の充実 ○重層的支援体制整備事業への参画

【庁内関係課】

福祉課.健康子育て課.町民課.税務課.建設課.上下水道課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.郵便局.新聞配達.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.生活支援コーディネーター.ボランティア団体.基幹相談支援センター.サロン.茶の間.サード.若者の居場所.NPO.病院.東置賜地域生活自立支援センター

2 関係機関とつながり支える体制づくり

【現状と課題】

ニーズ調査では、除排雪サービス、住民が参加できる活動のしくみづくり、移動が困難な人の安価な外出支援サービス、簡易な家事支援や買い物支援サービス、生活に困っている世帯への支援、居場所づくり支援等の福祉サービスが課題となっており、町が行う公助だけでは対応が十分でなく、関連組織や団体との各種機関との連携が必要となっています。

特に、本町の中で共助の役割を主導している高畠町社会福祉協議会は、行政と連携しながら地域福祉を推進する役割を担っていますが、その役割についての理解が進んでいないことから、今後さらに活動を周知するとともに、住民を支える支援体制に占める大きな役割を担うことが必要となっています。

【目指す姿】

- 地域と関係機関、行政が連携し、住民の安心を支える体制が充実しています。
- 様々な関係機関が連携しながら、複合的な課題を抱える人を支える体制が構築されています。

【取組方針】

- 社会福祉協議会をはじめとしたまちの福祉を推進する各機関の周知を強化します。
- 関係機関が開催する各種活動や出前講座、研修会等の活性化を図ります。
- 関係機関の活動を支える担い手の育成に努めます。
- 多様な機関と連携し、受け止め、つなぐしくみをつくります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
○出前講座や研修会等への参加	○出前講座や研修会等開催への協力 ○関係機関等との積極的な連携
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
○社会福祉協議会や地区公民館等関係機関・団体等との連携強化 ○地域の現状、課題を研修する場（出前講座や研修会等）の提供 ○研修の充実等による、身近な相談役の資質向上	○自立支援会議への参加、協働 ○福祉サービス事業所との連携 ○町内社会福祉法人との連携 ○ボランティア団体や企業との連携 ○関係機関等との新たな連携のしくみづくり

【庁内関係課】

福祉課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高畠高校.郵便局.新聞配達.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.生活支援コーディネーター.基幹相談支援センター.ボランティア団体.東置賜地域生活自立支援センター

3 困っている人に寄り添う継続的な支援のしくみづくり

【現状と課題】

平成29年に改正された社会福祉法では、住民や福祉関係者が地域ニーズを把握し、連携して課題解決を目指すことが地域福祉を推進するための理念として明示されました。その理念実現のために、住民が地域福祉に参加しやすいような環境整備を行い、分野を問わず相談を丸ごと受け止める体制の整備に努めるよう規定されています。

近年、地域や家族などとのつながりが弱まり、悩みを抱えながらも相談できる相手がいない人が増えている中で、地域の住民やボランティア団体、NPOだけでなく、地域で生活する様々な人が関わり、つながりながら、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

【目指す姿】

- 多様な主体による継続的な支援のしくみが充実しています。
- 誰もが自らの意志で声をあげ、適切な支援を受けられる社会になっています。

【取組方針】

- 多様な主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制の充実に努めます。
- アウトリーチ型支援を推進します。
- 生活困窮者や子どもの貧困対策を強化します。
- 支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○問題解決に向けた情報の積極的な収集 ○気軽に悩みが相談できる意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者や子どもの貧困対策への協力 ○困っている人に気づける地域づくり
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○アウトリーチ型支援の推進 ○生活困窮者対策の充実 ○子どもの貧困対策の推進 ○孤独や孤立を防ぐ取組の推進 ○ひきこもり・とじこもり者支援の充実 ○重層的支援体制整備事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援事業への取組 ○ふれあい総合相談の充実 ○重層的支援体制整備事業への参画 ○町内社会福祉法人との連携

【庁内関係課】

福祉課、健康子育て課、町民課、税務課、上下水道課、商工観光課、教育総務課、社会教育課、地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員、自治会、幼児施設、小学校、中学校、高島高校、郵便局、新聞配達、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、茶の間、サード、若者の居場所、NPO、商店、企業、病院、介護支援専門員、相談支援事業所、警察、人権擁護委員、東置賜地域生活自立支援センター

4 地域で支え合うしくみづくり

【現状と課題】

地域で支え合うしくみづくりに向け、本町でも包括的・重層的支援体制づくりを進める必要が認識されています。

自治体における重層的支援体制整備事業においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では対応できない「制度のはざま」にある課題解決に向けた取組を推進する必要があります。

属性や世代を問わず、福祉・介護・保健・医療・住まい・就労・教育などあらゆる課題を抱えた人に対し、関係機関と連携し一体的に支援していく体制を構築することが必要となっています。

【目指す姿】

- 地域で支え合うしくみがより効果的に機能する、重層的支援体制整備事業が円滑に運営されています。
- 身近な地域において支援を必要としている人を見守り、互いに安心して暮らすことのできる社会になっています。

【取組方針】

- 重層的支援体制整備事業を計画的に展開し、浸透と定着を図ります。
- 地域の課題をみんなで解決するしくみを作ります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
○お互いに支え合う関係づくり	○隣組による共助の充実 ○地域で困っている人を関係機関につなぐ意識の醸成
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
○多様な主体による、生活支援サービス活動への支援 ○アウトリーチ型支援の充実 ○生活困窮者対策の充実 ○制度のはざまへの対応 ○子どもの貧困対策の推進 ○ひきこもり・閉じこもり者への活動支援 ○生活支援体制整備事業の強化 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○重層的支援体制整備事業の実施	○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 ○小地域見守りネットワークの推進 ○学集会・座談会の開催 ○重層的支援体制整備事業への参画 ○生活支援体制整備事業の推進

【庁内関係課】

福祉課・健康子育て課・町民課・税務課・上下水道課・商工観光課・教育総務課・社会教育課・地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員、自治会、幼児施設、小学校、中学校、高島高校、郵便局、新聞配達、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、サロン、茶の間、サード、若者の居場所、NPO、基幹相談支援センター、商店、企業、病院、不動産業者、生活支援コーディネーター

第4章 いきいきと暮らせるところとからだの健康づくり

1 心と体の健康を保つための取組の推進

【現状と課題】

社会情勢の変化に伴い、時間と心のゆとりが少なくなり、生活のあらゆる場面でストレスを抱える人が増え、心の病やひきこもりになる人も見られる状況となっています。

そのため、心の悩みを持つ人やその家族が、相談できずに孤立してしまうことのないよう、悩みに気づき、サポートするしくみをさらに強化するとともに、気軽に相談することができ、その声を受け止める相談体制の充実が必要となっています。

【目指す姿】

- 心と体が元気な住民が多いまちとなっています。
- 自ら声をあげることが困難な人を早期に発見し、必要な機関につなぐことのできる社会になっています。

【取組方針】

- 住民のストレスを緩和する各種支援の提供を図ります。
- 様々な病気を予防する取組を強化します。
- 悩みごとを抱える人が、気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○ストレスを解消する取組の実施 ○悩みを気軽に相談する意識の向上 ○心の病に対する理解の促進 ○健康づくり運動や研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落や隣組で、住民が楽しく参加できる事業の企画 ○集落や隣組の活動を通して地域のつながりの強化 ○健康増進活動の情報提供
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○住民のストレス解消を促す取組の推進 ○心の健康についての正しい知識の普及や情報提供 ○誰もが気軽に集い、交流し合える居場所づくりの充実 ○食生活改善推進員の活動支援 ○フレイル対策の周知と強化 ○特定健診等の受診促進 ○孤独・孤立を防ぐ活動の推進 ○ひきこもり相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関協働による相談体制の整備 ○ふれあい総合相談の充実 ○アウトリーチによる相談支援

【庁内関係課】

福祉課.健康子育て課.町民課.農林課.教育総務課.社会教育課.地区公民館.高島病院

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.企業.病院.食改.農家.認知症サポーター

※用語解説【フレイル対策】

フレイルとは、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が低下し、心身の脆弱性が出現した状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味し、多くの人は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられています。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態を保つための取組等をフレイル対策といいます。

2 悩みを抱える人を支えるしくみづくり

【現状と課題】

本町では、町や関係機関に相談できる環境を周知するため、自殺予防週間や自殺対策強化月間には、公共施設へのポスターを掲示や広報への掲載を実施してきました。

また、各地区公民館やげんき館においてメンタルヘルスに関する掲示やリーフレットの配布を行うとともに、住民が自身のメンタルヘルスについて考えるために「こころの健康づくり講演会」を実施しています。

しかし、令和4年の自殺死亡率は17.81（人口10万対）と微増傾向が続いており、年齢は40歳代と50歳代、そして80歳代に多く見られます。

自殺の背景には精神保健衛生上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があり、誰にでも起こり得る可能性があることから、今後も生きることへの支援の強化が必要となっています。

【目指す姿】

- 悩みを抱える人を支えるしくみが充実しています。
- 互いに支え合い、必要な人に必要な支援が届く社会になっています。

【取組方針】

- 住民の心の健康づくりへの理解の促進に努めます。
- 誰もが気軽に心の悩みを相談できる体制の充実に努めます。
- 多様な機関が連携し、その人の特性や状況に合わせた支援のしくみづくりに取り組みます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○積極的な地域や社会の活動への参加 ○悩みを抱える人への相談機関の紹介 ○心の健康づくりについての理解 ○定期的な健康診断の受診 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の悩みを持つ人やその家族の見守り ○職場での心の健康を保つための支援体制の強化 ○集落や隣組での、高齢者のサロン活動の支援
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○身近な人の気づきを促す自殺予防事業の実施 ○住民や事業者に対する心の健康づくり事業の実施 ○心の健康づくりの普及啓発 ○支援側のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいと健康づくりの推進 ○多機関協働による相談体制の整備 ○ふれあい総合相談の充実

【庁内関係課】

福祉課、健康子育て課、町民課、教育総務課、社会教育課、地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員、自治会、小学校、中学校、高島高校、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、若者の居場所、NPO、企業

3 SOSに気づくための学びの場づくり

【現状と課題】

自殺の多くは、家庭や学校、職場、健康など、様々な要因が関係して起こってしまうものであり、問題に適切に対応し、解決するためには、本人を取り巻く様々な立場の関係者が連携、協力して、実効性のある取組を進める必要があります。また、自殺という選択をしてしまう前に、心の悩みを抱える人が発するSOSを察知し、受け止める人が一人でも多くいることが必要です。

本町では、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人であるゲートキーパーの役割を担う人材の育成に努めています。

【目指す姿】

- 多くの住民が、悩みを持つ人の心のSOSに気づく意識とスキルを身に付けています。
- 自ら声をあげることが難しい人を早期発見し、必要な支援につなぐことのできる体制が構築されています。

【取組方針】

- 職員や関係機関、多くの住民に対するゲートキーパー研修の拡充を図ります。
- 児童・生徒の心の健康づくり体制の充実に努めます。
- 悩みごとや課題を抱える人に気づき、支えるための学びの機会をつくります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
○ゲートキーパー研修への参加 ○K6（こころの健康チェック表）の活用	○ゲートキーパー研修開催の周知 ○児童・生徒の見守り活動の実施
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
○ゲートキーパー研修の開催 ○K6（こころの健康チェック表）の活用促進 ○児童・生徒のSOSの出し方に関する教育 ○スクールカウンセラーの配置 ○スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の包括的な支援体制づくりの検討 ○課題を抱える子どもの学校教育活動支援に係る幼小中連携コーディネーター、教育相談員、特別支援教育支援員等の継続配置	○学集会・座談会の開催 ○福祉教育に取り組む学校への支援

【庁内関係課】

福祉課、健康子育て課、町民課、教育総務課、社会教育課、地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員、自治会、小学校、中学校、高島高校、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、企業、病院。

※用語解説【ゲートキーパー】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられています。

※用語解説【K6（こころの健康チェック表）】

うつ病や不安障がいなどの精神疾患をスクリーニングすることを目的としている調査票のことで、一般住民を対象としており、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として利用されています。合計点が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされています。

4 みずから積極的に活動に参加する意識の醸成

【現状と課題】

各地区でのワークショップでは、若い人の地域活動への参加が少ないことが課題として上げられています。

心と体の健康づくりへの関心は益々高まっており、健康寿命を伸ばすとともに、生きがいづくりにつながる活動を、住民一人ひとりが見出せるよう機会を提供する必要があります。

併せて、生きがいをもって健康寿命を延ばしながら生活していくために生活習慣の改善意識の醸成と、生活習慣病の予防に向けた運動やバランスのとれた食生活も重要であり、関係団体との連携による取組を今後も強化する必要があります。

新型コロナウイルス感染症により外出自粛が続き、社会活動への参加の機会が少なくなり、その影響が残っており、その改善が急務です。

【目指す姿】

- 若い人が様々な地域活動に参加し、積極的に取り組んでいます。
- 住民が様々な活動に積極的に参加する環境と機会が充実しています。
- ボランティアや福祉活動に積極的に参加し、生きがいや役割を感じられる地域になっています。
- 自分らしく活動できる場が整っています。

【取組方針】

- 若い頃から活動に参加するきっかけづくりの提供と、そのための情報提供に努めます。
- 多くの人々が自ら積極的に福祉活動に参加できる意識の醸成を図ります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○積極的に運動する習慣の定着 ○自治会活動への積極的な参加 ○生活習慣の改善意識の醸成と、生活習慣病の予防 ○運動やバランスのとれた食生活の実施 ○地域の茶の間やふれあいサロンへの積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で身体を動かすイベント等の企画 ○誰でも気軽に参加し、楽しめる場づくり ○地域の茶の間やふれあいサロンづくりの促進 ○世代交流事業の実施
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○健康寿命を延ばす生活習慣の改善支援 ○健康を地域で支える活動者の増加促進 ○介護予防に関する知識や技術の提供 ○ニーズの把握 ○生きがいづくり支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会が主体となる世代交流事業への支援 ○生きがいと健康づくりの推進 ○ニーズの把握と新たな生きがいづくり

【庁内関係課】

福祉課.健康子育て課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.幼児施設.小学校.中学校.高畠高校.サロン.茶の間.サード.若者の居場所.NPO.生活支援コーディネーター

5 生涯学習・生涯スポーツの充実

【現状と課題】

地区公民館は、生涯学習や生涯スポーツの機会の提供をする場であるとともに、住民の活躍の拠点となっており、住民の地区活動や福祉活動の拠点としても伴走することが求められています。

生涯学習や生涯スポーツは地縁や血縁にとらわれず、様々な人との交流の場として、地域の活性化や地域づくりの役割を果たします。地区公民館が地区の学校、社会福祉協議会、行政の各部署などと協力し、福祉的な視点で活動を振興することによって、住民の関心や参加意識が向上しやすくなると考えられています。

【目指す姿】

- 誰もが生涯学び続けることの意識を持っています。
- 誰もが多くの人との交流をはかり、地域が活性化しています。

【取組方針】

- 生涯学習や生涯スポーツの機会の提供や充実に努めます。
- 住んでいる地域に対する誇りや愛着を大切なことと位置づけ、地域の歴史や文化の情報発信に努めます。
- ライフステージに応じた健康づくりを進めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学び続ける意識の向上 ○軽スポーツの実践 ○地域の伝統文化を継承する取組への参加 ○ふるさとの歴史を学ぶ機会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域行事の充実 ○誰でも参加できるスポーツの周知 ○地域の伝統と文化の継承 ○地域の魅力を伝える取組の実施
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育・生涯学習関係団体の育成・支援 ○生涯学習プログラムの充実 ○軽スポーツの普及 ○スポーツ指導員の育成 ○地域の伝統文化を継承する取組への支援 ○ふるさとの歴史を学ぶ機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいと健康づくりの推進 ○福祉教育に取り組む学校への支援 ○軽スポーツの普及

【庁内関係課】

福祉課、健康子育て課、町民課、教育総務課、社会教育課、地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会、幼児施設、小学校、中学校、高島高校、サロン、茶の間、サード、若者の居場所、NPO、健康運動サポーター、生活支援コーディネーター、体育協会、体育指導員、スポーツ協会、スポーツ推進委員

第5章 福祉のまちづくりを担う次代の人材の育成

1 地域ぐるみでの子育ての推進

【現状と課題】

子育てを地域全体で応援する環境づくりに向けて、本町では保育サービスの充実、子育て支援サービスの充実、子どもの居場所づくりの推進、及び経済的支援の充実に取り組んでいます。

その中で、子どもの居場所づくりの拡充や、保護者の仕事と子育ての両立支援としての放課後児童クラブを設置しており、さらに様々な子どもの放課後等の居場所の充実が求められています。

また、障がい児の子育て支援では、発達過程において切れ目のない支援体制が必要とされており、乳幼児期から就労までの一貫したケアと総合的な支援が必要となっています。

【目指す姿】

- 地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成や取組が展開されています。
- 安心して子どもを産み育てることのできる社会になっています。

【取組方針】

- 地域全体で子どもを見守り、居場所をつくる取組を推進します。
- 障がいを持つ子どもの学校や社会への参加を促進します。
- 地域ぐるみでの子育ての環境づくりを支援します。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○みんなで地域の子どもを見守る意識の向上 ○子育てに関する各種活動への参加 ○PTA や育成会活動への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの見守り隊の活動 ○子どもと一緒に参加できる自治会行事の企画や運営 ○子ども会育成会の活動支援 ○障がい児の地域行事や子ども会活動への参加促進
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを見守る活動の充実 ○放課後子ども教室活動の充実 ○PTA や育成会活動への支援 ○インクルーシブ教育の研究 ○世代間交流事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会単位の世代交流活動への支援 ○放課後児童クラブの運営への取組

【庁内関係課】

福祉課、健康子育て課、教育総務課、社会教育課、地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員、自治会、幼児施設、小学校、中学校、高島高校、茶の間、サード、若者の居場所、NPO、ボランティア団体、育成会、PTA、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学校支援コーディネーター、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、子育てボランティア

※用語解説【インクルーシブ教育】

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ教育のことであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされています。

2 子育て支援の充実

【現状と課題】

多様化する保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの充実を進めているほか、制度としての幼児教育・保育の無償化など、医療やこども園、保育園等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭それぞれの事情に応じた経済的支援を行っています。

また、屋内遊戯場「もっくる」や病児保育施設「まほろん」、フォーチュンタウン駅西の宅地分譲など子どもを育てやすい環境づくりも進んでいます。

このように、全ての子どもが人として尊重され、健やかに成長できるよう、福祉・保健、教育などの関係機関が一体となった総合的な支援を今後も推進する必要があります。

【目指す姿】

- 安心して子育てができる環境が整っています。
- 子育てしながら安心して働くことのできる環境や、悩みを抱える子育て世帯が気軽に相談できる体制がつくられています。

【取組方針】

- 子育て家庭への総合的な支援体制の充実に努めます。
- 困難を抱える子育て世帯への支援を充実します。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに困っている家庭への気づきと声かけ ○相談窓口の把握 ○子育て支援制度等についての情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で子育て家庭を見守る意識の共有 ○子育て相談窓口の情報提供 ○経済的な課題を抱える人への専門的な相談窓口等の情報提供
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠から子育てまで切目のない支援 ○困難を抱える子ども・若者への支援 ○子どもの発達過程や特性に応じた支援 ○貧困の連鎖を止めるための支援の充実 ○放課後子ども教室の実施と充実 ○子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営 ○放課後児童クラブの活動支援 ○町内社会福祉法人との連携 ○生活困窮者自立支援への取組

【庁内関係課】

福祉課.健康子育て課.町民課.建設課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.サード.若者の居場所.NPO.ボランティア団体.育成会.PTA.スクールソーシャルワーカー.教育相談員.学校支援コーディネーター.子育て支援センター.ファミリーサポートセンター.子育てボランティア.東置賜地域生活自立支援センター

3 世代を超えた地域の人との交流の推進

【現状と課題】

本町の各地区に共通する課題として、世代間交流の機会が少ないことが挙げられています。世代間の交流は、地域全体で子どもを育て、見守りのネットワークが構築されることや、その家族同士がつながることで、高齢者なども含めた顔の見える関係づくりのために必要不可欠であり、また先人の知恵を親以外から受け取るなど社会性を身につける機会でもあります。

そのため地区公民館や学校では、各種交流事業の実施を行っており、地域の人と交流し、子どもたちがすこやかに成長する場として機会の拡充を進める必要があります。

また、高齢者にとっても自身の能力や経験を次の世代に伝えていく活動を通して、生きがいを感じ、社会的孤立を防ぐことができます。

【目指す姿】

- 世代を超えた交流活動が活発に行われています。
- 子どもたちが健全に健やかに成長しています。

【取組方針】

- 交流活動を促す様々な行事やイベントに取り組みます。
- 若い人が積極的に参加する交流機会の確保に努めます。
- 世代を超えたつながりを作り、互いに支え合い、助け合う意識の醸成を図ります。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○様々な世代間交流活動への参加 ○地域活動や地域行事への積極的な参加 ○地区内外の交流イベント等への参加 ○地区活動に関する情報の入手 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い年代が集える機会の確保 ○地区公民館活動への積極的な参加 ○地区間、団体間の交流イベント等の開催 ○町内他地区や他団体との取組情報の共有
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○多様な世代が交流できるイベントへの支援 ○地区公民館等での世代間交流事業の開催 ○若い人が活動できる事業の推進 ○放課後や学校外活動における子どもたちの安全で健やかな居場所づくり ○地区間、団体間の交流の機会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会単位の世代交流活動への支援 ○地域の多様な団体とのつながりづくり

【庁内関係課】

企画課.福祉課.健康子育て課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.幼児施設.小学校.中学校.高畠高校.サロン.茶の間.サード.若者の居場所.NPO.手をつなぐ育成会.子育て支援センター.生活支援コーディネーター.老人クラブ

4 家庭・地域・地区公民館・学校と連携した福祉活動の推進

【現状と課題】

本町の教育目標は「自他のいのちを尊重し、温かい心で共生社会をつくる人間の育成」と定められ、天恵の自然風土の中で歴史と伝統を重んじ、一人ひとりが自他のいのちを尊重し、心身ともに健康で潤いと活力に満ちた人間として生き生きと学び、共に生きる町をつくることを目指しています。

次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、家庭、地域、地区公民館及び学校が連携し福祉意識を醸成する教育やその取組を充実させることが必要となっています。

本町らしい福祉意識と活動を進める人材の育成を進めるとともに、地域や学校、地区公民館と協働した取組を推進することが必要です。

【目指す姿】

- 家庭、地域、地区公民館、学校と連携した、充実した福祉教育が展開されています。
- いのちを尊重し、温かい心を持った子どもたちにあふれています。

【取組方針】

- 社会福祉協議会、学校、地区公民館、家庭が連携して福祉活動を推進します。
- 福祉課題に向けて多様な人々が連携するネットワークづくりを進めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○地区公民館行事への参加 ○コミュニティ・スクールの理解 ○学校行事への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した福祉教育の実施 ○コミュニティ・スクールへの理解と参加の促進 ○学校行事への協力
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域が連携した支援活動の推進 ○福祉と教育が連携した活動の推進 ○福祉の担い手となる人材の育成 ○コミュニティ・スクールの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内社会福祉法人との連携 ○広報・啓発活動の推進 ○ニーズ調査の実施 ○福祉教育に取り組む学校への支援

【庁内関係課】

企画課.福祉課.健康子育て課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

幼児施設.小学校.中学校.高島高校.サード.若者の居場所.NPO

※用語解説【コミュニティ・スクール】

学校運営協議会を設置した学校をいい、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すためのしくみのことです。学校運営協議会は、地域住民や保護者などから構成され、地域の声を活かし、学校と地域が一体となって「特色ある学校づくり」を進める協議体のことです。

5 若者がみずから参画しやすいしくみづくり

【現状と課題】

地域活動への参加については、ほとんどの年代において参加したことのない割合が高くなっており、特に20歳代から40歳代にかけてはその割合が顕著になっています。

これは興味や関心が低いだけでなく、仕事で時間が取れない、地域活動に関する情報が届かないという問題が背景にあります。

若い世代を対象にした福祉や地域づくりに関する研修会やイベントの推進に力を入れていくことと、研修会やイベントを若者に届けられるように周知に努める必要があります。

【目指す姿】

- 若い人が様々な福祉活動や地域の事業についての情報を手に入れています。
- 若い人が様々な福祉活動や地域の事業に参加し、積極的に取り組んでいます。

【取組方針】

- 若い世代を対象にした福祉や地域づくりに関する研修会やイベントを開催します。
- 若い世代を対象に、福祉や地域づくりに関する情報の周知を徹底します。
- 地域福祉を担う次世代の人材育成に取り組めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育や生涯学習事業への参加 ○地域行事への参加 ○若い世代を対象にした福祉研修会やイベントへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育や生涯学習事業への参加促進 ○若い世代を対象にした地域行事や地区公民館イベントの開催
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育や生涯学習、他分野との連携・協働による担い手発掘 ○若い世代を対象にした福祉や地域づくりに関する研修会やイベントの推進 ○ニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育に取り組む学校への支援 ○各種団体と協働した福祉教育の実施 ○企業との連携によるボランティア活動の促進 ○地域福祉活動に参加する新たな担い手の発掘と養成

【庁内関係課】

企画課.福祉課.農林課.商工観光課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

自治会.小学校.中学校.高島高校.PTA.農家.商店.企業.生活支援コーディネーター.ボランティア団体.消防団

第6章 みんなが安心して暮らせる環境づくり

1 防災の意識を高める取組の推進

【現状と課題】

ニーズ調査では、災害への備えのために実施していることとして、家族間での連絡方法の確認や、防災用品や備蓄品の準備、家族全員の避難方法の確認、避難場所や避難ルートの確認が多く挙げられています。

また、災害時の互助のために地域で備えるべきことについて、避難時に支援を必要とする人を把握し、避難誘導のしくみをつくることや災害情報の伝達のしくみを整備することが必要だとされています。

一方では災害時における助け合いについて、「災害時に自分で避難することが困難な人を避難所に連れて行くことができる」の数値が、5年前に比べ低下しており、意識はあるものの行動に移すのが難しいと感じている実態が浮かびあがっています。

今後は、家庭でできる防災の取組を推進することはもちろんのこと、各地区の自主防災組織を中心とした実効性のある取組を推進することが必要です。

また、自治会活動や自主防災組織への女性の参画など、防災や防犯における取組の推進には男女共同参画の視点も重要です。

【目指す姿】

- 住民の防災意識が高く、災害時においても落ち着いて活動できる取組ができています。
- 災害の有無に関わらず、避難等の支援が必要な人を常に把握し、地域住民との連携によって見守ることのできる地域になっています。
- 防災・防犯活動に性別に関係なく協働で取り組んでいます。

【取組方針】

- 家庭でできる防災対策の取組を推進します。
- 防災訓練を定期的に行うとともに、避難行動要支援者への対応を強化します。
- 日頃からの防災の意識を高めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の習得 ○災害時の避難場所・避難経路の確認 ○非常持ち出し品の確認や家具の転倒防止対策 ○自主防災組織活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の運営体制と活動の充実 ○避難訓練等の実施 ○地域における災害時の避難体制の構築
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○集落単位での防災訓練や避難訓練の実施支援 ○町の防災訓練の強化 ○避難行動要支援者の個別避難計画の充実 ○防災活動の推進 ○福祉避難所の設置の推進とあり方の検討 ○赤十字活動の周知や協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合いマップづくりの推進 ○小地域見守りネットワークの推進 ○学集会・座談会の開催 ○災害時の被災者支援への取組

【庁内関係課】

総務課、福祉課、健康子育て課、町民課、教育総務課、社会教育課、地区公民館、高畠病院

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、防犯協会、幼児施設、小学校、中学校、高畠高校、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、介護・高齢者・障がい者施設、消防署、警察、日本赤十字社山形県支部、高畠赤十字奉仕団、防災士

2 日頃から顔の見える地域の関係づくりの推進

【現状と課題】

地域で安心して暮らしていくためには、近隣住民との助け合いのしくみが必要です。

そうした助け合いが日常生活ではもちろん、非常時においても機能するためには日頃から地域で顔の見える関係づくりの取組が必要となっています。

【目指す姿】

○非常時においても互いに助け合いのできる地域や地区となっています。

【取組方針】

- 地域支え合いマップづくりを推進するとともに、マップの利用策を検証します。
- 事故や犯罪のないまちづくりや、生活利便性の確保に向けた取組を推進します。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時での隣近所との協力 ○交通安全、防犯活動への参加 ○地域支え合いマップづくりへの参加 ○困難家庭の気づきと関係機関への相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時での隣近所との協力 ○交通安全、防犯活動への参加促進 ○空き家対策事業への協力 ○地域支え合いマップづくり ○地区単位での、貧困の連鎖や子育て困難家庭の早期発見 ○隣組による見守り活動
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の避難確保計画づくり ○交通安全、防犯活動の推進 ○消費者生活対策事業の推進 ○貧困の連鎖を止めるための支援の推進 ○子育て困難家庭の早期発見と支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内社会福祉法人との連携 ○小地域見守りネットワークの推進 ○地域支え合いマップづくりの推進 ○広報・啓発活動の推進 ○気軽に声をかけあえる関係づくりの推進

【庁内関係課】

総務課.福祉課.健康子育て課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.自主防災組織.消防団.防犯協会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.介護・高齢者・障がい者施設.消防署.警察.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.郵便局.新聞配達.サロン.茶の間.サード.若者の居場所.NPO.当事者団体.警察.防災士

3 住宅や公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

本町に住む誰もが住みやすく快適な生活空間づくりに向け、住宅や公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めてきました。

高齢化が進む中、免許を返納して自由に移動することに不便を感じている人が増えているにもかかわらず、買い物・通院時の交通手段が減少していることは、あらたなバリア（障壁）として課題となっています。

そのため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入・推進を継続するとともに、ひとりで買い物に行くのが困難な人や自由な移動手段を確保できない人を支援するための移動サービスのしくみづくり検討を進めることが必要となっています。

【目指す姿】

- 日常生活の利便性が高まり、快適な生活環境や生活空間の確保が進んでいます。
- 誰もが買い物や通院に不便を感じることなく、移動サービスを利用することができています。

【取組方針】

- 障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にする「バリアの除去」を推進します。
- バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。
- 移動支援や買い物支援などの住民活動も含めた生活支援体制の整備に努めます。
- 暮らしやすい生活環境づくりを進めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルプマークの理解 ○自宅等のバリアフリー化 ○移動支援、買い物支援などへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治公民館等のバリアフリー化 ○移動支援や買い物支援などのしくみづくり
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 ○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○バリアフリー運動の推進 ○買い物弱者や交通弱者対策の実施 ○移動サービスの検討 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民参加による生活支援サービスの創出 ○助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催

【庁内関係課】

企画課.福祉課.町民課.建設課.教育総務課.社会教育課.地区公民館.高島病院

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.若者の居場所.NPO.手をつなぐ育成会.介護・高齢者・障がい者施設.商店.企業.建設業者.タクシー業者.福祉有償運送事業所.生活支援コーディネーター

4 犯罪予防と被害防止の取組の推進

【現状と課題】

現在暮らしている地区に対して、安心・安全と感じる住民の割合は非常に多いものの、少しずつ減少しています。

少子化や新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちと地域の人との交流が少なくなり、子どもたちの安全確保、事故防止のために、日頃らご近所や子どもたちに積極的にかわり、声をかけ合う環境がますます必要になっています。

親族等を装った特殊詐欺は、平成15年ころから増加し始め、現在でも大きな被害をもたらしています。警察等関係機関も対策を強化していますが、被害は根絶されず、住民一人ひとりの防犯意識のさらなる高まりが必要となっています。

【目指す姿】

- 事故や犯罪のない地域や地区となっています。
- 地域ぐるみでの見守り、防犯活動を実践できる社会になっています。

【取組方針】

- 住民の交通安全や防犯意識を醸成し、安全な生活環境づくりを推進します。
- 悪徳商法や不審者への対策を充実し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 犯罪のない安心な地域づくりを進めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全や防犯意識の向上 ○交通安全教室への参加 ○地域における防犯活動への参加 ○空き家の適正管理に向けた協力 ○悪徳商法や不審者に関する情報の共有化 ○非行防止啓発活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全や防犯についての情報提供 ○学校やPTAなどの関係団体や機関での情報交換や意見交換 ○子ども見守り隊など、地域の中での自主的な防犯活動の推進
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○住民の交通安全や防犯意識の醸成に向けた啓発活動の充実 ○歩行者が安心して通行できる安全対策 ○交通安全教室の充実 ○地域における防犯活動の支援 ○空き家の適正管理 ○悪徳商法や不審者に関する情報提供と相談体制の充実 ○再犯者孤立防止対策の充実 ○非行防止啓発活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域見守りネットワークの推進 ○福祉教育に取り組む学校への支援

【庁内関係課】

福祉課.町民課.建設課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.NPO.介護支援専門員.相談支援事業所.警察.人権擁護委員.消費生活センター

第7章 一人ひとりが大切にされる環境づくり

※高島町成年後見制度利用促進基本計画

1 障がいを知り差別をなくすための取組の推進

【現状と課題】

ニーズ調査では、地域には障がい者への差別や偏見があると4割の方が答えており、障がいについて、小さい頃から家庭や学校における教育の充実が必要と回答しています。

障がい者の活動や情報等への関心について、大いに関心がある、少しは関心があると4割の方が答えていますが、どちらともいえない、あまり関心がない、全く関心がない方が3割となっており、障がいの特性や活動などを理解する取組が必要です。

【目指す姿】

- 障がいのある人もない人も自分らしい生活ができています。
- 障がいに対する理解が進み、差別のない環境となっています。
- 障がいや障がいのある人に対して正しく理解し、行動できる社会となっています。

【取組方針】

- 障がい等に対する正しい認識と理解を深める取組を充実します。
- 障がいを持つ人や就労困難者の生活支援の充実に取り組みます。
- 障がいを持つ人が地域社会に参加できる機会を増やす取組を推進します。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする人の理解 ○障がいのある人との交流の場への参加 ○福祉に関わる研修への積極的な参加 ○多様性の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が参加できる事業の実施 ○障がいや多様性に関わる研修への積極的な参加促進 ○生活困難者への見守りと支援
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○広報啓発活動の推進 ○家庭や学校における差別をなくす啓発活動の推進 ○事業者等を対象とした障がいを知る研修会開催 ○就労困難者への就労の支援 ○ひきこもりなどで地域と関わりにくくなっている人への支援 ○学校、医療機関、福祉事業所等との障がい児に対する情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育に取り組む学校への支援 ○学集会・座談会の開催 ○自立支援協議会への参加 ○手をつなぐ育成会の運営支援

【庁内関係課】

福祉課.町民課.商工観光課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.若者の居場所.NPO.手をつなぐ育成会.置賜成年後見センター.介護・高齢者・障がい者施設.介護支援専門員.相談支援事業所.人権擁護委員.高島町国際交流協会.当事者団体.企業

2 高齢者・障がい者・児童の虐待防止の推進

【現状と課題】

近所に虐待の可能性があった場合の対応については、町役場や相談窓口への連絡や、地域の民生委員・児童委員への連絡、児童相談所や警察などへの通報、近所の人への見守りの依頼等、様々な方法が挙げられていますが、その一方で、どうしてよいかわからないと回答した住民もいます。

虐待やDV等の被害は、個人や家庭の中での問題と考えられがちであり、課題として表面に出てこないまま深刻化してしまう傾向にあります。虐待の被害者となるのは児童だけでなく、高齢者や障がい者等への虐待予防の取組も社会全体で取り組むべき重要な課題となっており、課題のある世帯を孤立させない取組が必要です。

【目指す姿】

- 高齢者・障がい者・児童等への虐待のない地域となっています。
- 隣近所を気づかい地域で見守る体制が整っています。
- 気づきにつながる知識を持ち、行動できる町民が増えています。

【取組方針】

- 人権擁護の意識啓発と、虐待防止に向けた取組を強化します。
- 各種虐待情報の早期収集と共有化を図ります。
- 虐待に気づき、問題解決のために関係機関へつなげるしくみづくりを進めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○虐待に関する認識の向上 ○虐待やDVに関する関係機関への通報 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での見守りや支え合うしくみづくり ○積極的なあいさつと声かけの励行
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護の意識の啓発 ○虐待の防止に向けた早期発見の取組強化と適切なケアの実施 ○安心して相談できる相談支援事業の充実と相談体制づくり ○人権擁護活動の推進 ○虐待防止ネットワークの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待防止ネットワークへの参加 ○要保護児童対策地域協議会への参加 ○小地域見守りネットワークの推進 ○福祉教育に取り組む学校への支援

【庁内関係課】

福祉課.健康子育て課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館.高畠病院

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高畠高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.生活支援コーディネーター.若者の居場所.NPO.手をつなぐ育成会.置賜成年後見センター.介護・高齢者・障がい者施設.介護支援専門員.相談支援事業所.保健所.警察.病院

3 みんなの権利を守る取組の推進

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人、子ども、外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いやライフスタイルの変化といった多様性を理解し、尊重し合える地域づくりが求められています。

多様性を認め合い、その人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加、本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が必要です。

【目指す姿】

- 住み慣れた地域で安心した生活ができています。
- 本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援を受けることができます。
- 男女が互いに尊重し、その個性や能力が十分に発揮されています。
- 住民の権利を守る制度が理解され、成年後見制度の利用が進んでいます。

【取組方針】

- 不当な権利侵害などにあうことなく、尊厳をもってその人らしい生活が続けられるよう支援します。
- 置賜3市5町で構成する「置賜成年後見センター運営協議会」や関係機関と連携した地域でのネットワークづくりに努めます。
- 「置賜成年後見センター」と連携し成年後見制度の理解促進と利用促進に努めます。
- みんながいきいきと活躍できる男女共同参画の普及啓発に努めます。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護意識の醸成 ○障がいを理解する研修会や講演会への参加 ○男女共同参画意識の醸成 ○障がい者や判断能力に不安のある人への正しい認識と理解 ○成年後見制度の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理解する研修会や講演会への参加促進 ○男女共同参画意識の促進 ○障がい者や判断能力に不安のある人への正しい認識と理解の促進 ○成年後見制度への理解の促進
高畠町（行政）	社会福祉協議会（団体）
<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護意識の啓発と人権擁護活動の推進 ○障がいを理解する研修会や講演会の開催 ○男女共同参画の推進 ○学校等での権利擁護教育の推進 ○広報啓発活動の推進 ○事業者への啓発活動の実施 ○成年後見制度への理解の促進 ○市町村申立ての適正な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援事業への取組 ○日常生活自立支援への取組 ○法人後見実施に向けた検討

【庁内関係課】

福祉課、健康子育て課、町民課、教育総務課、社会教育課、地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員、自治会、幼児施設、小学校、中学校、高畠高校、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、介護・高齢者・障がい者施設、若者の居場所、NPO、手をつなぐ育成会、置賜成年後見センター、介護支援専門員、相談支援事業所、東置賜地域生活自立支援センター、企業

4 多様性を理解するための取組の推進

【現状と課題】

全ての人々が尊重され大切にされる社会づくりを進めるには、年齢や性、国籍、障がいの有無に関わらず、一人ひとりがお互いを尊重する意識を持つことが必要であるとともに、社会には様々な属性の人、異なる考え方を持つ人がいることを理解する必要があります。

近年、性的マイノリティを表す総称である“LGBTQ”という表現によって個人には多様性があることが認識され、どこに属する人でも社会で受け入れられるようになってきています。しかし、その一方で自分と違うことを受け入れられない人も見られます。

また、障がいのある人の中には、コミュニケーションに困難さがあり地域との交流や、つながりが希薄になっています。

様々な考え方や心身の特性を持つ全ての人々が、相互に理解を深める「心のバリアフリー」が求められています。

【目指す姿】

- 誰もが自らの能力を発揮し、いきいきと活躍しています。
- 多様性を持つ人を尊重して住民が生活しています。

【取組方針】

- 多様性を理解するための取組を進めます。
- 人権啓発や人権研修を開催し、人権擁護への取組を強化します。
- 障がいのある人との交流やコミュニケーションの方法を検討します。

【取組内容】

住民（個人・家庭等）	地域・地区
○人権擁護研修への参加 ○障がいや多様性の理解	○障がいや多様性を尊重した事業の実施 ○人権擁護研修への参加促進
高島町（行政）	社会福祉協議会（団体）
○人権擁護の啓発、人権擁護活動の推進 ○福祉教育の推進 ○障がいや多様性を理解する研修の開催	○福祉教育に取り組む学校への支援 ○広報活動の充実 ○学集会・座談会の開催

【庁内関係課】

企画課.福祉課.町民課.教育総務課.社会教育課.地区公民館

【連携・協働する主体や取組】

民生委員・児童委員.自治会.幼児施設.小学校.中学校.高島高校.老人福祉相談員.身体障がい者相談員.知的障がい者相談員.介護・高齢者・障がい者施設.茶の間.サード.若者の居場所.NPO.手をつなぐ育成会.当事者団体.人権擁護委員.企業.法務局.山形県

※用語解説【LGBTQ】

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、QueerやQuestioning（クエアやクエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつとしても使われています。

Queerは、規範的な性のあり方以外を包括する言葉であり、Questioningは、自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等を表す言葉です。

第8章 基本計画における指標

1 基本理念実現のための基本目標

本計画では、基本理念『気づき つながり 支え合う 笑顔にあふれる まち』の実現に向けた地域福祉の推進にあたって、その進捗状況を測るための指標として、次の7つの基本目標に指標を設定します。

基本目標1	気づきとつながりのきっかけづくり
--------------	-------------------------

- (1) 人と人とのふれあいの場づくり
- (2) 困りごとの気づきにつながるあいさつと声がけの推進
- (3) 見守り体制の充実
- (4) 孤立しない・させないためのしくみづくり
- (5) みんなに伝える・伝わる福祉情報の発信

〔指標・目標〕 町民アンケート調査項目

指標・目標の内容	現状値（令和4年度）	次期計画に向けた方向性
①ご近所と「とても親しく付き合っている」「わりと親しく付き合っている」	52.4%	増加
②周りにいる避難行動要支援者について「わからない」	24.2%	減少
③避難行動要支援への対応について「日頃から声をかけるようにしている」	26.2%	増加
④居住地域の民生委員・児童委員の認知について「知っている」	56.3%	増加
⑤地域活動等に参加したことがない理由「地域活動に関する情報がない」	25.6%	減少

基本目標2 みんながつながり・つなげる支え合いの推進

- (1) お互いさまの関係づくり
- (2) みんなが持っている力を発揮できる環境づくり
- (3) 多様なボランティア育成や NPO の支援
- (4) 多様性・多機能性のある居場所づくり
- (5) 地域の課題をみんなで解決するための学びの場づくり

〔指標・目標〕町民アンケート調査項目

指標・目標の内容	現状値（令和4年度）	次期計画に向けた方向性
①住民同士のつながり、支え合いを「いつも感じる」	17.2%	増加
②地域で気になること、問題と感ずること「世代を超えたふれあいや交流がない」	27.6%	減少
③地域活動等の参加について「積極的に参加している」	9.4%	増加
④今後の地域活動への参加について「ぜひ参加したい」	4.4%	増加
⑤地域課題の解決に大切と思うもの「日頃からの地域のつながり」	49.7%	増加
⑥町社会福祉協議会の認知について「名前も活動もよく知っている」	10.2%	増加

基本目標3 困りごとを受け止めみんなで助け合う体制づくり

- (1) 何でも受け止める相談体制の推進
- (2) 関係機関とつながり支える体制づくり
- (3) 困っている人に寄り添う継続的な支援のしくみづくり
- (4) 地域で支え合うしくみづくり

〔指標・目標〕町民アンケート調査項目

指標・目標の内容	現状値（令和4年度）	次期計画に向けた方向性
①地域課題の解決に大切に思うもの「地域の支え合い、助け合い意識の向上」	23.3%	増加
②住民互助の必要性について「あったほうがよい」	64.4%	増加
③地域の福祉を進める役割について「常日頃より、行政と住民が協働して取り組む」	51.7%	増加

基本目標4	いきいきと暮らせるところとからだの健康づくり
--------------	------------------------

- (1) 心と体の健康を保つための取組の推進
- (2) 悩みを抱える人を支えるしくみづくり
- (3) SOS に気づくための学びの場づくり
- (4) みずから積極的に活動に参加する意識の醸成
- (5) 生涯学習・生涯スポーツの推進

〔指標・目標〕 町民アンケート調査項目

指標・目標の内容	現状値（令和4年度）	次期計画に向けた方向性
① 普段の暮らしの中での不安や悩み 「自分や家族の健康、介護に関する こと」	56.2%	減少
② 普段の暮らしの中での不安や悩み 「生きがいや将来に関すること」	18.3%	減少
③ 今後の地域活動への参加意向につ いて「あまり参加したいとは思わな い・参加したくない」	22.0%	減少

基本目標5	福祉のまちづくりを担う次代の人材の育成
--------------	---------------------

- (1) 地域ぐるみでの子育ての推進
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 世代を超えた地域の人との交流の推進
- (4) 家庭・地域・地区公民館・学校と連携した福祉活動の推進
- (5) 若者がみずから参画しやすいしくみづくり

〔指標・目標〕 町民アンケート調査項目

指標・目標の内容	現状値（令和4年度）	次期計画に向けた方向性
① 普段の暮らしの中での不安や悩み 「子育てや教育に関すること」	11.1%	減少
② 普段の暮らしの中での不安や悩み 「子どもの将来に関すること」	22.5%	減少
③ 地域で気になること、問題と感 じることについて「地域の行事や活動に 参加する人がいない」	21.7%	減少
④ 充実していないと思う分野「子育て 支援」	22.4%	減少

基本目標6 みんなが安心して暮らせる環境づくり

- (1) 防災の意識を高める取組の推進
- (2) 日頃から顔の見える地域の関係づくりの推進
- (3) 住宅や公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進
- (4) 犯罪予防と被害防止の取組の推進

〔指標・目標〕 町民アンケート調査項目

指標・目標の内容	現状値（令和4年度）	次期計画に向けた方向性
①困った時には助けてもらえる安心感について「いつも感じる」	12.0%	増加
②暮らしている地域は、安心・安全と「いつも感じる」	28.5%	増加
③地域で気になること、問題と感ずること「公共施設や道路のバリアフリー問題」	6.4%	減少
④災害への備えや実施していることについて「特にない」	18.7%	減少
⑤充実していないと思う分野「災害に関する対策」	22.8%	減少
⑥町社会福祉協議会の活動で知っているもの「地域支え合いマップづくり」	14.4%	増加

基本目標7 一人ひとりが大切にされる環境づくり

- (1) 障がいを知り差別をなくすための取組の推進
- (2) 高齢者・障がい者・児童の虐待防止の推進
- (3) みんなの権利を守る制度の推進
- (4) 多様性を理解するための取組の推進

〔指標・目標〕 町民アンケート調査項目

指標・目標の内容	現状値（令和4年度）	次期計画に向けた方向性
①近所に虐待の可能性があった場合の行動について「何もできない・どうしてよいかわからない」	26.4%	減少
②成年後見制度への関心について「知りたい・関心がある」	32.9%	増加
③障がい者の活動、情報等への関心について「大いに関心がある・少しは関心がある」	52.9%	増加
④地域での障がい者への差別や偏見について「差別や偏見がない」	48.7%	増加
⑤普段の暮らしの中での不安や悩み「お金や財産の管理、契約等の判断」	12.1%	減少
⑥普段の暮らしの中での不安や悩み「差別や偏見など人権に関すること」	5.4%	減少

第3部 地区の現況・課題等

第1章 とりまとめ項目について

町内6地区の現況・課題等について、地区別に以下の項目をとりまとめました。

- 地区の現況
- 地区の課題・できること・つながれること（地域づくり座談会【ワークショップ】から）
- 地区別の町民アンケート結果【抜粋】
- 地区公民館ヒアリング結果による現況・課題等

1 地区の現況

- (1) 対象となる行政区
- (2) 居住者に関する指標

2 地区の課題・できること・つながれること（地域づくり座談会【ワークショップ】から）

(1) 地域づくり座談会（ワークショップ）の実施概要

①開催の目的

「すべての町民が互いに思いやり『共に生きる』幸せなまちづくりを推進するため「高島町地域福祉計画」及び「高島町地域福祉活動計画」を策定しています。新たに令和6年度からスタートする、第5次「高島町地域福祉計画」及び「高島町地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域の方々と一緒に話し合い、課題を明らかにし、その解決に向けた取組を共に考え、計画に反映することを目的とします。併せて、このワークショップを契機に、支え合い・助け合える地域づくりの体制整備を進めます。

②ワークショップの内容

- ア 町民アンケート調査や団体調査、関係課ヒアリングから見た地域の課題を提示し、グループごとに検証、検討しました。
- イ 課題について地域でできることがないか検討しました。
- ウ 参加者一人ひとりが取り組む（取り組める）身近な目標を検討しました。

③開催日等

高島地区 (3グループ)	二井宿地区 (2グループ)	屋代地区 (2グループ)	亀岡地区 (2グループ)	和田地区 (2グループ)	糠野目地区 (3グループ)
8月25日(金)	8月26日(土)	8月26日(土)	8月27日(日)	8月27日(日)	8月25日(金)
14～16時	10～12時	14～16時	10～12時	14～16時	10～12時
総合交流プラザ	二井宿地区 公民館	屋代地区 公民館	亀岡地区 公民館	和田地区 公民館	生涯学習館

3 地区別の町民アンケート結果【抜粋】（地域づくり座談会【ワークショップ】資料）

地域づくりワークショップ～助け合い・支え合いの地域づくり会議の開催にあたり、地域課題を検討するうえで参考となるアンケート調査結果を次の項目で参加者に説明し、座談会を進めました。

①地域課題を検討するうえで参考となる調査結果について

- (1) 日常生活について
 - ① 普段の暮らしの中での不安や悩み
- (2) 居住する地区の支えあいについて
 - ① 住民同士のつながり、支え合いを感じているか
 - ② 地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じているか
 - ③ 困った時には、助けてもらえる安心感があるか
 - ④ 暮らしている地区は、安心・安全と感じるか
 - ⑤ 地域で気になること、問題と感ずること
- (3) 住民同士の助け合いについて
 - ① 最も良いと思う、住民互助の範囲
 - ② 手助けを希望する場面
 - ③ 近所に手助けできる場面
- (4) 地域活動等について
 - ① 地域活動等の参加状況
 - ② 地域活動等に参加したことがない理由
 - ③ 今後の地域活動への参加意向
 - ④ 地域活動などの活性化に必要なこと
- (5) 高島町の福祉の進め方について
 - ① 地域課題の解決に大切と思うもの
 - ② 充実していればよいと思うサービス等

②集計表とグラフの見方について（留意事項）

- ◇各設問において、次の略称を使用しています。
 - SA : シングルアンサー（ひとつだけ選択回答）
 - OLA : リミテッドアンサー（〇以内の選択回答）
 - MA : マルチアンサー（すべての選択回答）
- ◇クロス集計表において、色分け表記の区分は、以下のとおりとします。
 - 属性内での1位： **XX.X** 属性内での2位： **XX.X**
 - ※ただし、1位が複数項目ある場合は、2位には色分けしていません。
 - ※また、1位が単数項目であり、かつ2位が複数項目ある場合は、すべて色分けしていません。

4 地区公民館ヒアリング結果による現況・課題等

ヒアリングの視点	
(1) 事業の課題や今後の方向性について <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度の施策の取組状況から ② 今後の福祉との関わりのある施策について ③ 町民アンケート調査から (2) 地域や他部署との連携について <ul style="list-style-type: none"> ① 「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮者」等との関りについて ② 社会福祉協議会や地域と連携（つながる）ができそうなこと ③ 地域とつなげる・つながること 	
実施箇所	高島地区公民館、二井宿地区公民館、屋代地区公民館、亀岡地区公民館 和田地区公民館、生涯学習館

第2章 高畠地区の現況・課題等

1 地区の現況

(1) 対象となる行政区

令和5年7月1日現在 ※出典：人口世帯集計表

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
大町一	300人	荒町一	156人	駄子町	208人	金原湯在家	131人
大町二	219人	荒町二	68人	弥生町	966人	金原熊の前	68人
大町三	293人	旭町	262人	蛭沢	44人	金原新田	25人
横町	69人	御入水	412人	入蛭沢	17人	元町三	126人
桜木町	66人	青葉町	135人	小郡山	112人	元町	241人
幸町一	135人	安久津一	333人	高安	168人		
幸町二	87人	安久津二	198人	泉岡	381人		
幸町三	367人	緑町	49人	塩森	86人		
北目	434人	鳥居町	229人	飯森	104人	計6,489人	

(2) 居住者に関する指標

令和5年7月1日現在 ※出典：町調べ

①世帯数

	世帯数	割合
高齢者が住む世帯	552戸	23.6%
高齢者ひとり	321戸	13.7%
高齢者2人以上	590戸	25.3%
高齢者世帯計	1,463戸	62.6%
その他	873戸	37.4%
合計	2,336戸	100.0%

②男女別人口

	人数	割合
男性	3,184人	49.1%
女性	3,305人	50.9%
合計	6,489人	100.0%

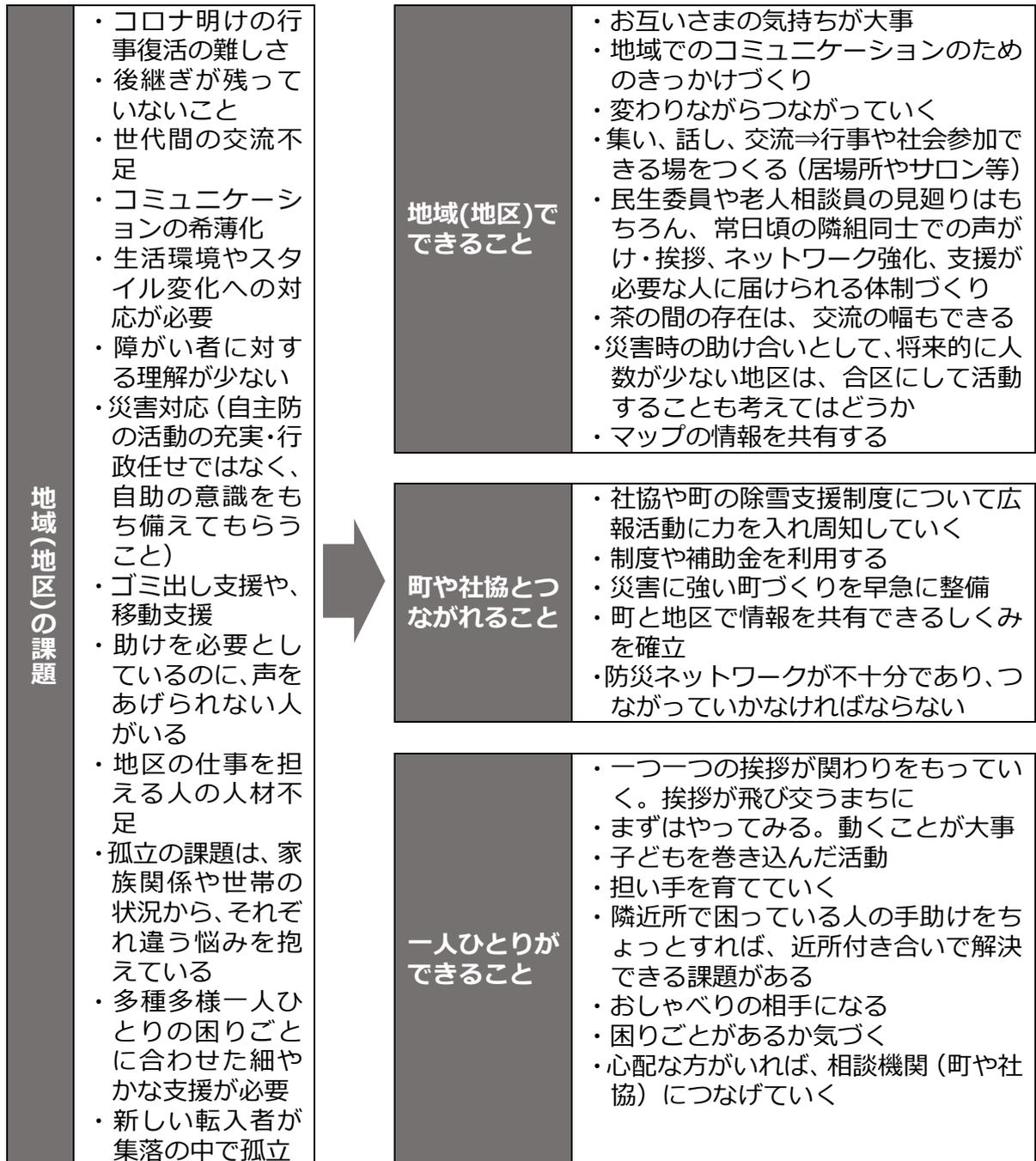
③年齢3区分別人口

	人数	割合
年少人口（0～14歳）	694人	10.7%
生産年齢人口（15～64歳）	3,599人	55.5%
高齢者人口（65歳以上）	2,196人	33.8%
合計	6,489人	100.0%

④要支援・要介護認定者数

	人数	割合
要支援1	51人	15.0%
要支援2	48人	14.1%
要介護1	84人	24.6%
要介護2	62人	18.2%
要介護3	50人	14.7%
要介護4	28人	8.2%
要介護5	18人	5.3%
合計	341人	100.0%

2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）

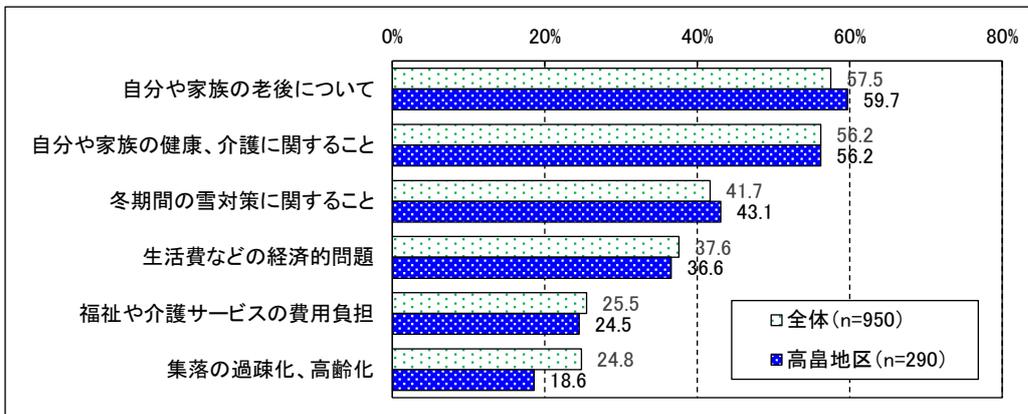


3 地区別の町民アンケート結果 [抜粋]

- 普段の暮らしの中での不安や悩みは、町全体との差はみられませんが、集落の過疎化、高齢化は多少低くなっています。
- 最もよいと思う、住民互助の範囲としては、隣近所（隣組）への回答割合が全体と比べ高く、集落・自治会は低くなっています。
- 手助けを希望する場面としては、病気やケガのときへの回答割合が全体と比べ高くなっています。
- 地域活動等の参加状況は、参加したことがないへの回答割合が全体と比べ高くなっています。
- 充実していればよいと思うサービス等については、低額で借りることができる住宅への回答割合が全体と比べ高くなっています。

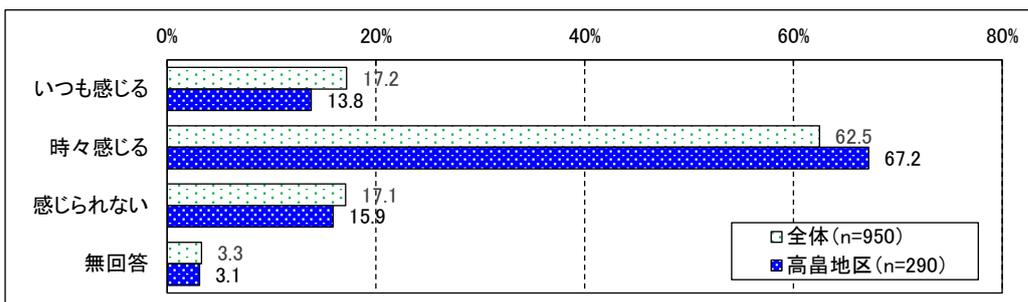
(1) ①普段の暮らしの中での不安や悩み (MA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



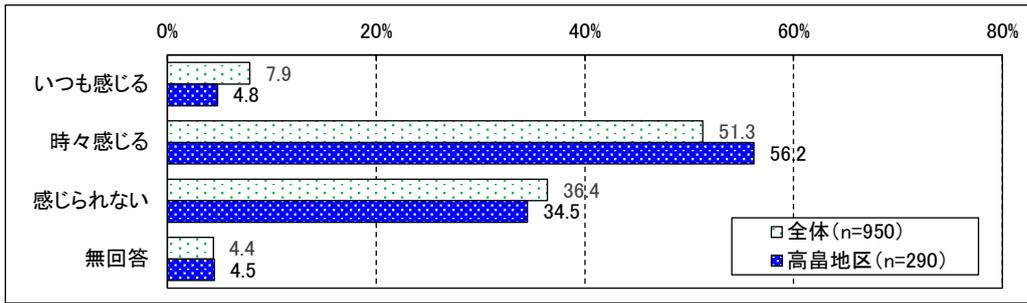
(2) ①住民同士のつながり、支え合いを感じているか (SA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



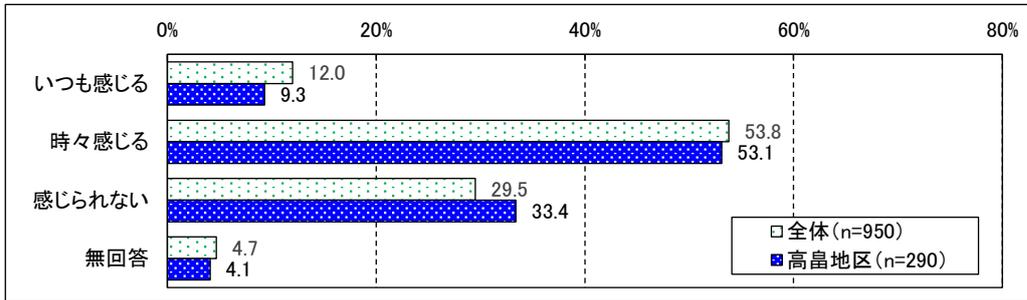
(2) -②地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じているか (SA)

[全体回答と高畠地区回答の比較]



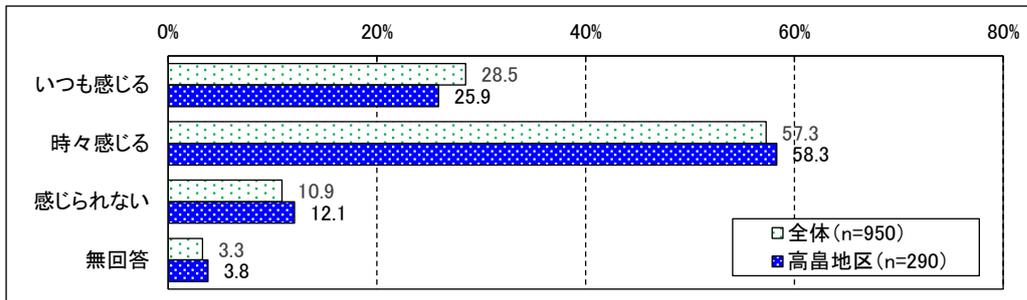
(2) -③困った時には、助けてもらえる安心感があるか (SA)

[全体回答と高畠地区回答の比較]



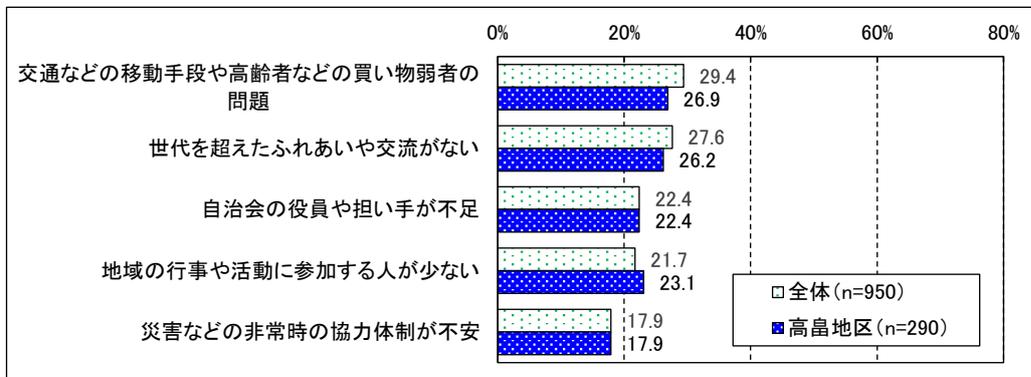
(2) -④暮らしている地区は、安心・安全と感じるか (SA)

[全体回答と高畠地区回答の比較]



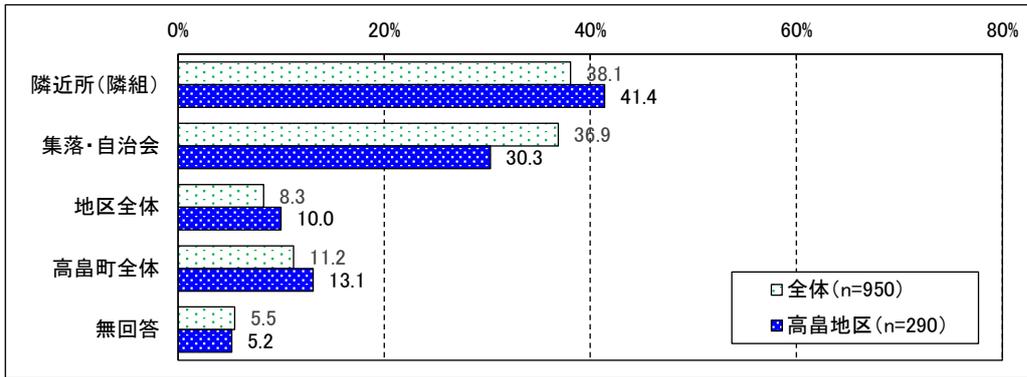
(2) -⑤地域で気になること、問題と感じること (MA)

[全体回答と高畠地区回答の比較]



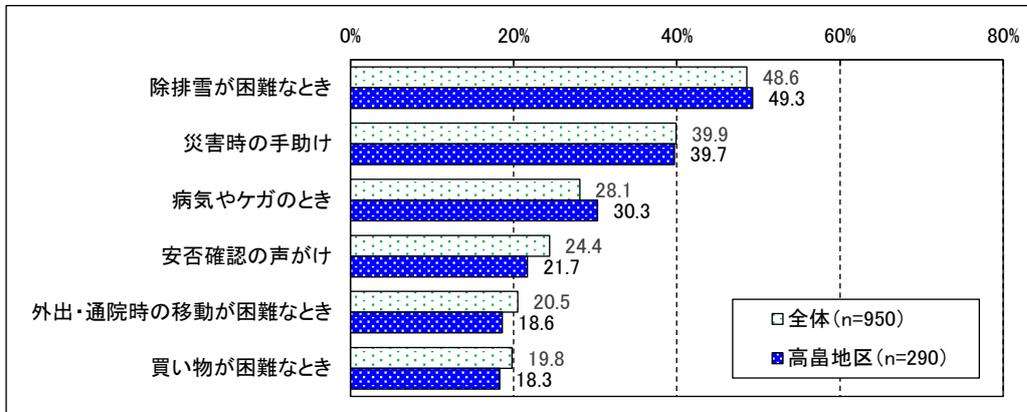
(3) -①最もよいと思う、住民互助の範囲 (SA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



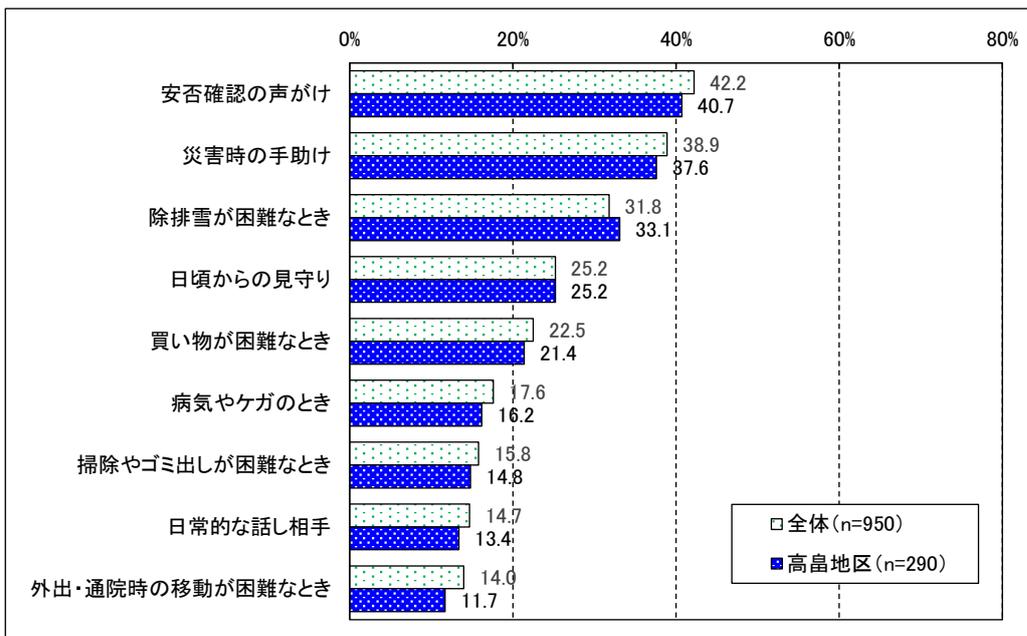
(3) -②手助けを希望する場面 (MA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



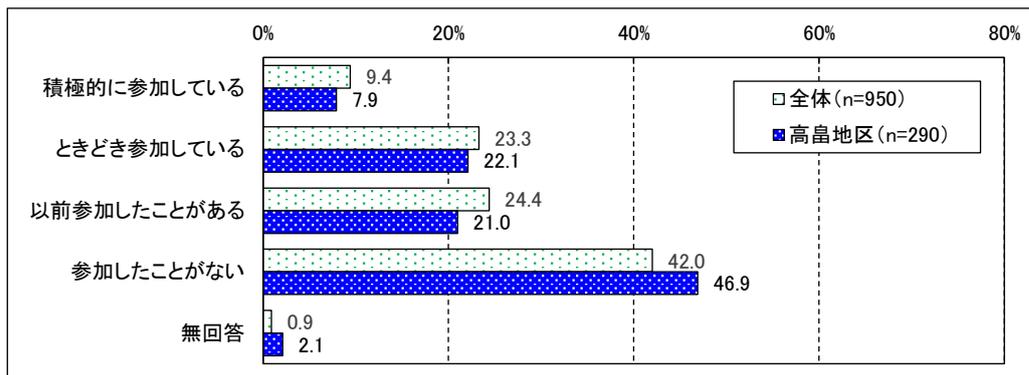
(3) -③近所に手助けできる場面 (MA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



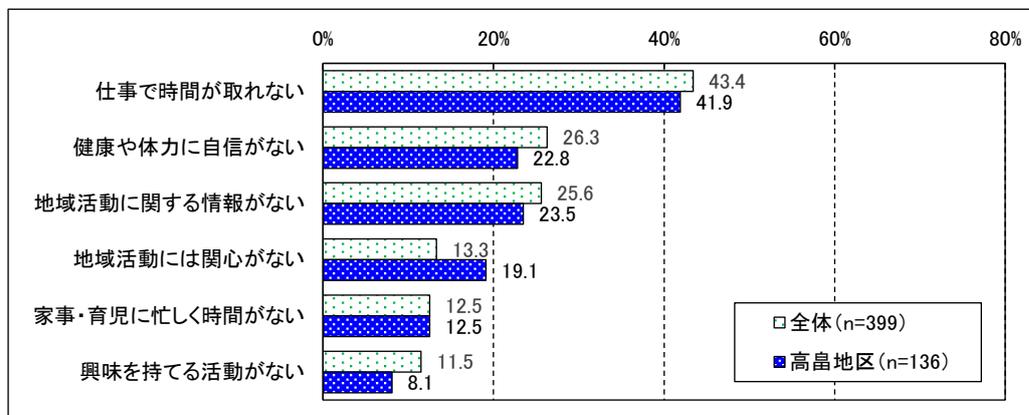
(4) -①地域活動等の参加状況 (SA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



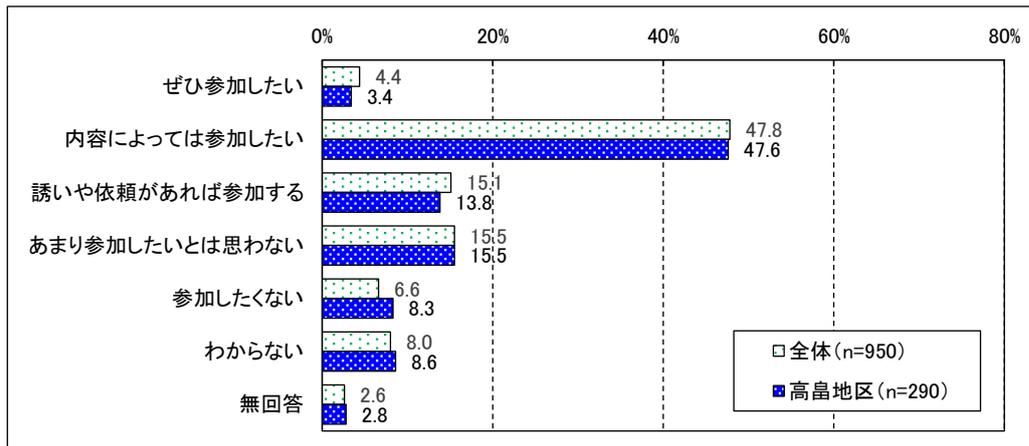
(4) -②地域活動等に参加したことがない理由 (3LA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



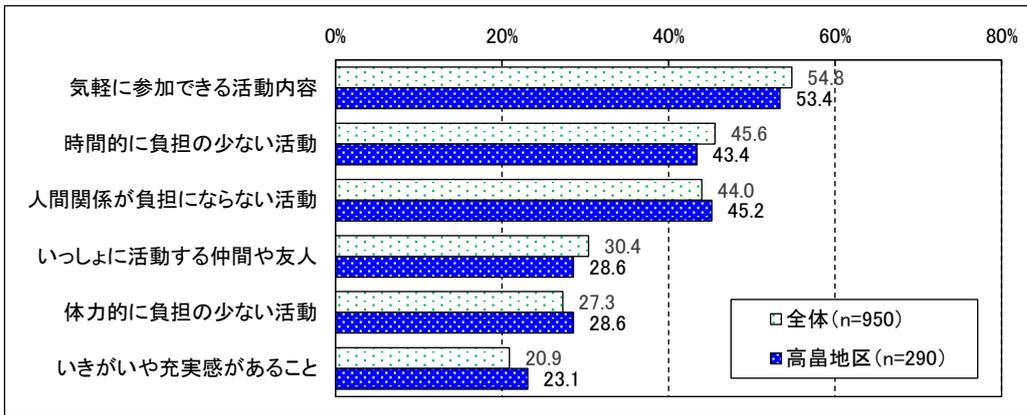
(4) -③今後の地域活動への参加意向 (SA)

[全体回答と高島地区回答の比較]



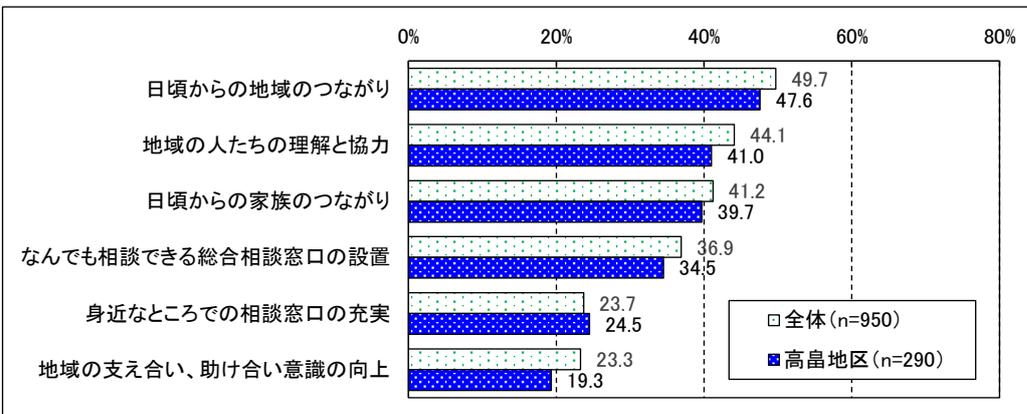
(4) -④地域活動などの活性化に必要なこと (MA)

[全体回答と高畠地区回答の比較]



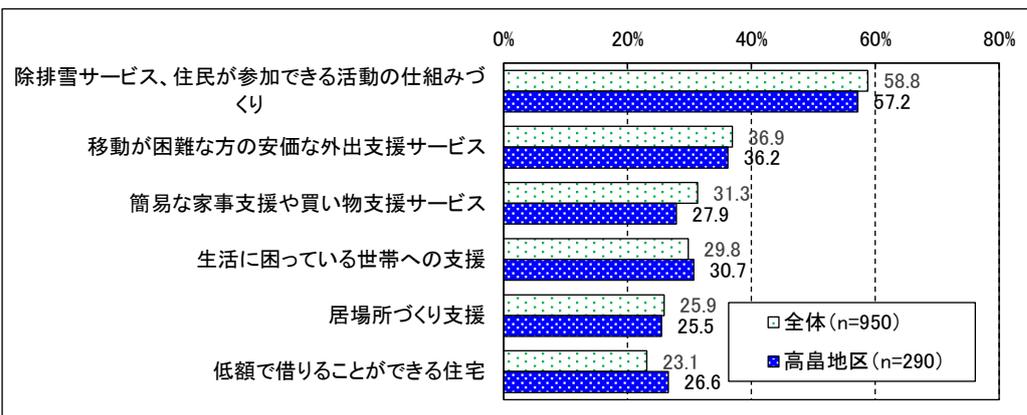
(5) -①地域課題の解決に大切と思うもの (MA)

[全体回答と高畠地区回答の比較]



(5) -②充実していればよいと思うサービス等 (MA)

[全体回答と高畠地区回答の比較]



4 地区公民館ヒアリング結果

高畠地区公民館

- ・地区公民館では区長などから間接的に相談を受けることがある。また、高齢者講座の際などに移動手段について相談を受けることもある。
- ・放課後こども教室は週1回開催し、児童50名ほど参加している。夏休みなどにロビーを居場所として使ってくれるケースもある。
- ・夜10時まで開放しているので、ロビーや情報交流室を大人が打合せに使うこともある。コロナ禍でも開放していた。
- ・地域づくり計画は、住民の目線からつくっており、様々な分野を網羅している。それをまとめるのが地区公民館の役割と考えている。
- ・地域づくりの拠点としての公民館は、社会教育のみならず、地域福祉も担ってきていると考えられる。
- ・団体間の連携により、防災の視点からコミュニティの再構築を進める活動が行われている。
- ・ひきこもり支援については、これまであまり実態を把握できていなかったが、関係者との情報共有から実態がわかって来た。
- ・自主防災関連としては、各地区でも防災訓練を行うべきとの意見もある。また、各自治会単位でも防災訓練を展開していきたいとの計画もある。
- ・大きい所では300世帯、小さい所では10世帯ほどと大小様々な自治会があり、全ての自治会が参加できる地区事業の企画が難しくなっている。
- ・個人と地域との関わりの希薄化が、コロナ禍によってより拍車がかかり、地区事業の担い手の確保が難しくなっている。地区公民館の役割がより重要になってきている。
- ・外国人の支援については高畠町国際交流協会に対応しているが、相談件数はわずかである。国際交流事業はコロナ禍でも継続して外国人を対象としたイベントを展開しており、技能実習生も参加することがある。

5 地域活動の状況

名称	活動形態	備考
みんなの茶の間のんびり	居場所	
大町一さくら草の会	ふれあいサロン	大町一
大町二若葉サロン	ふれあいサロン	大町二
よつばサロン	ふれあいサロン	大町三
よこまちサロン	ふれあいサロン	横町
幸3ロン	ふれあいサロン	幸町三
サロンきため	ふれあいサロン	北目
荒町げんき会	ふれあいサロン	荒町一
おとめ会	ふれあいサロン	旭町
サロンさくら	ふれあいサロン	御入水
サロン青葉	ふれあいサロン	青葉町
ゆめサロン	ふれあいサロン	安久津一
安久津二なかよし会	ふれあいサロン	安久津二
鳥居町お楽しみ会	ふれあいサロン	鳥居町
陽よりサロン	ふれあいサロン	駄子町
華の会	ふれあいサロン	弥生町
小郡山にじの会	ふれあいサロン	小郡山
高安楽楽サロン	ふれあいサロン	高安
泉岡サロン会	ふれあいサロン	泉岡
りんごの会	ふれあいサロン	塩森
すみれサロン	ふれあいサロン	飯森
ふれあいクラブ	ふれあいサロン	金原湯在家
サロン・ド・ハトミネサン	ふれあいサロン	金原熊の前
元町健康会	ふれあいサロン	元町
オレンジカフェはとぼっぼ	認知症カフェ	法人の自主事業
おれんじかふえとこしえ	認知症カフェ	町の委託事業
そく彩スポーツクラブ	介護予防事業	委託事業 場所：町営 体育館
コグニサイズ①	介護予防事業（認知症予防）	委託事業 場所：交流 プラザ
高畠地区ウォーキング Day	地区民交流・健康づくりイベント	
プラザまつり	地区民、地区団体交流イベント	
まほろば講座	高齢者学習機会	健康講座、悪質商法等
かいほう塾（放課後子ども教室）、 語り部活動	子どもの居場所づくり・世代交流 機会	
緑道クリーン作戦	清掃ボランティア活動	地区住民、団体に呼び かけ
交流デー	外国人交流イベント	国際交流協会
民踊パレード「プラザチーム」参加	外国人交流イベント	国際交流協会等
子ども見守り隊活動	登下校時見守り	地区防犯協会ほか
地区一斉パトロール、青パト巡回	町内巡回	地区防犯協会
防災研修（地区団体合同）	防災研修会	区長会・自主防連協・ 自公連
区長会・民児協懇談会	懇談会	区長会
清拭布をおくる運動	各自治区による取り組み	区長会
OBC・ハーモニー	地区ボランティア団体	

※出典：町調べ

第3章 二井宿地区の現況・課題等

1 地区の現況

(1) 対象となる行政区

令和5年7月1日現在 ※出典：人口世帯集計表

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
上駄子町	128人	下宿	87人	田沢	113人	中	130人
弁天前	40人	上宿	96人	筋	99人	入	93人
							計 786人

(2) 居住者に関する指標

令和5年7月1日現在 ※出典：町調べ

①世帯数

		世帯数	割合
	高齢者が住む世帯	93戸	33.8%
	高齢者ひとり	44戸	16.0%
	高齢者2人以上	96戸	34.9%
	高齢者世帯計	233戸	84.7%
	その他	42戸	15.3%
合計		275戸	100.0%

②男女別人口

		人数	割合
	男性	390人	49.6%
	女性	396人	50.4%
合計		786人	100.0%

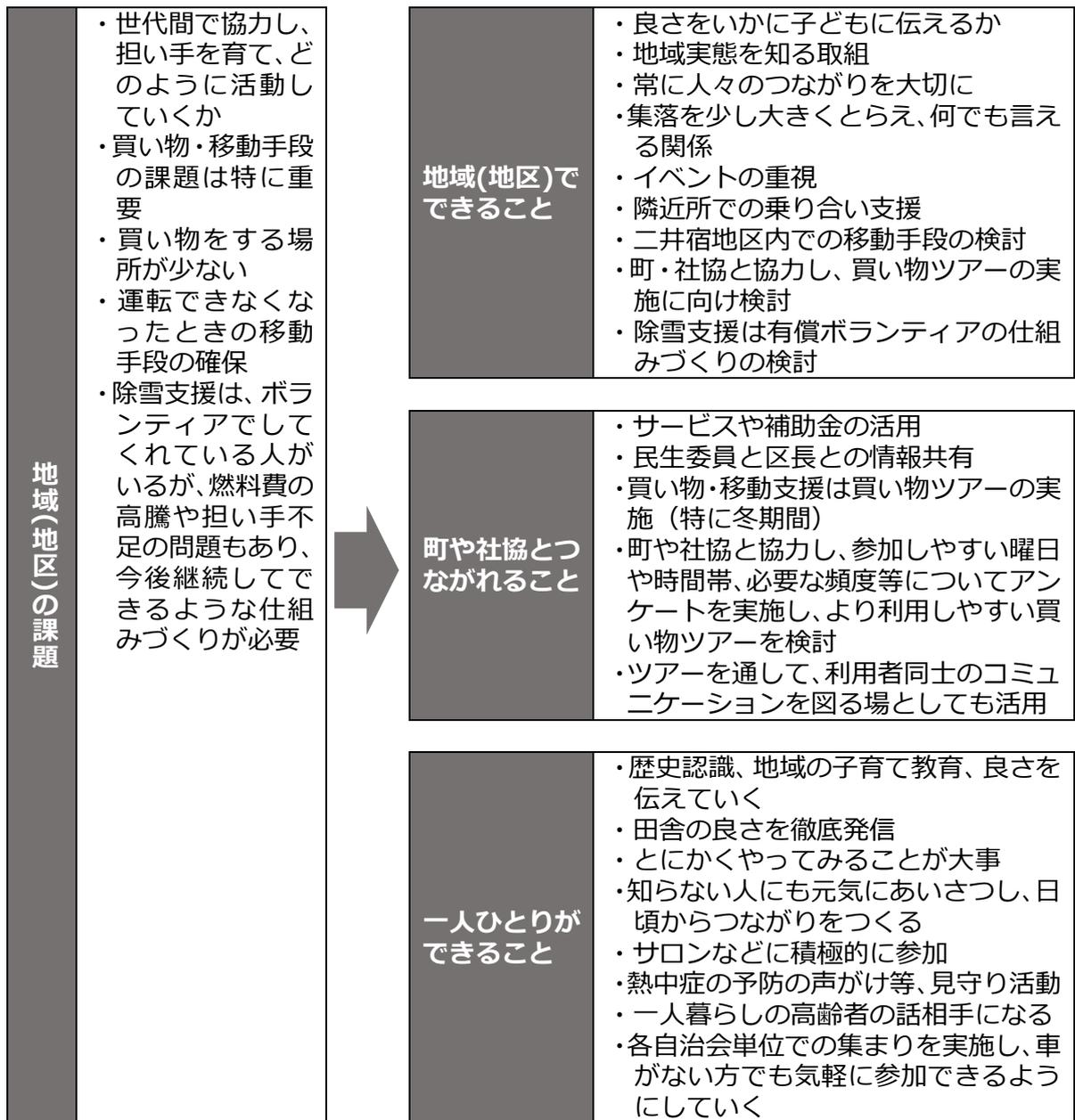
③年齢3区分別人口

		人数	割合
	年少人口（0～14歳）	65人	8.3%
	生産年齢人口（15～64歳）	347人	44.1%
	高齢者人口（65歳以上）	374人	47.6%
合計		786人	100.0%

④要支援・要介護認定者数

		人数	割合
	要支援1	4人	6.6%
	要支援2	9人	14.8%
	要介護1	16人	26.2%
	要介護2	9人	14.8%
	要介護3	8人	13.1%
	要介護4	7人	11.5%
	要介護5	8人	13.1%
合計		61人	100.0%

2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）

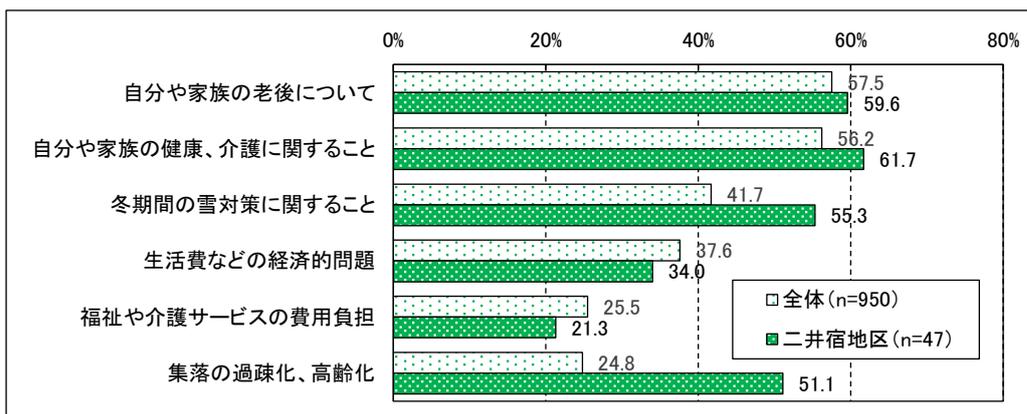


3 地区別の町民アンケート結果 [抜粋]

- 普段の暮らしの中での不安や悩みは、町全体と比べ回答割合の高い項目が多くなっています。特に、集落の過疎化、高齢化は約2倍の回答割合となっています。
- 地域で気になること、問題と感ずることは、交通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題、自治会の役員や担い手不足への回答割合が町全体と比べ非常に高くなっています。
- 最もよいと思う、住民互助の範囲としては、集落・自治会は非常に高くなっていますが、人口減少や高齢化のため隣近所（隣組）に頼れる状況にないことがうかがえます。
- 手助けを希望する場面としては、病気やケガのときへの回答割合が全体と比べ高くなっています。
- 地域活動等の参加状況は、ときどき参加しているへの回答割合が全体と比べ高くなっています。
- 充実していればよいと思うサービス等については、除排雪サービス、住民が参加できる活動の仕組みづくりへの回答割合が全体と比べ多少高くなっています。

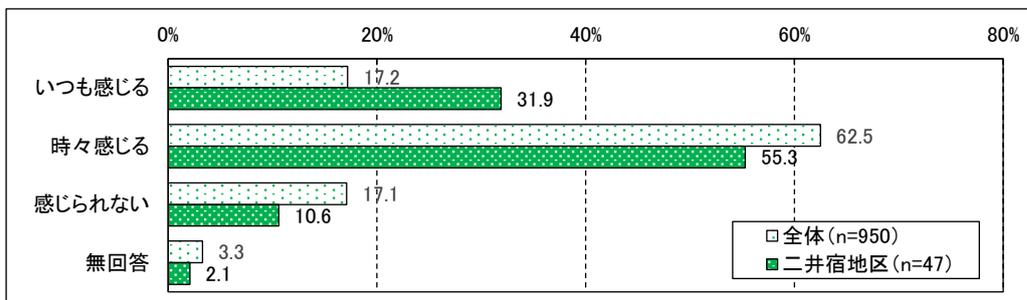
(1) ① 普段の暮らしの中での不安や悩み (MA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



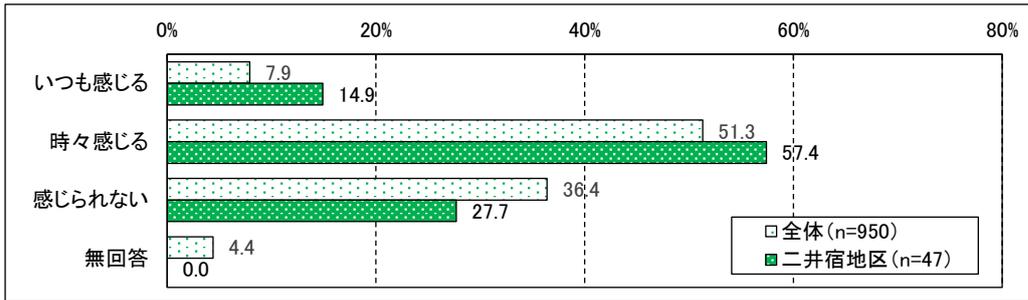
(2) ① 住民同士のつながり、支え合いを感じているか (SA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



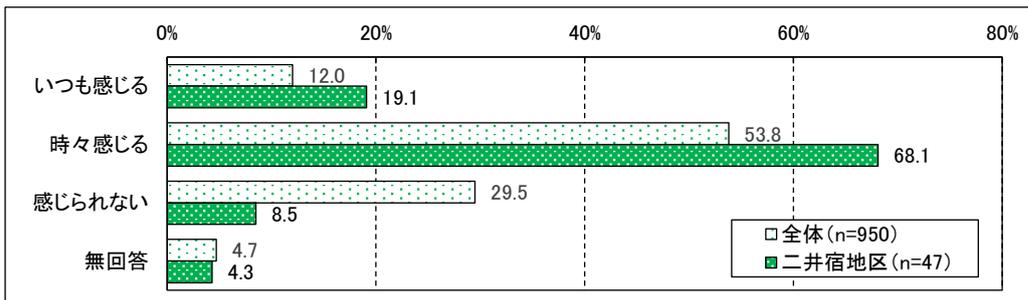
(2) -②地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じているか (SA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



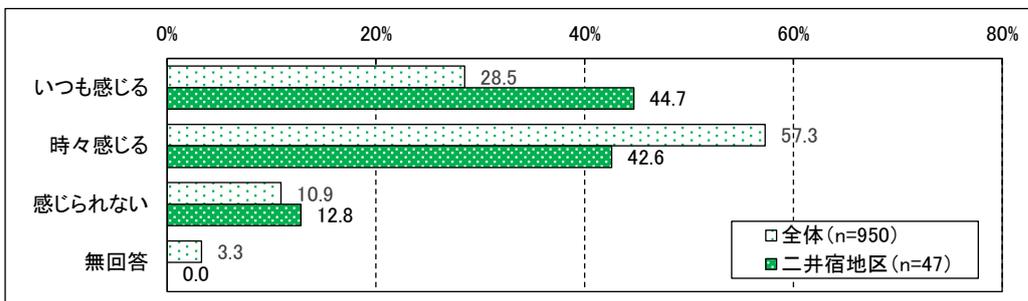
(2) -③困った時には、助けてもらえる安心感があるか (SA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



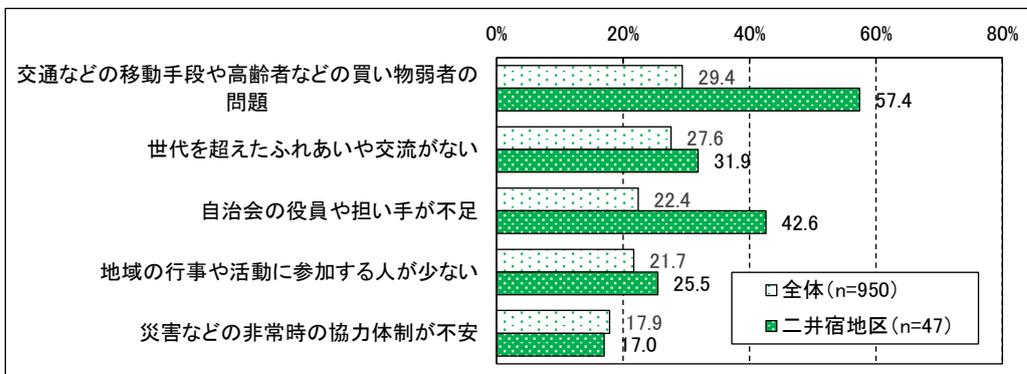
(2) -④暮らしている地区は、安心・安全と感じるか (SA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



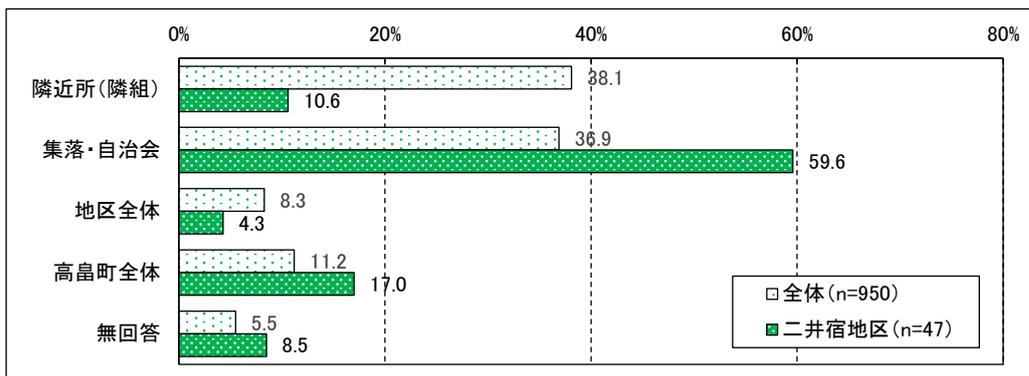
(2) -⑤地域で気になること、問題と感ずること (MA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



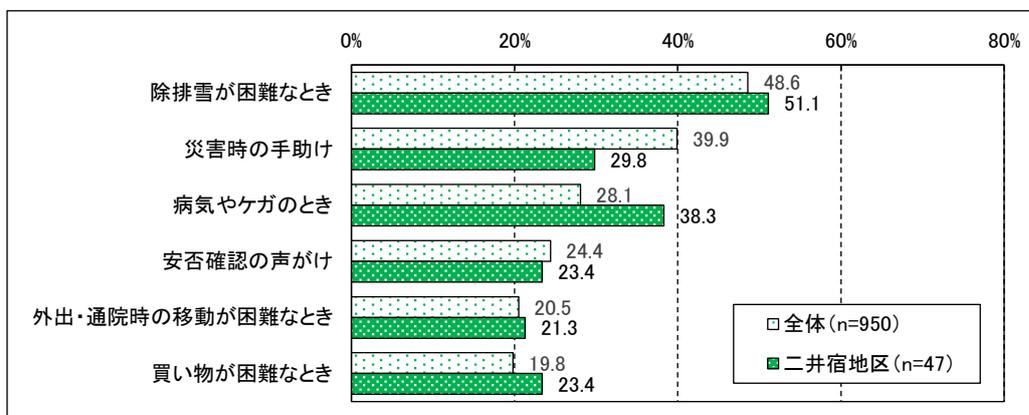
(3) -①最もよいと思う、住民互助の範囲 (SA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



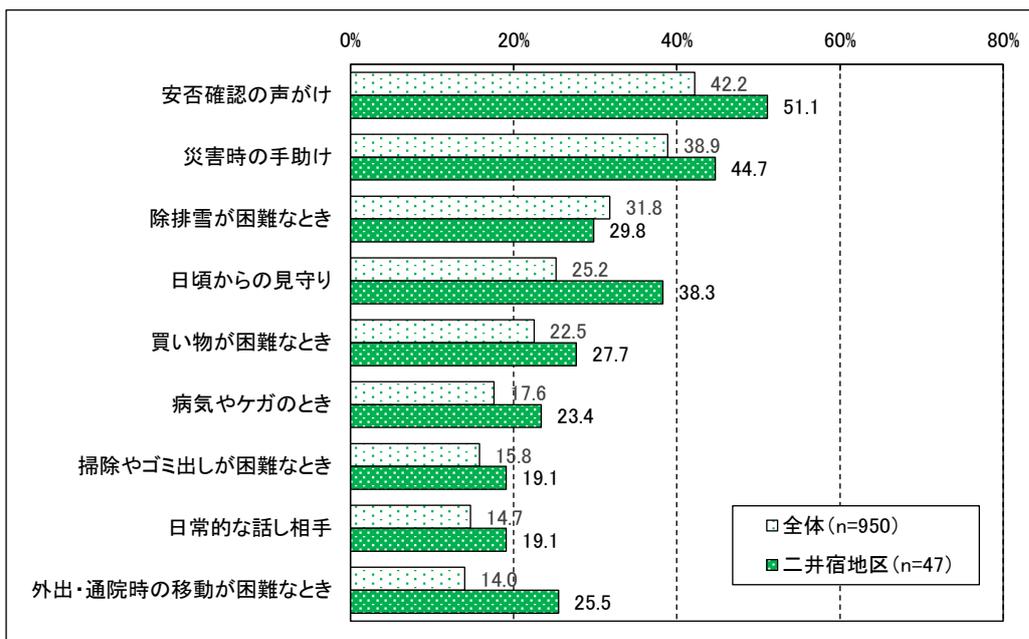
(3) -②手助けを希望する場面 (MA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



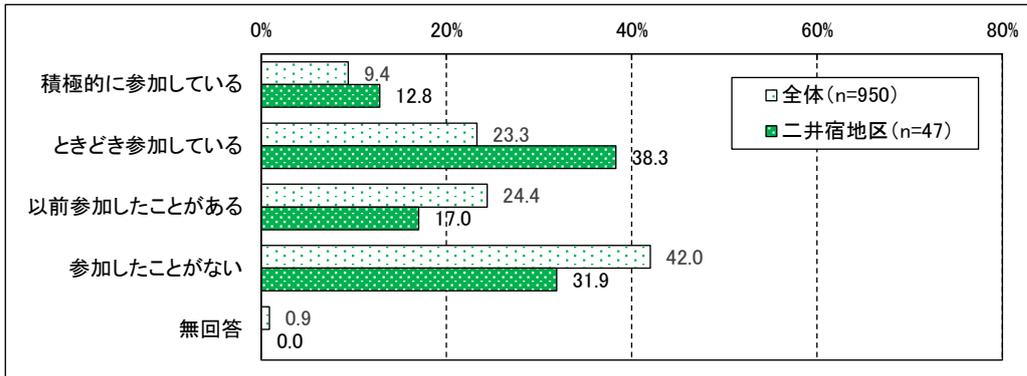
(3) -③近所に手助けできる場面 (MA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



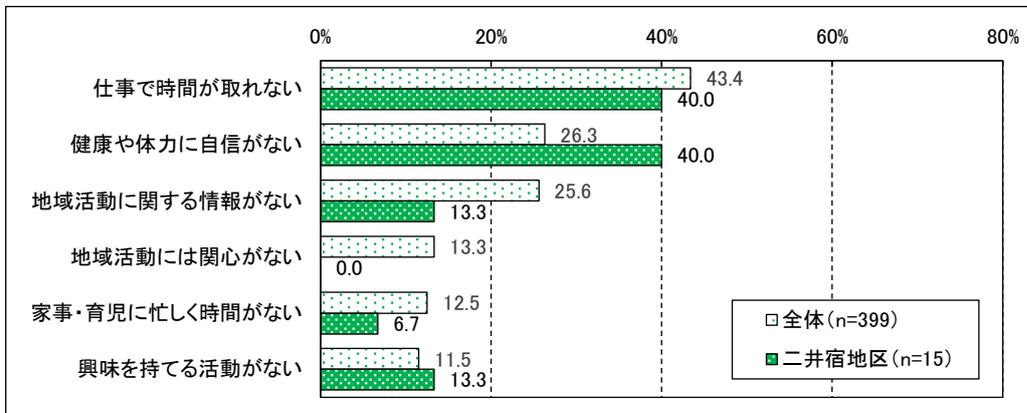
(4) -①地域活動等の参加状況 (SA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



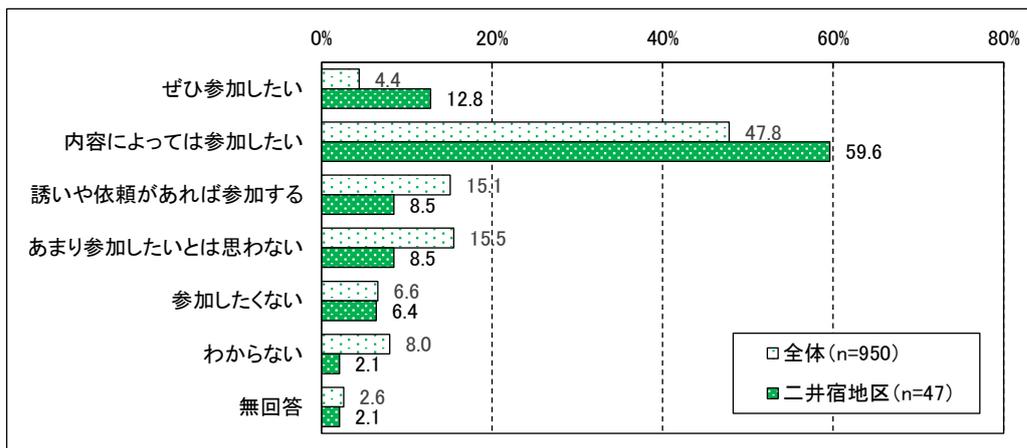
(4) -②地域活動等に参加したことがない理由 (3LA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



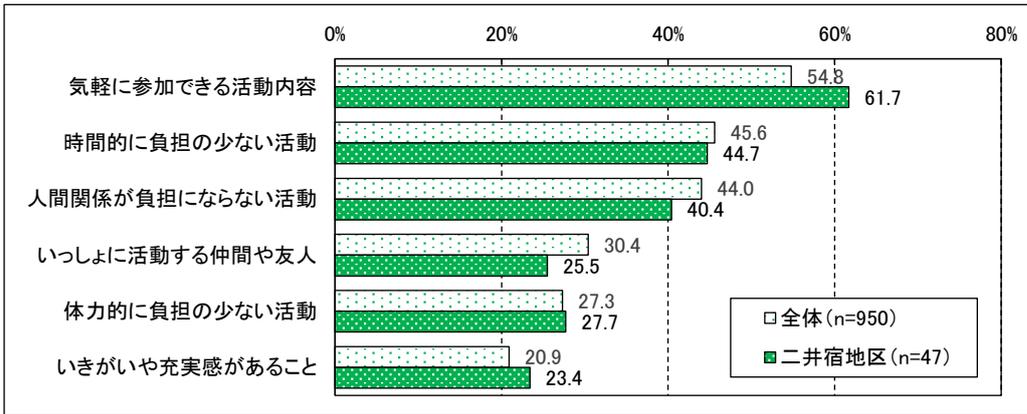
(4) -③今後の地域活動への参加意向 (SA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



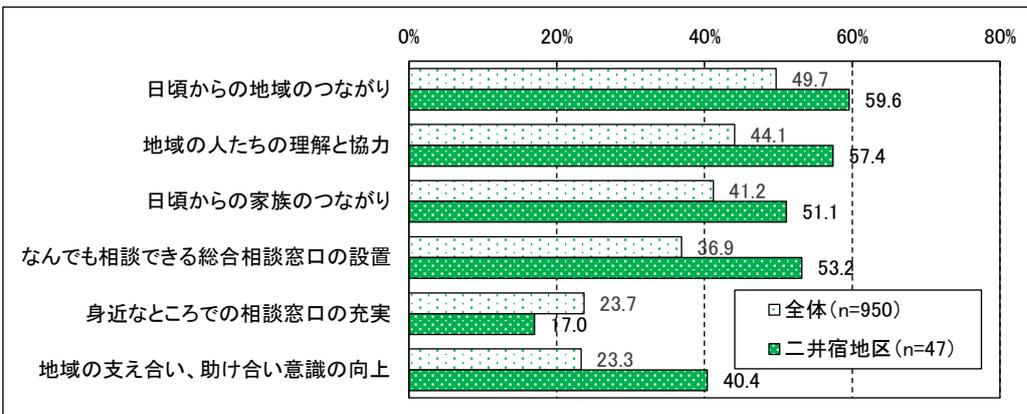
(4) -④地域活動などの活性化に必要なこと (MA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



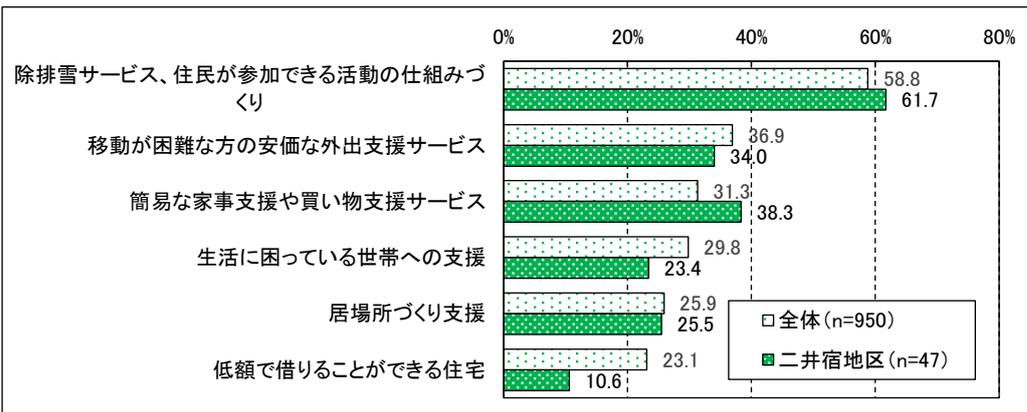
(5) -①地域課題の解決に大切と思うもの (MA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



(5) -②充実していればよいと思うサービス等 (MA)

[全体回答と二井宿地区回答の比較]



4 地区公民館ヒアリング結果

二井宿地区公民館

- ・地区民からの情報提供や困りごと相談の一次窓口になっている。内容によっては、関係課につないでいる。役場に直接行きづらい人は、地区公民館に来るようだ。
- ・小学生の障がいのある子どもは、地区事業内では特に区別せずと一緒に参加している。
- ・子どもが参加する事業を実施することによって、大人の地域活動への参加を促している。
- ・老人クラブ活動を進め、現在、地区内 8 自治会のうち 5 自治会で老人クラブが結成され活動している。
- ・地区づくり計画は、これまで地区がやって来た事業を継続することに重点を置いている。
- ・高校卒業後に、地区事業に参加することは少ない。
- ・ひきこもりの人も地区内におり、1 人から特技を生かして地区事業の担い手として参加してもらった。
- ・実際に災害（の起こりそうな）時に、要支援者に避難を呼びかけても、避難してくれないケースがある。
- ・中、下宿で自治会による除雪のしきみがつくられており、他の自治会でも隣組などによる支え合いが行われている。区長会で購入した除雪機を公民館で管理し、各自治会に貸し出している。
- ・介護保険サービスを利用しながらいない人もいるが、地域内のお互いの助け合いでなんとか生活できている。
- ・高齢者の事業への参加は、近隣で移動を支援してくれている。
- ・移動販売をもっと増やしてほしい。地域内の見守り活動にもなる。
- ・若い世帯が地区外（主に高畠地区）に新たに家を建て、転居していくことがここ数年多い。

5 地域活動の状況

名称	活動形態	備考
おらだの茶の間 ござつとごえ	居場所	
弁天前元気な会	ふれあいサロン	弁天前
宿お茶のみサロン	ふれあいサロン	下宿
上宿大滝サロン	ふれあいサロン	上宿
サロンなごみ	ふれあいサロン	入
おちゃ屋（わくわくプロジェクト）	居場所	
大社大学	高齢者講座	
二井宿地区自主防災組織連絡協議会		
二井宿わくわくプロジェクト	ボランティア団体	
二八會	ボランティア団体	
宮下公園花を愛する会	ボランティア団体	
ゲンジ蛭とカジカ蛙愛護会	ボランティア団体	
二井宿地区地域学校協働活動推進協議会	ボランティア団体	
上駄子町壮美会	老人クラブ	
筋福寿会	老人クラブ	
中高砂会	老人クラブ	
上宿長寿会	老人クラブ	
弁天前老人クラブ	老人クラブ	
放課後こども教室	放課後子ども教室	

※出典：町調べ

第4章 屋代地区の現況・課題等

1 地区の現況

(1) 対象となる行政区

令和5年7月1日現在 ※出典：人口世帯集計表

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
時沢	190人	竹上	152人	砂押	92人	屋代山崎	93人
野手倉	108人	竹中	98人	大新	260人	柏木目	71人
日向	83人	竹下	59人	中才	147人	三条目	259人
大笹生	94人	竹向	120人	東本町	250人	相森	635人
細越	135人	深上	120人	西本町	101人	川沼	87人
山越	123人	西館	98人	館の内	238人		
根岸	304人	中組	80人	桐町	156人		
							計 4,153人

(2) 居住者に関する指標

令和5年7月1日現在 ※出典：町調べ

①世帯数

	世帯数	割合
高齢者が住む世帯	442戸	32.1%
高齢者ひとり	161戸	11.7%
高齢者2人以上	331戸	24.1%
高齢者世帯計	934戸	67.9%
その他	442戸	32.1%
合計	1,376戸	100.0%

②男女別人口

	人数	割合
男性	2,031人	48.9%
女性	2,122人	51.1%
合計	4,153人	100.0%

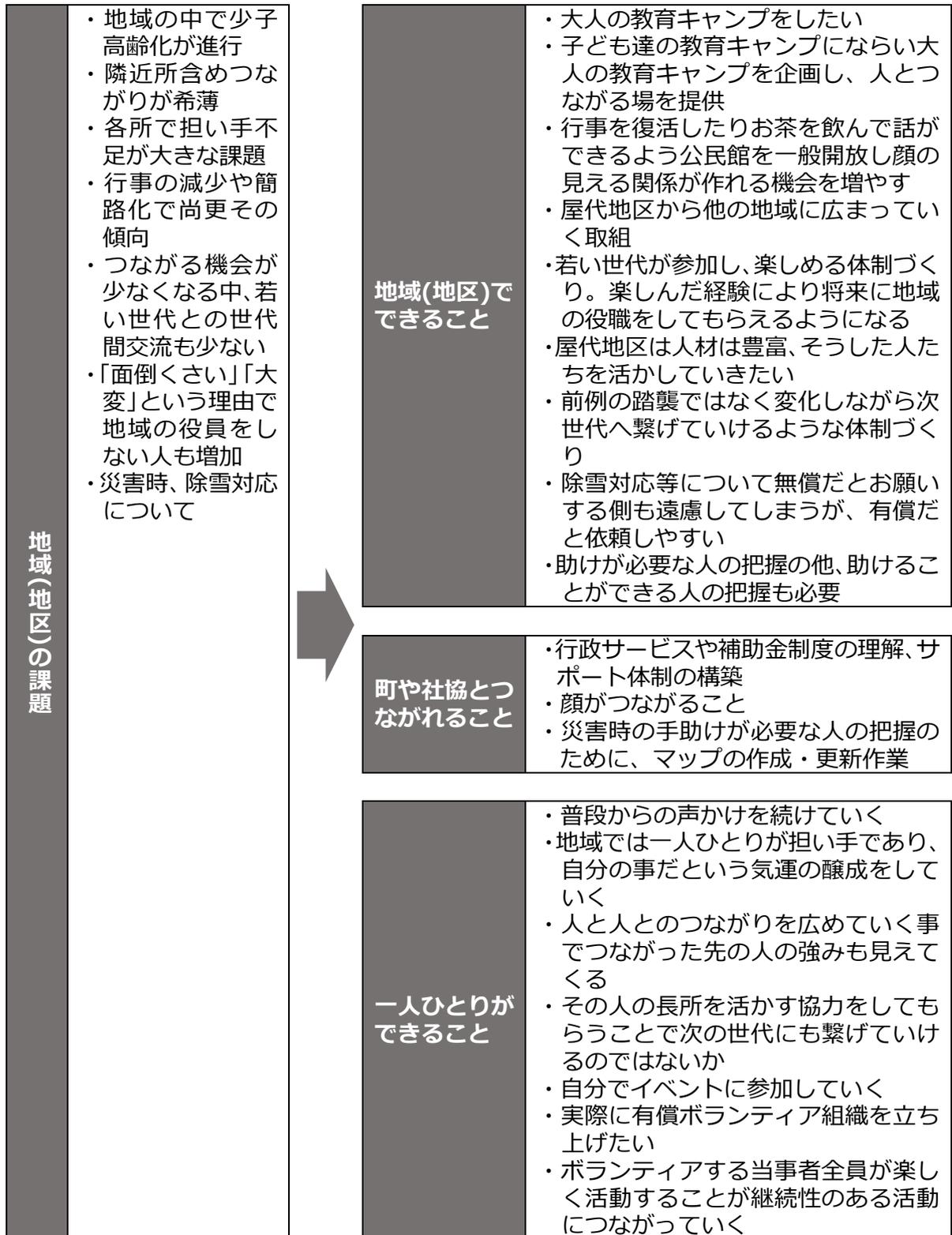
③年齢3区分別人口

	人数	割合
年少人口（0～14歳）	493人	11.9%
生産年齢人口（15～64歳）	2,211人	53.2%
高齢者人口（65歳以上）	1,449人	34.9%
合計	4,153人	100.0%

④要支援・要介護認定者数

	人数	割合
要支援1	17人	7.8%
要支援2	16人	7.3%
要介護1	70人	32.0%
要介護2	40人	18.3%
要介護3	32人	14.6%
要介護4	30人	13.7%
要介護5	14人	6.4%
合計	219人	100.0%

2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）

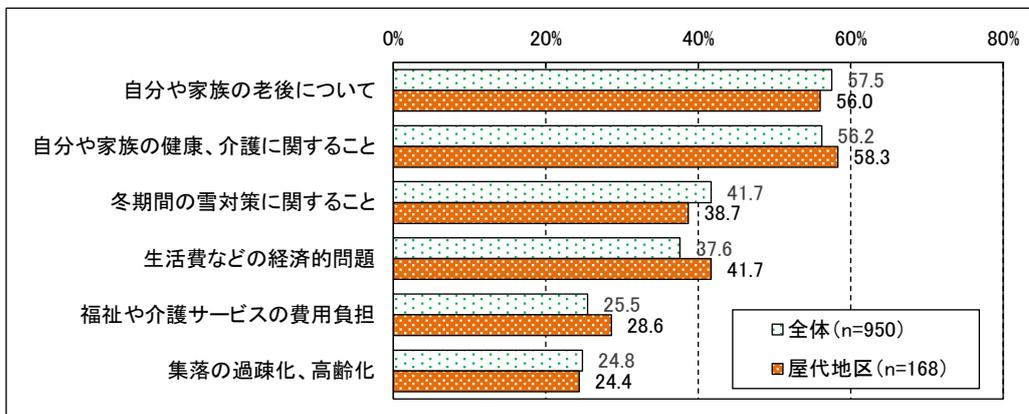


3 地区別の町民アンケート結果 [抜粋]

- 普段の暮らしの中での不安や悩みは、生活費などの経済的問題、福祉や介護サービスの費用負担への回答割合が、町全体と比べ多少高くなっています。
- 地域で気になること、問題と感ずることは、町全体とほぼ同じ傾向となっています。
- 最もよいと思う、住民互助の範囲としては、隣近所（隣組）及び集落・自治会への回答割合が町全体と比べ多少高くなっています。
- 手助けを希望する場面としては、町全体とほぼ同じ傾向となっています。
- 地域活動等の参加状況は、ときどき参加していると参加したことがないへの回答割合が全体と比べ高くなっています。
- 充実していればよいと思うサービス等については、移動が困難な方の安価な外出支援サービスへの回答割合が全体と比べ多少高くなっています。

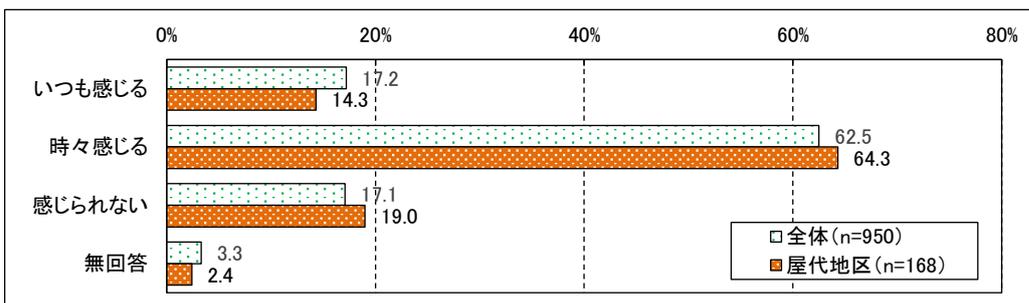
(1) ① 普段の暮らしの中での不安や悩み (MA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



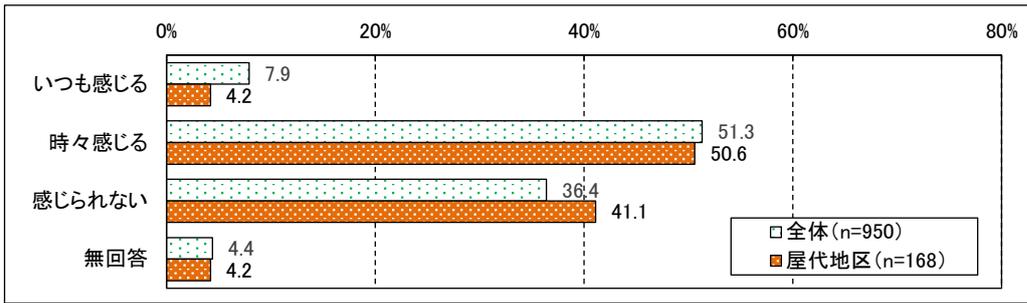
(2) ① 住民同士のつながり、支え合いを感じているか (SA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



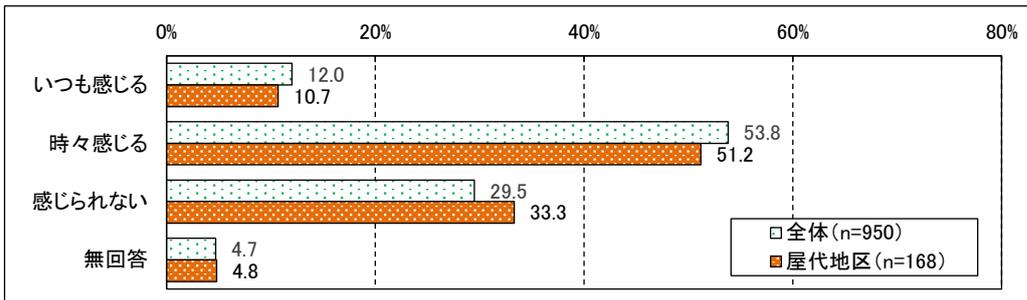
(2) -②地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じているか (SA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



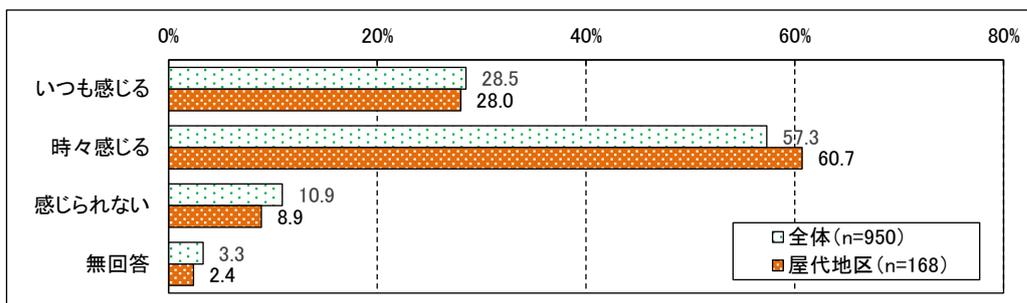
(2) -③困った時には、助けてもらえる安心感があるか (SA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



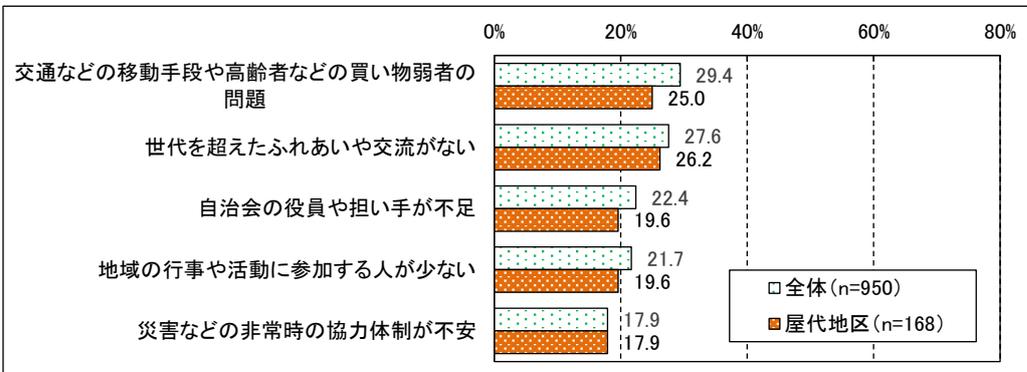
(2) -④暮らしている地区は、安心・安全と感じるか (SA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



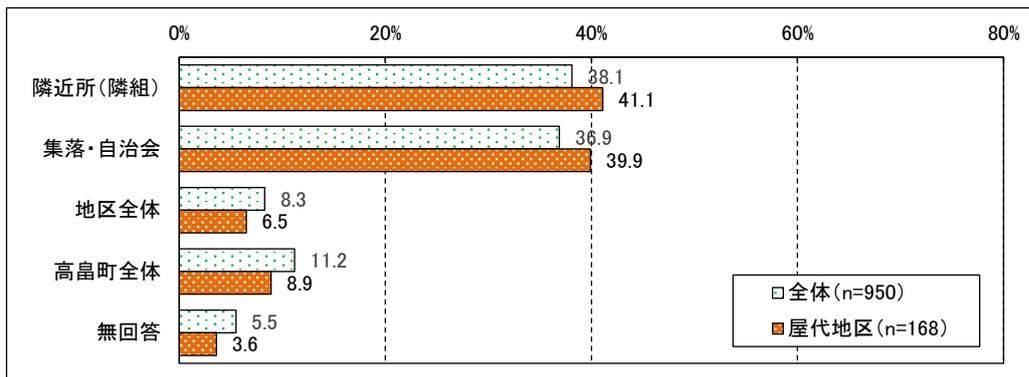
(2) -⑤地域で気になること、問題と感じること (MA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



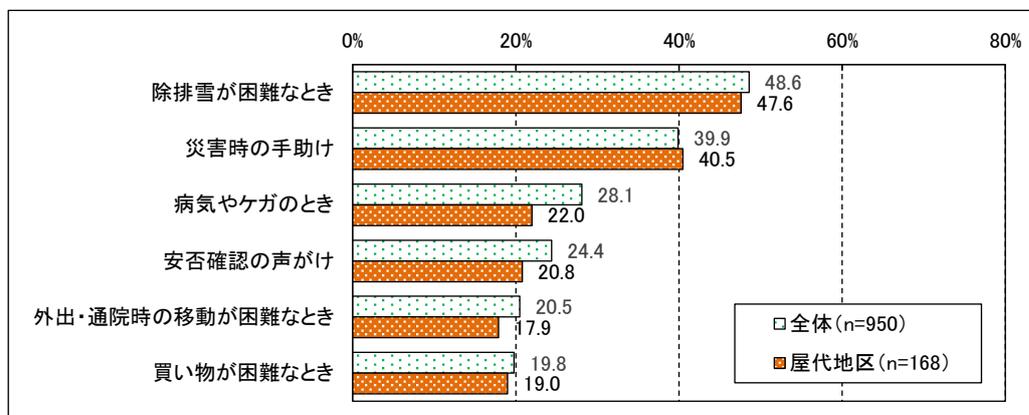
(3) -①最もよいと思う、住民互助の範囲 (SA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



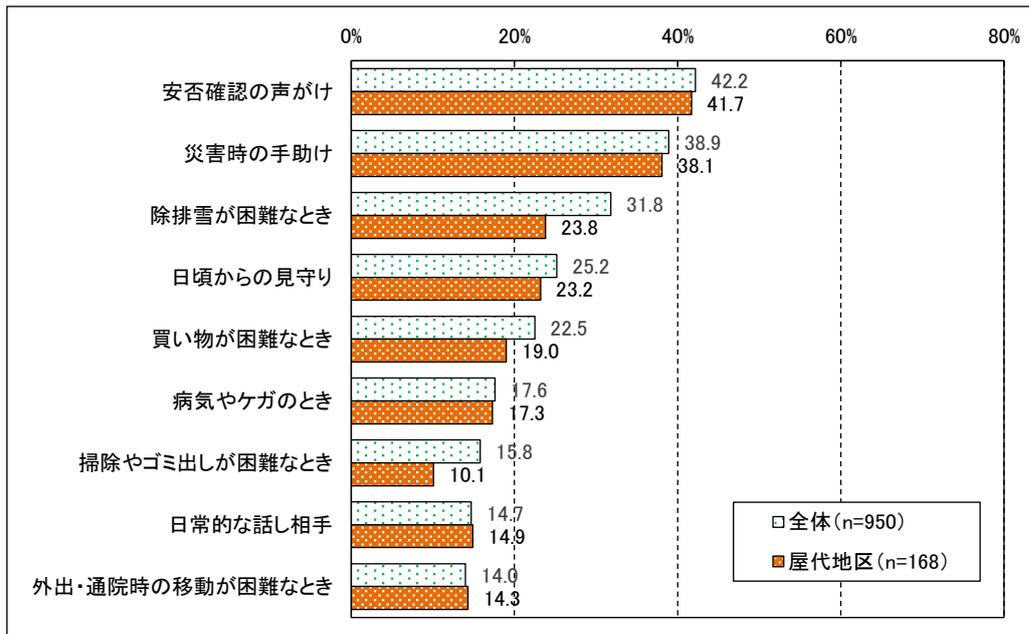
(3) -②手助けを希望する場面 (MA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



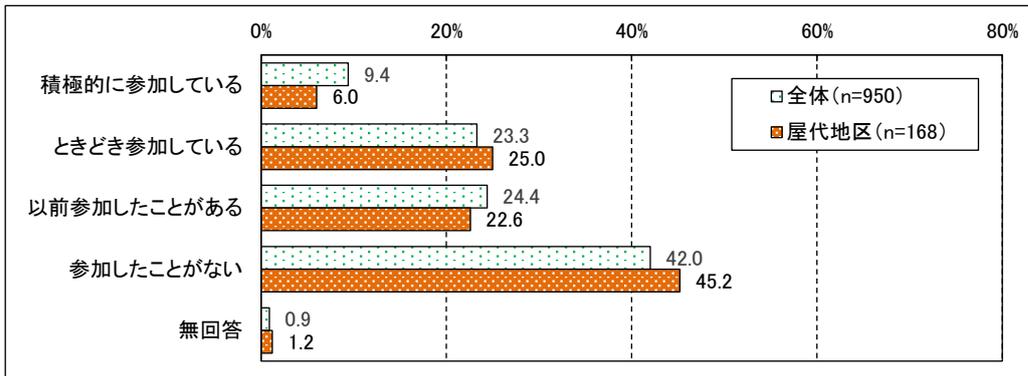
(3) -③近所に手助けできる場面 (MA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



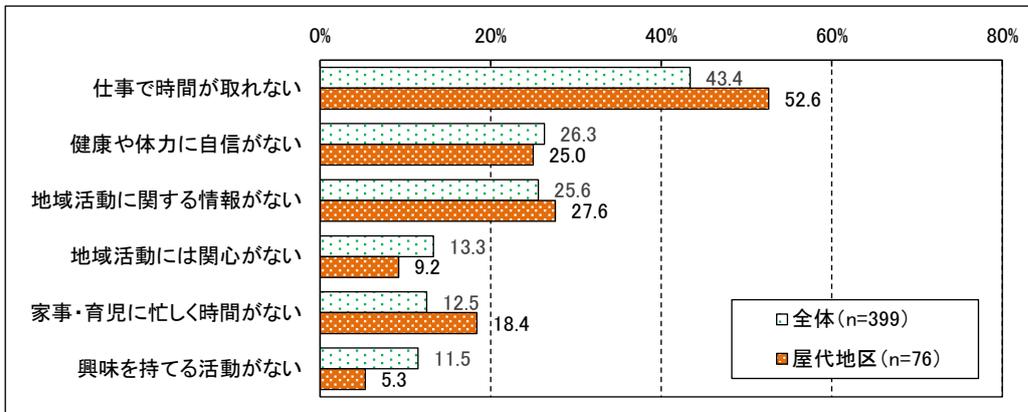
(4) -①地域活動等の参加状況 (SA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



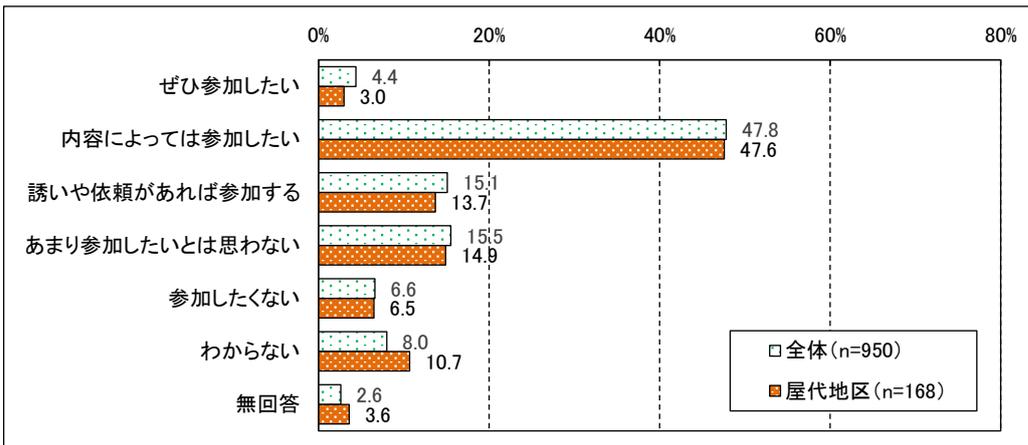
(4) -②地域活動等に参加したことがない理由 (3LA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



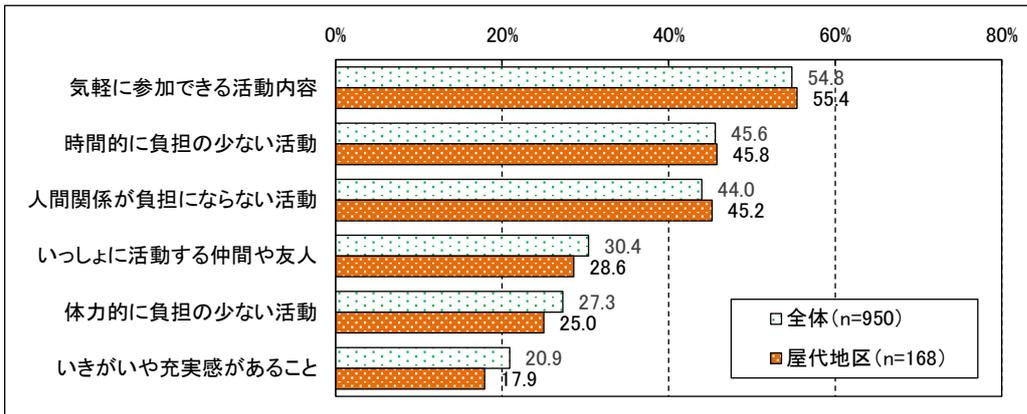
(4) -③今後の地域活動への参加意向 (SA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



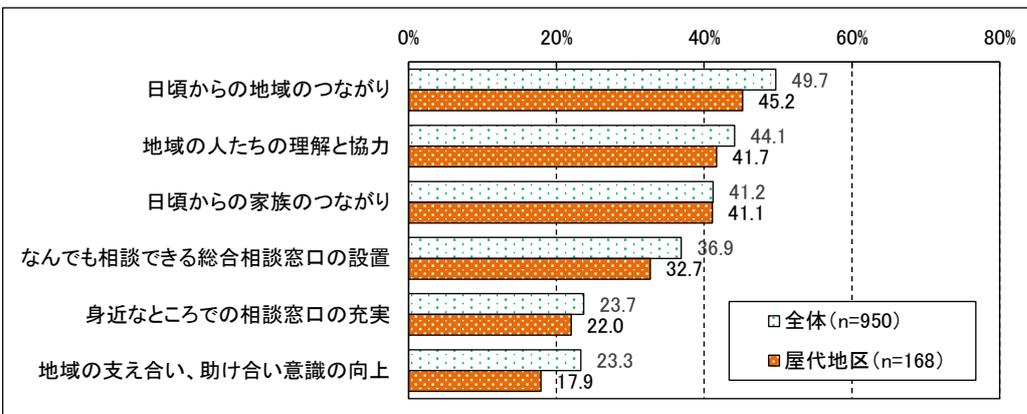
(4) -④地域活動などの活性化に必要なこと (MA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



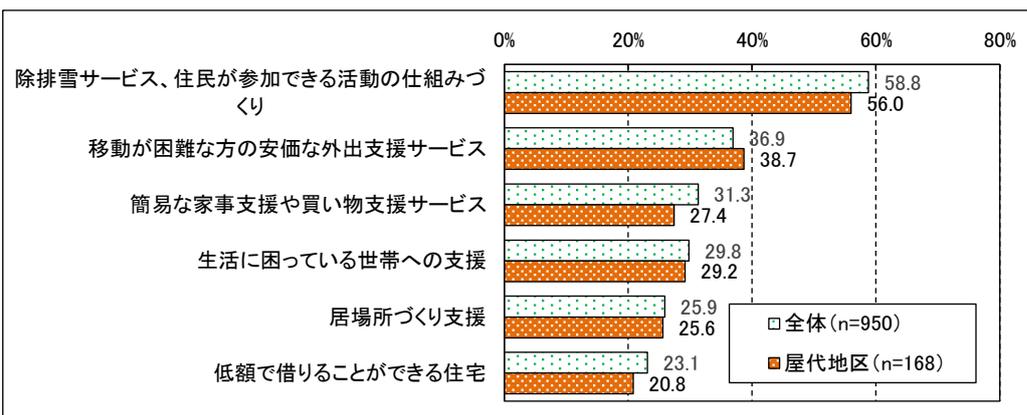
(5) -①地域課題の解決に大切と思うもの (MA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



(5) -②充実していればよいと思うサービス等 (MA)

[全体回答と屋代地区回答の比較]



4 地区公民館ヒアリング結果

屋代地区公民館

- ・コロナ禍を境に公民館にお茶のみに来る人は減った。区長や組織代表を通して受けることが多い。
- ・放課後子ども教室「やしろ自由楽校」はサポーターも児童の参加者も多数いるのが特徴的。
- ・コロナ禍で地域のかかわりがより希薄化し、少子化もあり、50年ほど続いた運動会も今年度は中止となった。
- ・コロナ明けになって、「地域の人と会いたい」「地区行事をやりたい」という声も徐々に聞こえ始めているが、3年のブランクは大きい。
- ・地域では、密接なつながりよりも、気軽なつながりが望まれている。
- ・ボランティアサークルが解散になってしまった。
- ・茶の間「ひなたぼっこ」と放課後子ども教室「やしろ自由楽校」、放課後児童クラブ「クレヨンクラブ」が連携して、世代間交流事業として七夕飾りを行った。
- ・地区内での事業への協力体制は、メンバーが決まっており一部の人に集中しやすいのが今の課題。新たな人材確保が急務。
- ・子どもの人数は減っていないので、子どもを通じて大人も地域とつながる機会を設けられればいい。
- ・重点事業としては「やしろの灯り」があり、子どもの参加から大人の参加へつなげ、世代間交流事業になってほしい。

5 地域活動の状況

名称	活動形態	備考
もりの里茶の間ひなたぼっこ	居場所	
健康体操サロン	ふれあいサロン	時沢
山越将楽校	ふれあいサロン	山越
根岸ふれあいサロン	ふれあいサロン	根岸
竹上脳活麻雀クラブ	ふれあいサロン	竹上
深沼さくら会	ふれあいサロン	大字深沼①
深沼なかよし会	ふれあいサロン	大字深沼②
大新健康マーじゃんクラブ	ふれあいサロン	大新
東本町サロン	ふれあいサロン	東本町
ステップアップ教室	介護予防事業	町直営 場所：地区公
アベマキ大学	高齢者講座	
やしろ自由楽校	放課後子ども教室	
屋代地区子ども見守り隊	登下校の見守り、立哨	地区民有志
文化祭	交流イベント	
冬まつり	交流イベント	
夏まつり「やしろの灯り」	交流イベント	
子ども会育成会事業	交流イベント	
まほろば河川愛護会	ボランティア団体	
みどり河川愛護会	ボランティア団体	
屋代地区地域学校協働活動推進協議会	ボランティア団体	

※出典：町調べ

第5章 亀岡地区の現況・課題等

1 地区の現況

(1) 対象となる行政区

令和5年7月1日現在 ※出典：人口世帯集計表

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
亀岡一	130人	入生田南	167人	露藤中	161人	船橋	174人
亀岡二	124人	入生田西	189人	露藤下	74人	文殊ヶ丘	19人
亀岡三	123人	入生田北	211人	中島南	110人		
亀岡四	139人	露藤上	88人	中島北	112人		
							計 1,821人

(2) 居住者に関する指標

令和5年7月1日現在 ※出典：町調べ

①世帯数

		世帯数	割合
	高齢者が住む世帯	218戸	37.1%
	高齢者ひとり	72戸	12.3%
	高齢者2人以上	148戸	25.2%
	高齢者世帯計	438戸	74.6%
	その他	149戸	25.4%
合計	587戸	100.0%	

②男女別人口

		人数	割合
	男性	930人	51.1%
	女性	891人	48.9%
合計	1,821人	100.0%	

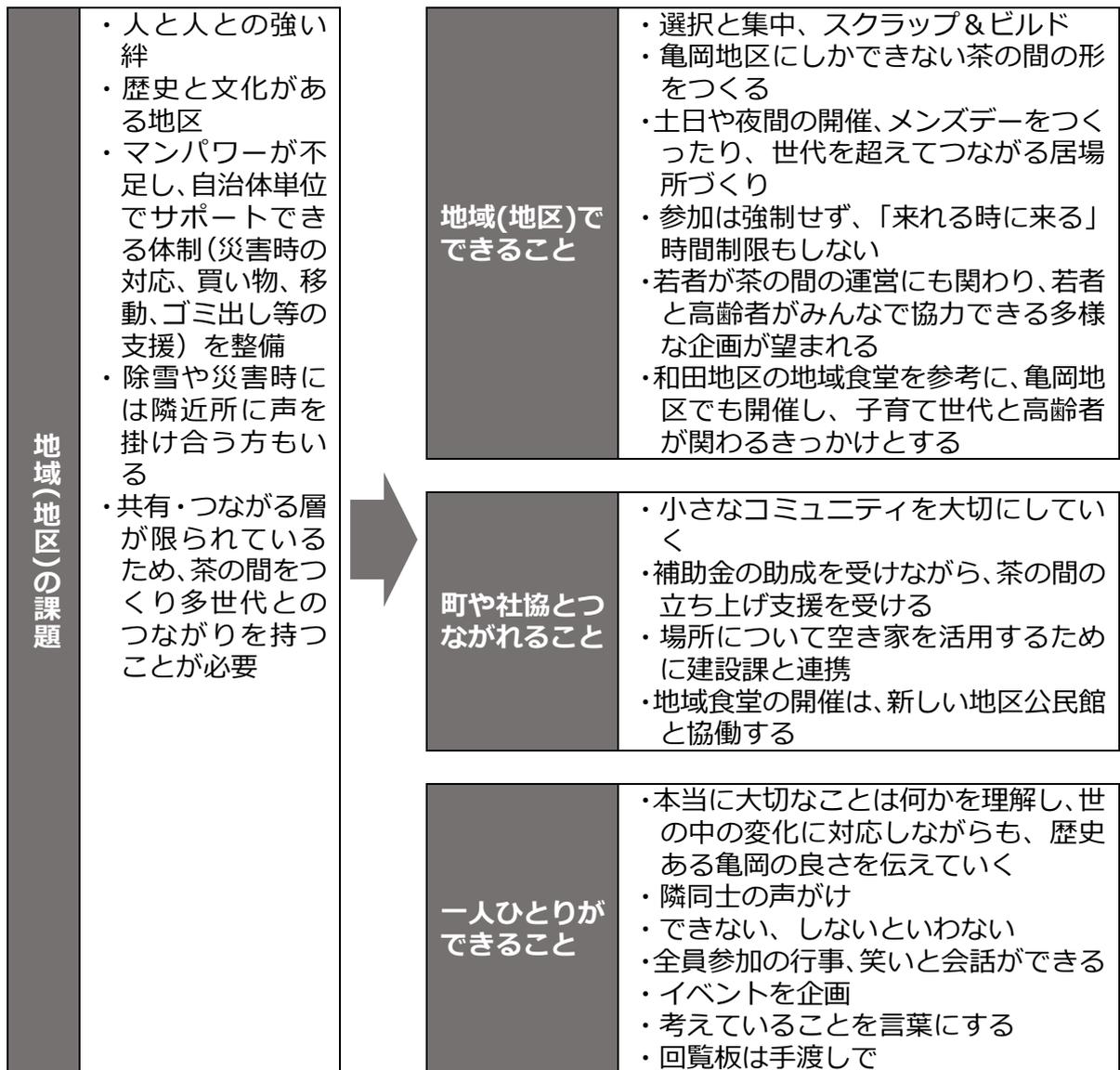
③年齢3区分別人口

		人数	割合
	年少人口（0～14歳）	196人	10.8%
	生産年齢人口（15～64歳）	932人	51.2%
	高齢者人口（65歳以上）	693人	38.1%
合計	1,821人	100.0%	

④要支援・要介護認定者数

		人数	割合
	要支援1	7人	7.4%
	要支援2	11人	11.6%
	要介護1	23人	24.2%
	要介護2	25人	26.3%
	要介護3	10人	10.5%
	要介護4	10人	10.5%
	要介護5	9人	9.5%
合計	95人	100.0%	

2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）

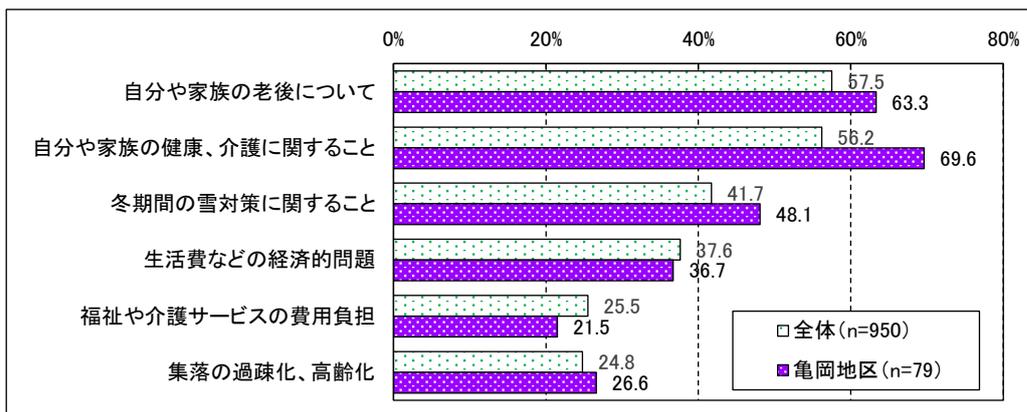


3 地区別の町民アンケート結果 [抜粋]

- 普段の暮らしの中での不安や悩みは、自分や家族の老後について、自分や家族の健康、介護に関すること、及び冬期間の雪対策に関することへの回答割合が、町全体と比べ高くなっています。
- 地域で気になること、問題と感ずることは、自治会の役員や担い手の不足への回答割合が、町全体に比べ高くなっています。
- 最もよいと思う、住民互助の範囲としては、集落・自治会への回答割合が町全体と比べ多少高くなっています。
- 手助けを希望する場面としては、災害時の手助け及び外出・通院時の移動が困難なときへの回答割合が、町全体と比べ高くなっています。
- 地域活動等の参加状況は、参加したことがないへの回答割合が全体と比べ低くなっています。
- 充実していればよいと思うサービス等については、町全体の回答割合とほぼ同じ傾向となっています。

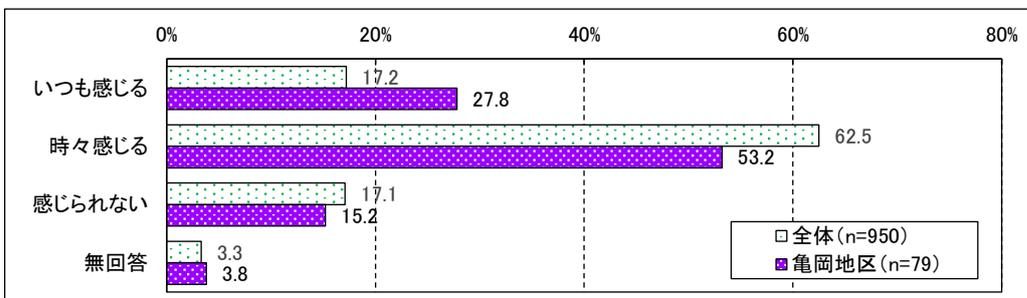
(1) ①普段の暮らしの中での不安や悩み (MA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



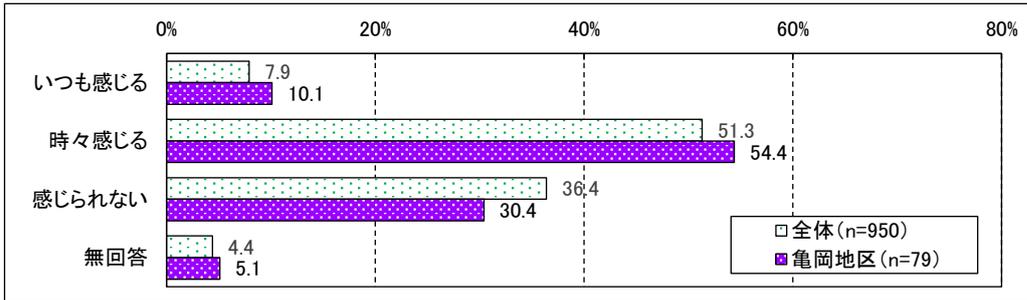
(2) ①住民同士のつながり、支え合いを感じているか (SA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



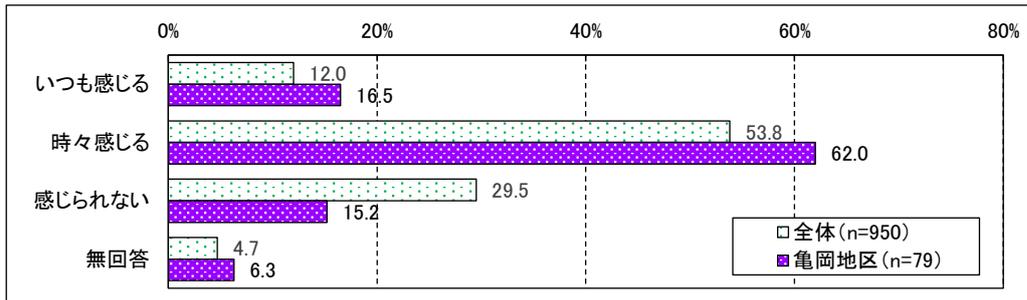
(2) -②地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じているか (SA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



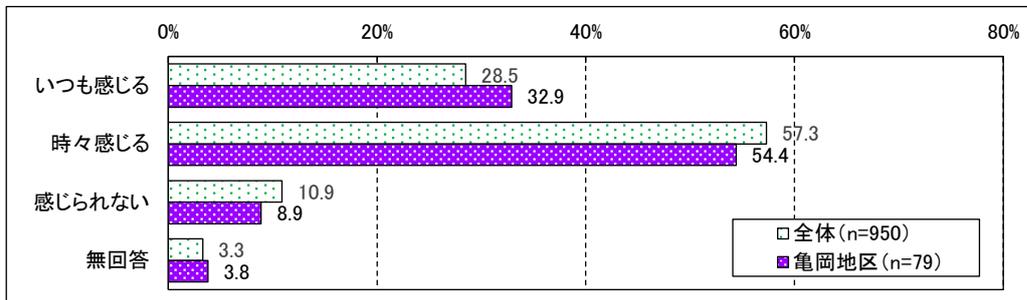
(2) -③困った時には、助けてもらえる安心感があるか (SA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



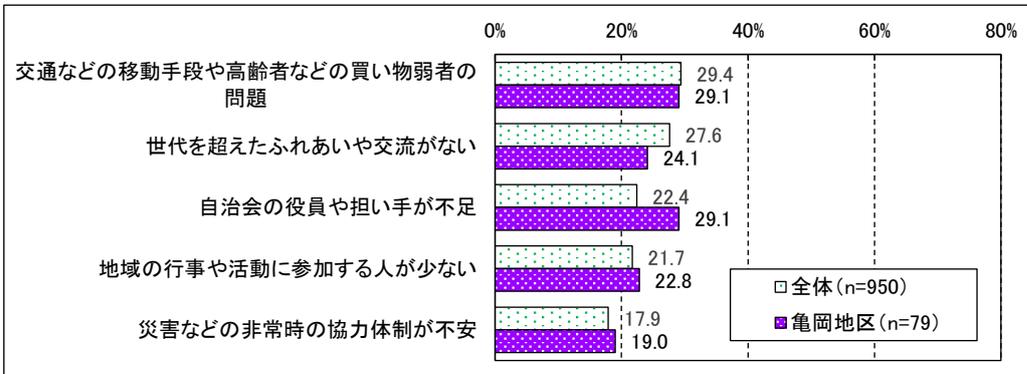
(2) -④暮らしている地区は、安心・安全と感じるか (SA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



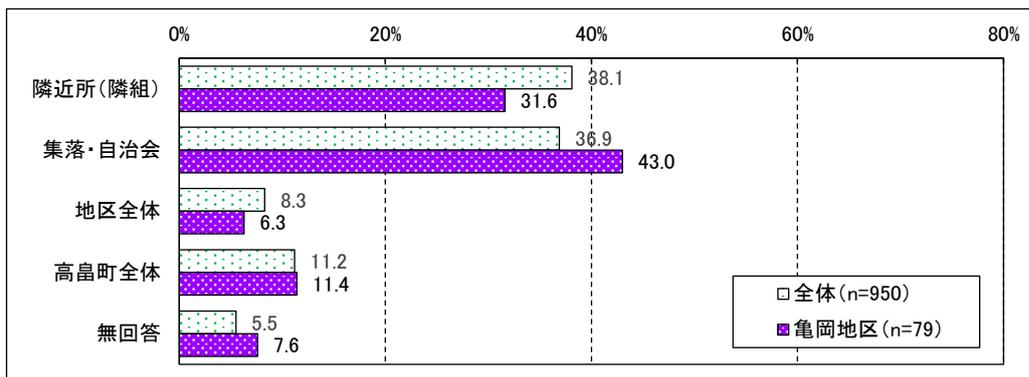
(2) -⑤地域で気になること、問題と感じること (MA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



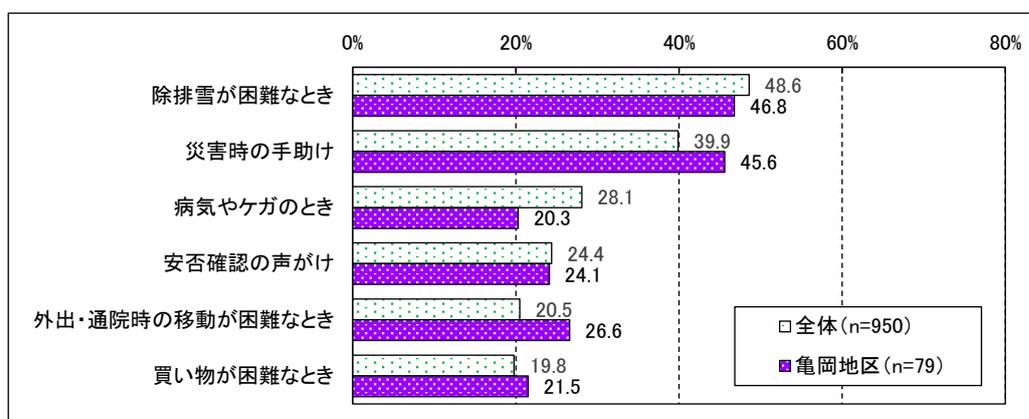
(3) -①最もよいと思う、住民互助の範囲 (SA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



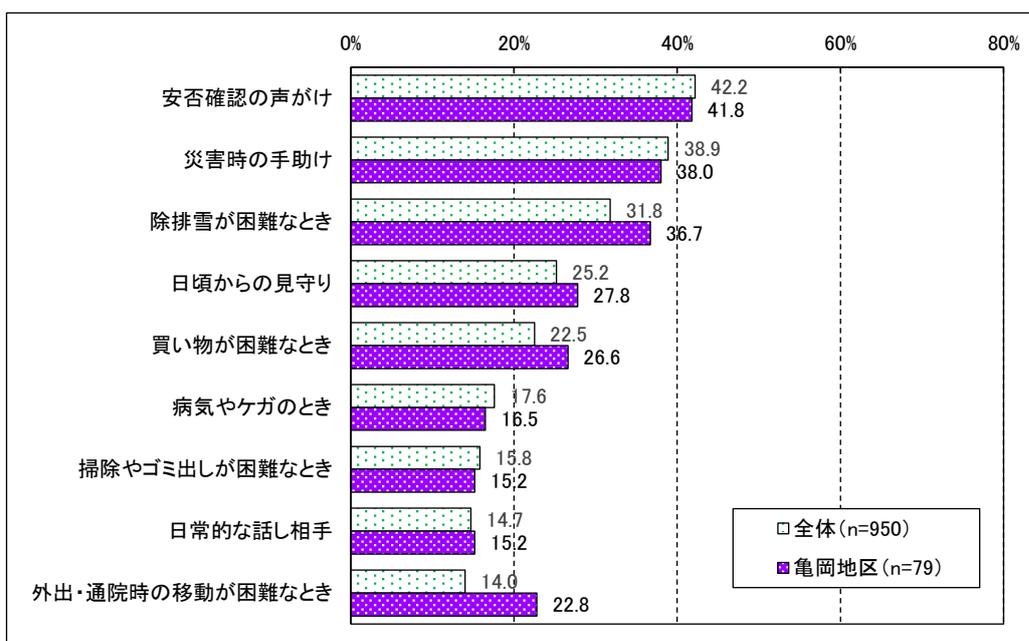
(3) -②手助けを希望する場面 (MA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



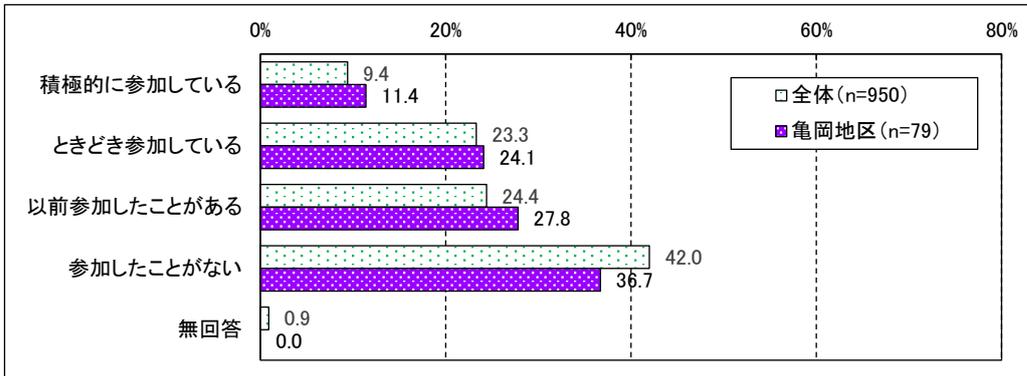
(3) -③近所に手助けできる場面 (MA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



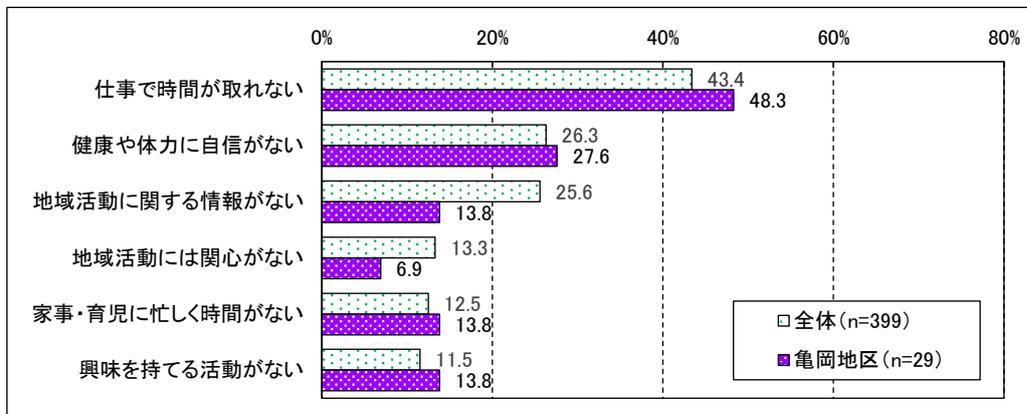
(4) -①地域活動等の参加状況 (SA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



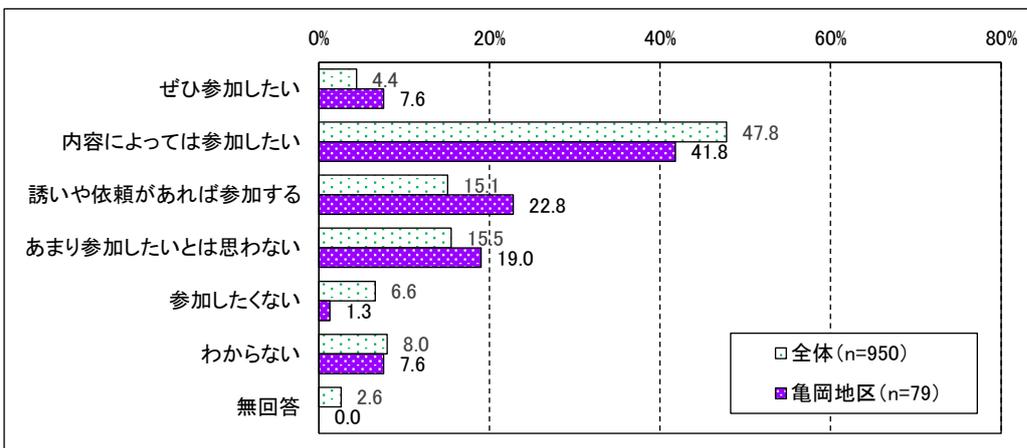
(4) -②地域活動等に参加したことがない理由 (3LA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



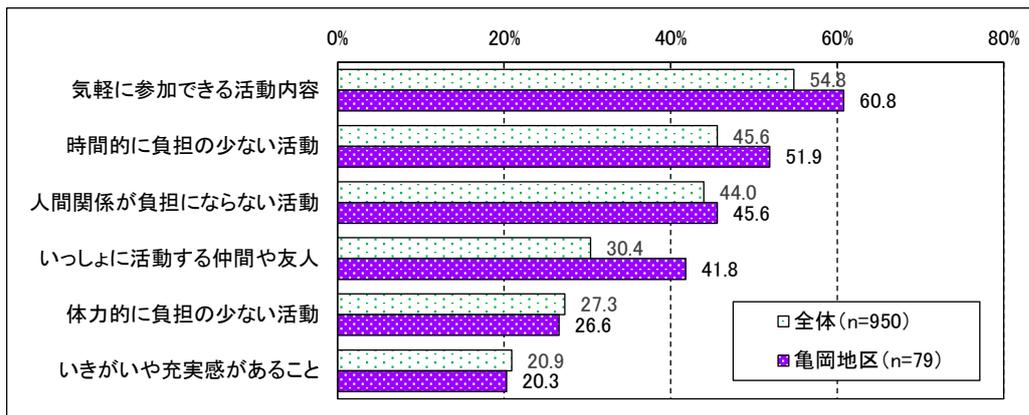
(4) -③今後の地域活動への参加意向 (SA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



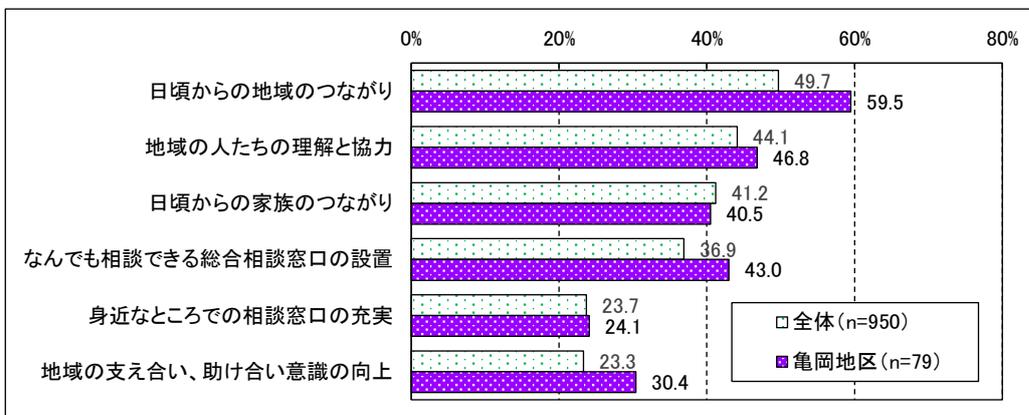
(4) -④地域活動などの活性化に必要なこと (MA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



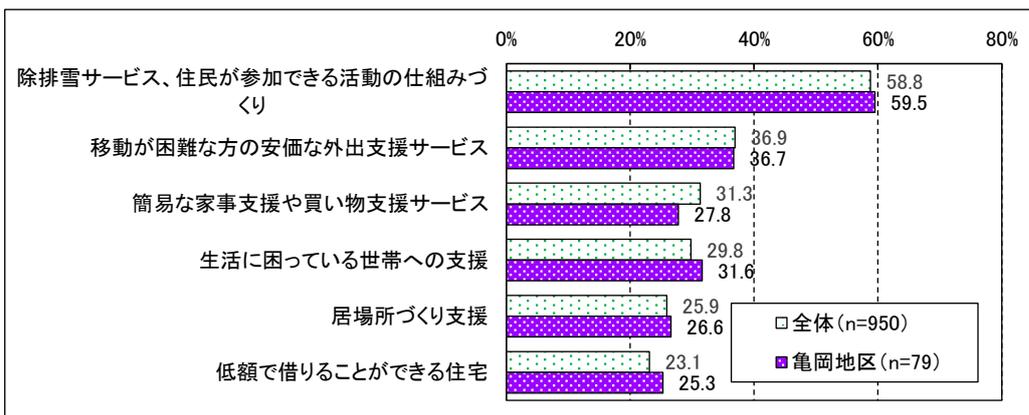
(5) -①地域課題の解決に大切と思うもの (MA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



(5) -②充実していればよいと思うサービス等 (MA)

[全体回答と亀岡地区回答の比較]



4 地区公民館ヒアリング結果

亀岡地区公民館

- ・放課後子ども教室「かめともクラブ」は、サポーター不足が課題で、活動回数を増やせない。
- ・正式に老人クラブ連合会に加入していないが、実際は老人クラブの活動は行われている。
- ・地域内での担い手不足については、人口が少ない割にはうまく回っているが、青年団や婦人の会のような団体はなくなってきている。
- ・亀岡だけ茶の間がない。新規に立ち上げず、他5地区の茶の間に参加すればいいという意見もある。また、地域内から茶の間をつくりたいとの意見もあまり聞かれない。他の地区にない、特色のある茶の間を立ち上げれば、参加者も出てくるのではないか。
- ・小学校の「防犯交通少年隊」と連携して、防犯交通安全パレード（マラソン）を長年継続してきている。
- ・小学校との連携は十分にできている。
- ・運動会は、各自治会の選手選考が負担となっていることもあり、廃止となった。他の事業等についても、コロナ前に完全に戻すのではなく、現状に合わせて適宜、内容を検討していく必要がある。
- ・他の人口多い地区に比べれば少ないものの、アパート住民の自治会への参加やゴミ出しが問題となっている自治会も、一部にはある。

5 地域活動の状況

名称	活動形態	備考
かめおかお茶のみサロンひまわり	ふれあいサロン	亀岡二
クローバーサロン	ふれあいサロン	亀岡四
みなみサロン	ふれあいサロン	入生田南
藤の会	ふれあいサロン	露藤
船橋健幸サロン	ふれあいサロン	船橋
文殊大学	高齢者講座	
かめともクラブ	放課後子ども教室	
ボランティアサークルもんじゅ	ボランティア団体	
亀岡地区地域学校協働活動推進協議会	ボランティア団体	

※出典：町調べ

第6章 和田地区の現況・課題等

1 地区の現況

(1) 対象となる行政区

令和5年7月1日現在 ※出典：人口世帯集計表

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
上和田第一	91人	海上小倉	86人	元和田西	153人	馬頭西	194人
上和田第二	73人	中和田東部	167人	下和田十二	238人	佐沢上	170人
上和田第三	115人	中和田西部	139人	下和田北	180人	佐沢下	135人
両組	238人	川北下	90人	下和田南	80人	南佐沢	82人
川北上	110人	元和田北	162人	馬頭東	99人	立石	45人
							計 2,647人

(2) 居住者に関する指標

令和5年7月1日現在 ※出典：町調べ

①世帯数

		世帯数	割合
	高齢者が住む世帯	284戸	32.2%
	高齢者ひとり	142戸	16.1%
	高齢者2人以上	269戸	30.5%
	高齢者世帯計	695戸	78.8%
	その他	187戸	21.2%
合計	882戸	100.0%	

②男女別人口

		人数	割合
	男性	1,317人	49.8%
	女性	1,330人	50.2%
合計	2,647人	100.0%	

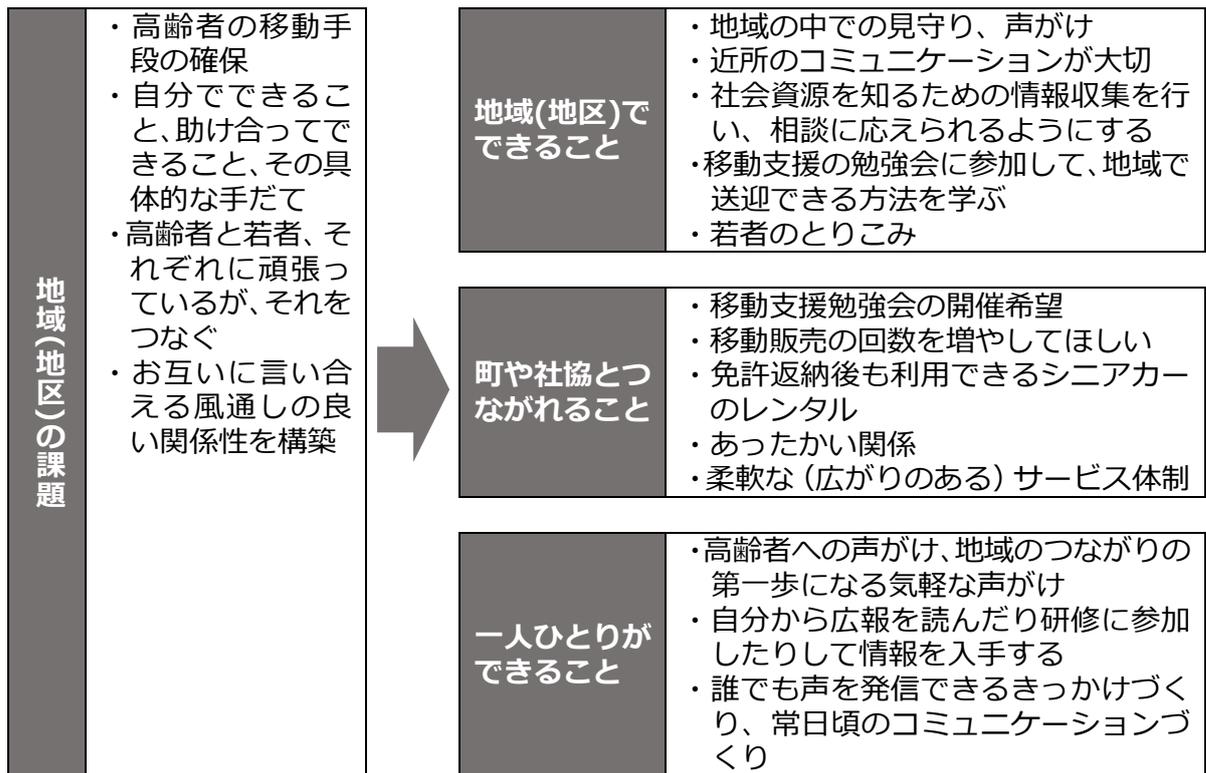
③年齢3区分別人口

		人数	割合
	年少人口（0～14歳）	266人	10.0%
	生産年齢人口（15～64歳）	1,311人	49.5%
	高齢者人口（65歳以上）	1,070人	40.4%
合計	2,647人	100.0%	

④要支援・要介護認定者数

		人数	割合
	要支援1	23人	14.9%
	要支援2	11人	7.1%
	要介護1	38人	24.7%
	要介護2	27人	17.5%
	要介護3	30人	19.5%
	要介護4	15人	9.7%
	要介護5	10人	6.5%
合計	154人	100.0%	

2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）

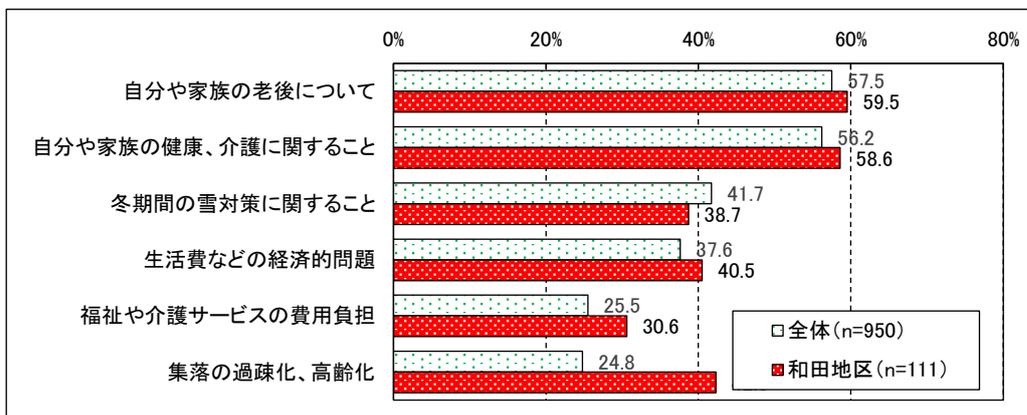


3 地区別の町民アンケート結果 [抜粋]

- 普段の暮らしの中での不安や悩みは、集落の過疎化、高齢化への回答割合が、町全体と比べ非常に高く、また福祉や介護サービスの費用負担への回答割合も高くなっています。
- 地域で気になること、問題と感ずることは、交通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題が町全体に比べ高くなっています。
- 最もよいと思う、住民互助の範囲としては、町全体の回答と同じ傾向となっています。
- 手助けを希望する場面としては、病気やケガのとき、安否確認の声がけへの回答割合が、町全体と比べ高くなっています。
- 地域活動等の参加状況は、参加したことがないへの回答割合が全体と比べ低くなっています。
- 充実していればよいと思うサービス等については、居場所づくり支援への回答割合が町全体に比べ高くなっています。

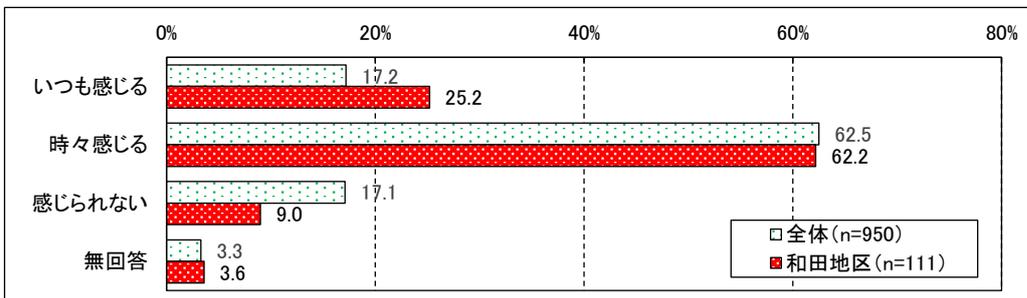
(1) ①普段の暮らしの中での不安や悩み (MA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



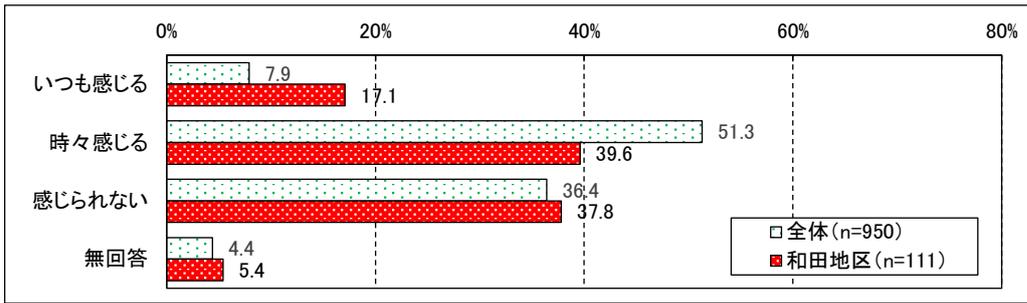
(2) ①住民同士のつながり、支え合いを感じているか (SA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



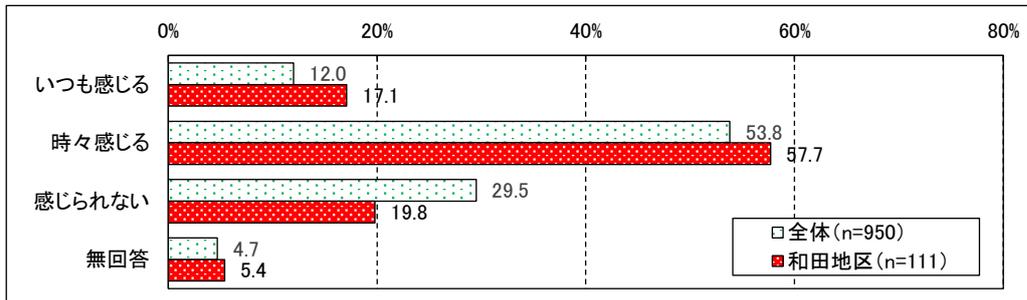
(2) -②地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じているか (SA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



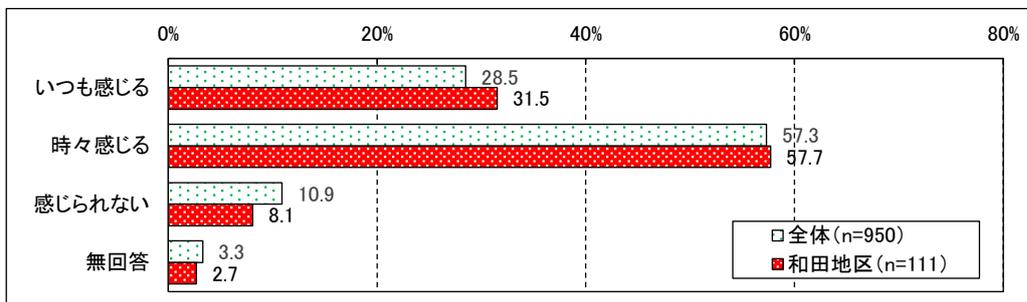
(2) -③困った時には、助けてもらえる安心感があるか (SA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



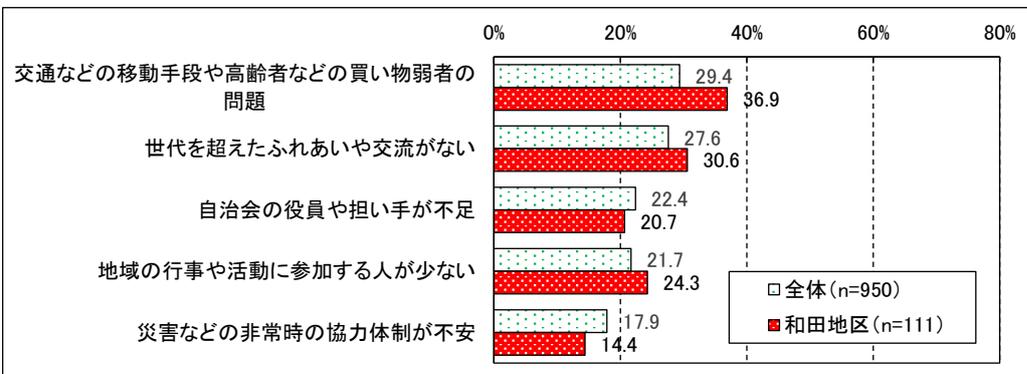
(2) -④暮らしている地区は、安心・安全と感じるか (SA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



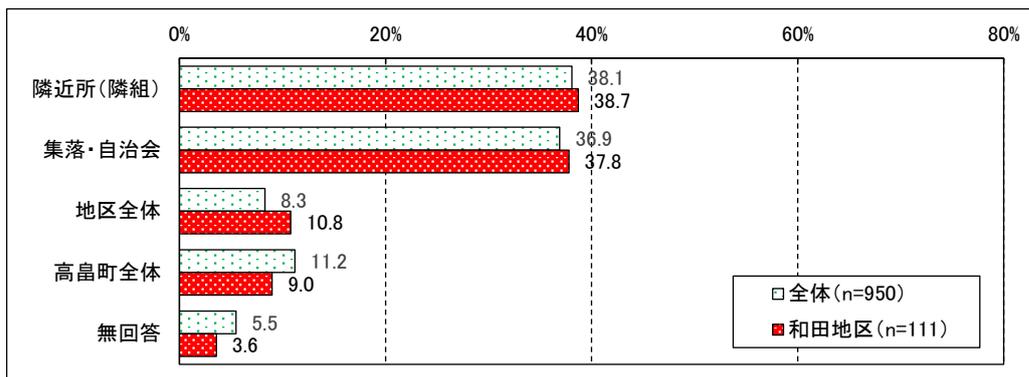
(2) -⑤地域で気になること、問題と感じること (MA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



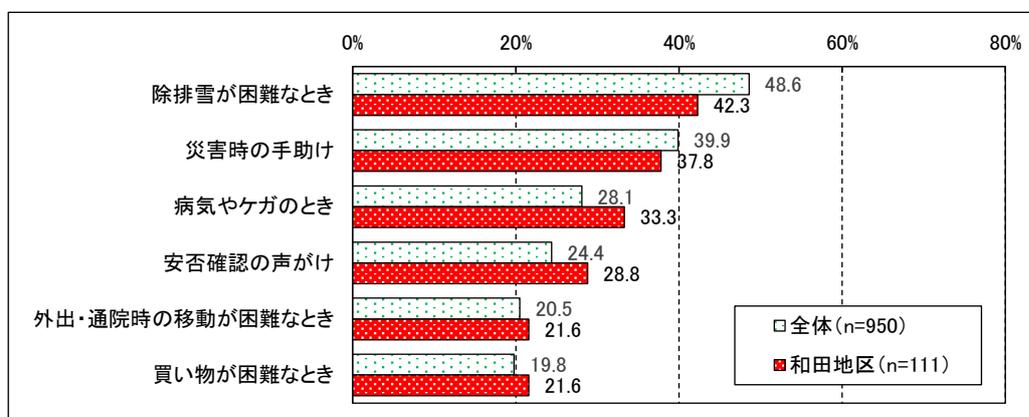
(3) -①最もよいと思う、住民互助の範囲 (SA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



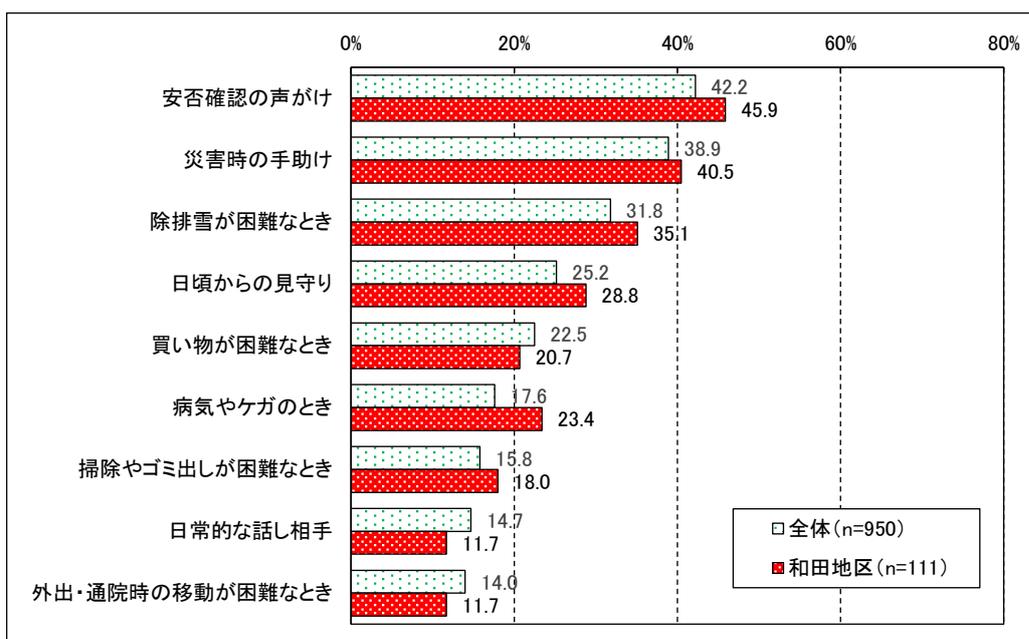
(3) -②手助けを希望する場面 (MA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



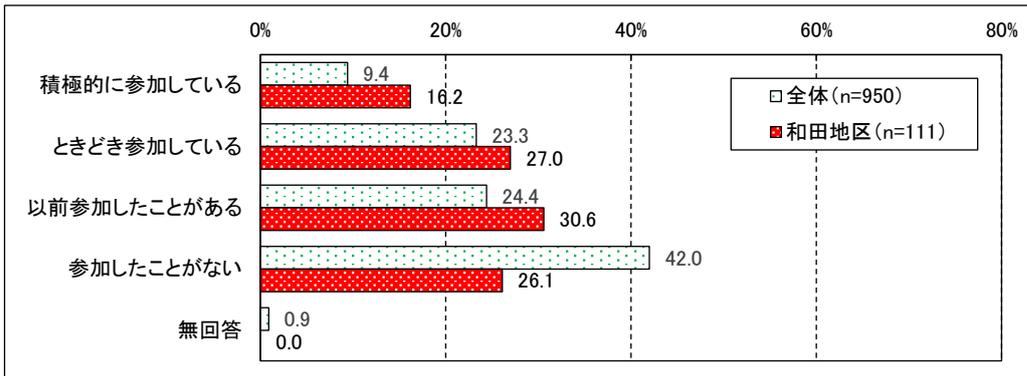
(3) -③近所に手助けできる場面 (MA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



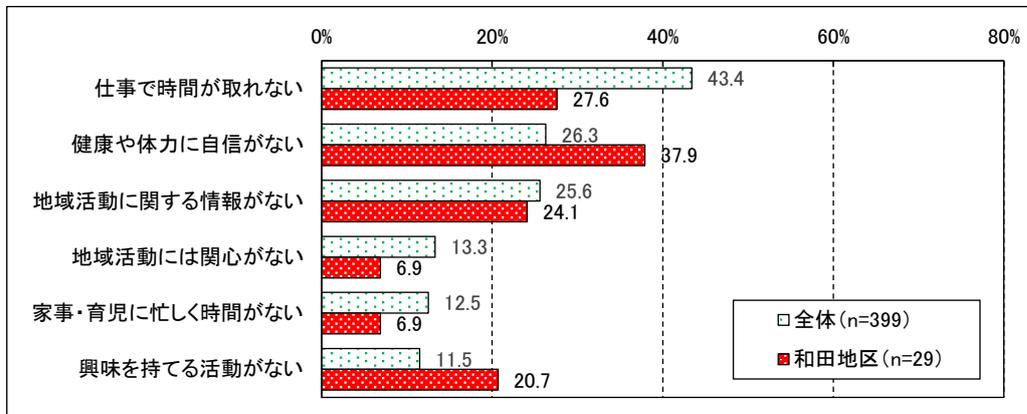
(4) -①地域活動等の参加状況 (SA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



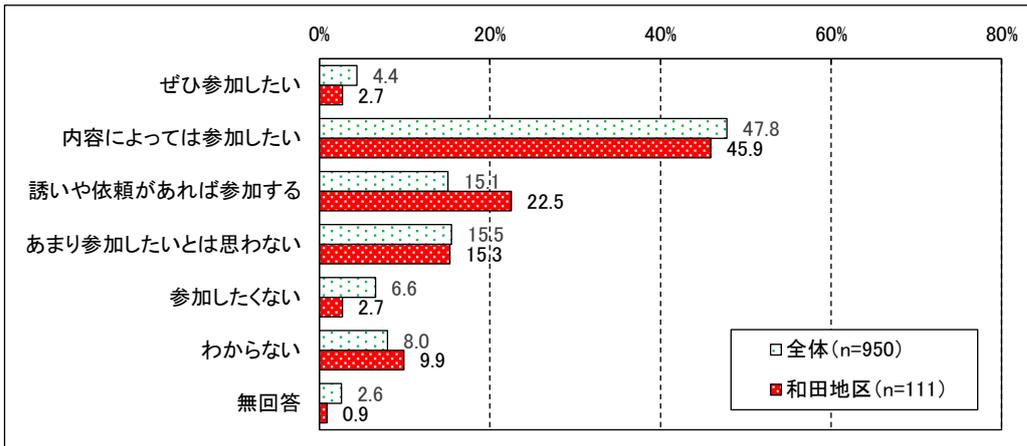
(4) -②地域活動等に参加したことがない理由 (3LA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



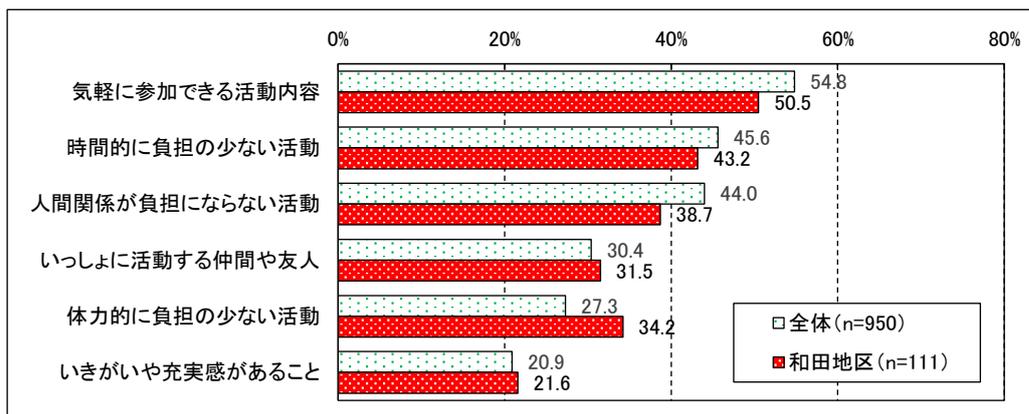
(4) -③今後の地域活動への参加意向 (SA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



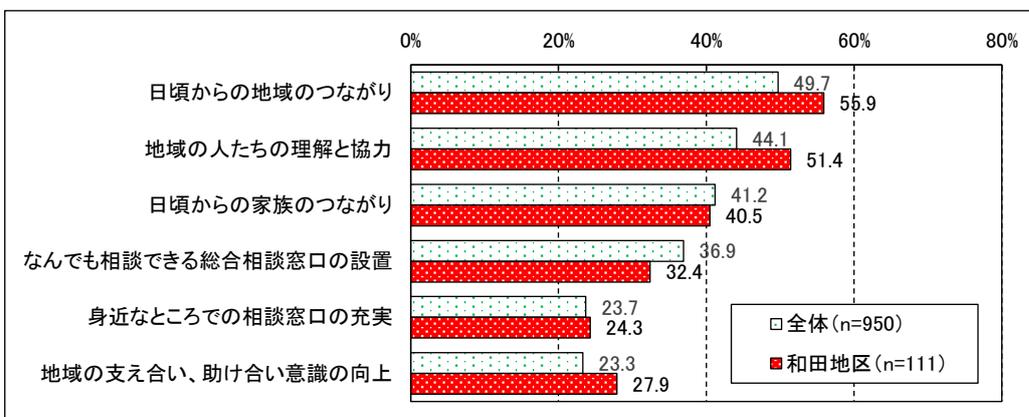
(4) -④地域活動などの活性化に必要なこと (MA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



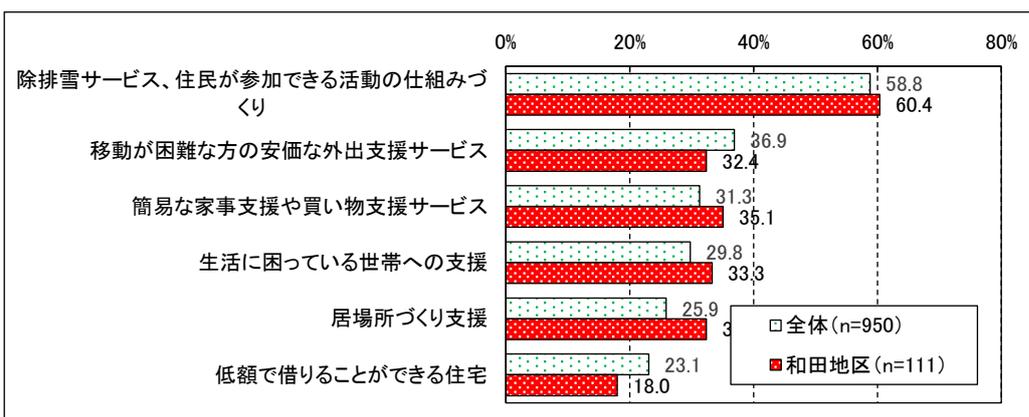
(5) -①地域課題の解決に大切と思うもの (MA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



(5) -②充実していればよいと思うサービス等 (MA)

[全体回答と和田地区回答の比較]



4 地区公民館ヒアリング結果

和田地区公民館

- ・地区内の担い手の高齢化が進んでいる。
- ・「わかたけの会」によって、小学生の見守り隊の活動も行われている。
- ・小学校との連携は十分できている。
- ・運動会は、各自治会の選手選考の負担などから廃止となったが、レクリエーションとしてほぼ同じ内容での継続を計画している。現時点で、20自治会のうち19自治会が参加してくれる予定。
- ・放課後こども教室「なごみんひろば」についても、語り部やお泊り会など、盛んに活動が行われている。
- ・軽トラックによる交通安全防犯パレードも継続できている。
- ・車がない、又は運転できない高齢者にとって、地区の高齢者講座やサロンなどへの参加が困難ケースもある。
- ・「おもてなし食堂」については、公民館に来て世代交流してもらいたいとの思いがある。おもてなし食堂開催日は、子どもたちの居場所づくりとして公民館を開放している。
- ・婦人連協の活動として、清拭布を贈る運動が継続されている。

5 地域活動の状況

名称	活動形態	備考
地域の茶の間わらい	居場所	
上和田 2、3 お茶飲みサロン	ふれあいサロン	上和田第二、第三
サロンりょうくみ	ふれあいサロン	両組
川北上フラワーサロン	ふれあいサロン	川北上
海上小倉ふれあいサロン	ふれあいサロン	海上小倉
ゆきわり草の会	ふれあいサロン	中和田東部
にっこりサロン	ふれあいサロン	中和田西部
サロン福寿草の会	ふれあいサロン	川北下
ござっとこえサロン	ふれあいサロン	元和田西
下和田すまいるサロン	ふれあいサロン	下和田 12
コスモス会	ふれあいサロン	下和田北
馬頭東さくら会	ふれあいサロン	馬頭東
馬頭西ゆりの会	ふれあいサロン	馬頭西
あじさいの会	ふれあいサロン	佐沢上
たんぼぼの会	ふれあいサロン	佐沢下
あたご会	ふれあいサロン	南佐沢
上和田いきいき倶楽部	通所型サービス B (住民主体)	場所：上和田交流館
寿大学	高齢者講座	
清拭布一枚運動	ボランティア団体他	区長会・婦人連協・つくしんぼの会
世代交流冬まつり	世代交流	
環境整備 (親水公園、上和田交流館)	環境整備 (熊対策草刈)	区長会・部公連・育成会他
地区めぐりウォーキング	世代交流・健康づくり	
ゆうきの里まつり	世代交流	
子どもの見守り、青パト巡回、あいさつ運動	青少年健全育成団体	青少年育成「わかたけの会」
ゆうきの里朝市	健康づくり (食農)	ゆうきの里朝市実行委員会
料理教室 (地産地消)	健康づくり (食農)	
健康運動教室	健康づくり	
地域食堂「おもてなし食堂」	居場所・世代交流	
山野草展・我が家の料理展	世代交流	
地域福祉支援室 銀嶺	ボランティア団体	
馬頭花愛好会	ボランティア団体	
和田地区福祉ボランティアつくしんぼの会	ボランティア団体	
和田地区地域学校協働活動推進協議会	ボランティア団体	
中和田東部雷神会	老人クラブ	
川北下共生会	老人クラブ	
上和田寿恵和会	老人クラブ	
佐沢弁天会	老人クラブ	
なごみんひろば	放課後子ども教室	

※出典：町調べ

第7章 糠野目地区の現況・課題等

1 地区の現況

(1) 対象となる行政区

令和5年7月1日現在 ※出典：人口世帯集計表

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
三軒屋	91人	家中	151人	元山崎	208人	石岡	196人
上町	187人	小其塚	91人	本町	659人	上山崎	249人
仲町	103人	蛇口	96人	西町	439人	若葉平	84人
宮町	77人	上平柳	163人	津久茂	204人	駅東	151人
下町	746人	沢口	671人	夏刈	172人	前山駅東 団地	218人
共栄	178人	駅前	468人	中瀬	102人		
							計 5,704人

(2) 居住者に関する指標

令和5年7月1日現在 ※出典：町調べ

①世帯数

		世帯数	割合
	高齢者が住む世帯	404戸	19.2%
	高齢者ひとり	217戸	10.3%
	高齢者2人以上	461戸	21.9%
	高齢者世帯計	1,082戸	51.3%
	その他	1,026戸	48.7%
合計	2,108戸	100.0%	

②男女別人口

		人数	割合
	男性	2,780人	48.7%
	女性	2,924人	51.3%
合計	5,704人	100.0%	

③年齢3区分別人口

		人数	割合
	年少人口（0～14歳）	740人	13.0%
	生産年齢人口（15～64歳）	3,315人	58.1%
	高齢者人口（65歳以上）	1,649人	28.9%
合計	5,704人	100.0%	

④要支援・要介護認定者数

		人数	割合
	要支援1	24人	10.5%
	要支援2	26人	11.4%
	要介護1	59人	25.8%
	要介護2	53人	23.1%
	要介護3	36人	15.7%
	要介護4	14人	6.1%
	要介護5	17人	7.4%
合計	229人	100.0%	

2 地区の課題・できること・つながれること（ワークショップでの検討結果）

地域(地区)の課題	→	地域(地区)で できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや事業の参加者が固定化し、地域活動の担い手もいなくなっている。(60代)の参加が少ない ・ 世代間交流のイベントが少なく、幼児と高齢者、子育て世代と高齢者の交流の場が無い。活動参加のハードルを下げる ・ 交流機会が失われたことにより世代間のつながり、転入者とのつながり、近所付き合いが希薄化 ・ アパート等が多く、どういう人が住んでいるのか分からない ・ どの家の子どもか分からない事がある。核家族など生活様式の変化もありコミュニケーション不足が顕著 ・ 地域活動団体もあるが、地域住民に知られていない ・ 高齢者は買い物や手続き等少しの外出も負担。できない事をサポートできれば ・ 話す場がほしい人は多い。キーとなる年代が必要 ・ 高齢者より若い世帯が多い ・ 他地域の人が参加、交流できる場所が多い(もっくる、学習館、ワイナリー、中学校跡地等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小単位同士のマッチング ・ 学童やサロンなど、小単位での集まりをマッチングさせイベントを行う、イベントを復活させる ・ まずは自治会毎などの小さな集まりから実績を積み上げていく(例えば、サロンに参加の高齢者が、学童に出かけ、子どもに昔遊びを教える等) ・ 挨拶、声かけ、会話等で他の人とつながる事が重要 ・ 実際に隣組の住人で会食する機会を持ち、情報交換する取組を始めた地区もある ・ 取組を進めるうえで 60代の人が肝心、新たに60代の人達を巻き込む事が重要 ・ 地域活動に参加する際には不安や面倒といったハードルがあり、参加に際してハードルを下げる努力も必要 ・ 生涯学習館、町外利用者も多いもっくる、ワイナリー等の観光地もあり、魅力的な地域なので、交流の仕組みをつくりやすいのではないかと ・ 多くの人に気持ちよく糠野目地区に来ていただくために、地区内の環境保全と整備も必要 ・ 糠野目地区は大雨の被害を受けやすいが、避難場所になる空き地がないので、多目的運動場の跡地など、避難場所として残してはどうか
		町や社協とつ ながれること	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの広報活動、世代間交流イベントのマッチング ・ 若い人がどういった活動だったら参加しやすいのかを社協や行政でアンケート調査してもらう ・ 茶の間やサロン等各地区に居場所があり活用してほしい ・ 役場の若手職員が地域行事に参加することもあり、顔も見える関係で良い雰囲気になってきた ・ 生ゴミがあるとゴミ袋も重くなるので、高齢者世帯等にコンポストを無償或いは低価格で提供する ・ 収集所のカギをなくしたり、前日に出せるようになると、ゴミ出し支援に若い人も協力しやすくなる ・ 集落のサロン、買い物、通院等に、集落単位(小さな単位がいい)でカーシェアリングを活用できないか 	
		一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分が率先してイベントに参加し、当事者として地区行事に関わる ・ イベントに参加し「楽しかった」という感想を発信し周囲に伝えていく 	

地域(地区)の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の窓ガラスが割れていて危険 ・ 広い道路へのポイ捨てが多く景観悪い ・ 歩道に草や木がせり出し通行時危険 ・ カラスのフン
-----------	---

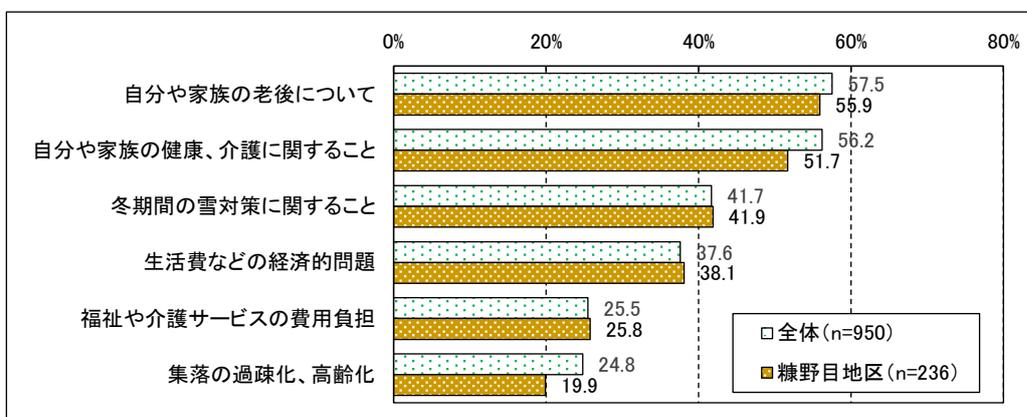
一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶や近隣住民とコミュニケーションを取ることから始める ・ 世代を超えた関係づくり。若い世代が負担なく関われるきっかけづくり ・ 自ら様々な事に関心を持ち、周囲の人にも関心を持ってもらう ・ 情報発信を充実させ、地域団体の活動や紹介を各年代に届くようにする ・ 広報には実はいい事がいっぱい書いてあるので、団体や活動等 PR と発信をして裾野を広げる
-------------	---

3 地区別の町民アンケート結果 [抜粋]

- 普段の暮らしの中での不安や悩みは、町全体の回答傾向とほぼ同じとなっています。
- 地域で気になること、問題と感ずることは、世代を超えたふれあいや交流がないへの回答割合が町全体に比べ多少高くなっています。
- 最もよいと思う、住民互助の範囲としては、町全体の回答と同じ傾向となっています。
- 手助けを希望する場面としては、除排雪が困難なとき及び安否確認の声かけへの回答割合が、町全体と比べ高くなっています。
- 充実していればよいと思うサービス等については、除排雪サービス、住民が参加できる活動の仕組みづくり、移動が困難な方の安価な外出支援サービス、及び簡易な家事支援や買い物支援サービスへの回答割合が町全体に比べ多少高くなっています。

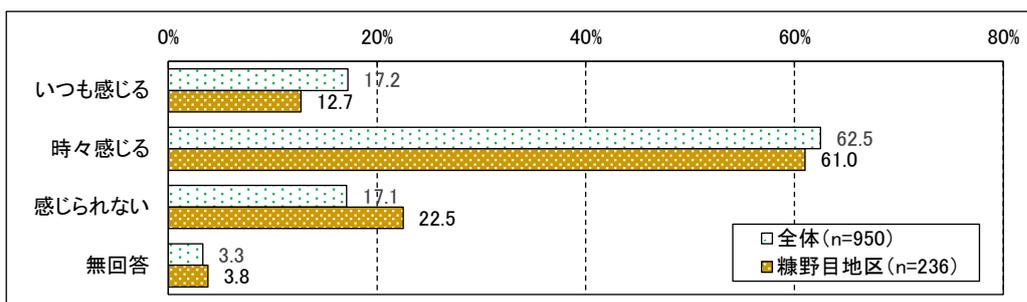
(1) ①普段の暮らしの中での不安や悩み (MA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



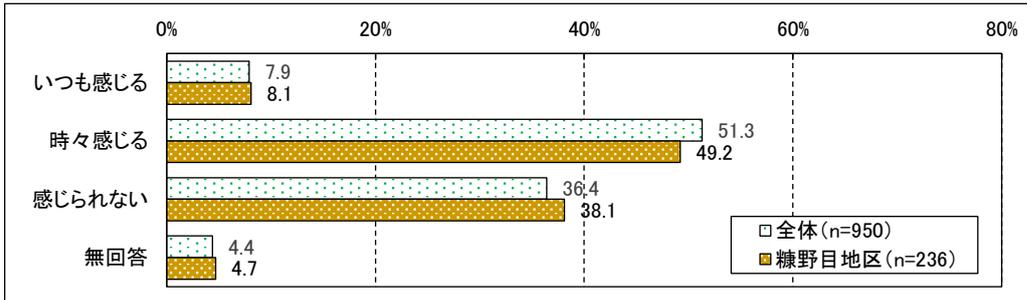
(2) ①住民同士のつながり、支え合いを感じているか (SA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



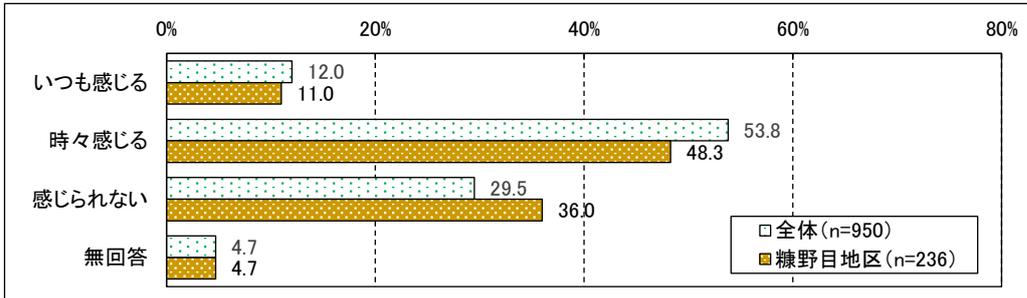
(2) -②地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いと感じているか (SA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



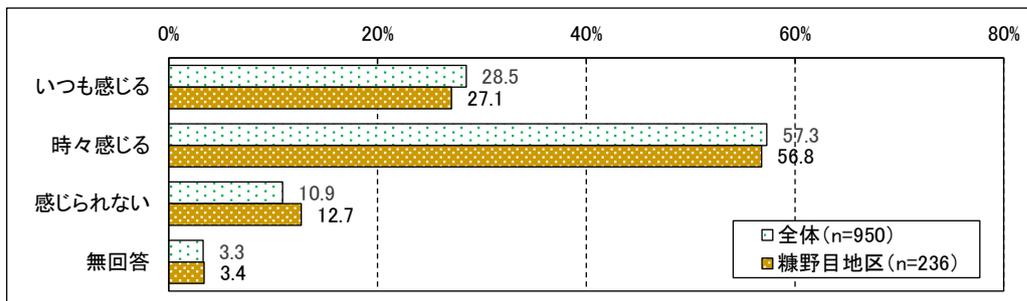
(2) -③困った時には、助けてもらえる安心感があるか (SA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



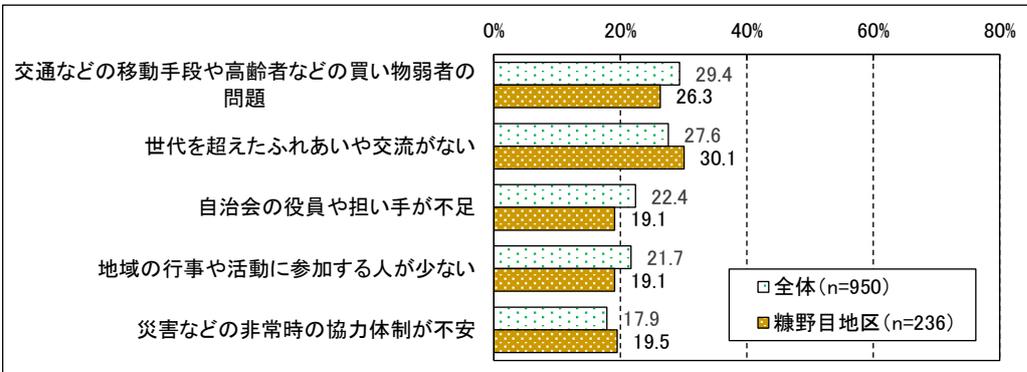
(2) -④暮らしている地区は、安心・安全と感じるか (SA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



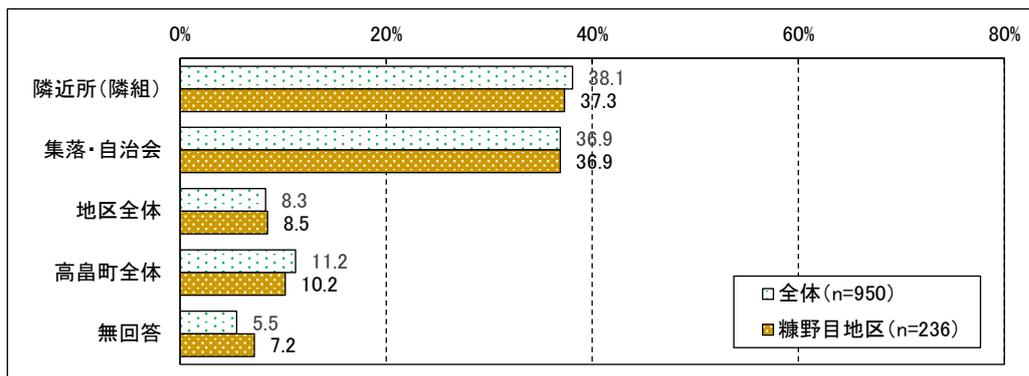
(2) -⑤地域で気になること、問題と感じること (MA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



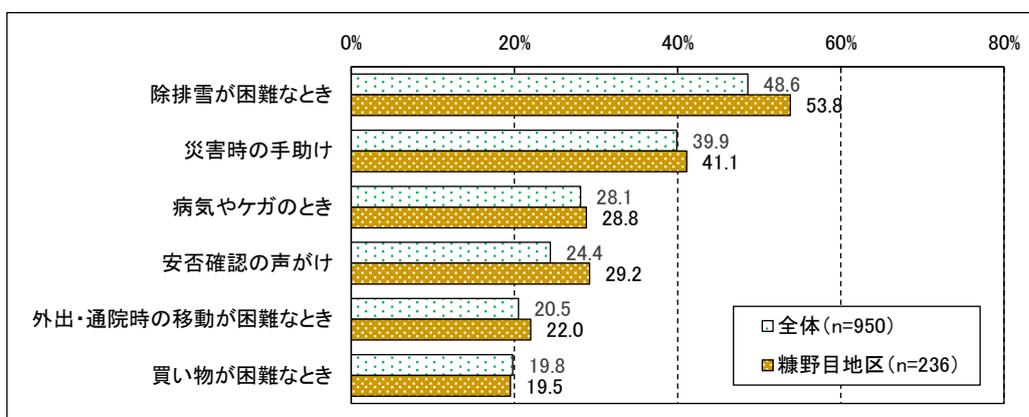
(3) -①最もよいと思う、住民互助の範囲 (SA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



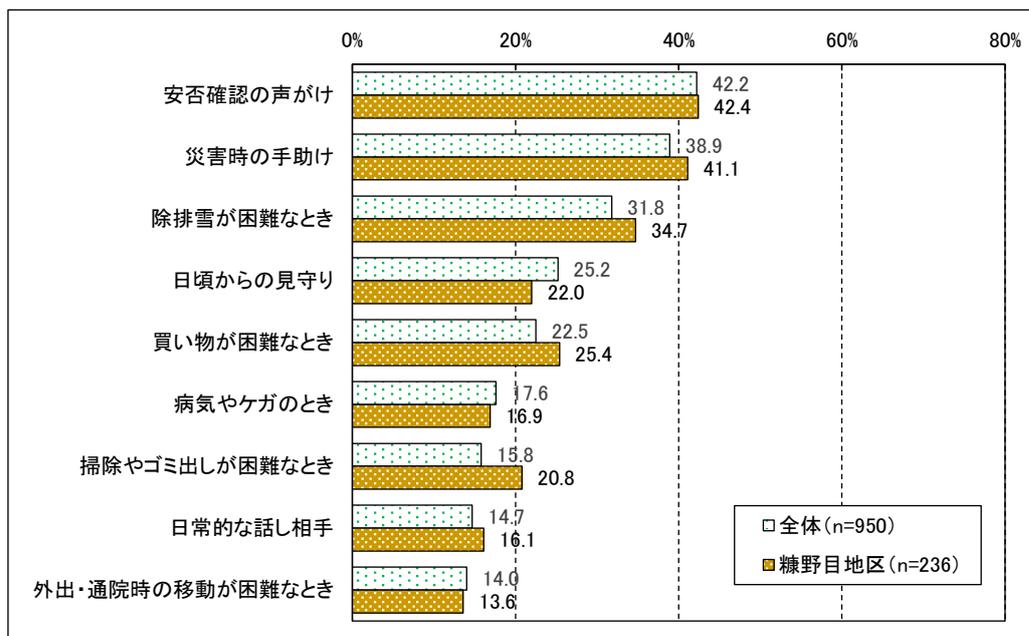
(3) -②手助けを希望する場面 (MA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



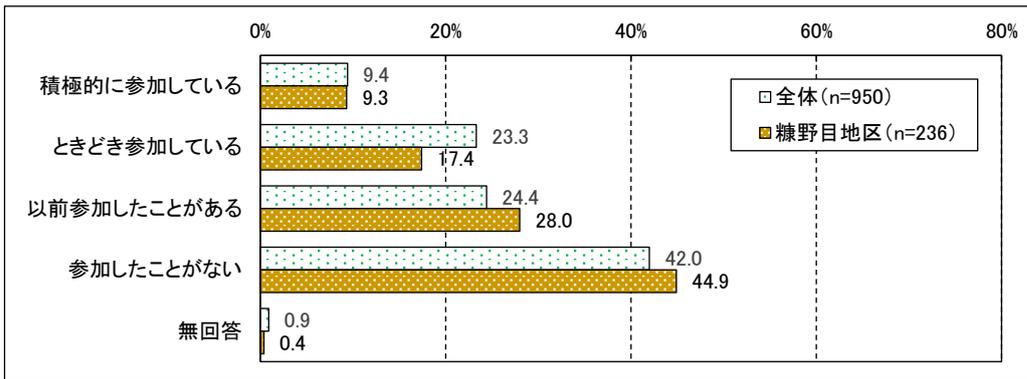
(3) -③近所に手助けできる場面 (MA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



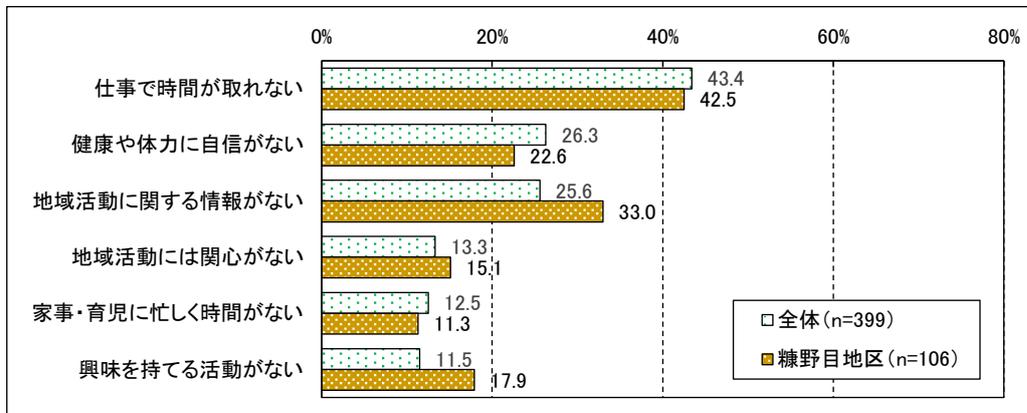
(4) -①地域活動等の参加状況 (SA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



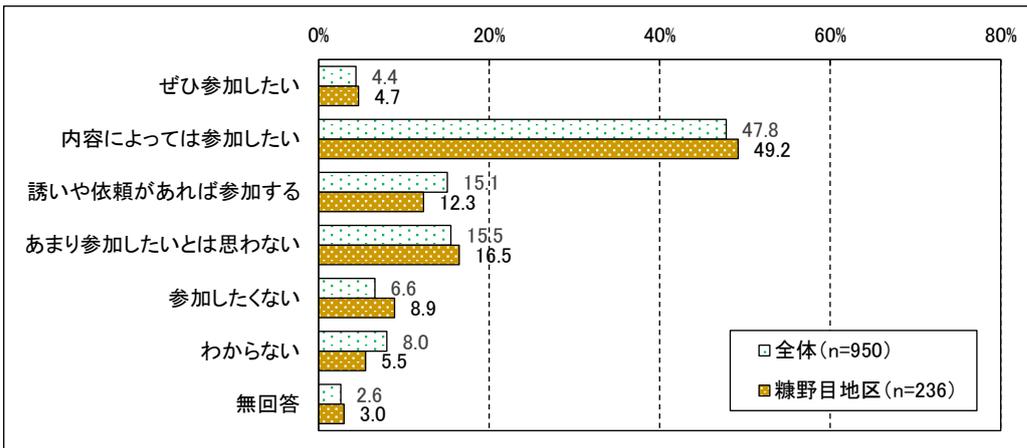
(4) -②地域活動等に参加したことがない理由 (3LA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



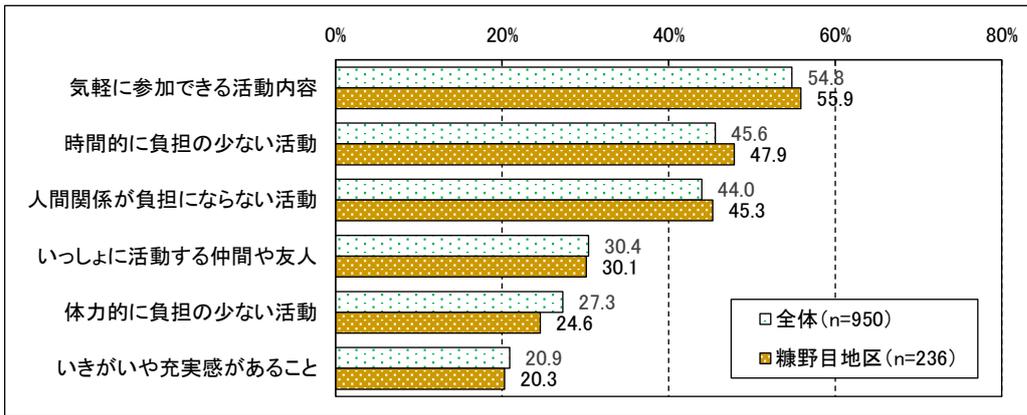
(4) -③今後の地域活動への参加意向 (SA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



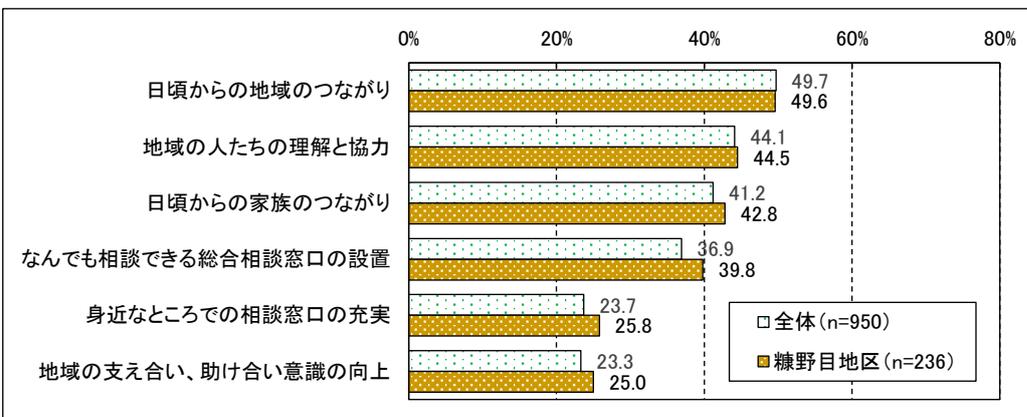
(4) -④地域活動などの活性化に必要なこと (MA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



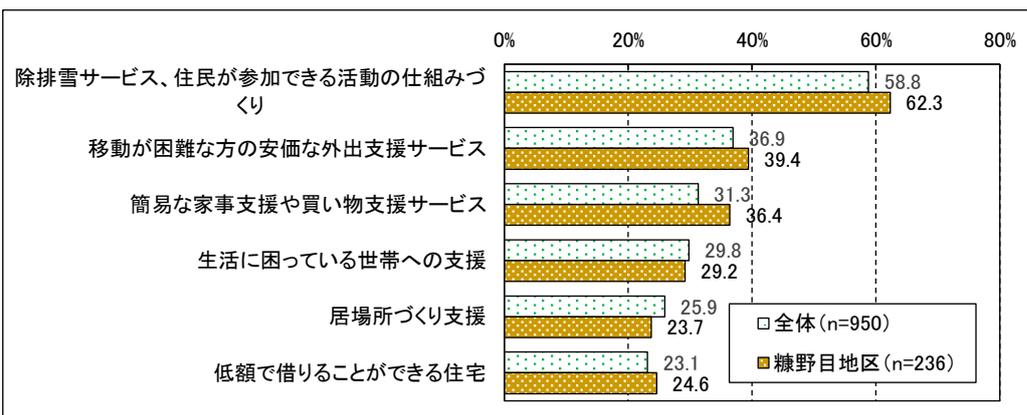
(5) -①地域課題の解決に大切と思うもの (MA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



(5) -②充実していればよいと思うサービス等 (MA)

[全体回答と糠野目地区回答の比較]



4 地区公民館ヒアリング結果

糠野目生涯学習館

- ・来所した人とお茶のみすることで、地域内の情報や困りごとを入手することができる。
- ・「町全体の課題」と思われることも、公民館でいったん受けて、対応している。困りごと相談も同様。
- ・高齢者から除雪の相談があり、「ぬかのみ桜会」の有償ボランティア活動とマッチングをしている。なお、「千代田桜会」という団体もあり、湯るっと周辺の環境整備を行っている。
- ・自主防の取組を最優先し、防災に焦点を当てており、小学校の教育キャンプにも防災を取入れる予定。
- ・民生委員への期待が高い。
- ・学習や食事の支援をすべき子どもの実態がなかなかつかめない。
- ・精神的な障がいを持つ方の実態について、ごく少数しかわからない。
- ・人材の育成については、元PTAの役員の中で積極的な人に個別に声かけをする等、地区内の事業やボランティア団体への参加などを促し、人員の確保及びその育成に努めている。
- ・津久茂や中瀬で自治会での避難訓練や見守り活動が行われている。
- ・サークル「フレンズ」による障がい者サロンの活動が継続されている。
- ・糠野目は地区民が積極的に地区の事業に参加してくれている。
- ・様々な人が利用し、情報を共有できる場所としての地区公民館を目指していきたい。
- ・糠野目地区の外からも来所者があるのが強みになっている。

5 地域活動の状況

名称	活動形態	備考
糠野目和楽茶の間	居場所	
コウホネげんきサークル	ふれあいサロン	小其塚
蛇口ニコニコサロン	ふれあいサロン	蛇口
上平柳ほっこりサロン	ふれあいサロン	上平柳
ニコニコ皆のクラブ	ふれあいサロン	沢口
駅前親睦サロン	ふれあいサロン	駅前
きらら会	ふれあいサロン	元山崎
本町なかよしサロン	ふれあいサロン	本町
西町ゆめサロン	ふれあいサロン	西町
夏刈お茶のみサロン	ふれあいサロン	夏刈
ひまわり	ふれあいサロン	石岡
げんきアップ教室	介護予防事業	委託事業 場所：湯るっと
コグニサイズ②	介護予防事業（認知症予防）	委託事業 場所：生涯学習館
まつかわ講座	高齢者講座	
Rise	ボランティア団体	
小其塚除雪ボランティア隊	ボランティア団体	
西町グリーンクラブ	ボランティア団体	
ぬかのみ桜会	ボランティア団体	
糠野目地区地域学校協働活動推進協議会	ボランティア団体	
虹の会	老人クラブ	
かっぱクラブ	放課後子ども教室	

※出典：町調べ

データ編

1 高畠町の人口の動向

(1) 高畠町の人口構造

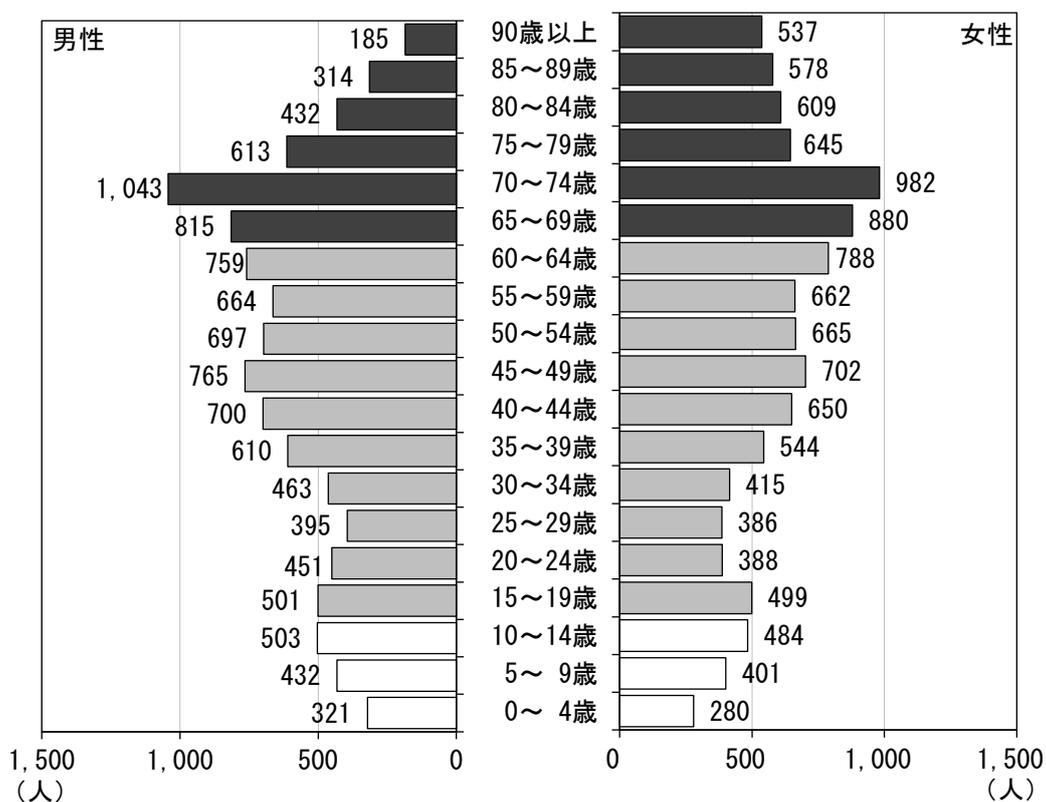
令和5年10月1日の高畠町の総人口は、住民基本台帳で21,758人（男性：10,663人、女性：11,095人）となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、中高年期の人口が多く、男女共に70～74歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75歳以上人口で女性の2,369人に比べ、男性は1,544人と女性の65.2%となっています。

また、若年層になるほど人口が少なく、ピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

【人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）】



総人口	男性	女性
21,758人	10,663人	11,095人

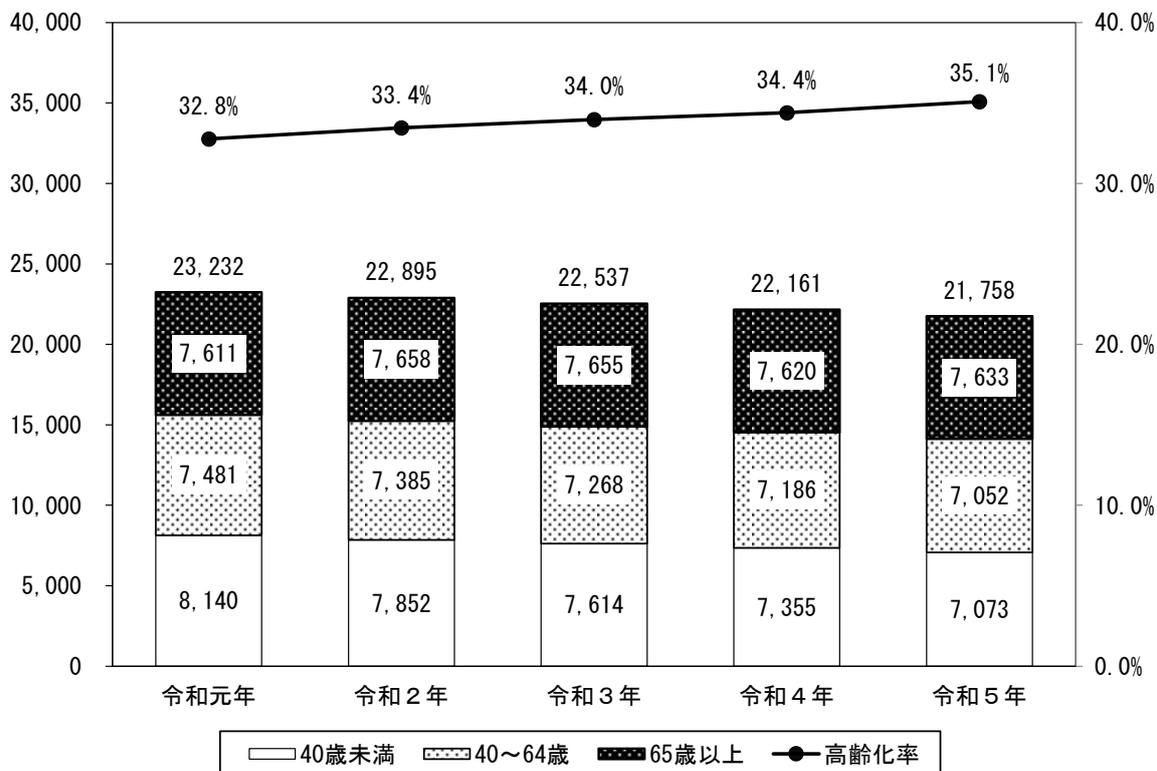
※出典：住民基本台帳

(2) 人口の推移

高畠町の総人口は、令和5年10月1日時点では21,758人で、令和元年の23,232人と比較すると、この4年間で1474人（6.3%）減少するかたちで推移しています。

【人口の推移（各年10月1日現在）】

(人)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
40歳未満	8,140	7,852	7,614	7,355	7,073
40～64歳	7,481	7,385	7,268	7,186	7,052
65歳以上	7,611	7,658	7,655	7,620	7,633
総人口	23,232	22,895	22,537	22,161	21,758
高齢化率	32.8%	33.4%	34.0%	34.4%	35.1%

※出典：住民基本台帳

(3) 人口推計（住民基本台帳による推計）

①人口推計（町全体）

人口推計は、令和元年から令和5年の各年10月1日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。

コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

これによると、本町の総人口は、令和5年の21,758人から減少傾向で推移し、令和22年には15,789人（27.4%減）と推計されます。

また、国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査を利用した推計では、令和22年には16,682人と推計されます。世帯数については、平成30年から令和5年の各年10月1日現在の世帯数の平均変化率をもとに推計しました。

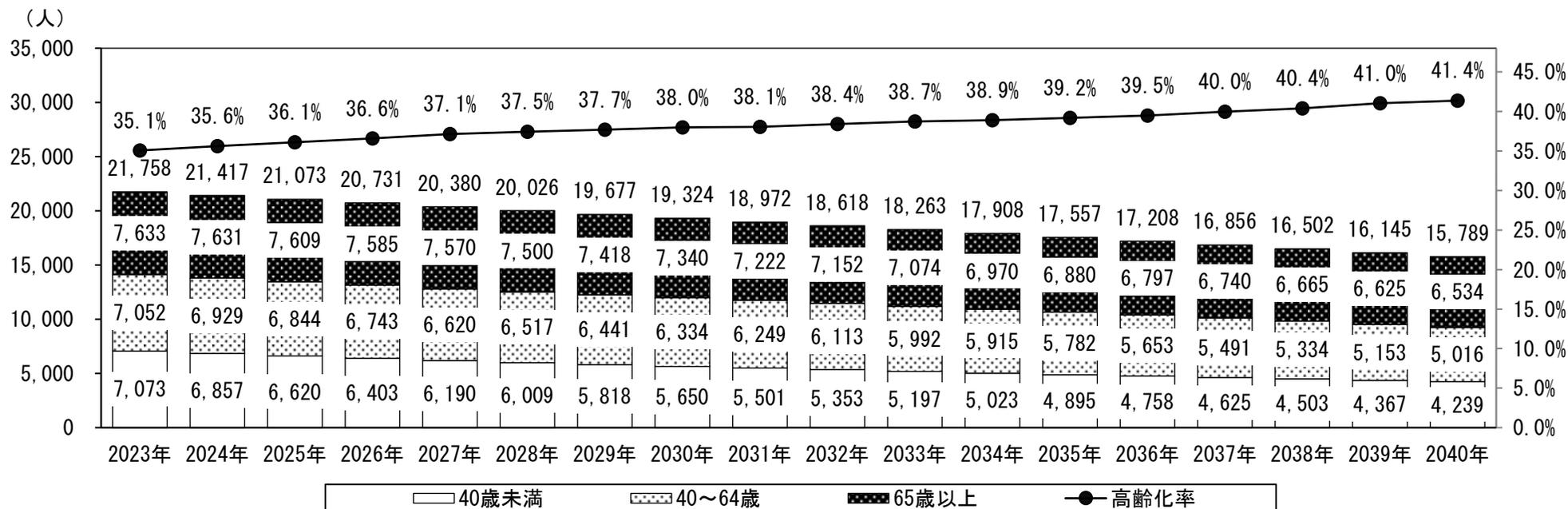
【住民基本台帳による推計】

	実績	推計→																	
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年	令和19年	令和20年	令和21年	令和22年	
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	
40歳未満	7,073	6,857	6,620	6,403	6,190	6,009	5,818	5,650	5,501	5,353	5,197	5,023	4,895	4,758	4,625	4,503	4,367	4,239	
40～64歳	7,052	6,929	6,844	6,743	6,620	6,517	6,441	6,334	6,249	6,113	5,992	5,915	5,782	5,653	5,491	5,334	5,153	5,016	
65歳以上	7,633	7,631	7,609	7,585	7,570	7,500	7,418	7,340	7,222	7,152	7,074	6,970	6,880	6,797	6,740	6,665	6,625	6,534	
総人口	21,758	21,417	21,073	20,731	20,380	20,026	19,677	19,324	18,972	18,618	18,263	17,908	17,557	17,208	16,856	16,502	16,145	15,789	
高齢化率	35.1%	35.6%	36.1%	36.6%	37.1%	37.5%	37.7%	38.0%	38.1%	38.4%	38.7%	38.9%	39.2%	39.5%	40.0%	40.4%	41.0%	41.4%	
世帯数	7,798	7,836	7,875	7,914	7,953	7,992	8,031	8,071	8,110	8,150	8,190	8,231	8,271	8,312	8,353	8,394	8,435	8,477	

【参考（国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査を利用した推計）】

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年
40歳未満	2,642	2,582	2,523	2,471	2,419	2,366	2,314	2,262	2,211	2,159	2,108	2,056	2,005	1,960	1,915	1,869	1,824	1,779
40～64歳	11,358	11,115	10,872	10,669	10,466	10,262	10,059	9,856	9,676	9,495	9,315	9,134	8,954	8,741	8,527	8,314	8,100	7,887
65歳以上	7,697	7,716	7,736	7,703	7,669	7,636	7,602	7,569	7,506	7,443	7,381	7,318	7,255	7,207	7,159	7,112	7,064	7,016
総人口	21,697	21,414	21,131	20,842	20,553	20,265	19,976	19,687	19,392	19,098	18,803	18,509	18,214	17,908	17,601	17,295	16,988	16,682
高齢化率	35.5%	36.0%	36.6%	37.0%	37.3%	37.7%	38.1%	38.4%	38.7%	39.0%	39.3%	39.5%	39.8%	40.2%	40.7%	41.1%	41.6%	42.1%

※2025年、2030年、2035年、2040年以外の年については、按分し算出しました。



②人口推計（地区別）

地区別の人口推計は、前出の「①人口推計（町全体）」に、年齢階級3区分別・地区別の比率（令和5年10月1日時点）を掛け合わせて推計しました。

高畠地区	実績	推計→																
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年
40歳未満	1,970	1,910	1,844	1,783	1,724	1,674	1,620	1,574	1,532	1,491	1,447	1,399	1,363	1,325	1,288	1,254	1,216	1,181
40～64歳	2,163	2,125	2,099	2,068	2,030	1,999	1,976	1,943	1,917	1,875	1,838	1,814	1,773	1,734	1,684	1,636	1,581	1,539
65歳以上	2,319	2,318	2,312	2,304	2,300	2,279	2,254	2,230	2,194	2,173	2,149	2,118	2,090	2,065	2,048	2,025	2,013	1,985
総人口	6,582	6,479	6,375	6,271	6,165	6,058	5,953	5,846	5,739	5,632	5,525	5,417	5,311	5,206	5,099	4,992	4,884	4,776
高齢化率	35.2%	35.8%	36.3%	36.7%	37.3%	37.6%	37.9%	38.1%	38.2%	38.6%	38.9%	39.1%	39.4%	39.7%	40.2%	40.6%	41.2%	41.6%

二井宿地区	実績	推計→																
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年
40歳未満	185	180	174	168	162	158	153	148	144	140	136	132	128	125	121	118	115	111
40～64歳	214	210	208	205	201	198	196	192	190	186	182	180	176	172	167	162	156	152
65歳以上	374	374	372	371	371	367	363	359	354	350	346	341	337	333	330	326	324	320
総人口	789	777	765	752	739	727	714	701	688	675	663	650	637	624	612	599	586	573
高齢化率	47.3%	48.1%	48.7%	49.4%	50.1%	50.5%	50.9%	51.2%	51.4%	51.8%	52.3%	52.5%	52.9%	53.3%	54.0%	54.5%	55.4%	55.8%

屋代地区	実績	推計→																
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年
40歳未満	1,399	1,357	1,310	1,267	1,225	1,189	1,151	1,118	1,088	1,059	1,028	994	968	941	915	891	864	839
40～64歳	1,321	1,298	1,282	1,263	1,240	1,221	1,207	1,187	1,171	1,145	1,123	1,108	1,083	1,059	1,029	999	966	940
65歳以上	1,436	1,436	1,432	1,427	1,425	1,411	1,396	1,381	1,359	1,346	1,331	1,312	1,295	1,279	1,268	1,254	1,247	1,230
総人口	4,109	4,044	3,980	3,915	3,849	3,782	3,716	3,649	3,583	3,516	3,449	3,382	3,316	3,250	3,183	3,116	3,049	2,982
高齢化率	35.0%	35.5%	36.0%	36.5%	37.0%	37.3%	37.6%	37.9%	37.9%	38.3%	38.6%	38.8%	39.1%	39.4%	39.8%	40.2%	40.9%	41.2%

亀岡地区	実績	推計→																
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年
40歳未満	565	548	529	511	494	480	465	451	439	427	415	401	391	380	369	360	349	339
40～64歳	551	542	535	527	518	509	504	495	489	478	468	462	452	442	429	417	403	392
65歳以上	704	704	702	700	698	692	684	677	666	660	653	643	635	627	622	615	611	603
総人口	1,810	1,782	1,753	1,725	1,696	1,666	1,637	1,608	1,579	1,549	1,520	1,490	1,461	1,432	1,403	1,373	1,343	1,314
高齢化率	38.9%	39.5%	40.0%	40.6%	41.2%	41.5%	41.8%	42.1%	42.2%	42.6%	42.9%	43.2%	43.4%	43.8%	44.3%	44.8%	45.5%	45.9%

和田地区	実績	推計→																
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年
40歳未満	784	760	734	710	686	666	645	626	610	593	576	557	543	527	513	499	484	470
40～64歳	807	793	783	772	758	746	737	725	715	700	686	677	662	647	628	610	590	574
65歳以上	1,074	1,074	1,070	1,067	1,065	1,055	1,044	1,033	1,016	1,006	995	981	968	956	948	938	932	919
総人口	2,677	2,635	2,593	2,551	2,508	2,464	2,421	2,378	2,335	2,291	2,247	2,204	2,160	2,118	2,074	2,031	1,987	1,943
高齢化率	40.1%	40.7%	41.3%	41.8%	42.5%	42.8%	43.1%	43.4%	43.5%	43.9%	44.3%	44.5%	44.8%	45.2%	45.7%	46.2%	46.9%	47.3%

糠野目地区	実績	推計→																
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年
40歳未満	2,169	2,103	2,030	1,964	1,899	1,843	1,784	1,733	1,687	1,642	1,594	1,541	1,501	1,459	1,419	1,381	1,339	1,300
40～64歳	1,995	1,960	1,936	1,908	1,873	1,844	1,822	1,792	1,768	1,730	1,695	1,674	1,636	1,599	1,554	1,509	1,458	1,419
65歳以上	1,726	1,725	1,721	1,715	1,712	1,696	1,677	1,660	1,633	1,617	1,600	1,576	1,556	1,537	1,524	1,507	1,498	1,477
総人口	5,790	5,699	5,607	5,516	5,423	5,329	5,236	5,142	5,048	4,954	4,860	4,765	4,672	4,579	4,485	4,391	4,296	4,201
高齢化率	29.8%	30.3%	30.7%	31.1%	31.6%	31.8%	32.0%	32.3%	32.3%	32.6%	32.9%	33.1%	33.3%	33.6%	34.0%	34.3%	34.9%	35.2%

2 住民アンケート調査結果（抜粋）

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、第5次となる「高畠町地域福祉計画」及び「高畠町地域福祉活動計画」を一体的に策定するための基礎資料として、町内に在住する町民の意識、ニーズ、実態を把握することを目的としています。

2 調査の設計

【調査地域】 高畠町全域

【調査対象】 高畠町に住所を有する18歳以上の町民2,200人
(無作為抽出、令和4年8月25日時点)

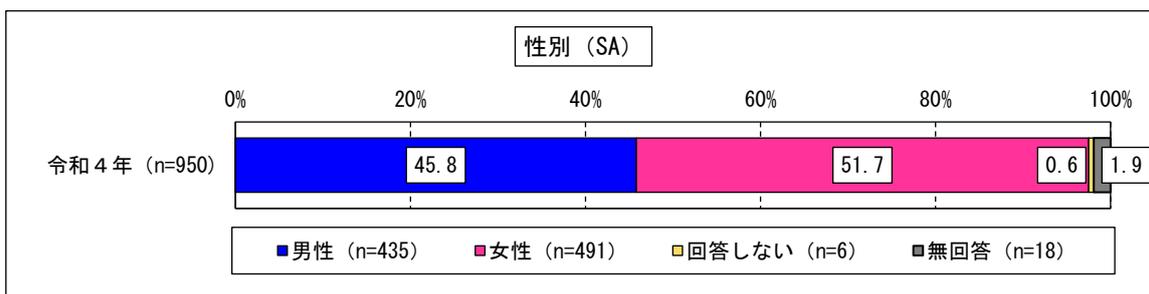
【調査方法】 郵送発送・郵送回収

【調査期間】 令和4年9月27日(火)～10月11日(火)

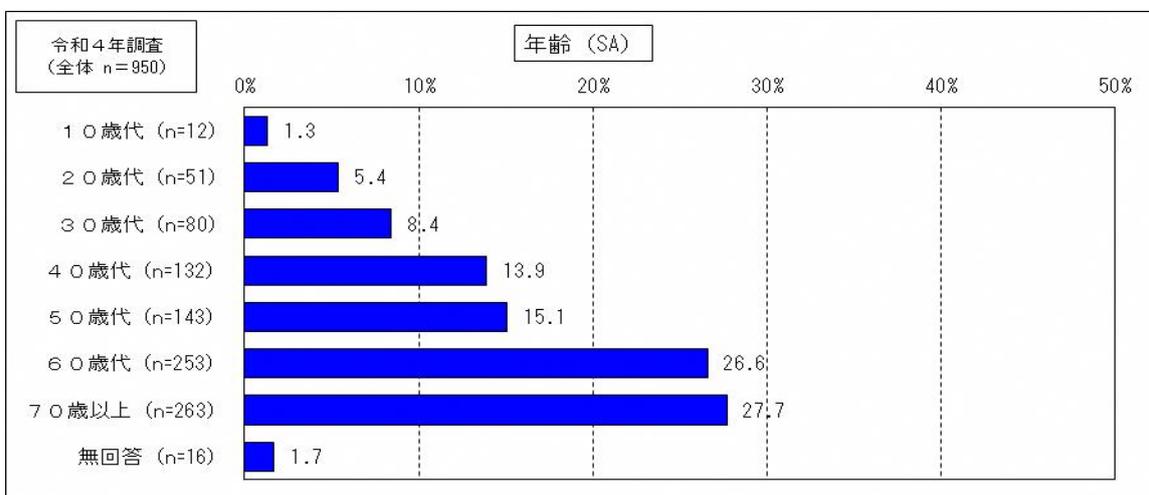
【調査結果（抜粋）】

回答者の属性

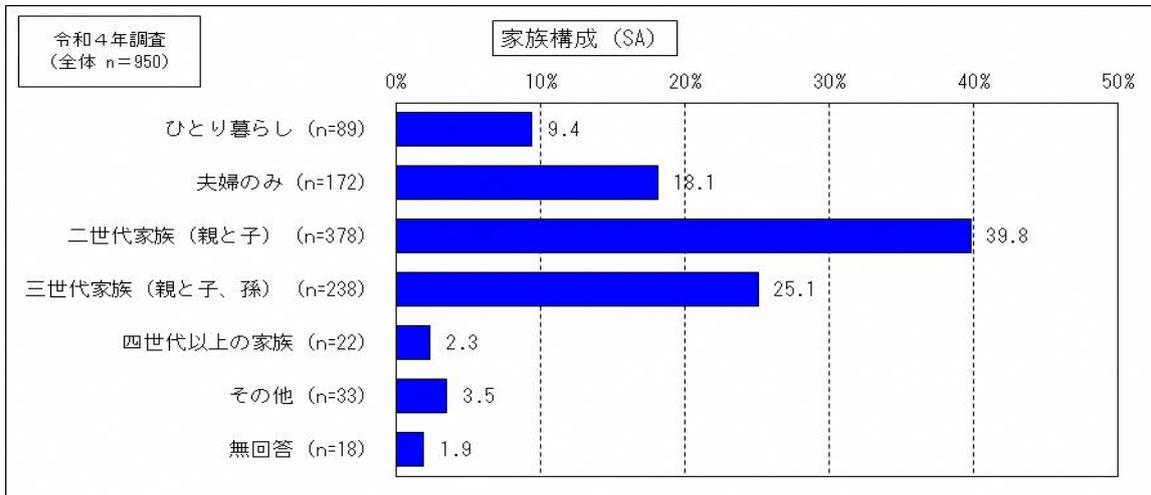
回答者の性別は、「男性」が45.8%（435人）、「女性」が51.7%（491人）となっています。また、「回答しない」は0.6%（6人）でした。



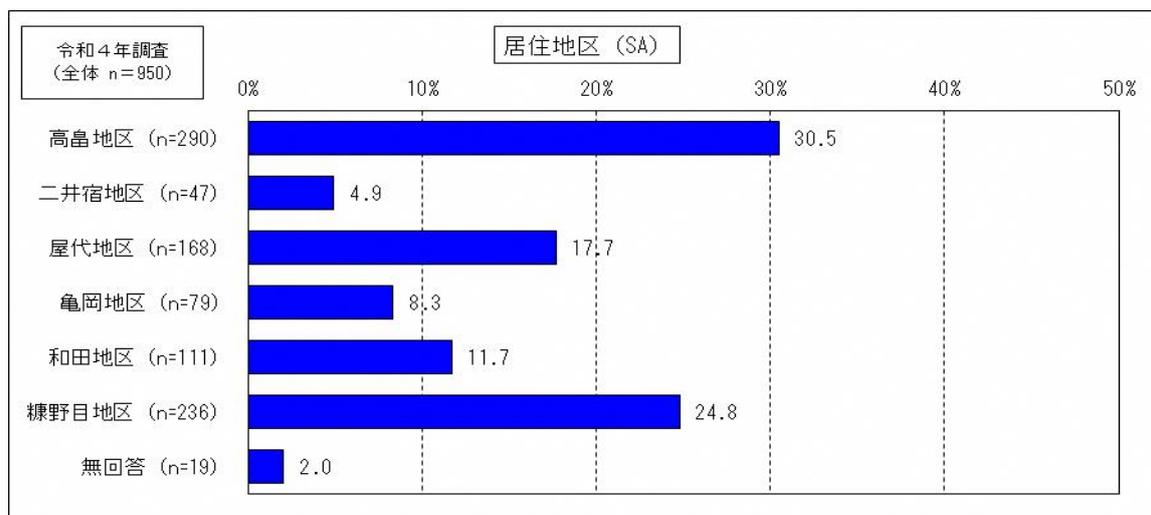
回答者の年齢は、「10歳代」が1.3%（12人）、「20歳代」が5.4%（51人）、「30歳代」が8.4%（80人）、「40歳代」が13.9%（132人）、「50歳代」が15.1%（143人）、「60歳代」が26.6%（253人）、「70歳以上」が27.7%（263人）となっています。



回答者の家族構成は、「ひとり暮らし」が 9.4% (89 人)、「夫婦のみ」が 18.1% (172 人)、「二世世代家族 (親と子)」が 39.8% (378 人)、「三世世代家族 (親と子、孫)」が 25.1% (238 人)、「四世代以上の家族」が 2.3% (22 人)、「その他」が 3.5% (33 人) となっています。



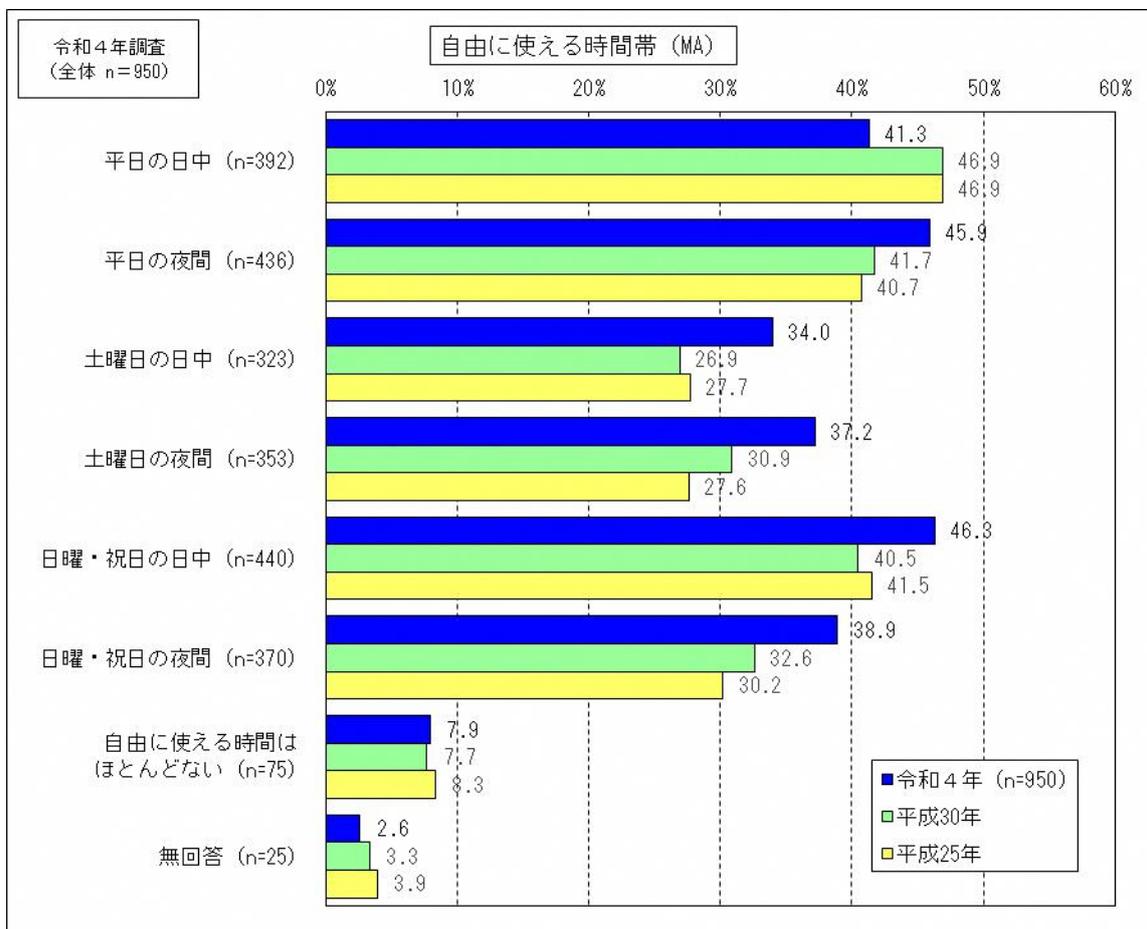
回答者の居住地区は、「高島地区」が 30.5% (290 人)、「二井宿地区」が 4.9% (47 人)、「屋代地区」が 17.7% (168 人)、「亀岡地区」が 8.3% (79 人)、「和田地区」が 11.7% (111 人)、「糠野目地区」が 24.8% (236 人) となっています。



自由に使える時間帯

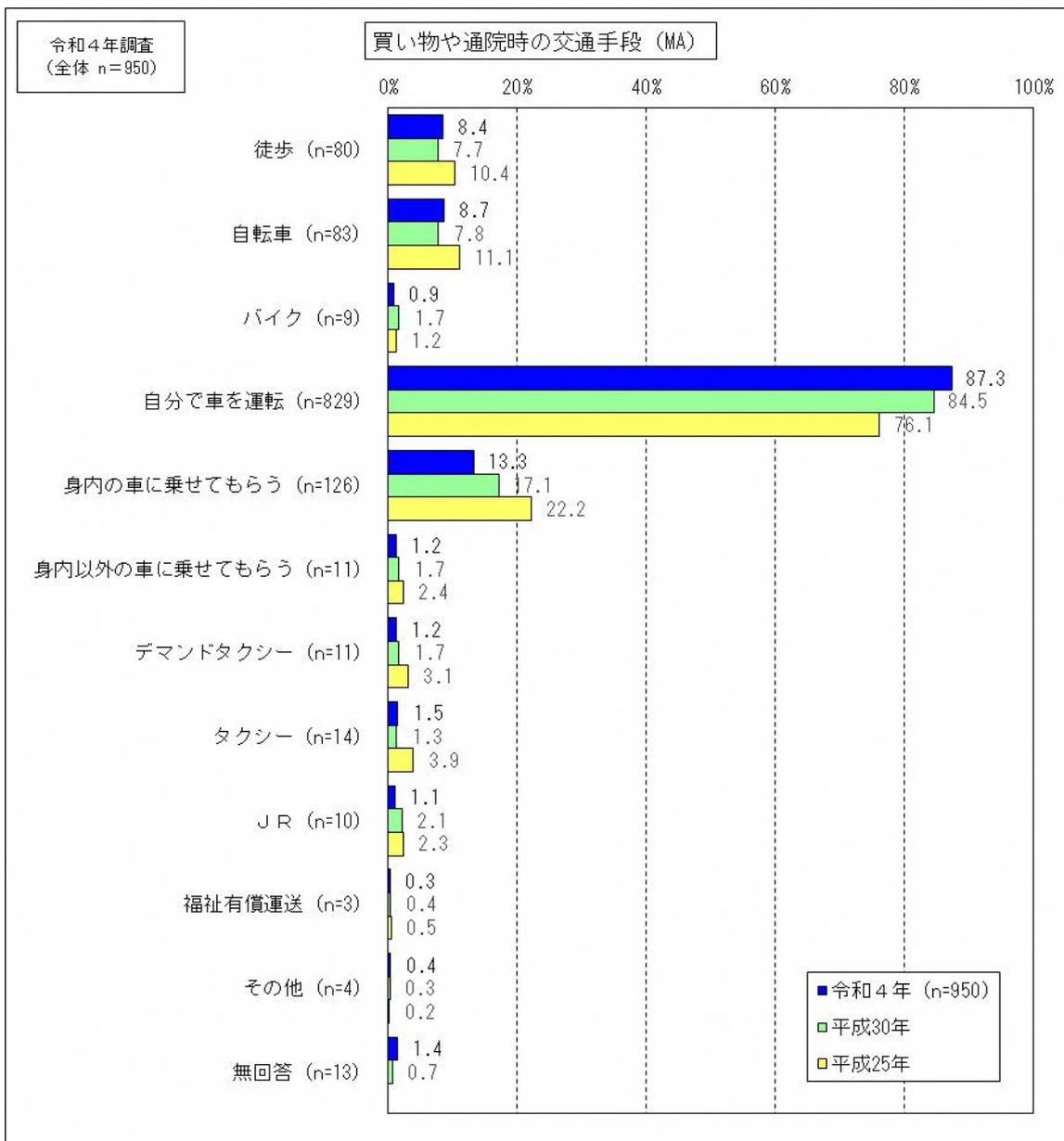
「日曜・祝日の日中」の割合が最も高く 46.3%となっており、次いで、「平日の夜間」が 45.9%、「平日の日中」が 41.3%、「土曜日の夜間」が 37.2%と続いています。

また、「土曜日」は「平日」や「日曜・祝日」よりも相対的に割合が低くなっています。



買い物や通院時の交通手段

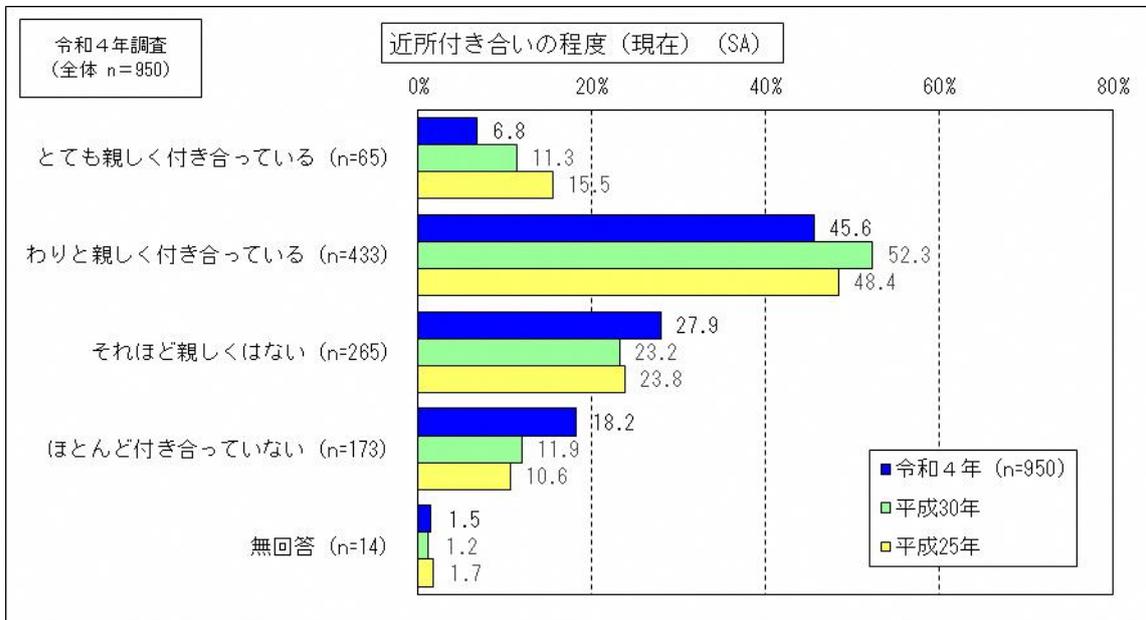
買い物や通院時の交通手段は、「自分で車を運転」の割合が最も高く 87.3%となっており、次いで、「身内の車に乗せてもらう」が 13.3%と続いています。



近所付き合いの程度（現在）

「とても親しく付き合っている」が6.8%、「わりと親しく付き合っている」が45.6%となっており、この結果を合算した“親しく付き合っている”割合は52.4%となっています。

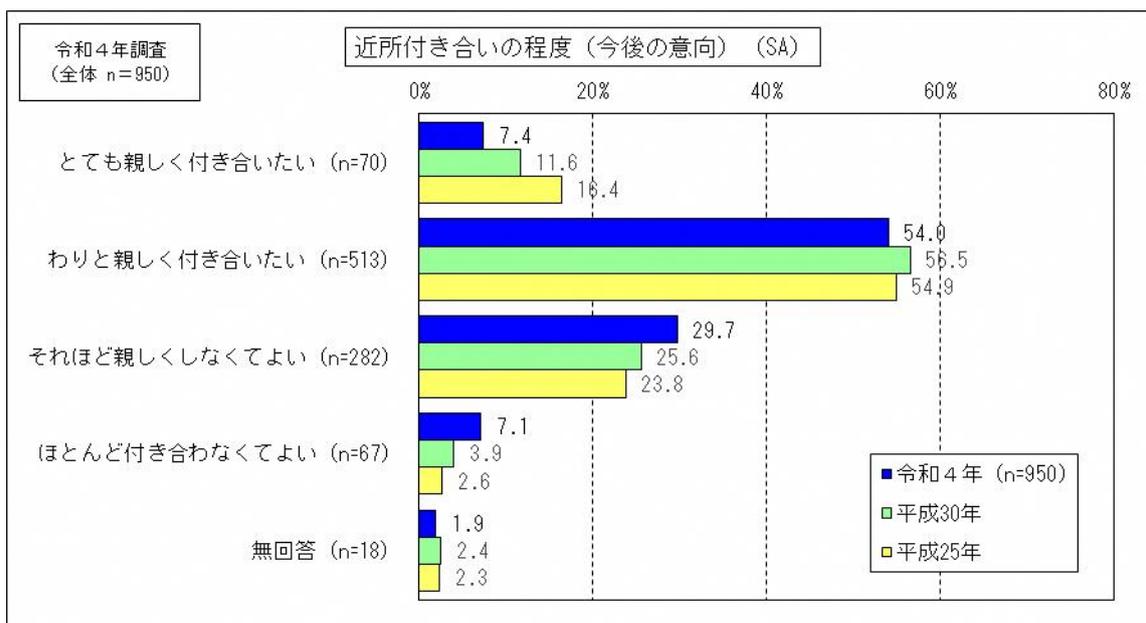
一方、「それほど親しくはない」と「ほとんど付き合っていない」の回答を合わせた“親しく付き合っていない”割合は46.1%となっています。



近所付き合いの程度（今後の意向）

「とても親しく付き合いたい」が7.4%、「わりと親しく付き合いたい」が54.0%となっており、この結果を合算した“親しく付き合いたい”割合は61.4%となっています。

一方、「それほど親しくしなくてよい」と「ほとんど付き合わなくてよい」の回答を合算した“親しく付き合わなくてよい”割合は36.7%となっています。



データ編

日常生活で感じる不安や悩み

「自分や家族の老後について」の割合が最も高く 57.5%となっており、次いで、「自分や家族の健康、介護に関すること」が 56.2%、「冬期間の雪対策に関すること」が 41.7%、「生活費などの経済的問題」が 37.6%と続いています。

なお、今回調査で追加した選択肢である「冬期間の雪対策に関すること」への回答は、比較的高い割合となっており、注目される結果となっています。

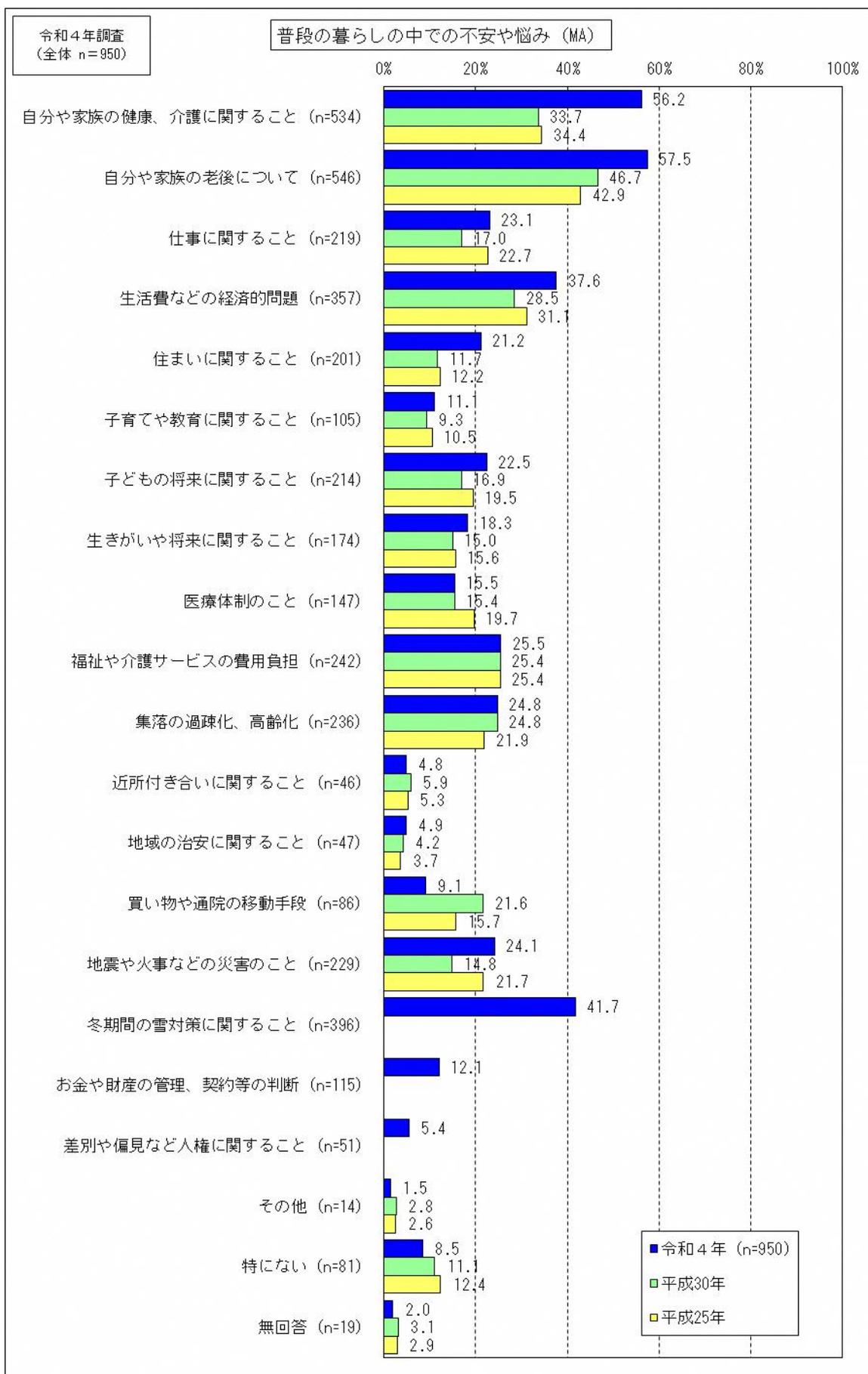
※結果グラフは、p.135 に掲載しています。

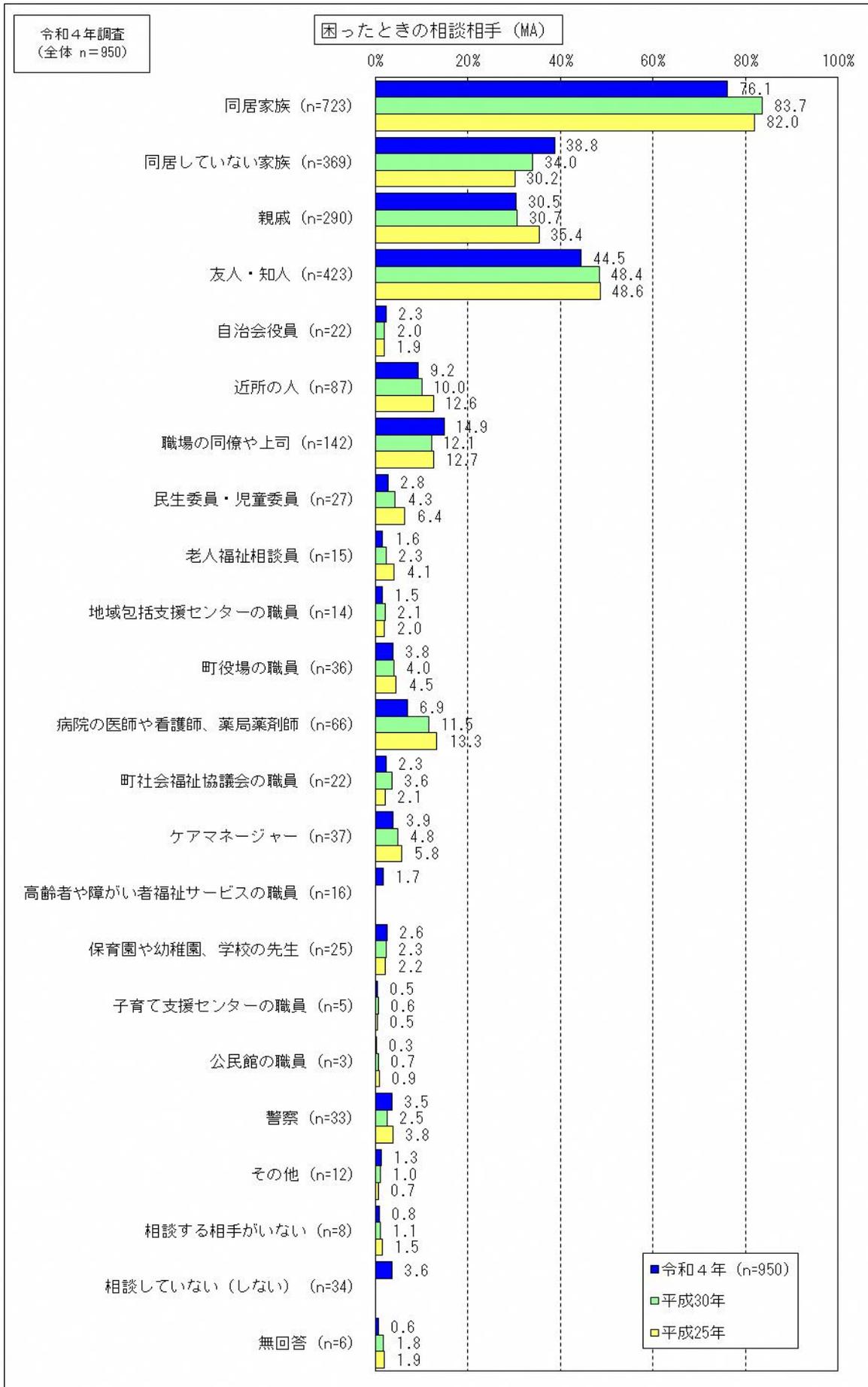
日常生活で困ったときの相談相手

「同居家族」の割合が最も高く 76.1%となっており、次いで、「友人・知人」が 44.5%、「同居していない家族」が 38.8%、「親戚」が 30.5%と続いており、「友人・知人」を除いて血縁者への回答が多くなっています。

また、血縁者以外では「友人・知人」に次いで、「職場の同僚や上司」の割合が 14.9%、「近所の人」が 9.2%と続いています。

※結果グラフは、p.136 に掲載しています。



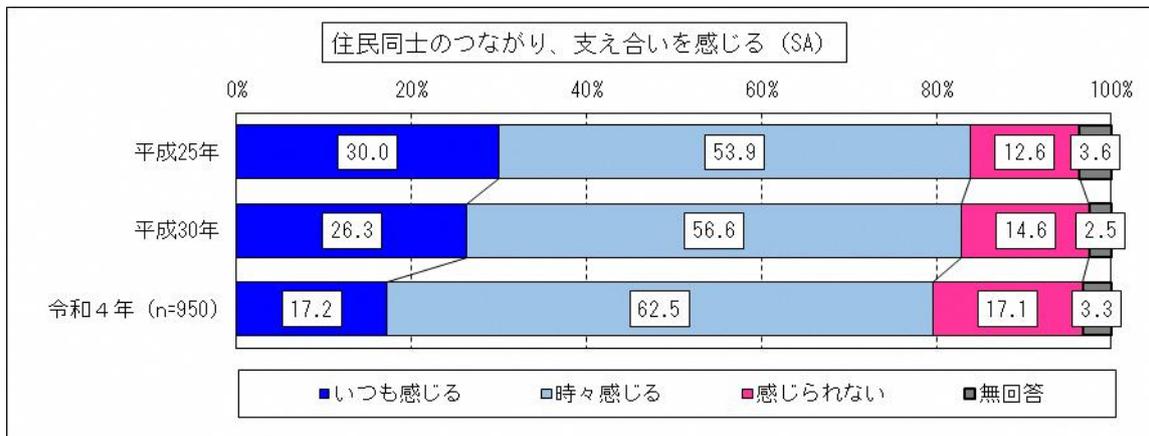


地区の支えあいの状況

① 住民同士のつながり、支え合いを感じる

「いつも感じる」の割合は17.2%、「時々感じる」の割合は62.5%となっており、「いつも感じる」と「時々感じる」を合わせた“住民同士のつながりや支え合いを感じる”人は、79.7%となっています。

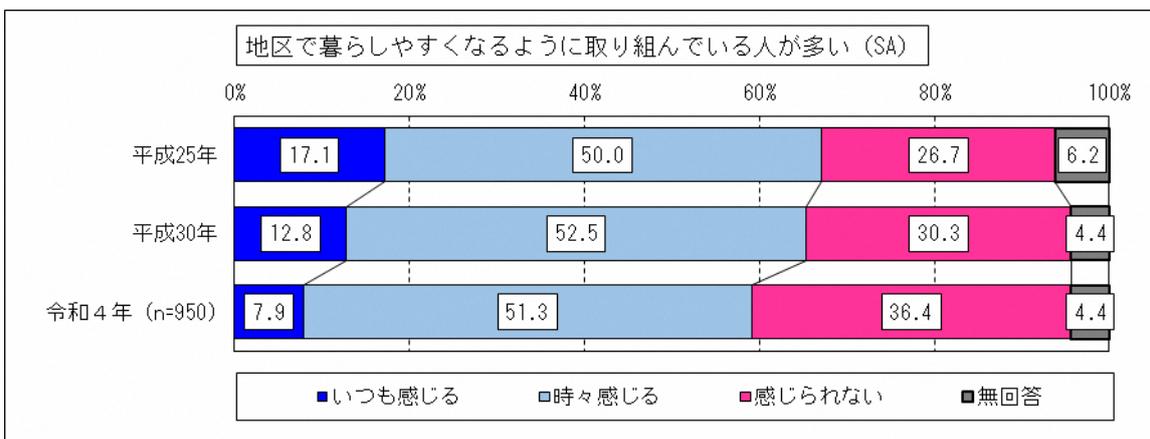
一方、「感じられない」の割合は17.1%となっています。



② 地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多い

「いつも感じる」の割合は7.9%、「時々感じる」の割合は51.3%となっており、「いつも感じる」と「時々感じる」を合わせた“地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多い”と感じる人は、59.2%となっています。

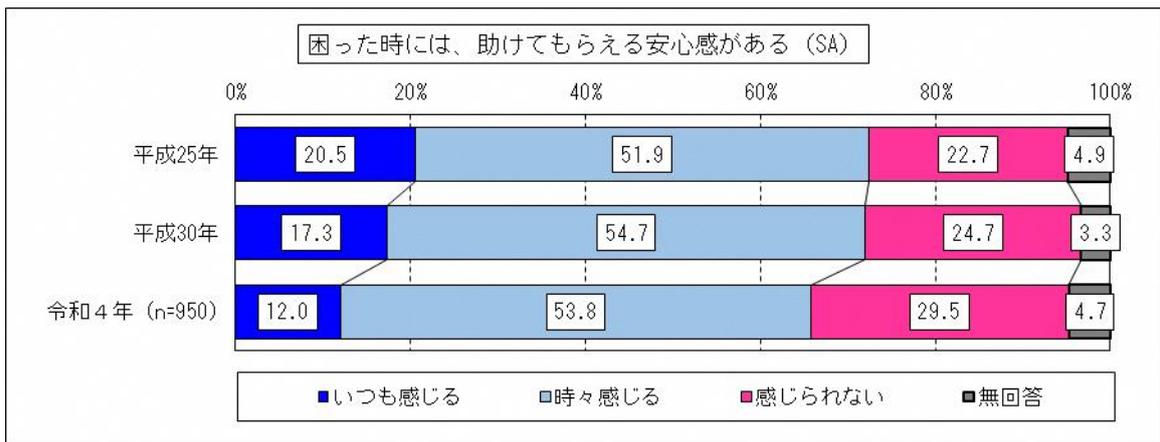
一方、「感じられない」の割合は36.4%となっています。



③ 困った時には、助けてもらえる安心感がある

「いつも感じる」の割合は12.0%、「時々感じる」の割合は53.8%となっており、「いつも感じる」と「時々感じる」を合わせた“困った時には、助けてもらえる安心感がある”と感じる人は、65.8%となっています。

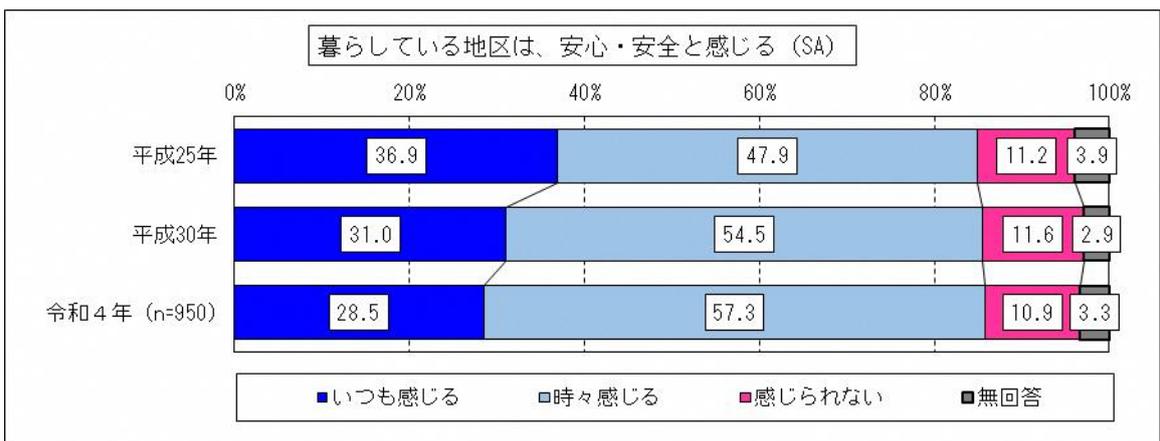
一方、「感じられない」の割合は29.5%となっています。



④ 暮らしている地区は、安心・安全と感じる

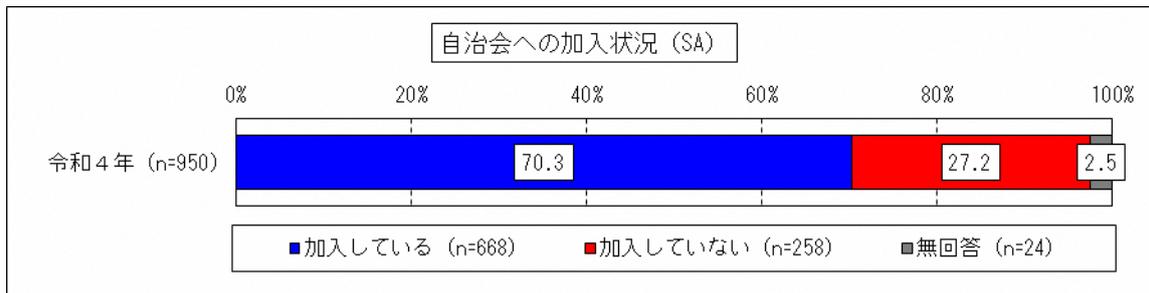
「いつも感じる」の割合は28.5%、「時々感じる」の割合は57.3%となっており、「いつも感じる」と「時々感じる」を合わせた“困った時には、助けてもらえる安心感がある”と感じる人は、85.8%となっています。

一方、「感じられない」の割合は10.9%となっています。



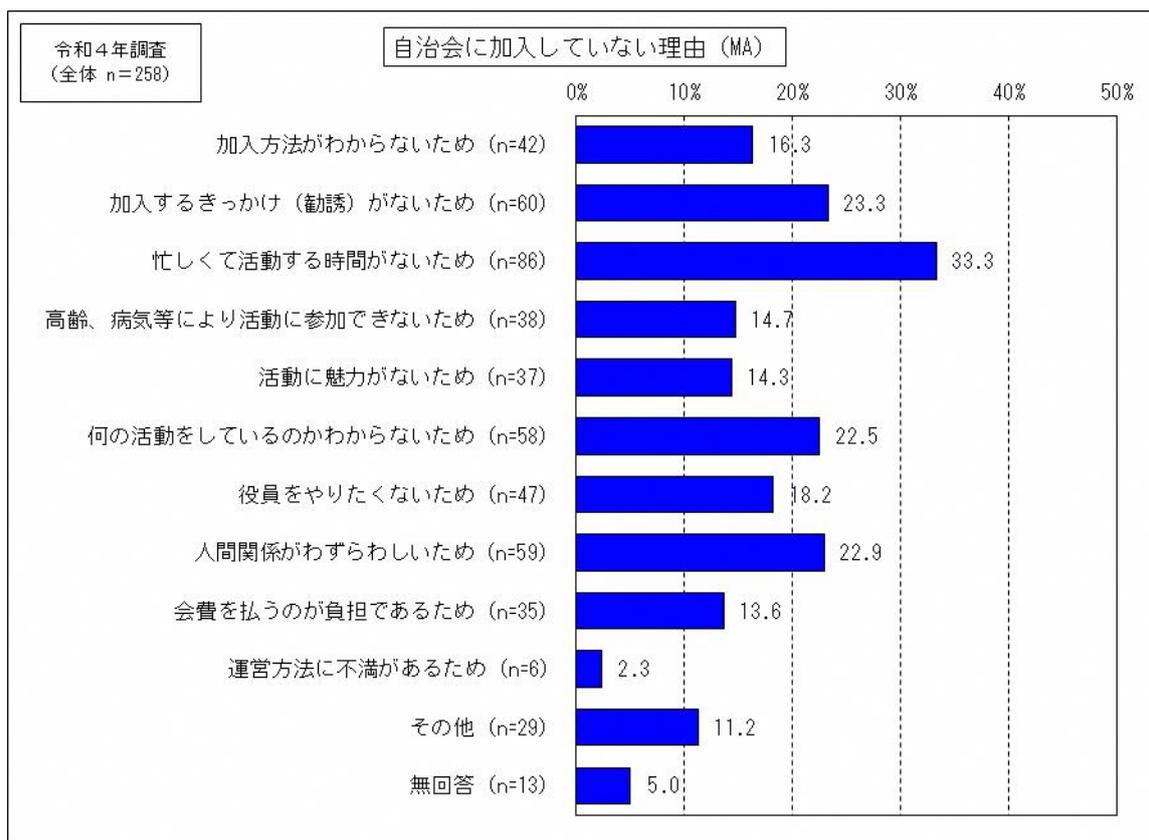
自治会への加入状況

自治会への加入状況は、「加入している」の割合は 70.3%、「加入していない」の割合は 27.2%となっています。



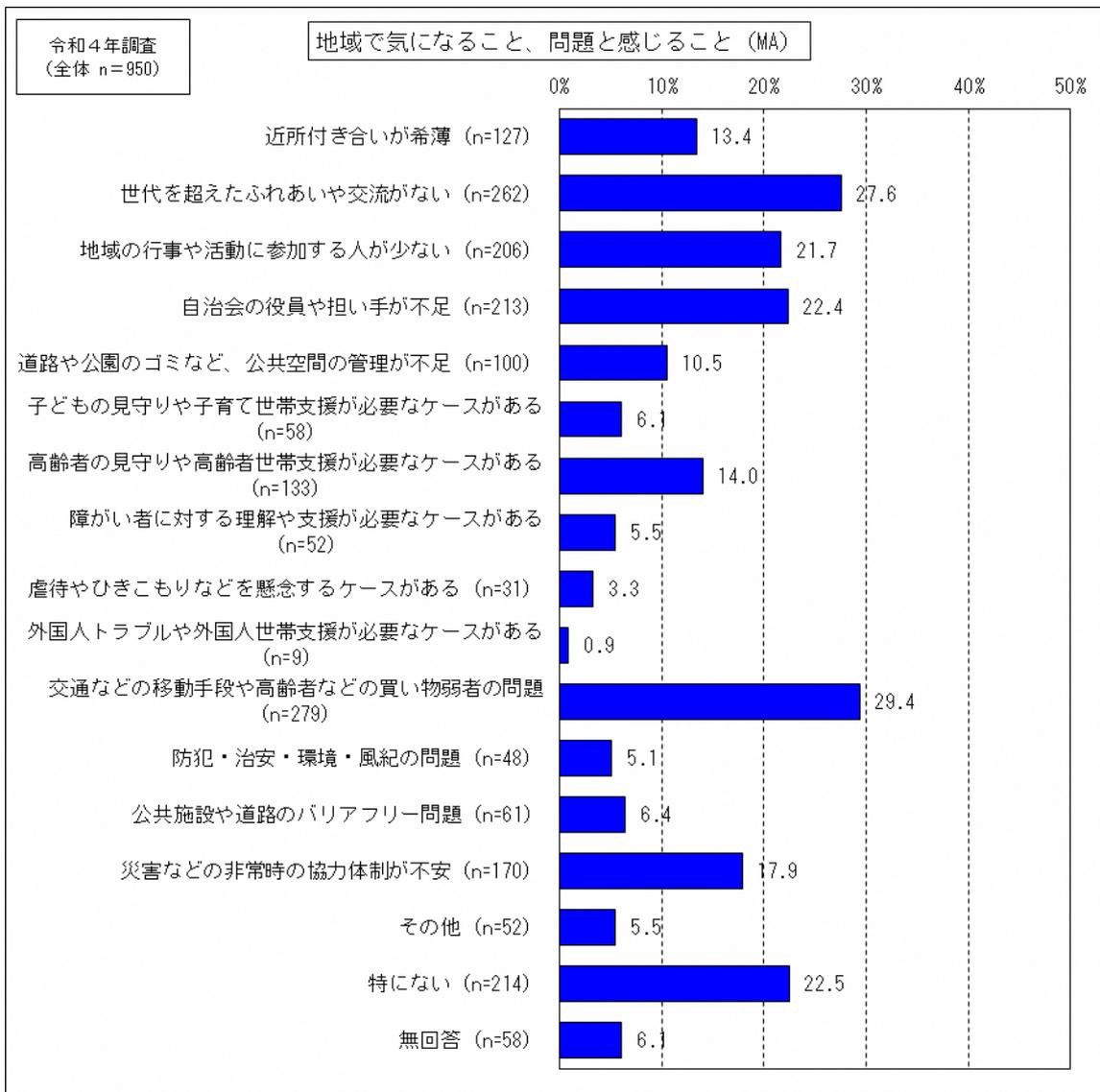
自治会に加入していない理由

自治会に加入していない理由は、「忙しくて活動する時間がないため」の割合が最も高く 33.3%となっており、次いで、「加入するきっかけ（勧誘）がないため」が 23.3%、「人間関係がわずらわしいため」が 22.9%、「何の活動をしているのかわからないため」が 22.5%と続いています。



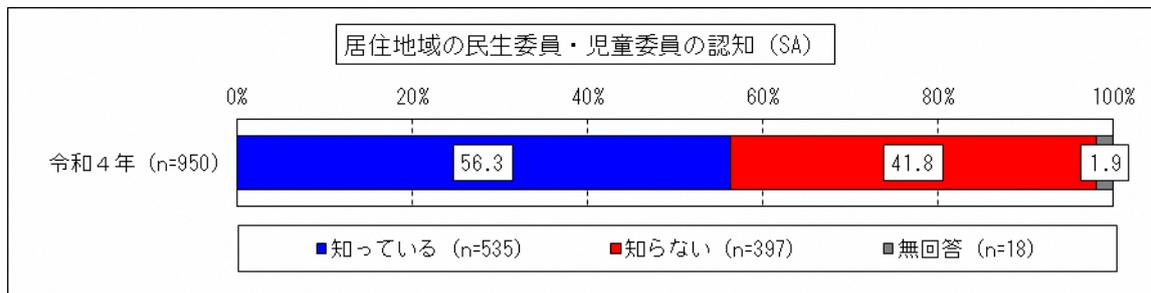
地域で気になること、問題と感ずること

地域で気になること、問題と感ずることとしては、「通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題」の割合が最も高く 29.4%となっており、次いで、「世代を超えたふれあいや交流がない」が 27.6%、「自治会の役員や担い手が不足」が 22.4%、「地域の行事や活動に参加する人が少ない」が 21.7%と続いています。



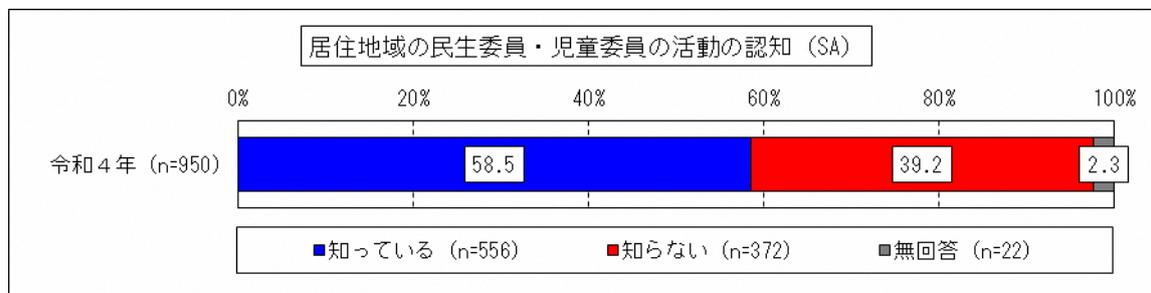
居住地域の民生委員・児童委員の認知

居住地域の民生委員・児童委員について、「知っている」の割合は56.3%、「知らない」の割合は41.8%となっています。



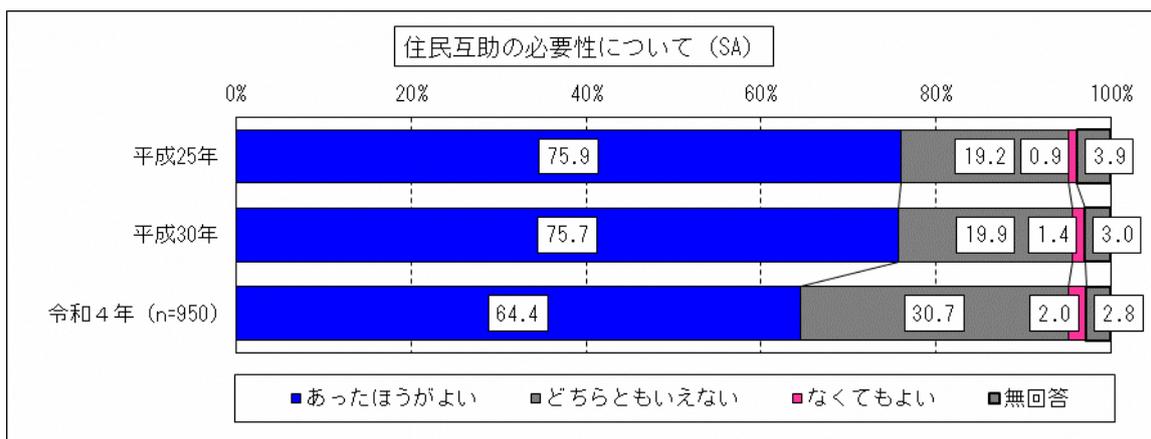
民生委員・児童委員の活動の認知

居住地域の民生委員・児童委員の活動内容について、「知っている」の割合は58.5%、「知らない」の割合は39.2%となっています。



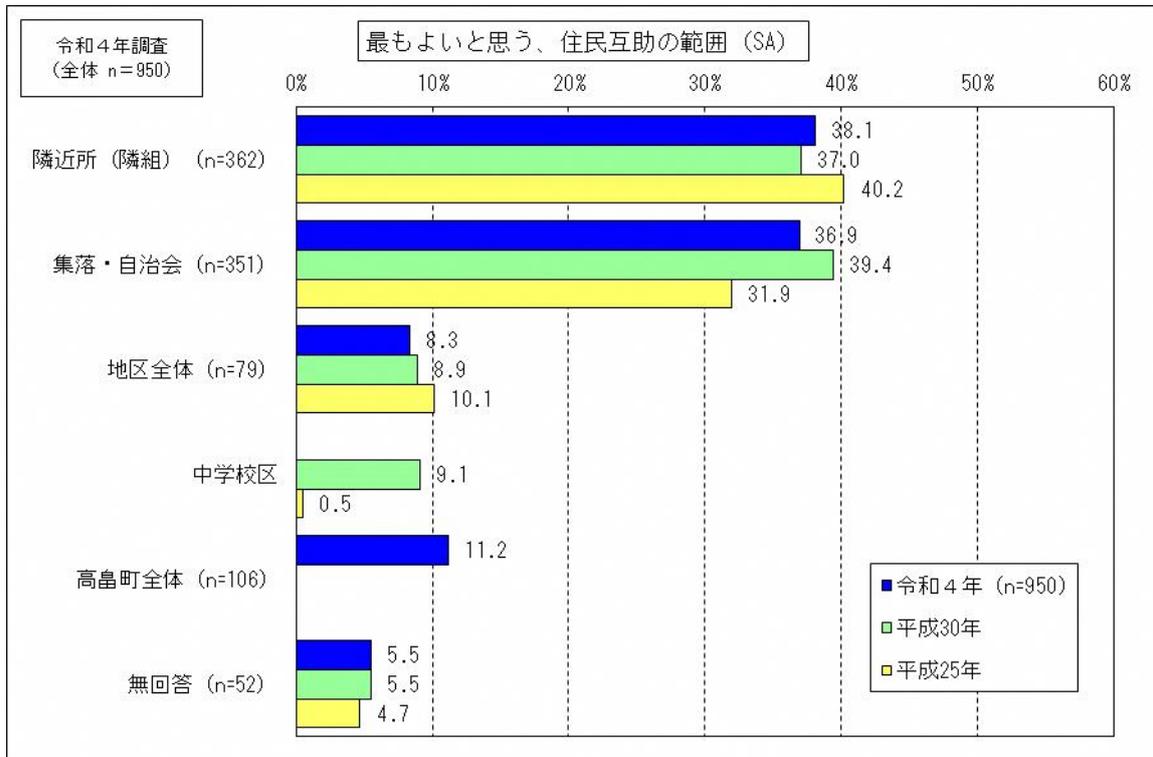
住民互助の必要性

住民互助の必要性について、「あったほうがよい」の割合は64.4%、「なくてもよい」の割合は2.0%、「どちらともいえない」の割合は30.7%となっています。



最もよいと思う、住民互助の範囲

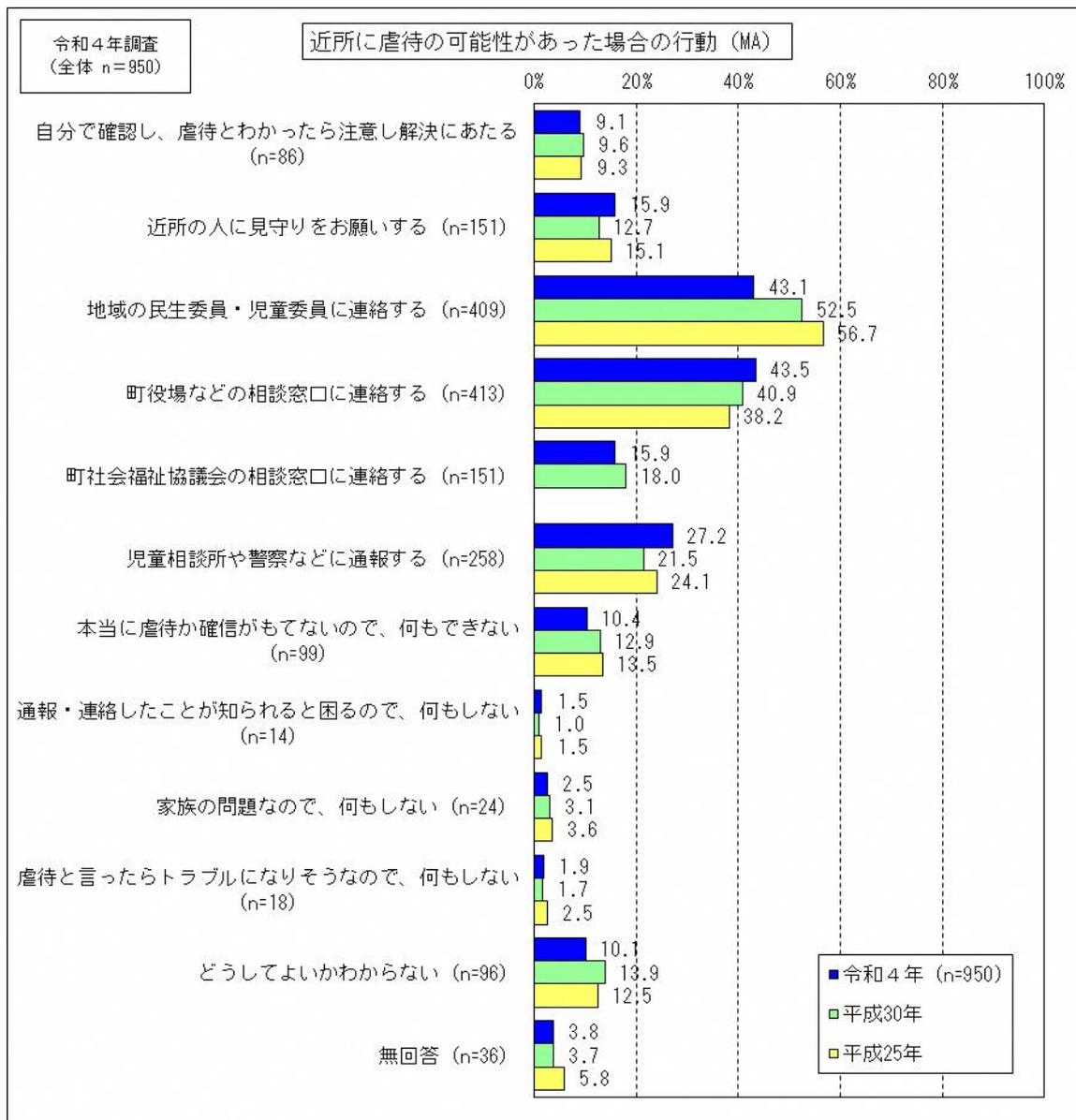
最もよいと思う、住民互助の範囲については、「隣近所（隣組）」の割合が最も高く 38.1% となっており、次いで、「集落・自治会」が 36.9%、「高畠町全体」が 11.2%と続いています。



近所に虐待の可能性があった場合の行動

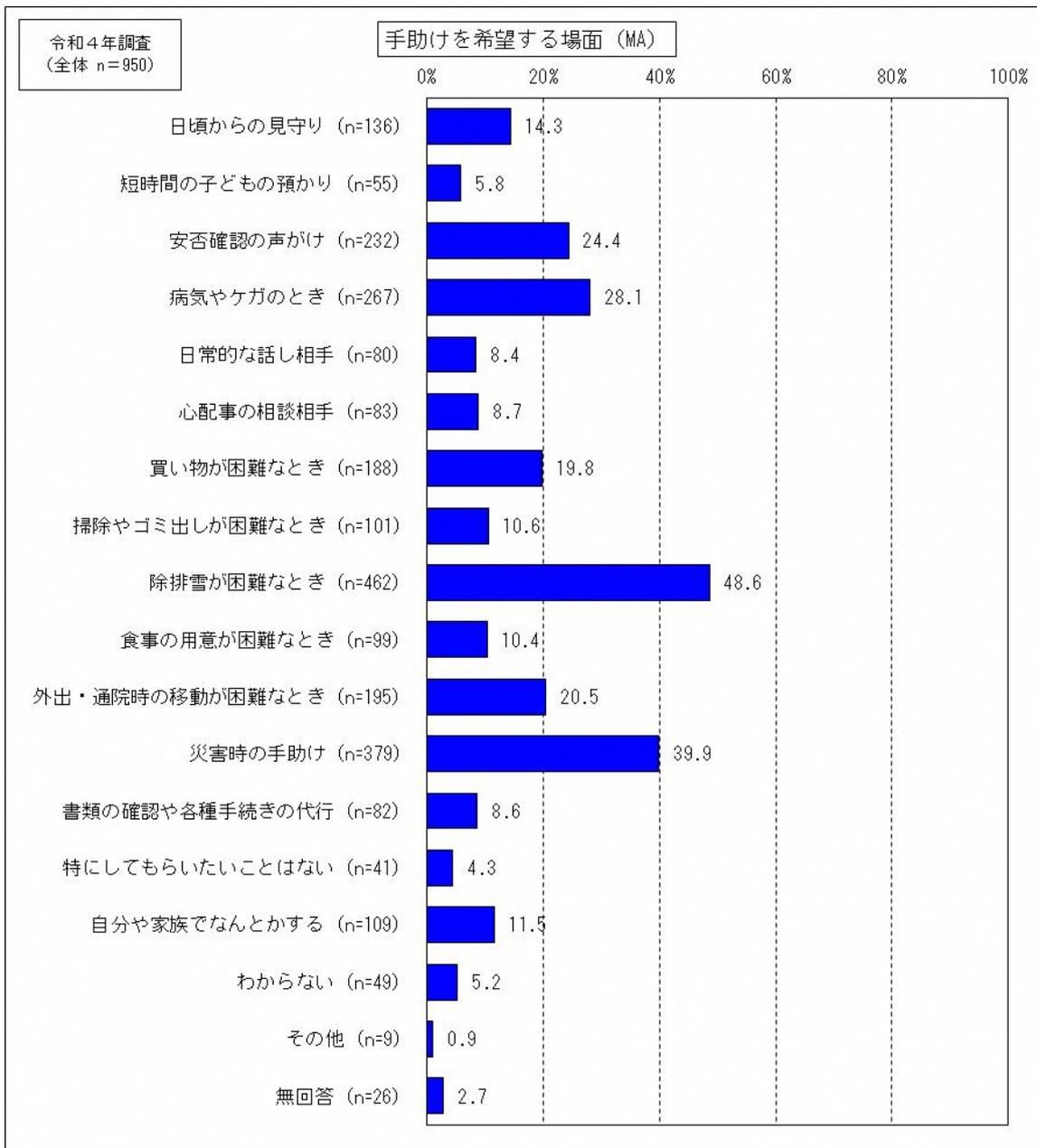
近所に虐待の可能性があった場合の行動については、「町役場などの相談窓口につながる」の割合が最も高く43.5%となっており、次いで、「地域の民生委員・児童委員に連絡する」が43.1%、「児童相談所や警察などに通報する」が27.2%、「近所の人に見守りを願う」及び「町社会福祉協議会の相談窓口につながる」が15.9%と続いています。

なお、「どうしてよいかわからない」は10.1%となっています。



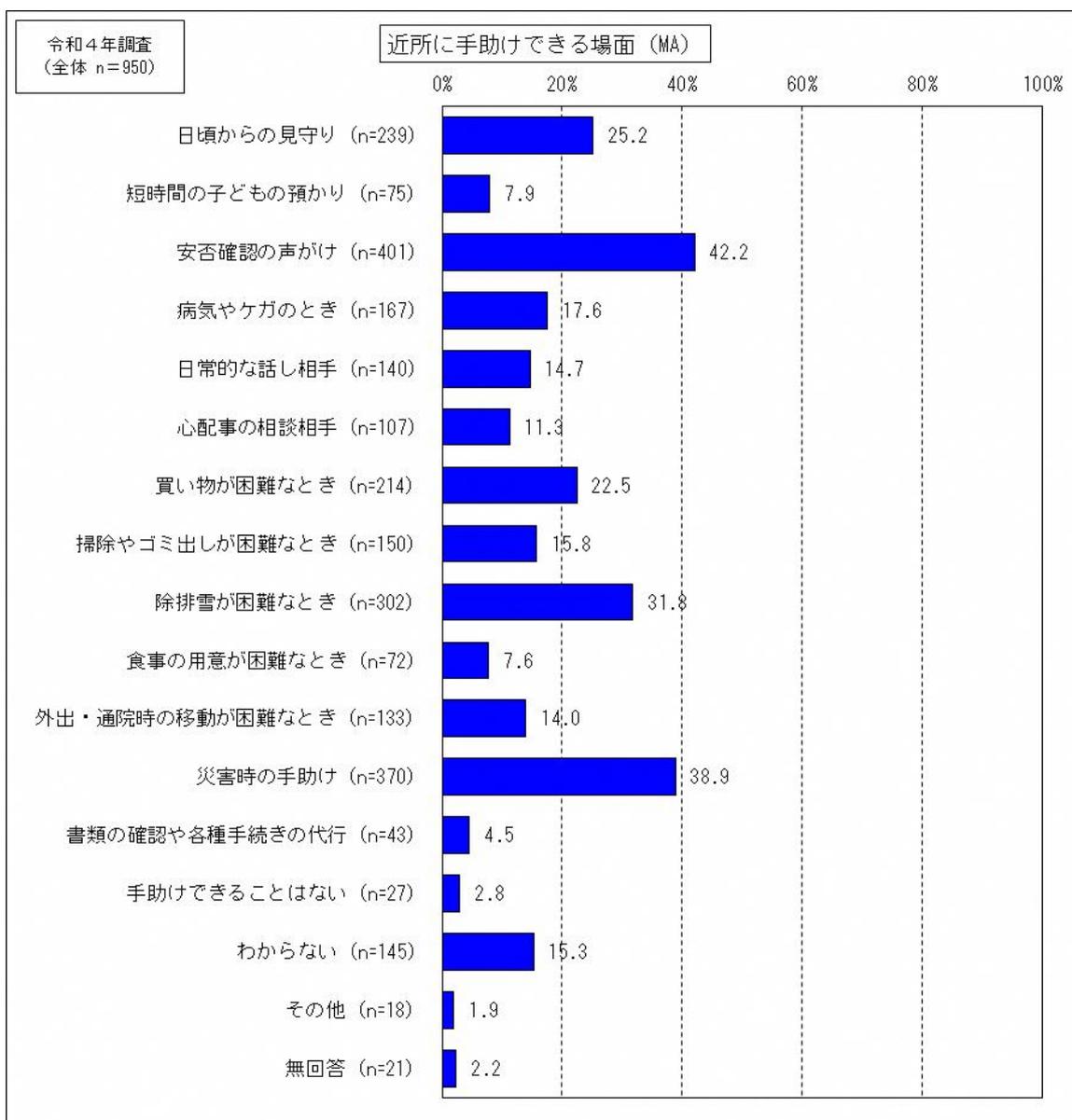
手助けを希望する場面

手助けを希望する場面については、「除排雪が困難なとき」の割合が最も高く 48.6%となっており、次いで、「災害時の手助け」が 39.9%、「病気やケガのとき」が 28.1%、「安否確認の声がけ」が 24.4%、「外出・通院時の移動が困難なとき」が 20.5%、「買い物が困難なとき」が 19.8%と続いています。



近所に手助けできる場面

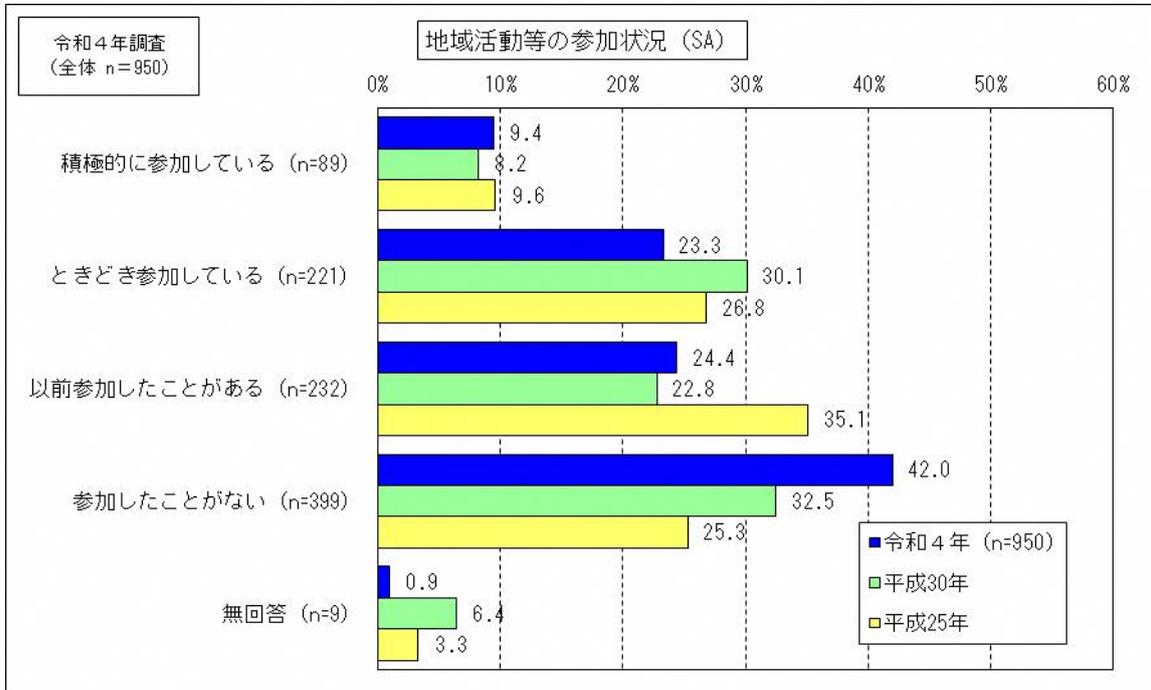
近所に手助けできる場面については、「安否確認の声がけ」の割合が最も高く 42.2%となっており、次いで、「災害時の手助け」が 38.9%、「除排雪が困難なとき」が 31.8%、「日頃からの見守り」が 25.2%、「買い物が困難なとき」が 22.5%と続いています。



地域活動等の参加状況

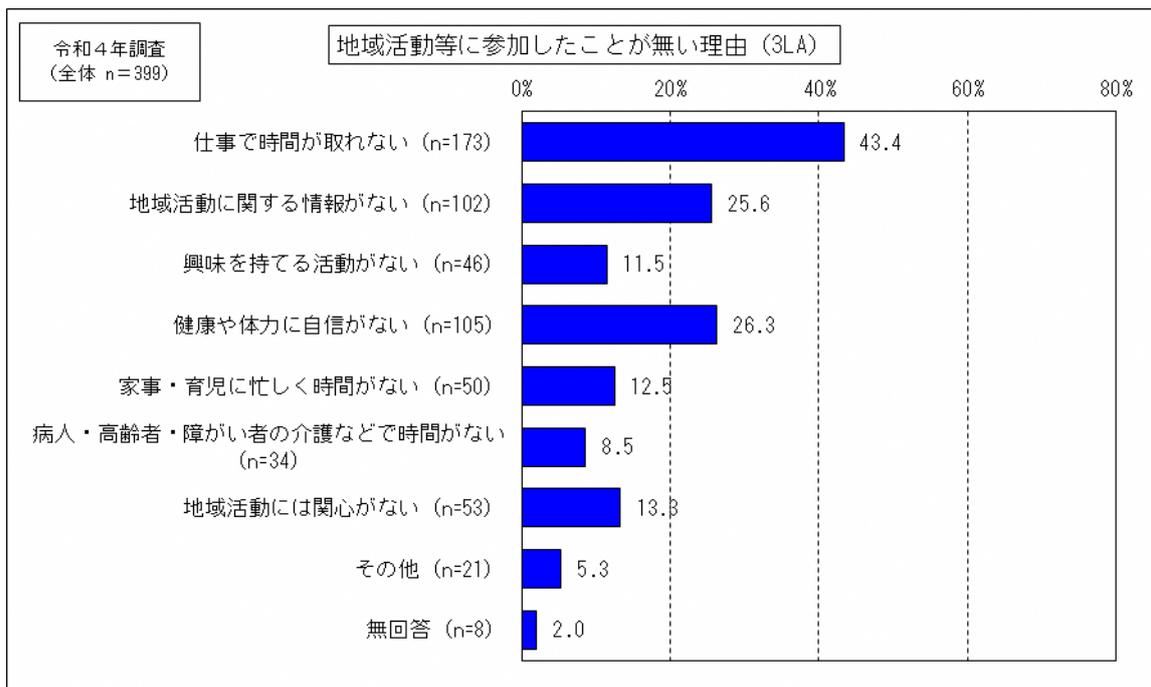
地域活動等の参加状況については、「積極的に参加している」の割合は9.4%、「ときどき参加している」の割合は23.3%となっており、「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせた“地域活動に参加している”人は32.6%となっています。

また、「以前参加したことがある」は24.4%、「参加したことがない」は42.0%となっています。



地域活動等に参加したことがない理由

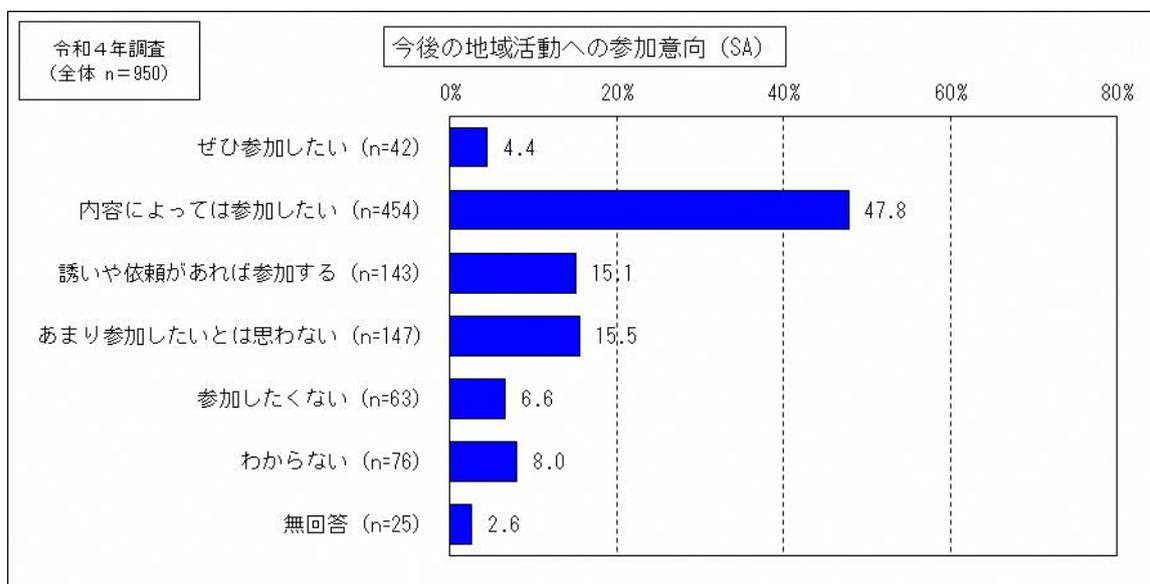
地域活動等に参加したことがない理由については、「仕事で時間が取れない」の割合が最も高く43.4%となっており、次いで、「健康や体力に自信がない」が26.3%、「地域活動に関する情報がない」が25.6%、「地域活動には関心がない」が13.3%と続いています。



今後の地域活動への参加意向

今後の地域活動への参加意向については、「ぜひ参加したい」が4.4%、「内容によっては参加したい」が47.8%、「誘いや依頼があれば参加する」が15.1%となっており、この結果を合算した“地域活動への参加に前向きな人”の割合は67.3%となっています。

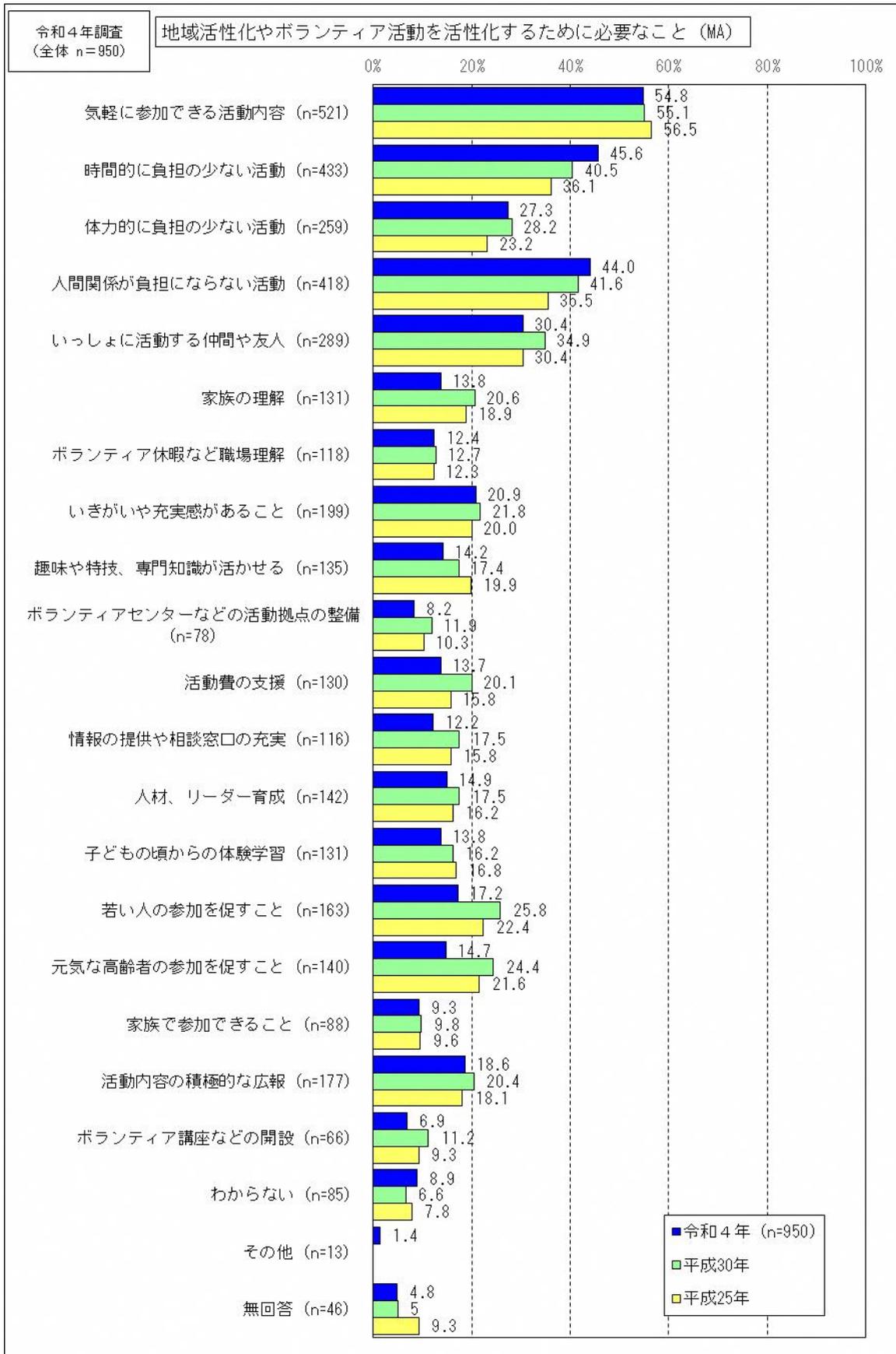
一方、「あまり参加したいとは思わない」と「参加したくない」の回答を合算した“地域活動への参加に前向きでない人”の割合は22.1%となっています。



地域活動やボランティア活動の活性化に必要なこと

地域活動やボランティア活動の活性化に必要なことについては、「気軽に参加できる活動内容」の割合が最も高く54.8%となっており、次いで、「時間的に負担の少ない活動」が45.6%、「人間関係が負担にならない活動」が44.0%、「いっしょに活動する仲間や友人」が30.4%と続いています。

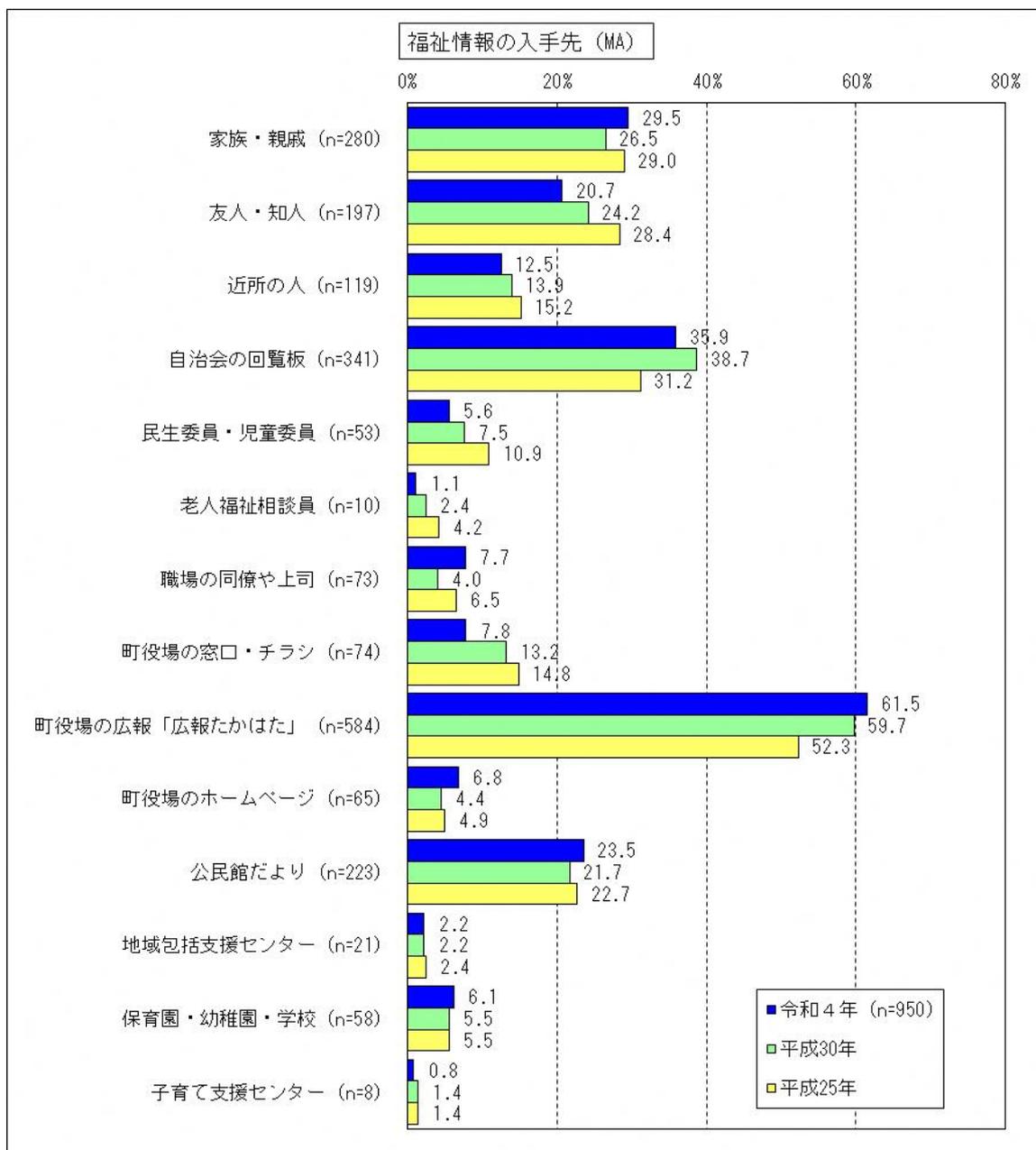
※結果グラフは、p.148に掲載しています。

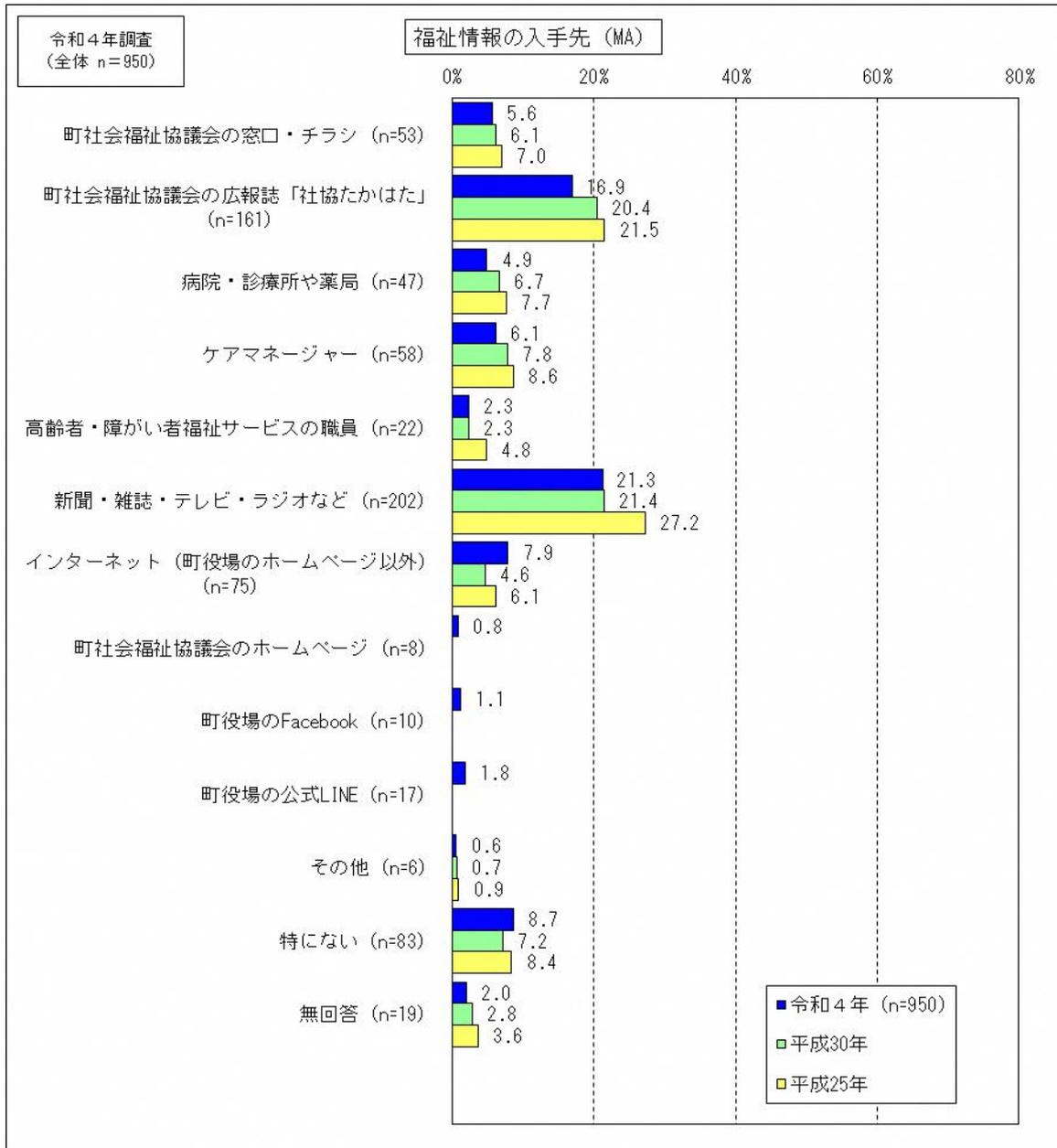


福祉情報の入手先について

福祉情報の入手先は、「町役場の広報「広報たかはた」」の割合が最も高く61.5%となっており、次いで、「自治会の回覧板」が35.9%、「家族・親戚」が29.5%、「公民館だより」が23.5%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」が21.3%、「友人・知人」が20.7%、「町社会福祉協議会の広報誌「社協たかはた」」が16.9%と続いています。

※結果グラフは、p.149 及びp.150 に掲載しています。

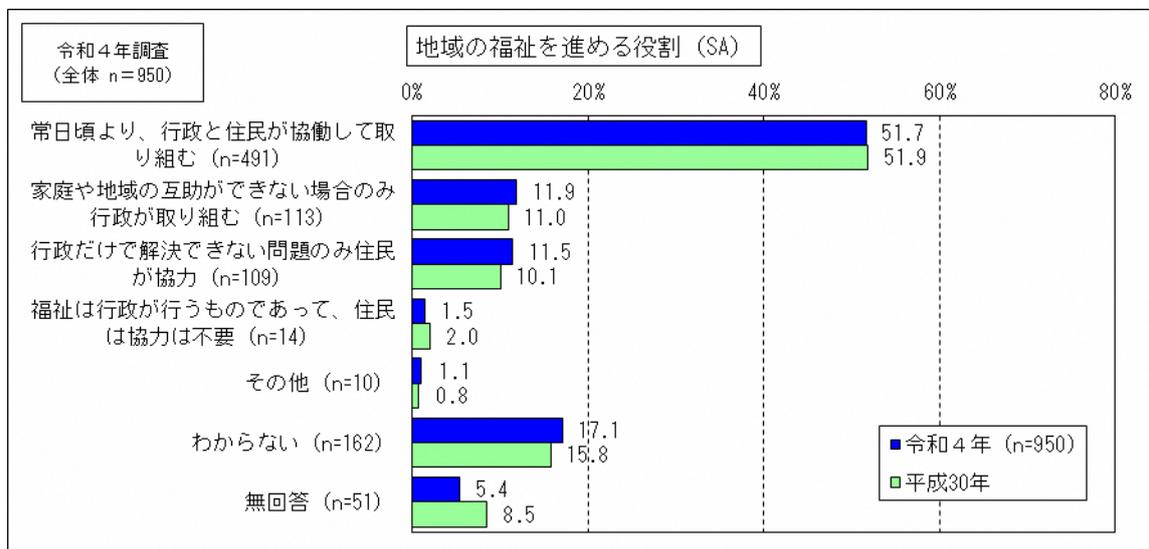




地域の福祉を進める役割

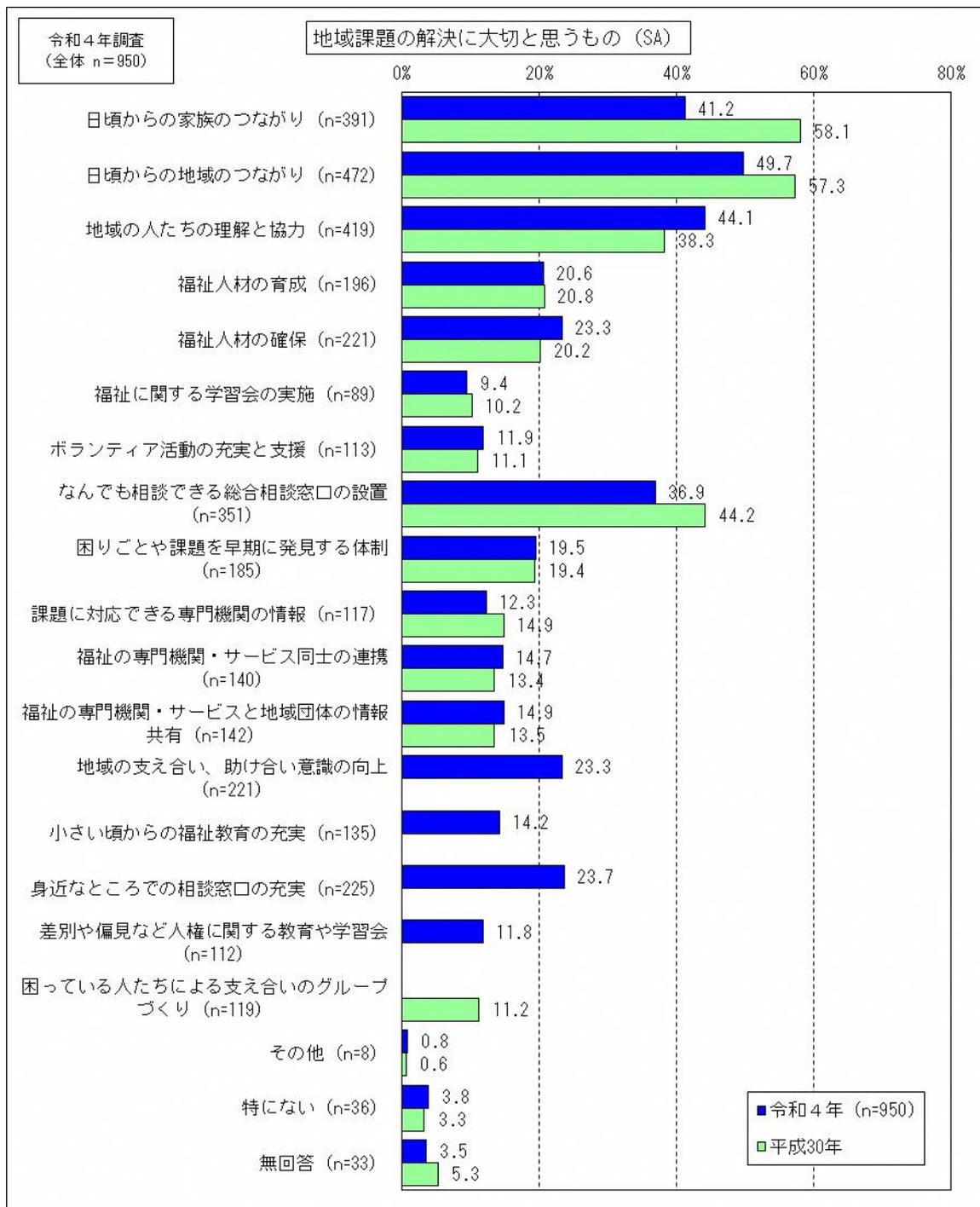
地域の福祉を進める役割については、「常日頃より、行政と住民が協働して取り組む」の割合が最も高く 51.7%となっています。

また、「家庭や地域の互助ができない場合のみ行政が取り組む」は 11.9%、「行政だけで解決できない問題のみ住民が協力」は 11.5%、「福祉は行政が行うものであって、住民は協力は不要」は 1.5%となっています。



地域課題の解決に大切と思うもの

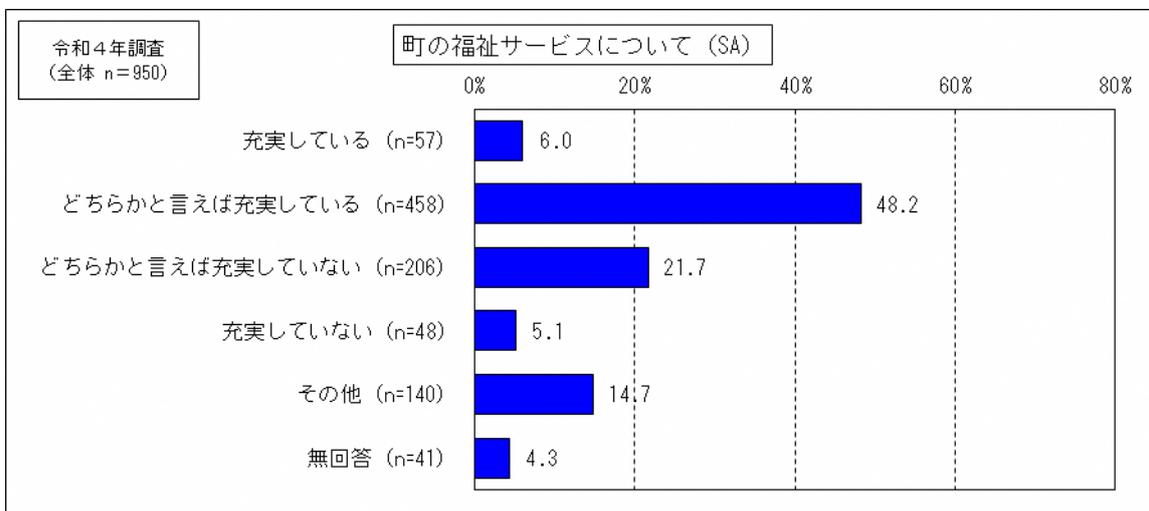
地域課題の解決に大切と思うものについてお聞きしたところ、「日頃からの地域のつながり」の割合が最も高く 49.7%となっており、次いで、「地域の人たちの理解と協力」が 44.1%、「日頃からの家族のつながり」が 41.2%、「なんでも相談できる総合相談窓口の設置」が 36.9%と続いています。



町の福祉サービスについて

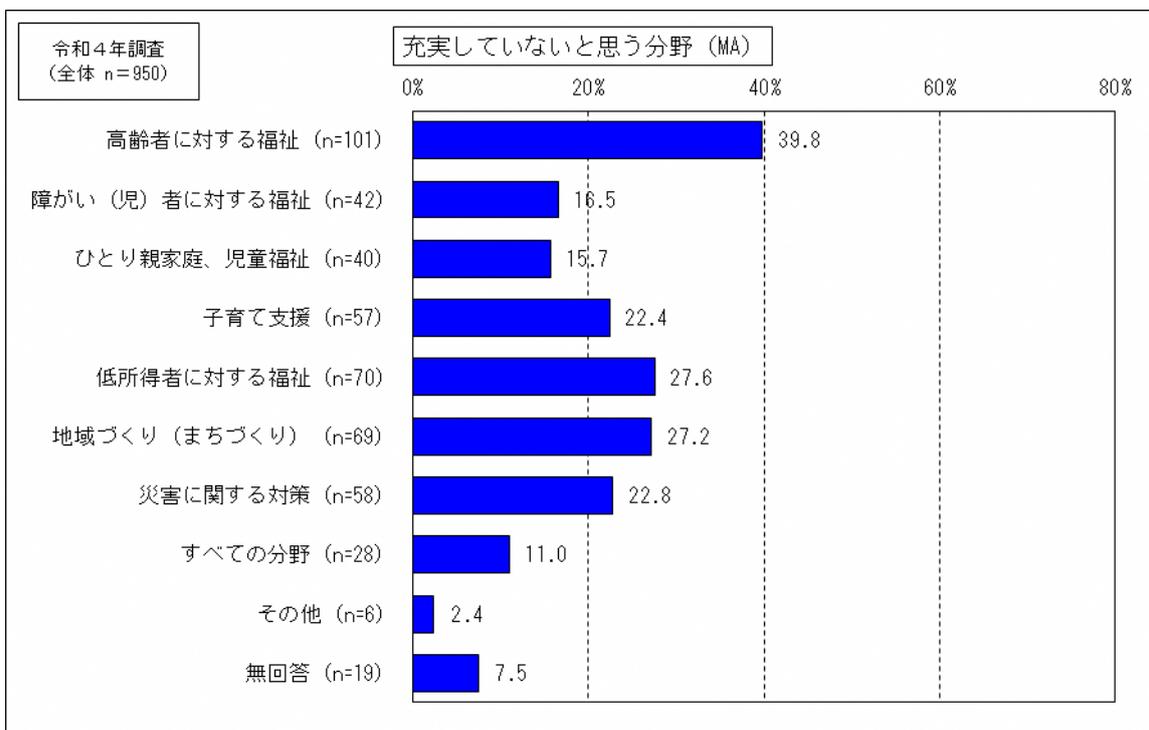
町の福祉サービスについて、「充実している」と「どちらかと言えば充実している」を合わせた“充実している”の割合は54.2%となっています。

一方、「どちらかと言えば充実していない」と「充実していない」を合わせた“充実していない”の割合は26.7%となっています。



充実していないと思う分野

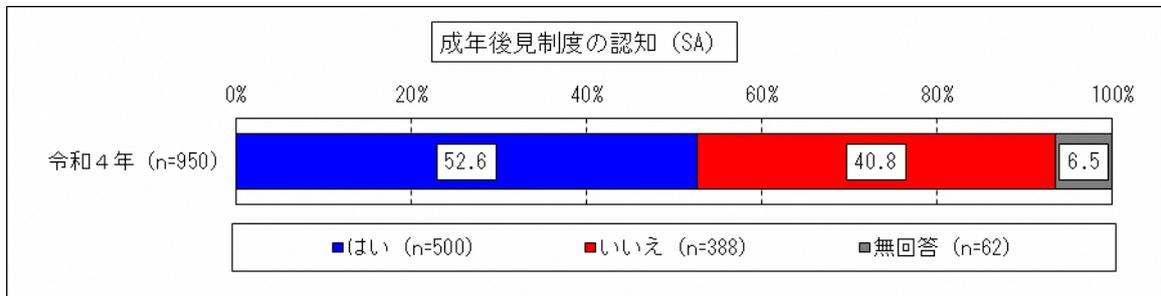
町の福祉サービスにおいて充実していないと思う分野は、「高齢者に対する福祉」の割合が最も高く39.8%となっており、次いで、「低所得者に対する福祉」が27.6%、「地域づくり（まちづくり）」が27.2%、「災害に関する対策」が22.8%、「子育て支援」が22.4%と続いています。



成年後見制度の認知、関心の有無や利用状況、今後の利用希望

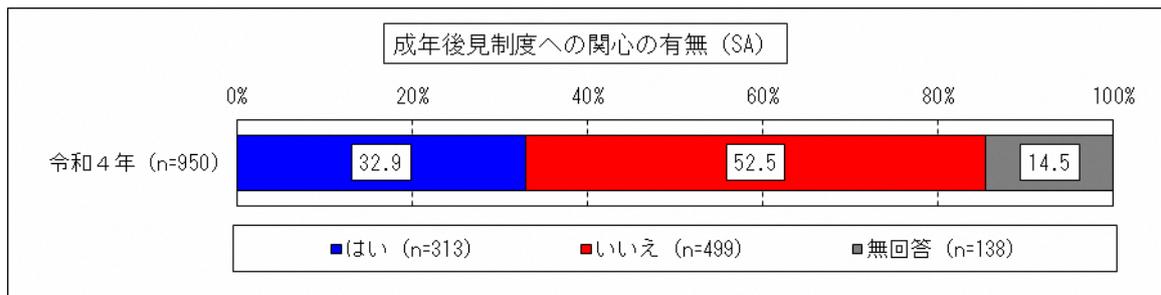
① 成年後見制度を知っている

成年後見制度を知っているかについては、「はい（知っている）」が 52.6%、「いいえ（知らない）」が 40.8%となっています。



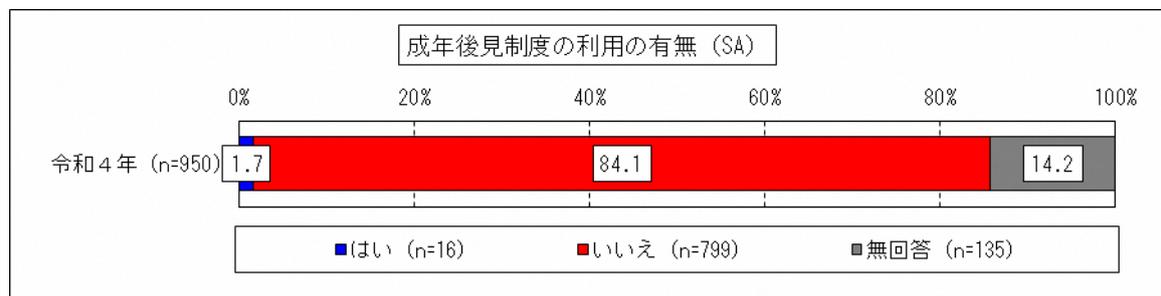
② 成年後見制度について知りたい、関心がある

成年後見制度について知りたい、または関心があるかについては、「はい（知りたい、関心がある）」が 32.9%、「いいえ（知りたくない、関心がない）」が 52.5%となっています。



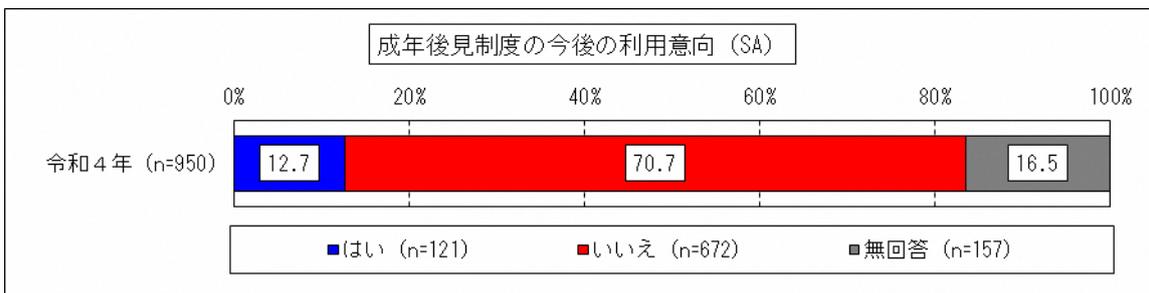
③ 成年後見制度を利用したことがある

成年後見制度の利用の有無については、「はい（利用したことがある）」が 1.7%、「いいえ（利用したことはない）」が 84.1%となっています。



④ 成年後見制度を今後、利用してみたい

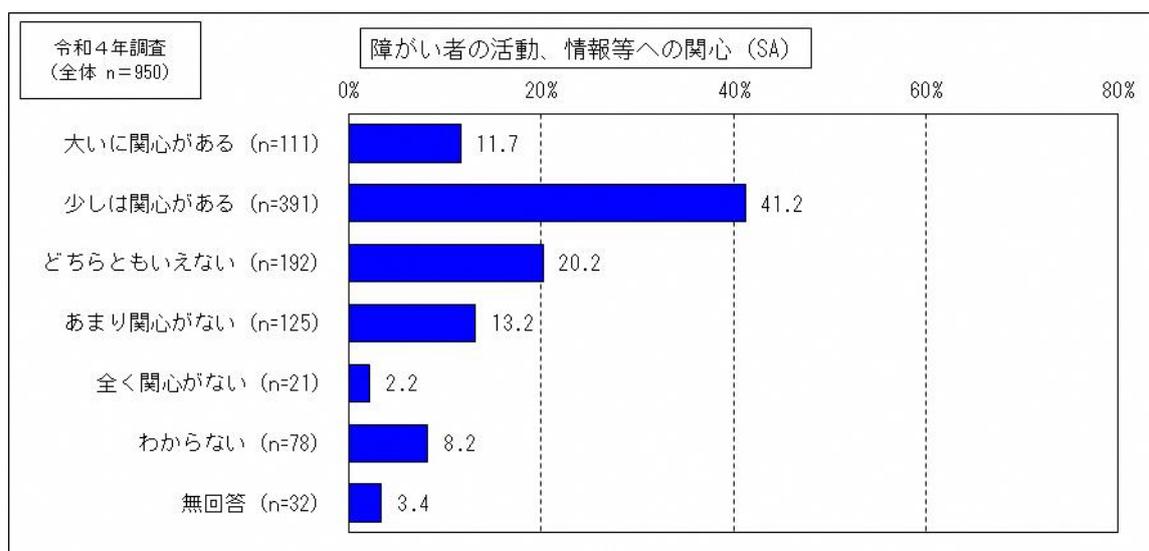
成年後見制度の今後の利用意向は、「はい（利用してみたい）」が12.7%、「いいえ（利用したいと思わない）」が70.7%となっています。



障がい者の活動、情報等への関心

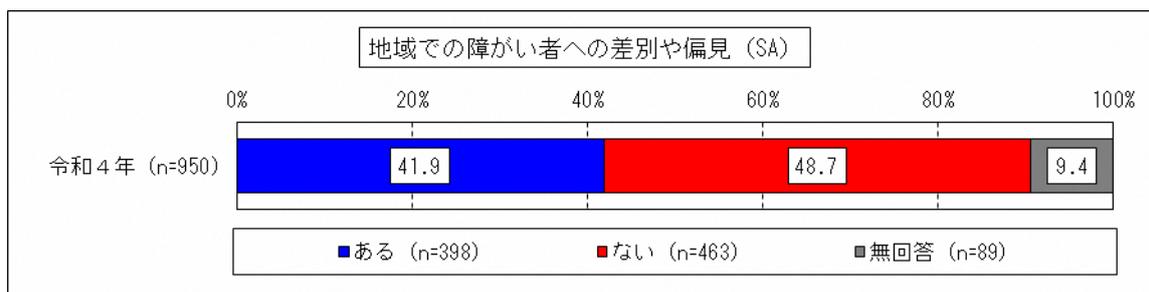
障がい者の活動、情報等への関心については、「大いに関心がある」が11.7%、「少しは関心がある」が41.2%となっており、「大いに関心がある」と「少しは関心がある」を合わせた“関心がある”の割合は52.9%となっています。

一方、「あまり関心がない」は13.2%、「全く関心がない」は2.2%となっており、「あまり関心がない」と「全く関心がない」を合わせた“関心がない”の割合は15.4%となっています。



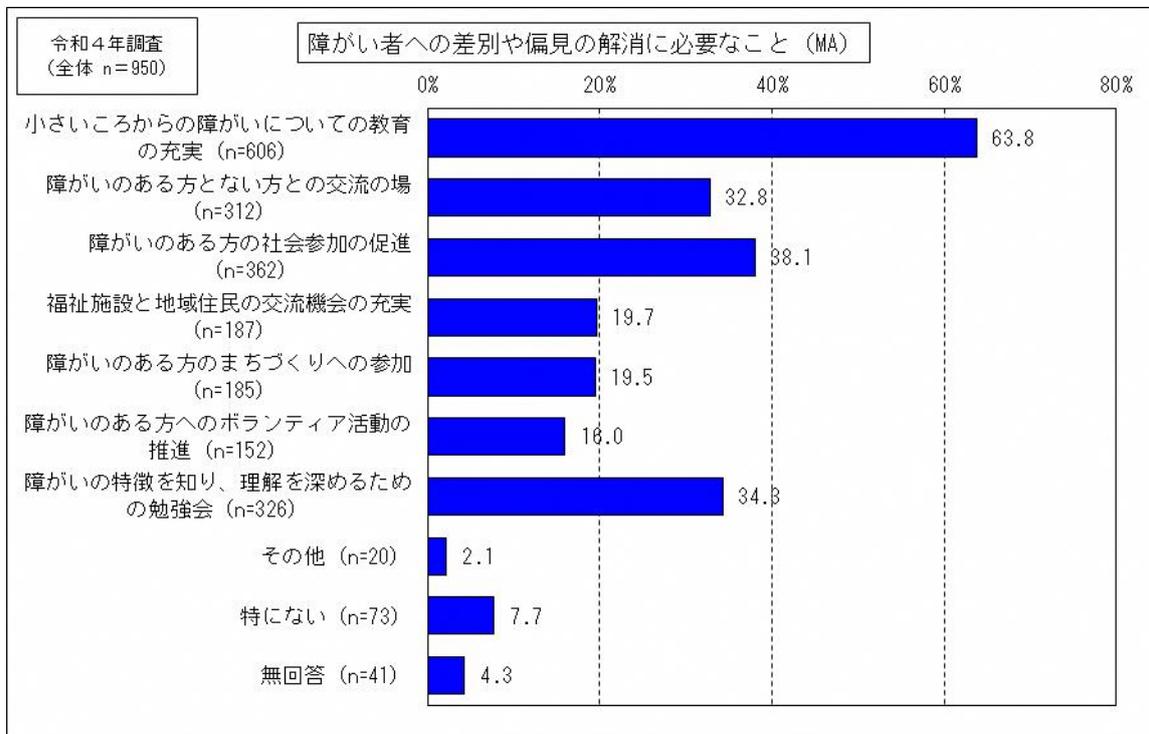
地域での障がい者への差別や偏見

地域での障がい者への差別や偏見については、「(差別や偏見が) ある」が41.9%、「(差別や偏見は) ない」が48.7%となっています。



障がい者への差別や偏見の解消に必要なこと

障がい者への差別や偏見の解消に必要なことについては、「小さいころからの障がいについての教育の充実」の割合が最も高く 63.8%となっており、次いで、「障がいのある方の社会参加の促進」が 38.1%、「障がいの特徴を知り、理解を深めるための勉強会」が 34.3%、「障がいのある方とない方との交流の場」が 32.8%と続いています。



周りにいる避難行動要支援者

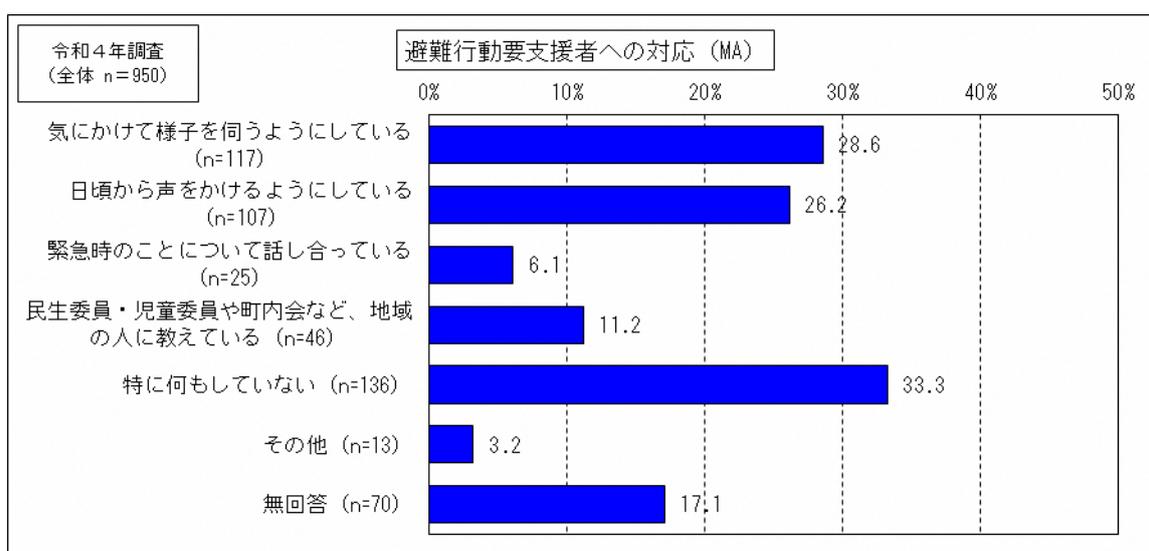
周りにいる避難行動要支援者については、「いない」と「わからない」への回答を除き、「一人暮らしの高齢者の方」の割合が最も高く 26.0%となっており、次いで、「二人暮らしの高齢者世帯」が 18.6%、「要介護認定を受けている方」が 11.6%、「障がい者の方」が 7.5%と続いています。



避難行動要支援者への対応

回答者の周りにいる避難行動要支援者への対応についてお聞きしたところ、「特に何もしていない」への回答を除き、「気にかけて様子を伺うようにしている」の割合が最も高く 28.6%となっており、次いで、「日頃から声をかけるようにしている」が 26.2%、「民生委員・児童委員や町内会など、地域の人に教えている」が 11.2%と続いています。

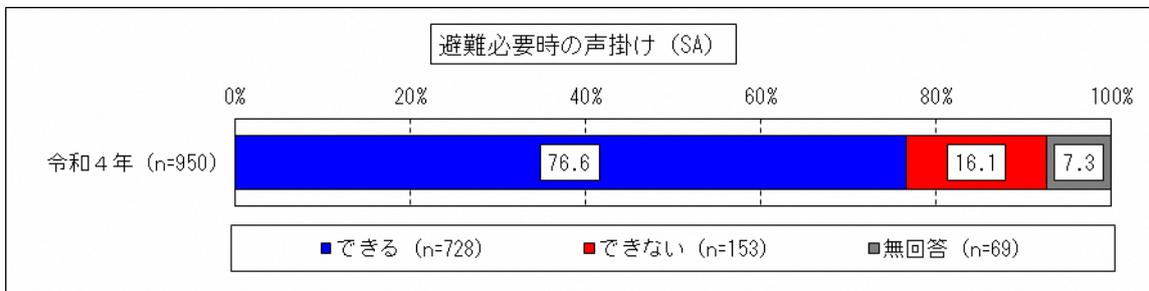
なお、割合は低いものの、回答者の 6.1%が「緊急時のことについて話し合っている」と回答しています。



隣近所や自力で避難することが困難な人へできること

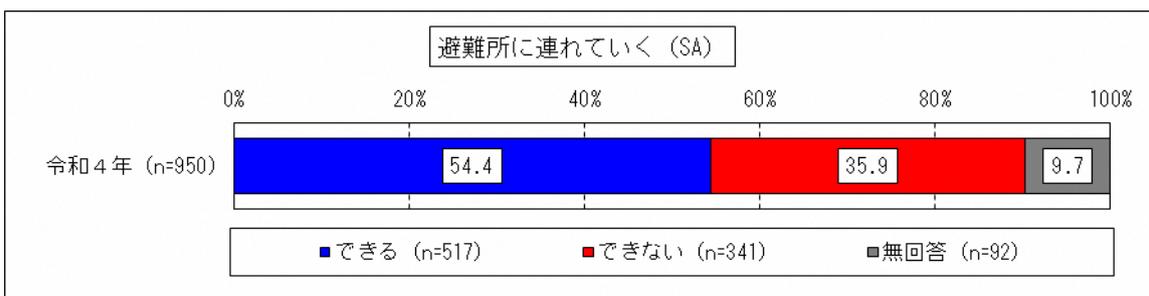
① 避難が必要になったときの声かけ

避難が必要になったときの声掛けについては、「(声掛けが) できる」が 76.6%、「(声掛けが) できない」が 16.1%となっています。



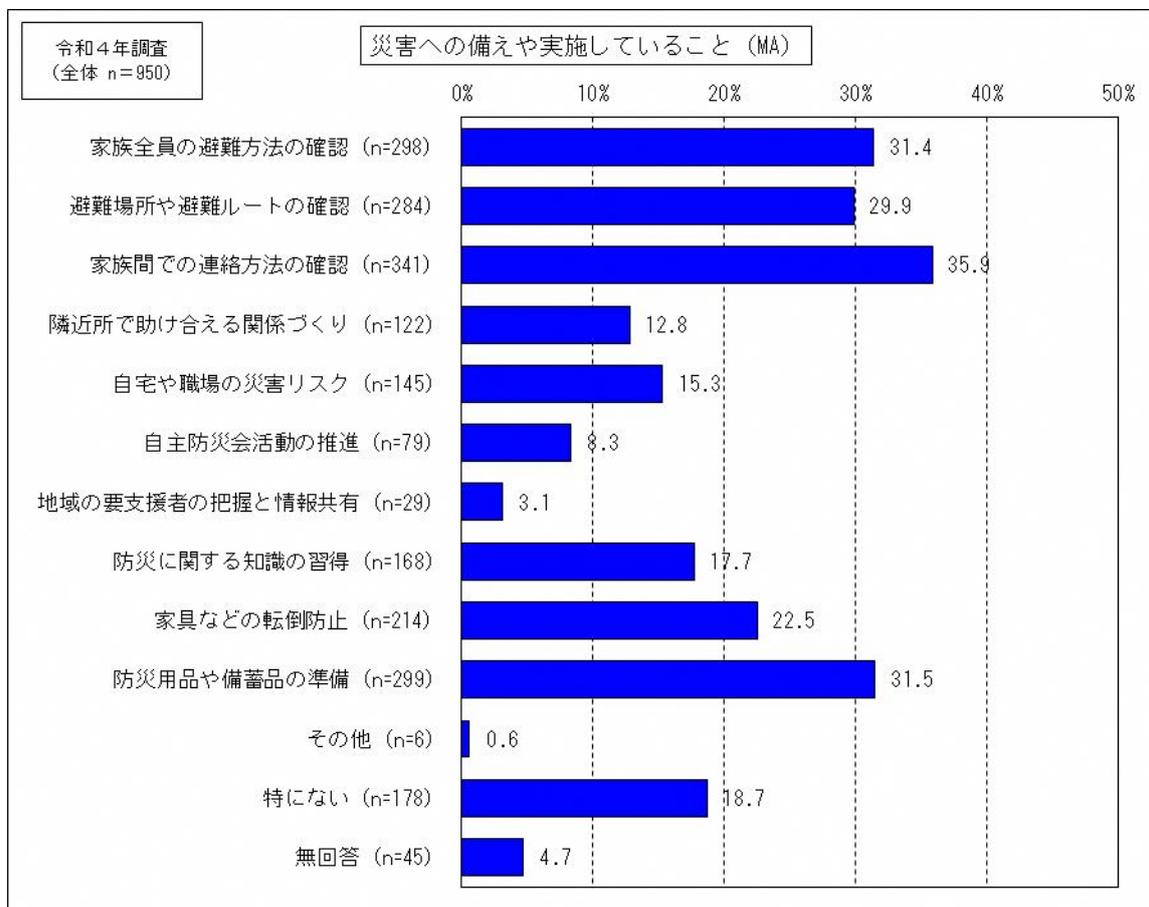
② 避難所に連れていく

避難所に連れていくことについては、「(連れていくことが) できる」が 54.4%、「(連れていくことが) できない」が 35.9%となっています。



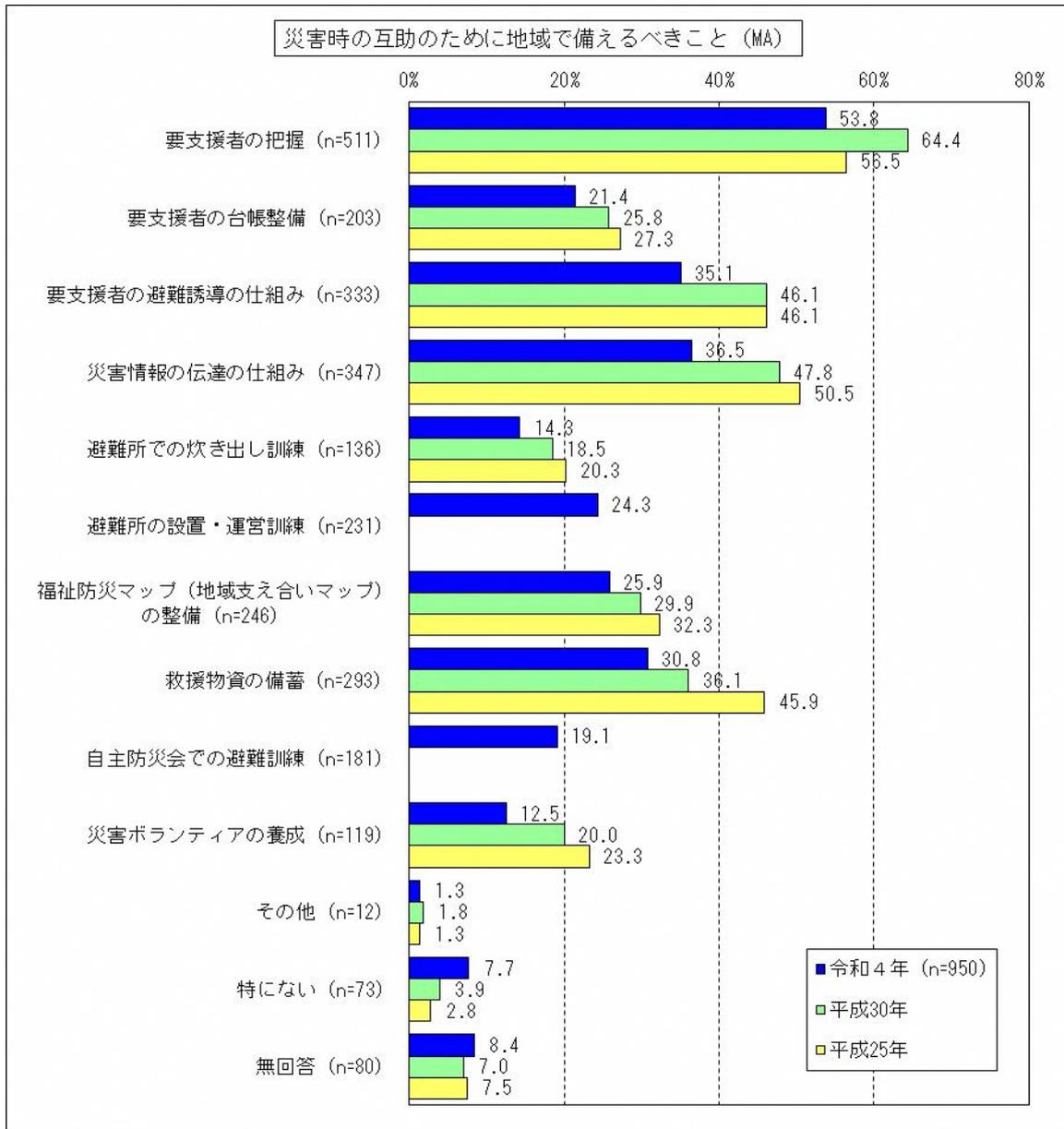
災害への備えや実施していること

災害への備えや実施していることについては、「家族間での連絡方法の確認」の割合が最も高く 35.9%となっており、次いで、「防災用品や備蓄品の準備」が 31.5%、「家族全員の避難方法の確認」が 31.4%、「避難場所や避難ルートの確認」が 29.9%と続いています。



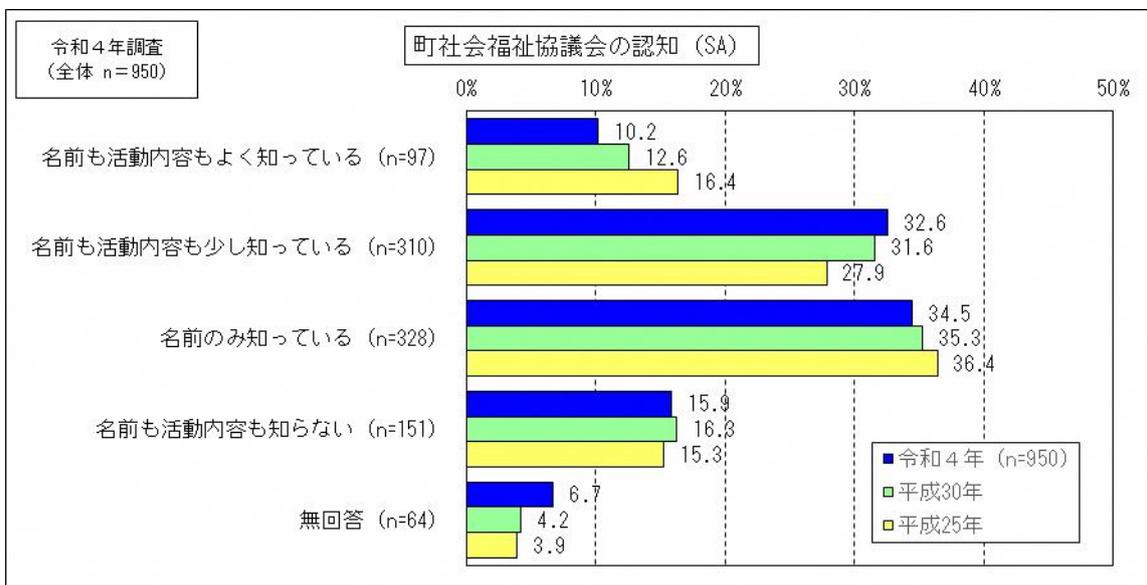
災害時の互助のために地域で備えるべきこと

災害時の互助のために地域で備えるべきことについては、「要支援者の把握」の割合が最も高く 53.8%となっており、次いで、「災害情報の伝達の仕組み」が 36.5%、「要支援者の避難誘導の仕組み」が 35.1%、「救援物資の備蓄」が 30.8%と続いています。



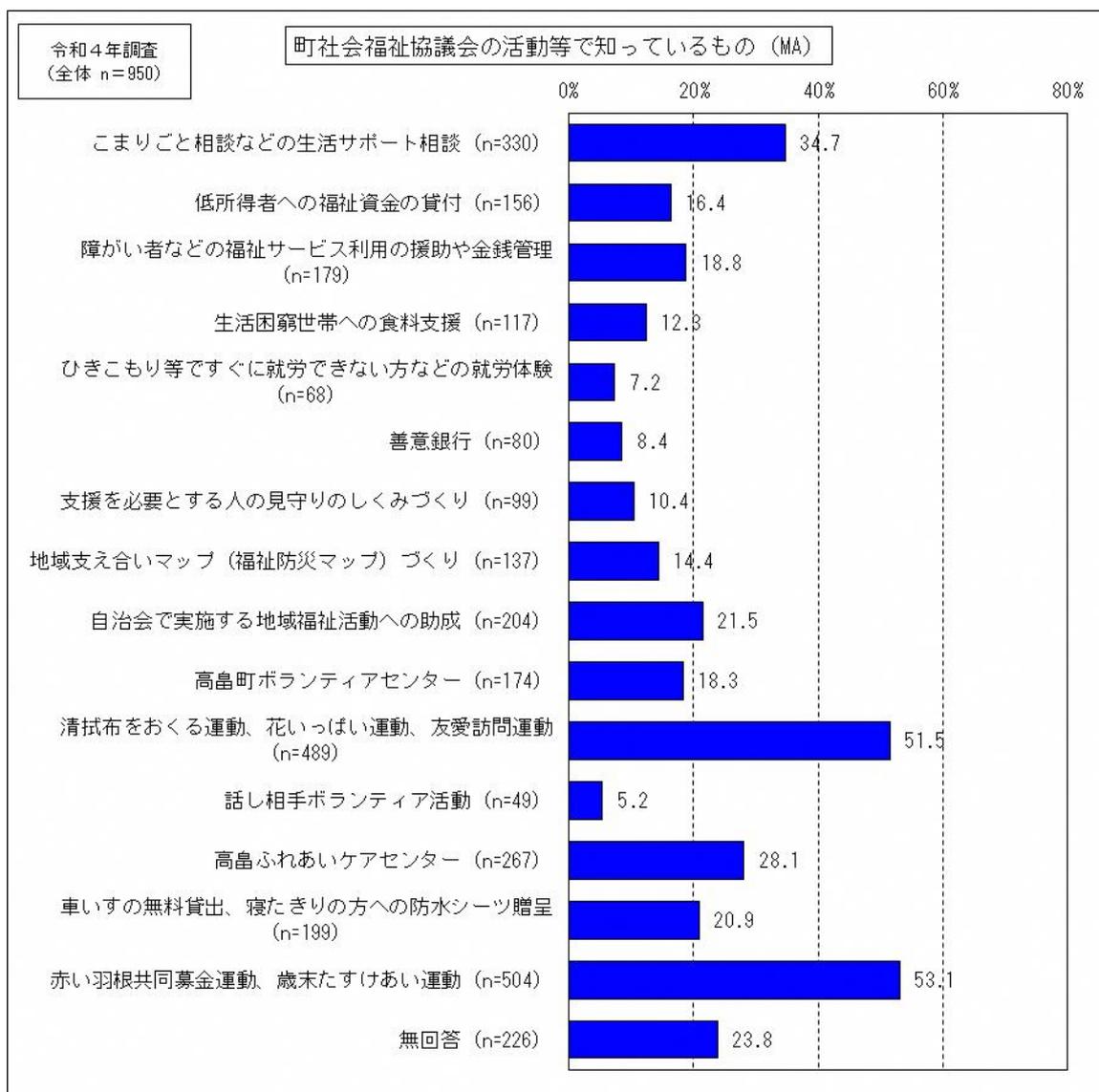
高畠町社会福祉協議会の認知

高畠町社会福祉協議会については、「名前のみ知っている」の割合が最も高く 34.5%となっており、次いで、「名前も活動内容も少し知っている」が 32.6%、「名前も活動内容も知らない」が 15.9%、「名前も活動内容もよく知っている」が 10.2%と続いています。



高島町社会福祉協議会の活動等で知っているもの

高島町社会福祉協議会の活動等で知っているものについては、「赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動」の割合が最も高く 53.1%となっており、次いで、「清拭布をおくる運動、花いっぱい運動、友愛訪問運動」が 51.5%、「こまりごと相談などの生活サポート相談」が 34.7%、「高島ふれあいケアセンター」が 28.1%、「自治会で実施する地域福祉活動への助成（ふれあいサロン・除排雪活動）」が 21.5%、「車いすの無料貸出、寝たきりの方への防水シート贈呈」が 20.9%と続いています。



3 住民アンケート調査結果の講評

本講評は、「住民アンケート調査」実施後、福祉のまちづくり推進委員会の西田恵子委員長より提出されたものです。

令和5年3月31日

高畠町 地域福祉計画・地域福祉活動計画に係るニーズ調査の結果について

西田恵子（立教大学）

高畠町が令和5年度の地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて、この度、調査を実施した。対象は町内に住所を有する18歳以上の住民で無作為抽出による2,200人である。調査期間は令和4年9月27日から10月11日までの約半月であった。回答率は43.2%で前回調査よりやや減少した。高畠町も多くの地方地域と同様に人口縮減と高齢化率の上昇が続いており、このことは回答者の年齢層に直接影響している。「10歳代」が1.3%、「20歳代」が5.4%、「30歳代」が8.4%（80人）であるのに対して、「60歳代」が26.6%、「70歳以上」が27.7%となっており、60歳代と70歳代を合わせると過半数を占める状況である。本調査結果が計画策定の上で重要なデータであることに変わりはないが、全ての町民を対象とした地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたっては、様々な属性の現況と指向性をとらえておく必要がある。そのため本調査の他、団体調査やヒアリング調査等による補足に努めることをまず提案しておきたい。

調査は回答者の属性を含めて47の項目で構成された。「日常生活について」「居住している地区について」「地域での住民同士の助け合いについて」「地域活動やボランティアについて」「高畠町の福祉の進め方について」「障がいのある方との関わりについて」「災害時における備えや助け合いについて」「高畠町の社会福祉協議会について」がその柱である。調査の設計にあたっては前回調査との比較検討のために把握事項の継続性を保つとともに、社会状況の変化と社会的課題をとらえて新たな要素が加えられた。

以下、回答結果をもとに検討する例として「日常生活に関わる項目」のいくつかを取り上げてみる。

まず取り上げるのは「買い物や通院時の交通手段」の項目である。高畠町域の公共交通機関はJR高畠駅に代表され、非常に少ない状況にある。移動のための交通手段は社会参加の手段として欠かせないもので、かつては障がい者の自立生活運動において大きな目標に据えられ、バリアフリーの進展に寄与した。移動の保障は日常生活の大事な要件ということである。高畠町は公共交通機関の不足への対応としてデマンドタクシーを施策として用意しており、その需要は高い。その一方、予算額の拡大は容易ではないと耳にしている。アンケート調査の回答で「デマンドタクシー」のポイントは、もともと低かったところが年を経る毎に一層、減少している。それとは別に、「自分で車を運転」のポイントは年を経る毎に上昇し、2013年の76.1%が2022年には87.3%となり約11ポイント上昇した。併せて「身内の車に乗せてもらう」を参照すると、こちらはもともと高いとはいえなかったところが年を経る毎に減少し、2013年の22.2%は2022年は13.3%と約9ポイント低下している。「身内以外の車に乗せてもらう」も参照すると、こちらは2013年は2.4%で2022年は1.2%であった。回答者の属性とのクロス集計などより詳細に回答状況を把握し分析

していく必要があるが、日本各地で発生している後期高齢者の運転による自動車事故の問題を想起するならば、高島町において住民の移動及び交通手段の確保策をこれまでも増して計画的に講じていくことが求められているといえるだろう。

二つ目に取り上げるのは「普段の暮らしの中での不安や悩み」の項目である。「自分や家族の老後について」が最も高く 57.5%、次が「自分や家族の健康、介護に関すること」56.2%であった。この二つの選択肢は過去の調査でも高い傾向にあったが 4 年前の 2018 年度調査に比べて大きく上昇している。「自分や家族の老後について」は約 10 ポイントの上昇で、「自分や家族の健康、介護に関すること」は 22.5 ポイントの上昇である。老後の不安がより具体的な問題となって顕在化してきていると類推することができる。超高齢社会の進行とともに、2019 年度末から本格化した新型コロナウイルスの感染拡大とその対応による 3 年間の影響もその要因として見逃すことはできない。「生活費などの経済的問題」は 2013 年 31.3%、2018 年 28.5%を経て、2022 年 37.6%となっている。経済的問題にも超高齢社会の進行と新型コロナウイルスの影響を一定程度とらえることができるであろうが、その他の要因も関ることが考え得る。住民一人ひとりにとってそれぞれが抱える生活の不安や悩みは重くのしかかり解消や軽減を求めるものであるが、調査結果で回答者の 35%以上が、分けても 50%以上が抱えている不安と悩みは深刻なものとして対応が問われることであろう。国や県の福祉政策を受け入れ、福祉保健医療サービスを運営するとともに、高島町独自の取り組みをはかり福祉の環境の構築に励んできたといえども、まだまだ住民が不安なく暮らせる状況には至っていないという現実が明らかになっている。なお今回の調査で「冬期間の雪対策に関すること」という選択肢を新設したところ 41.6%を数えた。この問題に対応することも喫緊の課題である。

三つ目に取り上げるのは「日常生活で困ったときの相談相手」である。「同居家族」76.1%、「友人・知人」44.5%、「同居していない家族」38.8%、「親戚」30.5%、「職場の同僚や上司」14.9%、「近所の人」9.2%という順となっている。困りごとは多様にあり、必ずしも福祉保健医療をはじめとした社会サービスの専門相談窓口が対応すべき内容とはかぎらず、同居家族で相談することが有効なことは少なくないであろう。しかしながら先の不安や悩みの傾向をみると、専門相談窓口の利用が有効であることも多いと類推することができる。だがその回答は低い状況にある。高島町の福祉の展開を考えると、ここにひとつの可能性をとらえることができそうである。相談窓口の利用は実は一定の技能が必要であるという要件と、相談窓口そのものが解決力を備えて信頼を得ているという要件。この二つの要件をどのように整え、高度化するかということである。これは住民自身と福祉に関わる幅広い人財の「育ち」と「成長」を進めていくことで叶う。すなわち多世代に渡る広い意味での福祉教育を地道に続けていくことが考えられる。

本調査の結果を概観すると、福祉のまちづくりに向けた多くの問題と課題をとらえることができるが、それと同時にブレークスルーのための潜在的な資源をとらえることもできる。そのひとつの象徴が広義の福祉教育へのアプローチの考案や試行であり、6つの地区を基盤としたゆるやかかつ縦横に渡るサポートネットワークの形成である。本調査の結果を吟味するとともに、今後、企画実施されるヒアリング調査や地域づくりワークショップと合わせて総合的に検討し、高島町らしい地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されることを期待している。

4 各種団体アンケート調査結果（抜粋）

【調査の概要】

1	調査の目的	本調査は、第5次となる「高島町地域福祉計画」及び「高島町地域福祉活動計画」を一体的に策定するための基礎資料として、町内で活動する各種団体の現況や活動状況、抱える課題等を把握するとともに、本町における地域福祉に対する意識、ニーズ、課題等を把握することを目的としています。
2	調査の設計	
	【調査地域】	高島町全域
	【調査対象】	ボランティアセンター登録団体、地域福祉関連団体、各種公的施設（幼児施設、小学校等）等 15 団体所属の 277 件
	【調査方法】	郵送発送・郵送回収
	【調査期間】	令和4年12月21日（水）～令和5年1月6日（金）
3	回収団体数	
	【団体数】	15 団体

【調査結果（抜粋）】

(1) 地域で気になること、問題と感ずること

「地域で気になること、問題と感ずること」への回答結果の上位項目は、

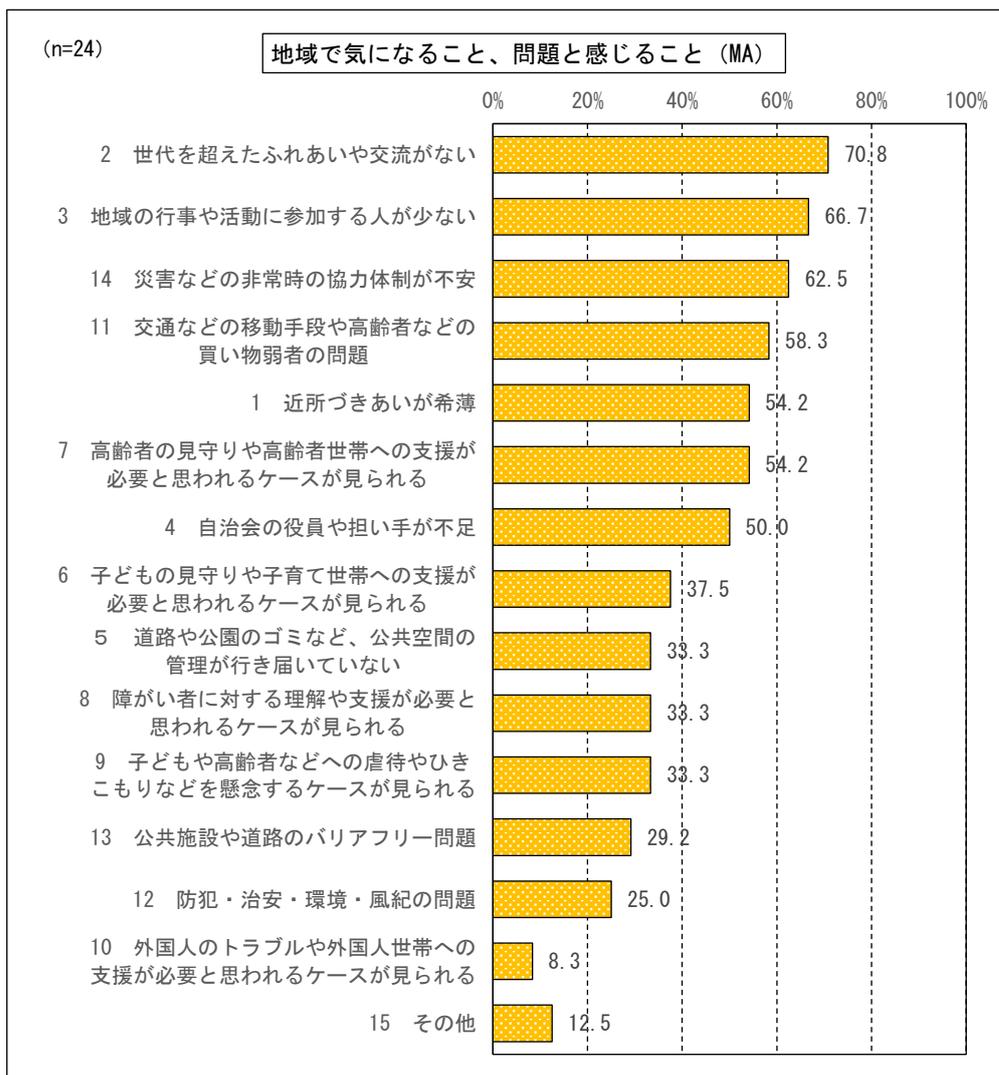
- ふれあいや交流がない
- 参加者が少ない
- 協力体制が不安
- 希薄な近所づきあい
- 自治会の担い手不足

等、日常生活における住民相互のふれあいの機会が少ないことが、回答から読み取れる結果となっています。

また、

- 買い物弱者
- 高齢者の見守りや支援

等、日常生活に支障を来たさないための支援不足が懸念されていることが、回答から読み取れる結果となっています。



(2) 地域活動やボランティア活動を活性化するために必要なこと

「地域活動やボランティア活動を活性化するために必要なこと」への回答結果の上位項目は、

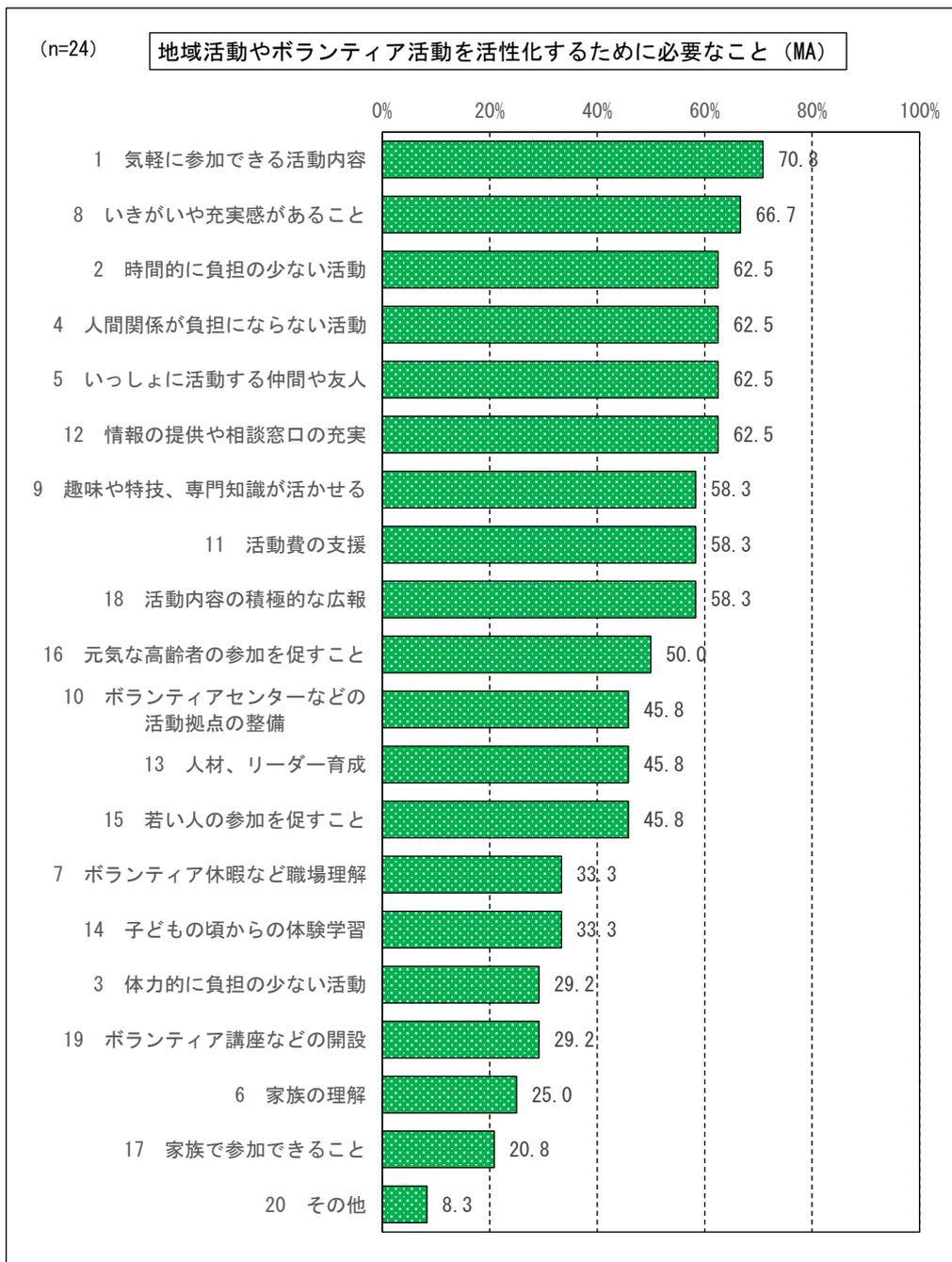
- 気軽に参加できる
- 時間的に負担が少ない
- 人間関係が負担にならない
- 趣味や専門知識の活用

等、日常生活に過度な負担や影響が及ばない活動であることが、回答から読み取れる結果となっています。

また、

- いきがいや充実感
- 仲間や友人

等、生活の充実につながる活動であることが、回答から読み取れる結果となっています。



(3) 各分野についての意見

ア 高齢者福祉・介護分野

①身近な課題

「身近な課題」として挙げられた各団体の意見とその集約結果は以下のとおりです。

○高齢者の問題点・課題等 ・孤立化 ・移動手段の不足 ・介護施設への入所が困難 ・健康寿命の延伸 ・生きがいのなさ	○高齢者家族の問題点・課題等 ・老々介護への対応 ・親を面倒みる意識の希薄化
○住民・地域の問題点・課題等 ・高齢者への心配り ・高齢者との関わり ・交流の場の不足 ・第3の居場所づくり	○福祉従事者等の問題点・課題等 ・待遇改善の必要性 ・職員不足 ・生活支援コーディネーターの役割

②団体として取り組めること

①の身近な課題に対応し、「団体として取り組めること」として挙げられた意見とその集約結果は以下のとおりです。

○高齢者の見守り ・安否確認 ・隣組や民生委員との連携 ・除雪 ・手づくり弁当の配布	○高齢者の意識づくり ・自立意識の醸成 ・高齢者講座の充実
○高齢者との交流 ・行事への案内、参観の促進 ・高齢者施設への訪問・慰問 ・ふれあいサロンの活動強化	

イ 障がい者・児分野

①身近な課題

「身近な課題」として挙げられた各団体の意見とその集約結果は以下のとおりです。

○障がい者・児の問題点・課題等 ・高齢化 ・要支援者の増加（子ども）	○障がい者・児家族の問題点・課題等 ・障がい者・児の情報提供 ・高齢化 ・相談先の充実
○住民・地域の問題点・課題等 ・障がい者に対する理解不足 ・障がい者・児の現状が不明 ・偏見の是正 ・学校環境の整備 ・障がい者利用施設の不足 ・障がい者就職先の不足 ・助け合う関係づくり	○福祉従事者等の問題点・課題等 ・男性の参加者不足 ・職員数の不足

②団体として取り組めること

①の身近な課題に対応し、「団体として取り組めること」として挙げられた意見とその集約結果は以下のとおりです。

○障がい者・児の活動 ・施設の気軽な利用	○障がい者・児への支援 ・支援方法・内容等の情報提供 ・みんなで考える場づくり ・交流活動の充実 ・移動支援 ・就労支援
○福祉従事者等の問題点・課題等 ・職員の加配（増員） ・研修や連携会議等の推進	

ウ 子ども・子育て分野

①身近な課題

「身近な課題」として挙げられた各団体の意見とその集約結果は以下のとおりです。

○子どもの問題点・課題等 ・ボランティア活動への興味の低さ ・学ぶ機会や体験機会の減少 ・生徒間の交流の不足	○子育て家庭の問題点・課題等 ・孤立感 ・親の教育の必要性 ・保護者同士の交流不足 ・生活困窮世帯の増加 ・貧困家庭の潜在化 ・食生活リズムの混乱 ・保護者の無関心（子育て相談会等）
○子育て環境の問題点・課題等 ・遊べるスペースの不足 ・移動支援の必要性（障がい児） ・有害鳥獣による被害 ・交通事故	

②団体として取り組めること

①の身近な課題に対応し、「団体として取り組めること」として挙げられた意見とその集約結果は以下のとおりです。

○子どもの育成支援 ・読み聞かせ ・学習支援 ・学童保育支援（ボランティア） ・交流活動（ICTの活用含む） ・メディア・SNS等の研修（子ども） ・地域行事への参加	○子育て家庭への支援 ・PTA活動 ・メディア・SNS等の研修（保護者） ・親同士の語り合いの場提供
○子育て環境 ・施設等の環境整備 ・料理教室 ・子ども食堂とのタイアップ ・見守り活動 ・防犯パトロール ・職員の加配（増員）	

エ 健康づくり分野

①身近な課題

「身近な課題」として挙げられた各団体の意見とその集約結果は以下のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの問題点・課題等 ・医療機関での受診の躊躇 ・豊かな自然環境の活用不足 ・生活習慣や食生活の乱れ ・生活習慣病の増大 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり活動の問題点・課題等 ・各地区サークルの集結 ・集まりやすい環境づくり ・運動する場の不足（冬場） ・軽スポーツ活動の場の不足 ・休憩所のある安全な散歩道の不足
<ul style="list-style-type: none"> ○その他の問題点・課題等 ・障がい者が参加できるスポーツ大会の必要性 ・高齢者の居場所づくり 	

②団体として取り組めること

①の身近な課題に対応し、「団体として取り組めること」として挙げられた意見とその集約結果は以下のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりへの支援 ・健康診断や早期診断の啓発活動 ・各家庭での取組の推進 ・生活習慣や食生活についての指導 ・減塩対策（話題提供） ・生活習慣病予防講座と予防食の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり体制への支援 ・各サークルの表との意見交換 ・健康づくり等イベントへの支援
<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり環境の充実 ・体育館教室等の利用促進 ・料理教室 ・休憩所のある散歩道の整備 	

オ その他分野

①身近な課題

「身近な課題」として挙げられた各団体の意見とその集約結果は以下のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ○祭りや伝統行事の衰退 ○交通弱者の増加 ○生き甲斐づくり（の支援） ○交流を深める地域づくり（の推進） ○歴史文化の継承（促進）

②団体として取り組めること

①の身近な課題に対応し、「団体として取り組めること」として挙げられた意見とその集約結果は以下のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ○学習会の開催 ○区長会、ボランティアサークル、民生委員等の仕事の分担 ○地域ボランティアへの協力 ○福祉有償運送の活用によるデマンドタクシーの実現

(4) 自由意見

○ボランティア（活動）について

- ・高齢化が進み、ボランティア活動に限界を感じている。
- ・役が多すぎて人が足りない気がする。
- ・ボランティアをしたいが、いちいち問い合わせるのが億劫に思う人も多いと思う。
- ・個人もボランティア登録を広め、地域をサポートできたら良いと思う。
- ・手が足りない・人手が必要・若い力がほしい等のボランティアがあったら、情報を提供してもらいたい。
- ・町には様々なボランティア団体があるので、情報交換してほしいと思う。

○人材について

- ・地域の方々と定期的な交流をし、最終的には地域の代表者を決めて、代表者が地域のリーダーとして活躍できるようにする。
- ・優秀な方が沢山いると思うが、表にでないのではないかな。
- ・支え合い・助け合いがもっと抵抗なく自然に行動として表せるようにすることが必要である。
- ・担い手の発掘、パイプ役を生活支援コーディネーターに期待している。

○地域福祉について

- ・喜びや楽しさ、嬉しさを共有できる経験が地域の活性化につながり地域福祉につながっていくと思う。
- ・学校でできる福祉の取組を積み重ねていくことが大切だと思う。
- ・コーディネーターの育成が充実すると長期に渡り学校と地域がともに歩んでいけると思う。
- ・生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、民生委員など地域の事情に応じてコミュニケーションをとる必要があると感じる。
- ・自ら積極的に考えながら行動していくことが大切かと思う。

(5) 推進・参加・協力が可能な“地域福祉”活動

推進・参加・協力が可能な“地域福祉”活動について、以下が挙げられています。

(※なお、現在行われている活動も含まれています。)

○高齢者福祉関係

- ・地域内の一人暮らし高齢者への訪問
- ・高齢者宅での除雪
- ・見守り

○児童福祉関係

- ・貧困対策を支援（副食の提供）
- ・学問・勉強（中学全般・高校数学等）支援
- ・心配される児童の観察
- ・子ども食堂等への参加
- ・身近に相談できる育児相談会

○障がい福祉関係

- ・介護や障がいに対する理解を深める活動
- ・障がいや関係事業に対する理解促進
- ・発達障害の「気になる子」の理解と支援についてのアドバイザー訪問巡回事業
- ・電話相談（家族、支援事業所、関係機関等）
- ・やまがたサポートファイルの書き方講座・配布やペアレントメンターの個別面談

○施設関係

- ・地域の福祉施設等での環境整備

○イベント関係

- ・趣味や音楽の提供パフォーマンス
- ・小学校等への語りの継承

○食関係

- ・食に関する福祉活動。
- ・フードドライブ（家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動）
- ・手づくり弁当の配布

○環境関係

- ・花植え
- ・花いっぱい運動
- ・地区のゴミ拾いなど
- ・地域に出たの清掃活動（クリーン作戦）
- ・草むしり

5 庁内関係課等ヒアリング結果

【庁内関係課等ヒアリング結果】	
ヒアリングの視点	
(1) 事業の課題や今後の方向性について ①令和4年度の施策の取組状況か ②今後の福祉との関わりのある施策について ③町民アンケート調査から (2) 地域や他部署との連携について ①「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮者」等との関りについて ②社会福祉協議会や地域と連携（つながる）ができそうなこと ③地域とつなげる・つながること	
実施日	令和5年7月10日（月）、11日（火）、12日（水）、8月1日（火）
実施箇所	健康長寿課、公立高畠病院、生活環境課、総務課、企画財政課、建設課、教育総務課、農林振興課、商工観光課、社会教育課、福祉こども課、社会福祉協議会

内 容
<p>課名等：健康長寿課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食改は亀岡地区、屋代地区で組織化されておらず、高畠地区と一緒に活動している。年齢層70代～と高齢化してきており、若い世代の加入が難しい。活動も平日日中であり、地区ごとに活動することも多く、担い手がいないことが課題。現在、食改の養成講座は二年に一度開催している。日赤の防災食と食改のコラボなどもおもしろい。 ・高齢者虐待ケースについては、早期発見、早期対応が必要。ここ数年件数は横ばいである。町民の虐待防止の意識を高めていく必要がある。情報発信をはじめ、NPOや企業とのつながりも重要。また、居宅介護支援事業所との連携も必要である。 ・最近、新生児・産婦訪問について自宅への訪問を拒まれる場合もあり、げんき館へ来館してもらい面談を実施するなど対応している。 ・子どもの虐待や不適切な養育、特定妊婦等の対応については要対協事務局との日常的な情報交換のほか定例会議等は月1回あり。 ・移動手段についてはデマンドが町内限定で走っている。町外へ実証実験としてR5は置総までの実証を予定している。 ・町内での移動も困難な方もいる。集落単位での支援、助け合いのしくみづくりが必要。 ・成年後見制度については町民から理解を得て高めていく、浸透させていく必要がある。三市五町で構成した置賜成年後見センター（二次相談窓口）を活用し、制度の周知を図っていく。 ・単身高齢者世帯が増加しており、コロナ禍の影響で子どもたちと会えない、頼る人がいない等の不安を抱えている人が増えた。 ・茶の間は地域住民の「やりたいこと」と、行政からの投げかけがうまくマッチした。
<p>課名等：公立高畠病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅での看取りが増加傾向にあるが、医師も限られている。 ・コロナで受診控えが増加し、入院患者数も減少した。 ・年金生活者からの分納相談も受けている。 ・生活困窮者の医療費未払いもあり、医療費は限度額があるが、実費（食費）が高くなってきていることが要因とも考えられる。支払い免除の制度はなく、分納で支払いを依頼している。 ・高齢受診者も多く、リハビリが中心となっている。

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病教室はコロナで開催できず 3 年間実施していない。R5～再開していく。 ・15 年くらい前までは病院内でボランティア活動者（環境美化、院内案内）もいた。ニーズがないことから、活動も続かず、現在は必要なものに関しては雇用や委託といった形を取っている。 ・退院し、在宅に戻った後、予後の確認は必要となる。生活できる状況の確保、福祉サイドとの連携が必要である。 ・ホームページからの PR や情報発信（パンフレットの作成、SNS を活用した PR）等健康に関するアプローチは継続している。 ・基幹病院という立場ではないが、町内唯一の総合病院。 ・退院の目途が立たない人、身元引受人がいない人等もいるため、福祉サイドと連携し、方向性が決まってからの受け入れのほうが良いが、受け入れ先がなく相談が来ることは多いと感じる。 ・リハビリで ADL 向上し在宅へ戻しても、家族が望んでいないケースあり。
<p>課名等：生活環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費行政では特殊詐欺の相談もあり、消費生活センターへつないでいる。 ・交通安全、防犯への取組として、被害者にならないよう啓発活動を実施。 ・結婚相談は人口減少の抑制にもつながるのではないかと考えている。 ・ゴミ処理については集配や不法投棄の課題もある。分別ができないケースは地区の人が指導している状況。 ・外国籍の方のゴミ問題は行政よりも地区区長や隣組長が対応している。 ・住民との協働から、見守り隊活動（交通安全）や交通災害から幼児を守る安全教育活動としてかもしかクラブがある。 ・人権相談は啓発活動として、人権擁護委員が小中学校へ出向き、講話と花植えを共同で実施。講話内容はいじめや思いやりについて。その他、中学校のクラブ活動（農業）へのボランティア活動にて啓発活動を行っている。 ・高島町犯罪被害者等支援条例が R5.4 月施行されている。犯罪被害を受けた方に対し、生活環境課が窓口となり関係機関へつなぐというものである。 ・LGBTQ に関しては特化するのではなく、広く人権擁護に含める形になる。周知や啓発は必要である。 ・地域猫が増えているが、避妊助成のしくみがある。生活困窮とのつながりも考えられる。 ・安心して生活できる町になるよう犯罪、防犯への取組として、子どもへの声かけやあいさつ運動が大切。
<p>課名等：総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者」「障がい者」「子ども」は災害が起きた際の避難時に影響を受けやすい。 ・要支援者台帳の整備は R3 年度から個別避難計画の作成が努力義務となった。 ・高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者と直接的なつながりがないため、福祉こども課や民児協との連携が必要であり、重要と考えている。 ・避難情報の周知は継続して行う。平常時から自分のこと、自分の家の状況を分かっておくことへの働きかけが必要。 ・避難所へ来れない方（障がい者等）のための福祉避難所の指定が課題となっている。福祉施設の理解を得て、今後指定を進めたい。 ・自主防災会は R2 に地区連協ができあがっている。災害に強い町づくりとして、平常時の備えを普及する役割も重要であり、行政で周知しきれない部分のカバーをお願いしたい。 ・ツールは最大限利用しており、町広報、HP、LINE、Facebook、yahoo!防災、エリアメール防災無線などがある。
<p>課名等：企画財政課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画への取組が、福祉の向上へつながる。 ・女性の活躍、役割分担の意識改善が必要。

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり支援のためとして河川清掃、消火栓 BOX 設置助成、ごみ集積所、LED 防犯灯設置助成を行っている。 ・コミュニティ助成事業（物品の助成）では、R5 年度屋代地区「やしろの灯り」へ物品購入助成を行った。 ・NPO 設立支援や移動手段の充実について相談を受けて支援していく役割である。 ・自治会で困っていることに対して、調整・助成していきたい。 ・総合戦略の柱として地域づくりがある。情報化（DX）や新たな手段を使っていくことで人手不足の解消につながる。
<p>課名等：建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策として実態調査を実施。減ることはなく、増える一方である。危険空き家のチェックを実施し、助言・指導を行っている。リフォーム助成や解体費用の助成事業を実施している。 ・道路のバリアフリー化への取組。以前より改善してきており、段差も少なくなってきた。 ・町営住宅は年々老朽化し、維持・管理に費用を要している。民間アパートの活用も検討しなければならない。 ・除排雪については、除雪会社による公道の除雪には限界がある。間口除雪の課題は本人や隣近所での助け合いも必要。社会福祉協議会の除排雪ボランティア等の活用もある。社会福祉協議会や地域での除排雪のしくみづくりが必要と思われる。
<p>課名等：高畠町社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合いマップは、災害や防災というキーワードから地域に入るほうが入りやすく、自治会のまとまりが強いほどやりやすい。支え合いマップは日頃の見守り活動につながるものである。地域の現状を可視化することで、地域住民に対して生活福祉課題に気づききっかけとなってほしい。 ・単身高齢者交流事業は今後世代交流事業として検討している。 ・ふれあいひろばは地域との交流事業として継続していく予定でいる。 ・町民総ボランティア運動は誰でも気軽に参加できるボランティアとして取り組んでおり、その時のニーズによって変化していくものであり、今後も検討していく。 ・友愛訪問の調査は民生委員の見守り活動が生かされてくるものだと思っている。 ・成年後見の法人後見については、財源の問題や人材の確保等課題がある。 ・生活支援コーディネーターによる地域ニーズの掘り起こしにより、活動につなげていく必要がある。 ・生活課題＝ボランティアへの依存は違うものである。ボランティア活動は活動できる人ができる範囲で行うもの。 ・公民館は地域福祉の拠点となってほしい。
<p>課名等：教育総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育について、道徳科（週 1 時間）の授業の中で触れたり、命の教育や人権擁護委員からの講話を受けたりしている。 ・子ども達一人ひとりのクラスの居場所づくり、子ども同士のきずなづくり、幼少中連携ののりしろづくりを大切にしている。 ・LGBTQ の理解促進はなかなか難しい取組だが、現在出席番号は男女混合になっている。 ・いじめに関する対応は国の定義のもとに行っている。問題行動等がある子どもは家庭に課題があることもあり、SSW が介入して対応している。 ・福祉教育と地域福祉の連携として、地域人材の方々に依頼して講話を実施している。 ・小学校ボランティアの登録が 300 名の学校もある。田畑や家庭科の授業等で支援いただいている。 ・教員の教育相談力を高めるため、教育相談の研修やスクールカウンセラーからの講演、演習を実施している。

内 容
<p>課名等：農林振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携は、個別に生産者(個人・法人)と事業所でつながっている。農家同士の情報共有や、研修の機会が定期的に設けられている。研修の場では、農福連携の趣旨や、どんな作業を依頼することができるか、依頼の際に意識したい点等の情報共有を行っている。 ・食育地産地消推進計画は、上位計画である豊穰の郷づくり基本計画に含める形で考えている。 ・有機農業、地産地消及び食農教育の推進を目的として学校給食に有機米を提供している。過年度には高島小学校では米のほかにも有機野菜を活用した献立となるよう、町内産の有機野菜を提供した。この取組は R3 は町内の有機農業者を中心に組織する「たかうぼ実行委員会」事業として、R4 からは町農林振興課事業として実施。今後は日数や品目を増やしていきたい。 ・有機農産物の生産振興や消費拡大のため、有機農業者でたかうぼ実行委員会を組織しており、研修等を重ねている。 ・フードバンクとの連携は、規格外農産物や直売所で残った食材の提供・活用などに関して、将来的には検討の可能性を感じる。 ・国による「みどりの食料システム戦略」により、環境、健康に配慮した農産物づくりが求められている。 ・町独自の取組として、45 歳未満の農家同士の交流会を実施している。生産品目や地域、所属団体にとらわれず、高島で農業をしていることを以て参加でき、仲間づくりにつながる特徴。
<p>課名等：商工観光課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターでは定年延長も影響してか、会員の減少が課題となっている。需要は多いようだが、単価が安いと、経済困窮より社会参加として加入する方が多いように思う。 ・障がい者の駐車場や車いす利用者への配慮が必要。 ・イベントでのボランティアの活躍（商工会やハーモニーなど） ・高島高校生でフードロスについて考えている。課としては後押しをしたいと思っている。 ・商店街での買い物支援や、外国人対応、観光施設での多言語対応が必要と。
<p>課名等：社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA には研修費の補助を行っている。 ・子ども会育成会連絡協議会連合会は解散したが、代りに、子ども会育成会連絡協議会連合会連絡会と言う会議を開き、情報交換をする事になっている。 ・放課後子ども教室は、週 1 回程の子どもの居場所になっている。 ・各地区公民館の職員は、社会教育事業や地区づくり事業のみならず、地域住民から見て、行政の相談窓口としての一面も担っている。 ・放課後子どもプランについては、活動の指導を行っている。屋代が最も活動がうまくいっており、若い世代からの協力も得られている。人口の少なさもあり、二井宿、亀岡は活動の回数が少ない。 ・地域内のあらゆる活動が、担い手不足やコロナの影響もあり、停滞につながっている。また、最近では 70 歳以上でもお元気で就労している方も増えており、人手不足の一因にもなっている。更に、近隣住民同士でも、コロナ禍以降不要なコミュニケーションをとらない状況が見受けられる。 ・地域学校協働活動推進協議会においては、登下校時の見守り隊活動が行われているが、高島地区は、見守り隊の隊員が途中まで児童と一緒に登校したり、活動の頻度が多いなど、特に活発に活動している。 ・まちづくり出前講座を通して、自治会や住民が主体となった学びの場を提供している。 ・各自治会のサロン活動に対しては、社会福祉協議会から出前講座のメニューを印刷したものを配布していただき、講座の周知に努めており、実際に申込みも増えている。 ・ボランティアサークル「地球」についても、花いっぱい運動などに取り組んでいる。すぷうん食堂でもボランティアを行っている。空き家を利用した、世代間交流の居場所づくりになる新事業も計画している。 ・高島地区では、運動会の代替事業の検討委員会を設置して話し合ってきた。各自治会の児童数や

内 容
<p>高齢化率を分析し、各自治会単位で誰もが気軽に参加できるような新しい事業を企画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業の参加者については、何も問題のない元気な方々の参加が多い。そのことはとても良いことだが、実際は一部の方々であり、活動に参加していただきたい方々はその他にも数多くいらっしゃるが、なかなか参加していただけない。そのような方に対して、どのように参加を呼びかけ、支援等をしていくのが重要なのではないか。
<p>課名等：福祉こども課</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもと地域の交流・世代間交流については、もつくるの職員と保護者、祖父母との会話はあるが、横のつながりはない。祖父母だと話しかけてくる割合が高い。 屋代の「ひなたぼっこ」は世代間交流を目指していた。 もつくるの講座等のイベントには参加するが、参加者同士の交流や発展はない。 もつくるには核家族の来る割合が高く、誰かと話ができる、ほっとする場になっている。 障がい者の施策や事業については、給付と現状のサービスしかない。発達障がいの子どもが社会に出た時に配慮する社会の気運の醸成が必要と感じる。 健康長寿課で5歳児の発達相談を実施することになった。物差しがなくて大変だが学校に上がる前の大切な次期だと思う。 障がい分野の声を聴く場、伝えていく場がない。 手をつなぐ育成会はあるが、発達障がいや不登校の子を持つ親の声を聞く場がない。親を支援する場があればいいと思う。 教育と連携については、子どもに直接ではなくても親の支援はできるのではないか。 発達障がいの受けられるサービスが少ない。障がい分野を全体的にマネジメントする意識が足りないのではないか。 発達障がいは年齢的に幅広い。だからこそトータル的に支えていく地域資源が必要だと思う。 障がい分野でも高齢者の地域ケア個別会議に参加して参考にしたいと思っている。 障がい者の権利擁護について、成年後見を検討する必要がある人がいるのではないか。早めの対応が必要だと感じる。 重層化に向けては、重層事業を検討していることもあり、これを機会に新たな事業を検討していく時期である。 災害対策については、障がい者、特に当事者や家族への自助の必要性を周知が必要ではないか。

參考資料

1 策定経過

実施日程	実施内容
◆令和4年 9月27日(火)～ 10月11日(火)	○高畠町地域福祉計画策定に係るニーズ調査 【調査地域】 高畠町全域 【調査対象】 高畠町に住所を有する18歳以上の町民2,200人 【調査方法】 郵送発送・郵送回収 【有効回答数】 950件(有効回収率:43.2%)
◆令和4年 12月21日(水)～ 令和5年 1月6日(金)	○高畠町地域福祉計画策定に係る団体調査 【調査地域】 高畠町全域 【調査対象】 ボランティアセンター登録団体、地域福祉関連団体、各種公的施設(幼児施設、小学校等) 15団体所属の277件 【調査方法】 郵送発送・郵送回収(一部直接回収) 【団体数】 15団体(※意見の集約にあたっては、小学校(6件)、健康運動サポーター(2件)、障がい者福祉サービス事業所(3件)、食生活改善(2件)、地区公民館(2件)を、各1団体として集約しているため、24件の意見として集約)
◆令和5年 5月31日(水)	●第1回 高畠町福祉のまちづくり推進委員会 ・場所:高畠町老人福祉センター集会室[午後1時30分～3時30分] ・高畠町福祉のまちづくり推進委員会設置規則について ・報告事項 [(1)令和4年度指標の達成状況について、(2)令和4年度施策の取組状況について、(3)令和4年度重点事業評価について(4)令和5年度の重点施策について] ・協議事項 [(1)令和5年度スケジュールについて、(2)策定体制等について]
◆令和5年 7月10日(月)、 11日(火)、12日 (水)、8月1日 (火)	○庁内関係課等ヒアリング ・事業の課題や今後の方向性について ・令和4年度の施策の取組状況 ・今後の福祉との関わりのある施策について ・町民アンケート調査から ・地域や他部署との連携について ・「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮者」等との関りについて ・社会福祉協議会や地域と連携(つながる)ができそうなこと ・地域とつなげる・つながること
◆令和5年 8月25日(金)～ 8月27日(日)	○地域づくりワークショップ ^o 【助け合い・支え合いの地域づくり会議】 【ワークショップの内容】 ・町民アンケート調査や団体調査、関係課ヒアリングから見えた地域の課題を提示し、グループごとに検証、検討する。 ・課題について地域でできることがないか検討する。 ・参加者一人ひとりが取り組む(取り組める)身近な目標を検討する。

実施日程	実施内容
<p>◆令和5年 9月13日(水)</p>	<p>●第2回 高畠町福祉のまちづくり推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：高畠町老人福祉センター集会室 [午後1時30分～3時30分] ・報告事項 [(1) 庁内関係課等ヒアリング結果について、(2) 地域づくりワークショップの結果について] ・協議事項 [(1) 計画骨子(案)について、(2) その他]
<p>◆令和5年 11月17日(金)</p>	<p>●第3回 高畠町福祉のまちづくり推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：高畠町老人福祉センター集会室 [午後1時30分～3時30分] ・協議事項 [(1) 計画素案について] ・報告事項 [(1) 高畠町社会福祉協議会 第1次中期経営計画について、(2) 今後の日程について]
<p>◆令和5年 12月25日(月)～ 令和6年 1月12日(金)</p>	<p>○パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集方法 郵送、持参、FAX、電子メール ・周知方法 町ホームページ、福祉こども課、各地区公民館、老人福祉センター、ワークショップ参加者、民生委員・児童委委員、議会、庁内各課 ・意見提出者数 4名(電子メール3名、持参1名)
<p>◆令和6年 1月22日(月)</p>	<p>●第4回 高畠町福祉のまちづくり推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：高畠町老人福祉センター集会室 [午後1時30分～3時30分] ・協議事項 [(1) 計画(案)について、(2) 今後の日程について] ・報告事項 [(1) パブリックコメントの実施状況及び結果について]

2 高島町福祉のまちづくり推進委員会設置規則

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく高島町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し推進するため、高島町福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) その他福祉施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉及び教育に関する機関又は団体に所属する者
- (2) 地域活動実践者、ボランティア団体代表者等地域づくりに関係する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、第1項の委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に小委員会委員長を置き、小委員会の委員の互選によりこれを定める。

3 小委員会の組織、会議等については、第4条及び第5条の規定を準用する。

4 小委員会委員長は、会議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長及び小委員会委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員会及び小委員会に会議録を備える。

(公開)

第9条 委員会及び小委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉こども課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

3 策定協力者名簿（敬称略、順不同）

※課の名称は、令和6年3月末時点

【福祉のまちづくり推進委員会】◎委員長 西田恵子

西田 恵子	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科教授
木村 達彦	高島町民生委員児童委員協議会 高島支部 支部長
高橋 聡	社会福祉法人 ゆい三友 太陽の家 施設長
峯 浩明	高島町連合校長会 会長
島倉 静夫	社会福祉協議会副会長
中川 広幸	二井宿地区公民館 館長
中川 幸子	つくし保育園 園長
大塚 栄一	たまなび 代表
田中 茜	地域活動実践者
小林 和香子	農業

【庁内関係課ヒアリング参加者】

福祉こども課	大浦良一 安部尚子 高橋睦子 加藤幸栄
社会福祉協議会	小野重明 栗田東
健康長寿課	鈴木智香子 小林幸代 二階堂裕美 木戸美樹 渡部幸恵
総務課	市川直樹
企画財政課	南波幸子 黒澤美香
生活環境課	竹田恭一 我妻美樹
建設課	我妻和人
農林振興課	黒田こずえ 澁江穂香
商工観光課	鈴木享
社会教育課	鈴木勲 完戸康真
教育総務課	渡部一喜
公立高島病院	佐藤英樹 島津敏 木戸貴 五十嵐惇一 高橋秀周
高島地区公民館	菅野卓 土田裕一
二井宿地区公民館	中川広幸 小田部京
屋代地区公民館	東條英史
亀岡地区公民館	五十嵐研一
和田地区公民館	鈴木和恵
糠野目生涯学習センター	長谷川正 二宮栄市

【まちづくりワークショップ参加者】

<p>○高島地区</p> <p>菅野 卓 土田裕一 木村達彦 中川京子 山口昌平 大河原茂 加藤美恵子 近野憲希 高橋弘幸 黒田郊一 高橋勝利 島倉静夫 大浦美根子 佐々木育子 榎本奈生</p>	<p>○二井宿地区</p> <p>中川広幸 小田部京 齋藤好太郎 島津美和子 神保一雄 高梨美子 秋葉典彦 佐々木美智子 佐藤美鈴</p>	<p>○屋代地区</p> <p>八巻太郎 富樫雅彦 東條英史 御田伸一 酒井啓子 加藤富士子 高橋忠昭 朝倉由里子 武田和敏 島倉静夫 高橋聡 工藤大学 鈴木智香子</p>
<p>○亀岡地区</p> <p>後藤昌平 五十嵐研一 古山安雄 小野一夫 田中茜 小林和香子 島倉静夫 栗田桃子 秋生さやか</p>	<p>○糠野目地区</p> <p>二宮栄市 木村忠広 遠藤ひとみ 山口伸治 久保寺三千代 服部登 我妻由美子 野本知二 小関泰一 加藤博 清澤のぶ子 市川穂波 中川幸子 高橋大智 高橋睦子 杉村賢太郎 高橋梓 二階堂裕美</p>	<p>○和田地区</p> <p>安藤 淳 鈴木和恵 富士川麗子 皆川美知子 星 憲三 平正一 渡部八重子 平京子 石田唱子 遠藤千佳子 大木亜紀 渡部幸恵</p>

○事務局

町社会福祉協議会	高橋新一郎 小野重明 戸田千恵 栗田東 高梨りの 竹田重隆 内堀宏佳
福祉こども課	大浦良一 安部尚子 加藤幸栄 猪野太一 石川未緒

4 委員メッセージ



木村達彦委員
誰もが笑顔で長く安心して暮らせる
住み良い地域づくり



西田恵子委員長
あたたかい心にあふれた高島町はみんなの大事な居場所ですね！
～今までも魅力的・これからさらに魅力的～



島倉静夫委員
みんなつながり
みんなで動かす
やさしくあたたかい地域



中川幸子委員
助け合い、お互いさまの気持ちで安心して暮らせる町に・・・



高橋聡委員
ふつうのくらしのしあわせをかみしめて、わかち合いたい。

策定委員からのメッセージ

計画を策定して下さった委員のみなさんから
計画に対する想いを寄せて頂きました



大塚栄一委員
みんなに気づき
孤立することがない
高島へ



中川広幸委員
思いやりいっぱい！



峯浩明委員
町民みんなのしあわせのために。「気づく」「つながる」「支え合う」ことを実践していきたいと
思います。
ドコマデモキミノトモチ！



小林和香子委員
想像力&共感力&行動力
オーガニックに たかはた



田中茜委員
やらない・しないは言わない！！
まずは・・・
やってみる事♡

第5次
高畠町地域福祉計画・
高畠町地域福祉活動計画

発行日 令和6年3月
発行 山形県 高畠町
企画・編集 高畠町福祉こども課
高畠町社会福祉協議会

[高畠町福祉こども課]

〒992-0392

山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地

T E L : 0238-52-1111 (代表電話)

F A X : 0238-52-1543

[高畠町社会福祉協議会]

〒992-0351

山形県東置賜郡高畠町大字高畠 454 番地 4

T E L : 0238-52-4486

F A X : 0238-52-4486